

第 5 次大阪府障がい者計画の中間見直し（案）について

第1章 計画策定にあたって

1. なぜ計画の策定が必要か

- 大阪府においては、平成 24 年度から令和 2 年度末を計画期間とする第 4 次大阪府障がい者計画（以下、「第 4 次計画」という。）に基づき、幅広い分野にわたる施策を総合的、計画的に推進してきました。第 4 次計画は、平成 29 年度に平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 年間を総括し、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間を第 4 次計画（後期計画）（以下、「後期計画」という。）として、第 5 期大阪府障がい福祉計画及び第 1 期大阪府障がい児福祉計画と一体的なものとして改定しました。
- 第 4 次計画においては、「人が人間（ひと）として支えあい共に生きる自立支援社会づくり」を基本理念に据え、「権利の主体としての障がい者の尊厳の保持」、「社会的障壁の除去・改善」、「障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求」、「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」、「多様な主体による協働」の 5 つの基本原則のもと、福祉、教育、就労、保健医療、まちづくりなど、障がい者の自立と社会参加に向けたあらゆる分野の取組みを実施してまいりました。
- とりわけ、「地域生活への移行の推進」と「就労支援の強化」、「施策の谷間にあった分野への支援の充実」については、最重点施策として位置付け、具体的な数値目標の達成をめざし、重点的に推進してきたところです。
- 平成 30 年 3 月に後期計画として改定した際、障がい当事者目線での 6 つの生活場面の共通の舞台となる地域全体に横たわる課題への対応や、大阪府域の市町村全体の支援体制の底上げなど、これからの「地域共生社会」の実現を見据え「地域を育む」観点を持って取組みを進めることの重要性が指摘され、新たに「地域を育む施策の推進方向」について現状と課題を整理いたしました。
- また、平成 30 年 4 月には改正社会福祉法が施行され、都道府県の地域福祉支援計画が、障がい、高齢など各福祉分野の上位計画と位置付けられ、インクルーシブな共に生きる社会の実現に向け、より包括的な地域での支援体制を整備していくことが示されたところです。
- これを受け、大阪府においては、平成 31 年 3 月に第 4 期大阪府地域福祉支援計画を策定し、「誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会」、「地域のつな

がりの中で、ともに支え、共に生きる地域社会」、「あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている社会」といったビジョンのもと、障がい者計画や高齢者計画等との連携・調和を図りながら、地域共生社会の実現に向けた取組みを進めていくこととしております。

- 一方、今後、地域で障がい者が抱える課題は、障がい者の重度化・高齢化や、障がい者とその家族等が支援につなげられないまま社会で孤立していく、いわゆる「8050 問題」など、より複合化・複雑化し、地域コミュニティの希薄化や人口減少、超高齢社会化とも相まって、さらに深刻なものとなることが懸念されています。
- このため、令和2年6月に改正社会福祉法が成立し、国において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援に取り組むこととしており、今後の障がい福祉分野における課題を地域社会が抱える課題の大きな要素の一つとして捉え、地域全体で課題解決に向けた関係機関の連携体制の構築や、ハード・ソフト両面での環境整備等を進めていく必要があります。
- 第4次計画期間中に、障害者虐待防止法や障害者差別解消法が施行されるなど、障がい者の尊厳を守る法整備がなされてきましたが、いまだ障がい者を取り巻く社会環境のバリアフリー化は道半ばであり、平成28年に発生した相模原市での障がい者殺傷事件や、平成29年に発覚した寝屋川市での障がい者監禁死亡事件など痛ましい事件が後を絶ちません。また、旧優生保護法に基づく優生手術に対する救済も始められたばかりです。
- このような背景も踏まえ、第5次大阪府障がい者計画では、障害者権利条約において明文化されている「全ての政策及び計画において、障がい者の人権の保護及び促進を考慮に入れること」に則り、障がい者の権利と尊厳の保持を大前提に、今後の障がい福祉分野の課題解決に不可欠な地域福祉の充実という観点から、「地域を育む施策の推進方向」について、個々の生活場面との関係性も踏まえ、新たに、共通場面として整理を行うこととしました。
- また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画（以下、「障がい福祉計画等」という。）については、市町村における障がい福祉サービスの提供が確保され、各施策が確実に推進されるために必要不可欠なものであり、障がい者計画と不可分の関係にあることから、引き続き本計画に含まれるものとして一体的に策定します。

- さらに、大阪府では独自に平成 25 年度に「発達障がい児者支援プラン」、平成 29 年度に「新・発達障がい児者支援プラン」を策定し、発達障がい児者のライフステージに応じた支援の充実をはじめ、様々な取組みを進めてきました。これまでのプランの内容は第 4 次計画にも盛り込まれており、計画期間は令和 2 年度までになっています。発達障がい児者支援施策については、発達障害者支援法の改正（平成 28 年）や障害者差別解消法の施行（平成 28 年）、改正障害者雇用促進法の施行（平成 30 年）など法制度面の整備が行われたことなどにより、他の障がい児者支援施策と並んで取組みが進められるようになってきました。その一方、「8050 問題」や教育と福祉の連携といった発達障がいの人だけでなく、障がいのある人全般に共通した課題も顕在化してきており、発達障がい児者支援施策だけではなく、他の障がい児者支援施策と共通の視点で考えていくことも必要となってきました。このため、令和 3 年度からの発達障がい児者支援施策については、当該新プランの後継となる内容を本計画に位置付けて推進していきます。
- 国において、「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト（令和元年 3 月開始）」の一環として、令和 4 年 2 月、地域の特性に応じ、難聴児の早期発見・早期支援を総合的に推進するための基本方針が示されました。
これを受け、大阪府では、難聴児の早期発見・早期支援に向けて、各関係所管課における取組み内容が一層推進するよう、第 5 次障害者計画に位置づけて取組みます。
- 本計画の策定に当たっては、障がい当事者やその家族が多数参画する「第 5 次大阪府障がい者計画策定検討部会」における議論を基に、令和 2 年 9 月に大阪府障がい者施策推進協議会がとりまとめた意見具申「第 5 次大阪府障がい者計画の策定について」を最大限尊重するとともに、障がい福祉計画等については、国の基本指針（令和 5 年こども家庭庁・厚生労働省告示第 1 号による改正後の全文）に即してとりまとめています。
- 大阪府としては、本計画の推進を通じて、市町村とともに障がい福祉サービスや相談支援などのさらなる整備・充実を図るとともに、平成 27 年 9 月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」の観点を踏まえ、教育や就労、まちづくりなど広範囲な施策の推進を図り、真の共生社会の実現に向け、様々な主体が協力しあい、地域全体で障がい福祉分野の課題解決に取組み、障がい者が自分らしく、安全・安心に暮らすことのできる大阪の実現を目指してまいります。
- なお、障がい者の文化芸術活動については、「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」において、障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るこ

とを目的とし、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。大阪府では、障がいのある人の文化芸術活動の推進における現行の取組みや今後の取組みについて、同法第8条第1項の規定に基づき、地方自治体が策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」として本計画の第4章に位置付けて推進していきます。



障がい者施策にかかる主な法制度等の動向

◎社会福祉法の改正（平成 30 年 4 月・令和 3 年 4 月施行）

「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、住民が地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や住民に身近な圏域において分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制や生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して複合化した地域生活課題を解決するための体制など市町村における包括的な支援体制づくりに努めることとされました。また、市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、都道府県が策定する地域福祉支援計画及び市町村が策定する地域福祉計画が、福祉の各分野における共通事項を定めた上位計画として位置づけることとされました。

また、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制ではニーズへの対応が困難であることから、市町村の創意工夫によって、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、属性を問わない包括的な支援体制の構築を円滑に実施できるよう制度化されました。

◎障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成 30 年 4 月施行、一部平成 28 年 6 月 3 日施行）

障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者に対する介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られました。そのうち、医療的ケアを要する障がい児については、当該児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健医療、福祉等の連携促進に努めるものとされました。また、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が実施されました。

◎障害者雇用促進法の一部改正（平成 28 年 4 月施行、一部平成 30 年 4 月施行）

雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供義務について定められるとともに、事業主に対して、その雇用する障がい者からの苦情を自主的に解決することが努力義務化されました。また、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加えられることとなりました。

◎高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律
(平成 30 年 11 月施行)

2021 年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックを契機として、共生社会の実現をめざし、全国でさらにバリアフリーを推進するとともに、一億総活躍社会の実現に向けた取組みを進めるべく法改正されました。また、令和 2 年 2 月には、公立小中学校のバリアフリー基準適合義務化等のハード対策に加え、市町村等による心のバリアフリーの推進などソフトの対策を強化する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。

◎障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備を含む著作権法の一部を改正する法律 (平成 31 年 1 月施行)

音訳等を提供できる障がい者の範囲に、改正前から明示されている視覚障がいや発達障がいのために、視覚による表現の認識に障がいのある者に加え、新たに肢体不自由者等が対象となる旨、規定が明確化されました。また、権利制限の対象とする行為について、改正前から対象となっているコピー、譲渡やインターネット送信に加え、新たにメール送信等が対象にされました。

◎障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 (平成 30 年 6 月施行 以下「障害者文化芸術活動推進法」という。)

文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がい者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした法律が施行されました。

◎視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (令和元年 6 月施行 以下「読書バリアフリー法」という。)

視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関し、基本計画の策定その他の視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定め、国や自治体が果たすべき責務などを明記し、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律が施行されました。

■第5次大阪府障がい者計画策定後の主な動き

◎障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下、「情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）（令和4年5月施行）

障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関し、国及び自治体等の責務や国及び自治体が行う基本的施策を定め、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律が施行されました。

◎障害者総合支援法等の一部改正（令和6年4月1日施行、一部令和5年4月1日、10月1日施行）

障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実（障害者総合支援法、精神保健福祉法）、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進（障害者総合支援法、障害者雇用促進法）、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備（精神保健福祉法）、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化（難病法、児童福祉法）などの措置を講じることとされました。

◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年4月施行）

事業者による合理的配慮の提供が全国的に法的義務とする法改正がされました。また、これにあわせて、改正法の円滑な施行に向け、政府全体の方針となる障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針が改定され、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」に関する例を新たに記載したほか、行政機関等・事業者と障害のある人の双方の「建設的対話」と「相互理解」が重要であることが明記されました。

◎難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針の策定（令和4年2月策定）

難聴児に対する早期支援の取組の促進が重要であることや、難聴児に対する早期支援の促進のためには、難聴児及びその家族に対して、都道府県及び市区町村の保健、医療、福祉、教育に関する部局や医療機関等の関係機関が連携して支援を行う必要があることなどを踏まえ、国において基本方針を定め、各都道府県が策定する難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画の作成指針とするとともに、難聴児の早期発見・早期療育推進のための方策が示されました。

◎報酬改定（令和３年４月、令和４年１０月）

令和３年４月に障がい者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行、地域生活の支援、相談支援の質の向上や効果的な就労支援の推進、医療的ケア児への支援等に向けた報酬改定が行われました。また、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、介護・障害福祉職員の処遇改善として、令和４年１０月以降について臨時の報酬改定が行われました。

◎障害者権利委員会による見解及び勧告を含めた総括所見（令和４年９月）

令和４年８月に障害者権利条約の締約国として、障害者権利委員会による政府報告の審査が実施され、同年９月には同委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されました。令和５年３月に策定された国の障害者基本計画（第５次）においては、総括所見で多岐にわたる事項に関し、見解及び勧告が示されたことを受け、各府省において、当該基本計画に盛り込まれていない事項も含め、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められる旨、記載されました。

- その他、本計画に関する今後のトピックスとして、大阪・関西万博（令和７年開催予定）などがあり、これらの動向を踏まえ、その趣旨等についても、できる限り計画に盛り込んでいきます。

- とりわけ、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」は、平成２７年９月に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された２０３０年までの国際開発目標であるSDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標として１７の目標）が達成された社会の実現をめざすものであり、SDGsの「誰一人取り残さない」ことという理念は、本府の障がい福祉施策を推進する上で重要です。

２．この計画はどのような性格をもっているのか

- 都道府県障がい者計画は、障害者基本法第１１条第２項に基づくものであり、長期的な視野から、障がい者施策全般に関する基本的な方向と達成すべき目標を示す総合的な計画であり、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）第９条第１項の規定に基づき、本計画の策定や変更に当たっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされています。

また、府民が行う障がい者に対する支援活動や市町村の障がい者施策及び市町村障がい者計画に関するガイドラインにもなるものです。

- 都道府県障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、それぞれ障害者総合支援法第 89 条第 1 項と児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項の規定に基づくものであり、国の基本指針に即して、3 年間の障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等（以下、「障がい福祉サービス等」という。）の見込量等を示すものです。

また、都道府県と同時に策定する市町村の障がい福祉計画等の達成に資するため、これらとの整合を図りながら、広域的な観点から具体的な数値目標（成果目標）を設定し、その実現に向けて取り組むべき方策等を定めています。

- 本計画は、**第 7 期**大阪府障がい福祉計画と**第 3 期**大阪府障がい児福祉計画（以下、「**第 7 期**大阪府障がい福祉計画等」という。）を含めて一体的に記述しており、障がい福祉サービス等の見込量等については、市町村の算定したものを集計して設定し、**第 5 章**に該当部分をまとめて掲載しています。

- さらに、「将来ビジョン・大阪」、「大阪府人権施策推進基本方針」、「大阪府地域福祉支援計画」、「大阪府子ども総合計画」、「大阪府高齢者計画」、「大阪府介護・福祉人材確保戦略」、「大阪府医療計画」、「住まうビジョン・大阪」、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」、「教育振興基本計画」など関係計画等との連携・調和を図っています。

3. 計画の目標時期はいつか

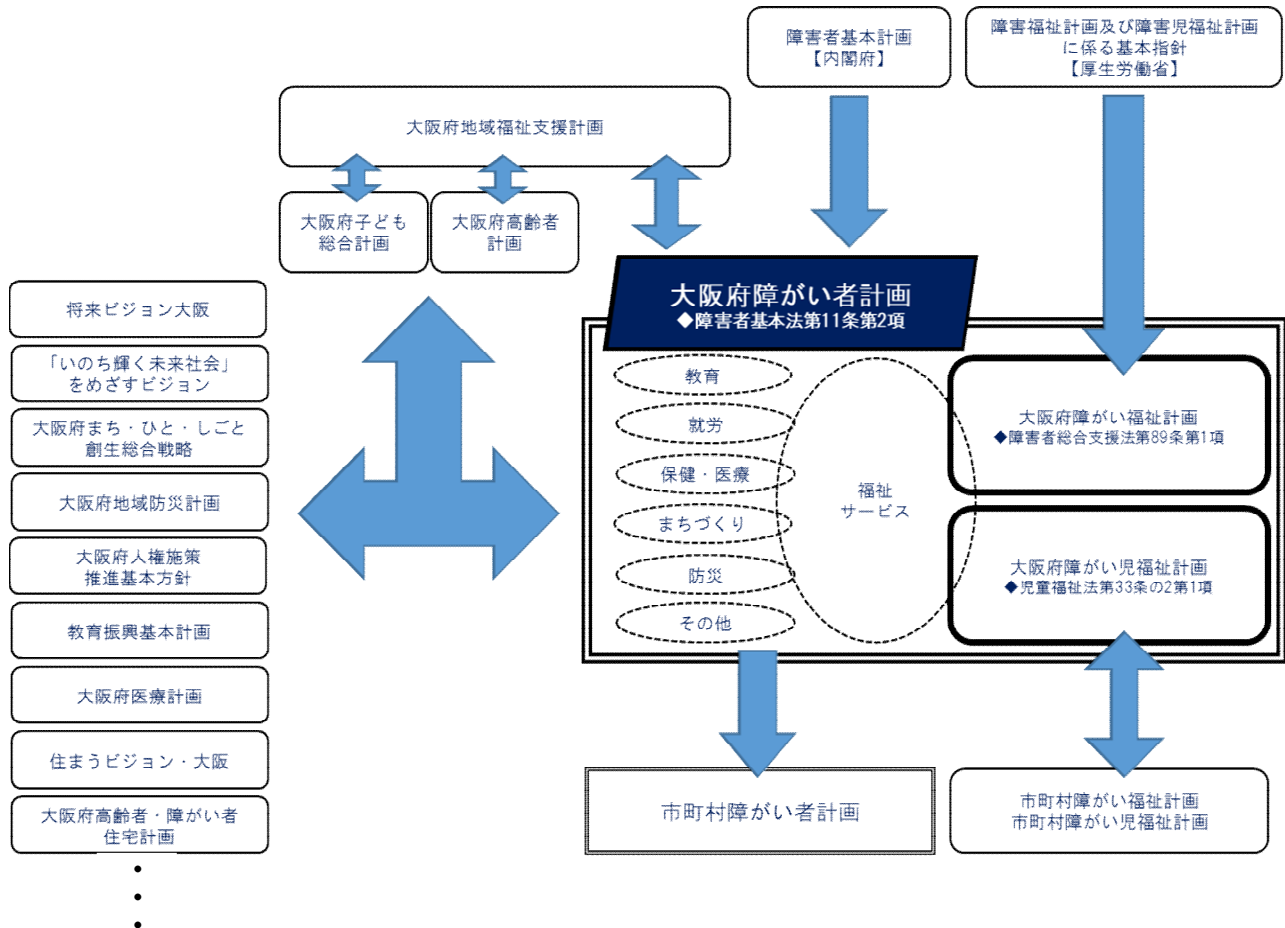
- 昨今の様々な技術革新等により、迅速かつ短期的に社会状況は変化しています。このような状況は、今後もより加速していくことが考えられ、障がい福祉分野への影響も、大阪・関西万博の開催などを契機に、より大きくなってくると考えられます。
- そのような状況を勘案し、計画期間については、社会状況の変化に柔軟な対応ができ、一定期間の取り組みの成果の検証ができるような期間が望ましいと考えています。また、本計画の上位計画である国の障害者基本計画の計画期間（5 年間）や、障がい者計画を実行していくための定量的指標が示された障がい福祉計画等の計画期間（いずれも 3 年間）との整合性を図らなければなりません。

- 以上のことから、関係計画との整合性を図りつつ、今後の社会状況の変化に柔軟に対応できる計画とするため、本計画の計画期間を令和３年度から令和８年度までの６年間とします。なお、障がい福祉計画等は、国の基本指針において、３年を１期として策定することになっており、**第７期**大阪府障がい福祉計画等は、**令和６年度**から**令和８年度**までの３年間の計画とします。

図1：障がい者計画及び関連する計画等の計画期間

年 度	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
障害者基本計画 〔内閣府〕		第4次計画(H30-R4)											
大阪府 地域福祉支援計画 〔福祉部 地域福祉推進室〕			第4期計画(R1-R5)										
大阪府 障がい者計画 〔福祉部 障がい福祉室〕	第4次計画(後期計画)(H24-R2)				★ 第5次計画(R3-R8)								
大阪府 障がい福祉計画 〔福祉部 障がい福祉室〕		第5期(H30-R2)			第6期(R3-R5)		第7期(R6-R8)		第8期(R9-R11)				
大阪府 障がい児福祉計画 〔福祉部 障がい福祉室〕		第1期(H30-R2)			第2期(R3-R5)		第3期(R6-R8)		第4期(R9-R11)				

図2：障がい者計画と関係計画等との概念図



4. 計画が実効性をもつために

- 大阪府では、予算事業だけでなく、予算を伴わない取組みも含めあらゆる手法を用いて、計画に実効性を持たせることが必要であると考えています。具体的な事業や取組みについては、その時々々の要請、状況に応じて検討していくこととし、引き続き、適切な状況把握と効果的な事業実施に向け、最大限の努力をしていきます。
- また、国に対しては、障がい者の自立と社会参加を実現する上で必要な法制度や施策の創設・改正がなされるよう、具体的な要望及び提言を行っていきます。さらに、施策の進捗状況を踏まえ、市町村など関係者との連携を密に図り、目標を達成していきます。

5. 計画を推進する体制や進行管理をどうするか

- 本計画は、大阪府のホームページに掲載し、市町村をはじめ、さまざまな関係者に周知等を図ります。
- 大阪府においては、大阪府障がい者施策推進本部のもと、関係部局が連携しながら、本計画を推進し、障がい者施策の充実を図ります。
また、本計画の進捗状況等について、毎年度、大阪府障がい者施策推進協議会に報告し、点検、評価等を受けるなど、障がい当事者を中心に関係者の意見を大切にしながら本計画の推進を図っていきます。
- なお、**第7期**障がい福祉計画等については、**令和8年度**を目標年度として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定するとともに、成果目標を達成するため、**令和6年度**から**令和8年度**までの各年度の障がい福祉サービス等の各分野における取組みの状況を分析するための指標（活動指標）を設定し、その見込値の達成のための方策等を明らかにすることにより、同計画の目標を実現していかなければならないこととされています。このため、方策等については第3章に反映するとともに、成果目標や活動指標等については**第5章**において掲載しています。また、「成果目標」と「活動指標」については年1回、その進捗状況の分析・評価等を行い、その結果を公表します。

（大阪府における成果目標と活動指標の相関関係）

（成果目標）

（活動指標）

施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

（都道府県・市町村）

- 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援の利用者数・利用時間数
- 短期入所・生活介護の利用者数・利用日数
- 療養介護の利用者数
- 自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援の利用者数

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神病床退院後１年以内の地域平均生活日数
- 精神病床における１年以上長期入院患者数
- 精神病床における早期退院率（入院後３か月・６か月・１年の退院率）

（都道府県・市町村）

- 保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数・参加者数・目標設定・評価の実施回数
- 精神障がいの地域移行支援の利用者数
- 精神障がいの地域定着支援の利用者数
- 精神障がいの共同生活援助の利用者数
- 精神障がいの自立生活援助の利用者数
- 精神障がいの自立訓練（生活訓練）の利用者数

（都道府県）

- 精神病床退院患者の退院後の行き先

地域生活支援拠点等の機能充実

- 効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築
- 運用状況の検証・検討
- 強度行動障がい者の実情や求める支援サービス等に関する調査の実施

（都道府県・市町村）

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数
- 地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数
- 地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施回数

福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を６割以上
- 就労定着支援事業の利用者数
- 事業所ごとの就労定着率
- 就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の平均額

（都道府県・市町村）

- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の利用者数・利用日数
 - 就労定着支援の利用者数
 - 就労選択支援
- （都道府県）
- 就労移行支援事業等の利用者の一般就労への移行者数
 - 障がい者に対する職業訓練の受講者数
 - 福祉施設から公共職業安定所・障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
 - 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

相談支援体制の充実・強化等

- 基幹相談支援センターの設置
- 地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制の確保
- 協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みの実施及び取組みを行うために必要な協議会の体制確保

（都道府県・市町村）

- 基幹相談支援センターの設置の有無
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 地域の相談機関との連携強化の取組回数
- 個別の事例の支援内容の検証回数
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施
- 協議会の専門部会の設置
- 計画相談支援・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

（都道府県・市町村）

- 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- 障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有

障がい児支援の提供体制の整備等

- 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置
- 障がい児入所支援に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

（都道府県・市町村）

- 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援の利用児童数・利用日数
- 障がい児相談支援の利用児童数

（都道府県）

- 福祉型障がい児入所施設の利用児童数
- 医療型障がい児入所施設の利用児童数

発達障がい児者等に対する支援

- 発達障がい児者等への相談支援体制の充実
- 発達障がい児者等及び家族等への支援体制の確保

（都道府県・市町村）

- 発達障がい者支援地域協議会の開催回数※
 - 発達障がい者支援センターによる相談支援件数※
 - 発達障がい者支援センター・発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言・外部機関や地域住民への研修・啓発件数※
 - ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）
 - ペアレントメンターの人数
 - ピアサポート活動の参加人数
- ※市町村は指定都市に限る

第2章 基本的な視点

1. 基本理念

- 第4次計画では「人が人間（ひと）として支えあい共に生きる自立支援社会づくり」を基本理念に掲げ、社会全体が障がい者への必要かつ合理的な配慮を真摯に考え、社会を構成する個々人の支え合いにより合理的配慮の実践が広がっていく社会をめざすとともに、障がい者に対する支援を拡充していくことを通じて、障がいの有無に関わらず、誰もが誇りと尊厳を持って、社会を構成する一員として暮らすインクルーシブな社会の実現を目標としていました。
- この基本理念は、国の障害者基本計画における基本理念と共通しており、障がい者が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加することを促進し、真の共生社会を実現するために引続き重要な視点であることから、本計画においても大筋で継承し、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を本計画の基本理念とします。
- これは、障がい者の尊厳と権利の保持を前提に、すべての障がい者が分け隔てられることなく、また障がい者やその家族が孤立せず、支援を行き届かせることができる「誰一人取り残されない大阪」の実現に向け、地域の多様な主体が互いに理解し合い、支え合うことで、包容力のある地域が育まれ、障がいの有無に関わらず、全ての人間（ひと）が支え合って生きるインクルーシブな社会の実現をめざすことを表現するものであり、障害者権利条約の理念に通じるものです。
- また、障害者権利条約に基づく、あらゆる障がい者の尊厳と権利を保障するという理念に加え、今後の障がい福祉を支える地域を育む視点を盛り込むとともに、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」ことや令和7年に開催が予定されている大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」をも勘案し、あらゆる主体に向けたメッセージ性のある基本理念にすべきであると考えています。

2. 基本原則

- 基本理念に掲げられた共に生きる社会の実現に向けて、今後の障がい福祉分野における課題解決に取り組んでいくにあたっては、地域全体での障がい理解、課題認識に基づく連携、協働が不可欠であり、そのような地域を育んでいく意識を共有することが必要

です。

- 加えて、地域社会における多様な主体が、障がい者の自立と社会参加のために、様々な役割を果たしていけるよう、市町村及び大阪府がより連携して、大阪全体の底上げにつながる環境整備に取り組む姿勢が重要となります。この「底上げ」とは、あらゆる地域で支援をきちんと行き届かせるということ、また、地域やあらゆる主体が切磋琢磨し、様々なサービス水準が向上し、支援の質が高まることをめざすものです。
- このような観点から、以下の5つの基本原則を示します。

(1) 障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持

障がい者が権利の主体として、いつ、いかなるときにおいても人間（ひと）としての尊厳を保持できる差別のない社会の構築に一層取り組んでいきます。また、本人をはじめ社会から孤立した家庭や親をフォローし、適切な支援につなぐことにより、障がい者虐待の防止に向けた取組みを進めていきます。

(2) 多様な主体の協働による地域づくり

多様化する障がい者ニーズに対応し、障がい者の自立と社会参加を実現していくため、行政、障がい当事者や家族、府民、事業者、NPO、地域団体など多様な主体の参画と協働により障がい者施策を推進していく地域を育んでいきます。

(3) あらゆる分野における大阪府全体の底上げ

大阪府や市町村が連携を強化し、あらゆる地域で支援を行き届かせるとともに、事業所間での連携を図りつつ、地域や多様な主体が切磋琢磨し、あらゆる分野でサービス水準を向上させ、支援の質を高めていきます。

(4) 合理的配慮によるバリアフリーの充実

依然として障がい者に対する差別・偏見が存在しているため、今後も障がい特性を勘案した合理的配慮の周知啓発を図るとともに、社会的障壁の除去に向け、ハード面・ソフト面でのバリアフリーの充実に努めていきます。

(5) 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

障がいの有無に関わらず、それぞれの個性と差異と多様性が尊重され、人格を認める「共生社会」、そして、障がい者が社会の構成員として分け隔てられることなく地域社会でともに自立し支えあう社会（インクルーシブな社会）の実現を追求していきます。

第1節 最重点施策

大阪府は、障がい者の自立と社会参加に向け、様々な取組みを進めていきますが、特に次の3つの分野を最重点施策として、引き続き強力に推進します。

1. 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進

入所施設や精神科病院からの地域生活への移行は、生活の場を移すための支援だけでなく地域での生活づくりの支援であり、障がい者が地域社会の一員として、地域とつながりを持ちながら豊かに暮らしていく第一歩であり、施設や病院においても地域との連携が進められてきたところです。しかしながら、長期に亘る入所や社会的入院の状態にあった障がい者の中には、地域での暮らしを具体的にイメージすることができず、その結果、地域での暮らしを希望できない状況であることも考えられます。

行政などからの働きかけがないままに入所等の状態が継続されるのではなく、関係機関が連携し、様々な機会を捉えて地域生活のイメージを分かりやすく示したり、具体的に地域での生活のイメージができるよう体験の取組みを実施しながら、一人ひとりの状態や今後の希望を適切に把握した上で、地域移行を推進し、地域での暮らしを実現していかなければなりません。

一方で、障がい者が地域で希望する暮らしを実現するためには、住まいの場となるグループホームをはじめ、日々の暮らしに必要な障がい福祉サービスを質・量ともに確保することが必要です。また、80歳代の高齢者の親と50歳代の障がいのある子だけで暮らしている、いわゆる「8050問題」などの課題を解消し、障がい者とその家族等が、地域で安心して暮らしていくための環境づくりが重要です。

大阪府では、引き続き最重点施策として入所施設や精神科病院からの地域生活への移行を推進しつつ、地域のあらゆる人々が協力し、入所施設をはじめ、社会インフラがその役割と機能を発揮し、有機的に連携することにより、地域全体で支えながら障がい者が自ら希望する生活を実現していく社会をめざします。

2. 障がい者の就労支援の強化

障がい者が自ら希望するところで働き、収入を得て、より豊かで充実した暮らしができるようになることは、障がい者の自立と社会参加にとって大変重要です。障がい者の自立やともに生きる社会の実現に向けて、安定した生活を支える大きな要素の一つとな

る就労支援は不可欠なものであり、引き続き大阪府の障がい福祉施策における重点施策に位置付け、障がい者が嫌な思いをせずに希望するところで働くことができるような環境づくりや就労支援を行うとともに、就労後の職場定着や生活の安定に向けた取組みを強化していきます。

とりわけ、大阪府では 20 年以上にわたり、府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携の下に、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者等の雇用、就労機会を創出し、自立を支援する取組みとして「行政の福祉化」に先駆的に取り組んできたところであり、今後さらなる充実を図っていきます。

就労支援、就労定着支援においては、障がい種別等に応じた働く上での様々なニーズに対応できる職場環境の確保やサポートの充実が必要です。一人ひとりに寄り添った支援を行い、障がい者が働くことのできる職場の拡大や、通勤・就業時の支援の充実など、幅広く、障がい者の生活の質の向上に寄与する就労施策の推進を図っていきます。

3. 専門性の高い分野への支援の充実

専門性の高い分野への支援の充実については、従来、十分に支援が行き届いていなかった方々も幅広く「障がい者」として捉え、必要な支援を行っていく必要があります。とりわけ高次脳機能障がい者や発達障がい児者、**医療的ケアを要する重症心身障がい児者等**、難病患者などへの支援について引き続き重点的に取り組んでいきます。

発達障がい児者に対するライフステージに応じた切れ目のない支援については、発達障がい児者支援プランを本計画と一体的に整理し、今後さらなる取組みを展開していきます。

また、障がい者の重度化・高齢化、いわゆる「8050 問題」などの複合化した課題等に対応していくために、障がい福祉と高齢者福祉・介護などの他制度との連携や、福祉と保健医療や教育などの関係部局や関係機関との連携・協働も強化していきます。

なお、第 4 次計画においては、高次脳機能障がい者や発達障がい児者、**医療的ケアを要する重症心身障がい児者等**、そして障害者総合支援法の対象に含まれていなかった難病患者などへの支援を対象とした施策として「施策の谷間にあった分野」という表現を用いていましたが、その後の関係法令の改正などを踏まえ、本計画からは「専門性の高い分野」という表現を用いることとしています。

第2節 共通場面に応じた施策の推進方向

I 共通場面「地域を育む」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

多様な主体が協力し、全ての障がいのある人が安心して暮らせる地域を育んでいる

＜現状の評価と課題＞

通信技術等の発達により、都市部・地方に関わらず、全国一律のサービス等が享受できるなど、利便性が向上しています。また、国籍や文化、性などの多様性を許容する風潮が浸透し、様々な立場等の人々が自由に生活しやすい環境が生まれつつある一方で、多様性や「個」が受け入れられやすいがために、地域のつながりが希薄化してきている面も否めません。人々の暮らしが便利で豊かなものになる中で、地域において、より個人や家庭が孤立しやすい環境にもなっています。特に、高齢者の親と障がいのある子だけで暮らしている「8050」問題や「親亡き後」などにおいては、まずはそういった状況に陥らないよう本人や親ともに早い段階から自立した生活が送れるよう支援していくことが重要ですが、地域において孤立しやすく、必要とする支援が行き届かず、様々な課題や苦しさを抱えながら生活している場合があります。

このように複合化・複雑化した課題への対応について、地域において十分な体制が確保できておらず、障がい者やその家族等は、将来の生活の見通しが立てられず、不安を抱えながら生活しています。また、今後のさらなる高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化を背景に、こうした問題はより急速に深刻化していくことが予測されており、家族等が元気なうちから地域とのつながりが確保され、必要な支援が行き届かせ、自立した暮らしを実現できる地域づくりが重要です。

国においても、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地理的条件や地域資源の実態などの地域特性を踏まえつつ、包括的な支援体制の構築に取り組んでいます。

また、近年、相模原市の障がい者支援施設における殺傷事件、府内で発生した障がい者に対する監禁・死亡事件、駅ホームからの転落事故など、様々な形で障がい者の命に関わる痛ましい出来事が相次いで発生しています。それ以外にも、地震や台風、豪雨災害等の自然災害も頻発しており、地域における障がい者の自立生活や社会参加の前提となる、障がい者の安全確保や差別の解消、障がい理解の促進、基盤整備や関係機関の連携は喫緊の課題です。

「共に生きる社会」を実現するためには、障がい者がその存在を脅かされることなく、また、障がいを理由として差別を受けたり、嫌な経験をすることなく、誇りと尊厳を持って、社会を構成する一員として、当たり前生きていける地域を育んでいくことが重要です。そのためには、大阪府はもとより、市町村や障がい福祉サービス事業所、当事者や府民などが連携・協働し、力を合わせて社会全体で障がい福祉分野における課題解決に向けた取組みを進めていかなければなりません。

大阪府では、障がいの有無に関わらず、誰もが排除されず豊かに暮らす包容力のある地域を育んでいくために、「多様な主体が協力し、全ての障がいのある人が安心して暮らせる地域を育んでいる」ことをめざすべき姿とし、長期的な視点を持って社会全体で課題解決に向けた取組みを進めていきます。

また、地域の様々な社会資源を活用しながら、障がい者が地域の希望する所で心豊かに安心して暮らし、いきいきと活動できるよう、地域全体で支援体制を構築し、本計画に掲げる「全ての人間（ひと）が支えあい、包容され、ともに生きる自立支援社会」をめざします。

2. 個別分野ごとの施策の方向性

（１）障がい者虐待の防止や差別の解消（「命と尊厳を守る」地域づくり）

- 平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が、平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行されたことにより、虐待防止や差別解消のためのスキームが整備されつつあるところですが、依然として障がい者に対する虐待事案や差別事象が発生しています。そうした中、平成 28 年 7 月には、神奈川県相模原市の障がい者支援施設において、障がい者殺傷事件が発生したところであり、このような痛ましい事件が二度と繰り返されることの無いよう、障がい者の差別や虐待の防止、障がい理解の促進により強力に取り組まなければなりません。

- 大阪府では、障がい者虐待の認定件数が全国的に見ても多い傾向にありますが、虐待の未然防止、早期発見や迅速かつ適切な対応のためには、市町村が設置する障がい者虐待防止センターがその機能を十分に発揮し、家族や施設職員などの関係者間の連絡調整が適切に実施される必要があります。大阪府としては、虐待の増減要因等の現状分析、重篤事案の事後検証や終結に至るまでのフォローに努めるとともに、市町村や専門機関との連携協力体制を引き続き確保していきます。
- また、障がい福祉サービス事業所等において、不適切な支援等から虐待が生じないよう、支援力を向上し、権利擁護の取組みの充実強化を図るための研修等を実施し、障害者総合支援法等の権限を適切に行使するとともに、市町村に対しても、研修等により職員の対応力の向上を図ります。
- 障がい者虐待においては、親が虐待者となる事案が多い傾向が見られます。社会における家族構成が大きく変化し、地域でのつながりが希薄化してきた状況の中で、障がいのある子どもを育てながら、様々な悩みを抱える親が、困っていることを発信できずに閉じこもってしまったり、子どもの障がいを受容できずに親子で社会から孤立していく状況が背景に潜んでいます。障がい者と暮らす家庭を孤立させず、既に孤立してしまった家庭や親をフォローし、障がい福祉サービスや成年後見制度の利用など適切な支援に結び付けていくことができるよう取り組んでいきます。
- 障がい者差別を解消するためには、障害者差別解消法の趣旨や障がい理解を促進するための普及啓発を充実させるとともに、個別具体的な事案に適切に対応するため、市町村における対応力の向上を図ることが不可欠です。また、共生社会を実現するため、障害者差別解消法において、障がい者差別解消支援地域協議会等の設置促進が求められているところであり、大阪府と市町村とが連携しながら、府域における体制の充実強化を図ることが必要です。

大阪府としては、引き続き、広域支援相談員による取組強化を図るとともに、大阪府障がい者差別解消協議会の合議体における分析・検証等を通じて事例の蓄積と課題や対応策などの整理を行い、その成果を踏まえ差別解消の取組みを進めていきます。
- そのような状況の中で、大阪府では、大阪府障がい者差別解消協議会において令和元年度から「大阪府障がい者差別解消条例」の見直し検討を行ってきました。合理的配慮が当たり前のものとして浸透し、障がい者差別のない社会をつくっていくためには、より多くの府民が社会的障壁の除去に取り組むことが重要です。令和3年度の条例改正に

より、大阪府では、事業者においても、過重な負担が生じない範囲での合理的配慮の提供を義務化しましたが、障害者差別解消法の改正により令和6年4月からは全国的にも過重な負担が生じない範囲での合理的配慮の提供が義務化されました。こうした法改正や社会の動きも契機として、より一層、障がい者差別の解消に向けた啓発や、障がいに対する理解促進に努め、心のバリアフリー化を図っていきます。

- また、障がい者が希望する住まいを確保するために、入居差別や地域住民との間での、いわゆる「施設コンフリクト」などの問題を解決することも必要です。これらの課題は、障がい理解が十分に浸透していないことが要因として発生するものであり、障がい者が希望する所で安心して暮らすことができるようにするために、住宅・障がい福祉・人権部局が連携し、地域住民や関係事業者等への障がい者差別の解消や啓発等に取り組み、障がい者の住まいの確保に努めます。
- 平成31年4月に、旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方々を対象とした救済法が施行されました。これにより過去に障がいを有すること等を理由に、生殖を不能にする手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられた障がいのある方々に対して、一時金が支給されることとなりました。府では専用窓口を設置し、相談の受付や一時金請求の支援をするとともに、一人でも多くの方に制度を活用していただけるよう制度の周知等を積極的に進めていきます。

（２）関係機関による強固なネットワークの構築（「支援体制と課題解決力」の強化）

- 障がい者一人ひとりの多様なニーズに応じた適切な支援を実現するためには、必要なサービスに円滑かつ的確につなげていくことが重要であり、そのためには、総合調整機能の充実や社会インフラの整備が不可欠です。また、個々の支援事例を蓄積していくことによって、その地域が抱える課題も浮き彫りになってきます。
このように、障がい者一人ひとりのよりよい暮らしを「地域全体で支える」体制と、個別支援を通じて課題を抽出し、対応策を講じることで「より良い地域に作り変えていく」仕組みを構築していくことが必要です。
- 障がい者やその家族では、ひきこもりや貧困、社会での孤立など社会的な課題を抱えているケースも多いことから、潜在的に支援を必要としている方々を把握し、手を差し伸べ、適切な支援につなげていくことが重要です。
すぐに支援を必要としている人が、どこに相談すれば良いかわからず困っていたり、

「8050 問題」や「親亡き後」といった複合的な課題を抱えているケースも含め、基幹相談支援センターを核とした相談支援体制の充実を図るとともに、緊急時の対応ができる地域生活支援拠点等の整備を促進します。

- 相談支援体制については、依然として基幹相談支援センターが未設置の市町村があり、引き続き設置に向けて市町村に働きかけていきます。さらに、個々の相談支援事業所で解決が難しい課題に直面した際に、関係機関が連携して対応できるよう、**市町村の自立支援協議会の活性化を促し、ネットワーク機能の強化**や個別支援の充実に取り組んでいきます。
- 地域生活支援拠点等についても、徐々に広がりを見せているものの、未だ府内全域で整備できておらず、引き続き大阪府としても府内市町村の整備状況を把握し、整備に向けて働きかけるとともに、国に対して必要な施策を求めています。また、既に整備されている市町村においては、地域生活支援拠点等がしっかりと運営され、障がい者の地域での暮らしを支えるセーフティネットとしての機能を十分に発揮していけるよう、各自治体における好事例や課題やノウハウなどを共有し、緊急時の受入れなど居住支援のための機能の充実を図ります。
- また、市町村の自立支援協議会についても、好事例の情報共有や個別事例の情報交換等により、課題を抽出し、関係機関による対応策の検討等が適切に実施されるよう、協議会の中核としての役割が期待される基幹相談支援センター等も併せて、市町村の取り組みを支援します。さらに、今後は、医療機関や教育機関等との連携体制を構築することで、より地域における協働の取り組みを促進します。
- このように、関係機関の連携により障がい者を支える仕組みとして、定期的な協議の場である自立支援協議会や、障がい者の重度化・高齢化や「8050 問題」や「親亡き後」も見据えた相談支援、体験の機会、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点等の仕組みが構築されており、これらを市町村が地域の実情に応じて整備し、有効に機能させていくことが必要です。また、その際には、障がい者だけではなく、家族や支援者等をサポートしていくことも視野に入れつつ、関係機関の協働の核となる人材等を中心に各機関がそれぞれの役割分担に応じて、適切に連携することが重要です。
- 障がい者やその家族が抱える課題は、多岐に亘るものであり、障がい福祉だけではなく、地域福祉や高齢介護、教育や労働、保健医療及び危機管理などの関係機関とも連携して課題解決に向けて取り組むことで、障がい者のライフステージに応じた切れ目のな

い支援をより強化していきます。

- 具体的には、**介護保険サービス利用に伴う相談支援専門員と介護支援専門員等の関係者間の連携や、**行政の福祉化などに基づく障がい者雇用の促進に向けた学校と事業者とが連携した取組み、文化芸術分野における創造・発表機会の確保や福祉と防災部局との連携による平常時からの災害対策など、様々な主体の連携による取組みを進めていく必要があります。また、今後想定される大規模な自然災害で、障がい者が命を落とすことのないよう、避難場所の確保や避難支援の取組みについて関係機関、地域住民、事業所等が連携して検討を進めていきます。
- **これまで、分野別、年齢別に縦割りだった支援を当事者を中心とした「包括的」な支援とし、障がい者本人だけでなく、ヤングケアラーを含む家族介護者など、その世帯が抱える地域生活課題を把握・解決する「包括的な支援体制」が市町村において整備されるように支援します。**
- **また、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援や地域づくり等の取組みを活かしつつ、制度を横断し、狭間を埋めていく包括的な支援体制を整備するために、重層的支援体制整備事業が府内市町村において円滑に実施されるよう支援します。**

（３）人材の確保と育成（「担い手」の強化）

- 今後、少子高齢化・人口減少社会の進展に伴い、生産年齢人口（15～64 歳人口）は減少する一方で、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、障がい者一人ひとりのニーズが高度化・多様化し、今以上に障がい福祉サービスの量と質の需要が高まってくることが想定され、グループホームの世話人、訪問看護師、相談支援専門員などの人材確保がますます困難になることが懸念されます。
- このような中、大阪府では、福祉人材を量・質ともに安定的に確保していくため、**「大阪府介護・福祉人材確保戦略 2023」**をとりまとめ、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の３つのアプローチにより、オール大阪で取組みを進めています。
- 「参入促進」については、介護職のイメージアップやマッチング力の向上、若者や社会人経験者、地域の障がい者や高齢者等、幅広い層の参入促進を図り、幅広く活躍できる人材の確保を推進します。「労働環境・処遇の改善」については、介護ロボットの導入

促進、ICT を活用した業務効率化の他、多様な人材の障がい福祉分野への誘導や実態に見合った報酬改定も含めた国への要望等を通じて労働環境や処遇の改善を図るとともに、地域の障がい福祉サービス事業所と連携した職場体験や、実地訓練、専門研修等を実施し、大阪府全体で施設職員やサービス従事者の「資質の向上」に向けて取り組んでいきます。

- 特に、個々の障がい特性やニーズを踏まえつつ、「8050 問題」や「親亡き後」や強度行動障がいや高次脳機能障がいなどの複合的または専門性の高い課題に応じた支援やサービス提供につなげていくためには、的確な見立てが必要であり、より専門的な支援スキル・環境調整のノウハウが求められます。今後、好事例の横展開（市町村間・事業所間において先進的・効果的取組等を広げていくこと）を図るとともに、サービス従事者のアセスメント・モニタリングの質を向上させる研修の充実や府立施設等の取組を活用した障がい者の地域生活を支える人材の育成等に取り組んでいきます。
- 発達障がいについては、個々の特性に応じた専門的な支援が求められるため、発達障がい児を支援する通所支援事業所に対して適切な支援ノウハウを提供したり、発達障がい児者の多様なニーズに対応する支援機関へのコンサルテーションを行うことで地域の支援力の向上に努めます。
- また、障がい者が、支援者として障がい福祉サービス事業所で働くことができるようになることも考えられます。そのような場所で積極的に障がい者が活躍できるよう、サービス従事者になるために必要となる研修や資格取得等において、障がい特性に応じた情報保障や移動支援等の合理的配慮の提供に関する取組みも進めていきます。

（４）障がい理解の促進と合理的配慮の浸透（「支え合う力」の強化）

- 障がいは多種多様で、必要となる支援等も一律ではありません。また、発達障がい児者、難病患者などは外見からはわかりにくい障がいのために、学校や職場などにおいて、周囲から理解されず苦しい思いをしている方もいます。地域に暮らす全ての人々が、障がいや障がい者についての理解を深め、障がい者に自然に配慮できるようになるような環境を整備していくことが必要です。
- まずは、府民一人ひとりが、障がいについて理解することが何よりも大切であり、合理的配慮の提供が、日常的・自発的に実践される社会をめざしていかなければなりません。

ん。

- 最重点施策の一つである「入所施設や精神科病院からの地域生活への移行」についても、入所施設が地域移行を進めるだけでなく、緊急ケースに対応することで障がい者の地域生活を支えるとともに、地域との交流機会の確保にも取り組むことにより、地域で暮らす人々の障がい理解の促進を図っていくことも可能となります。
- また、罪を犯した障がい者への理解は十分ではなく、地域に戻り社会参加するにも受け皿は乏しく、司法と福祉の連携も十分でない現状があるため、適切な環境や支援につなげ、地域で支える取組みを進めていきます。
- 地域を育むためには、地域で暮らす人々だけでなく、事業者等の障がいへの理解も不可欠です。障がい者に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供などの事案が少なからず発生しています。差別のない社会づくりに向け、自治体と事業者等がそれぞれの役割を果たしながら、障がい理解に係る情報発信等を行う必要があります。就職においては、企業等が採用選考で障がいをはじめとした理由によって不当な差別的取扱いをすることがなく、障がい者が職場で必要な支援を受けることができるように、企業等における障がい者への理解に向けた取組みを進めていきます。
- さらに、日常生活の様々な場面だけに限らず、自然災害や新型コロナウイルス感染症のような新興感染症など、非常時の支援体制を充実させるためにも、地域での避難行動への支援や避難所での情報保障等の合理的配慮の提供など、障がい理解の促進や障がい特性に応じた合理的配慮の提供の確保に向けた取組みも進めていきます。
- 具体的には、店舗・病院・学校・職場・公共交通機関等あらゆる場面で、差別を受けないことはもちろん、障がい特性に応じた合理的配慮が提供されるように、行政が実施するイベントや研修等の様々な機会を活用して、障がい理解の促進に努めます。さらに、配慮を必要としていることを周囲に知らせるマークの普及等の取組みを通じて、合理的配慮の実践を広く府民に呼びかけます。

(5) ユニバーサルデザインの推進（「誰もが暮らしやすい」地域づくり）

- 国が策定した「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」によると、ユニバーサルデザインとは、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよ

う、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方を意味します。

- 障がいはもちろん、文化・言語・国籍・老若男女といった差異に関わらず、誰もがストレスなく快適に施設を利用したり、製品を使用したり、安全かつ自由に移動し、求める情報にアクセスできる環境が整備されることで、個々の能力を活かして、自らの描くライフスタイルどおりに活躍できる社会をめざします。
- 具体的には、「大阪府ユニバーサルデザイン推進指針」に基づく施策の充実等により、ユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、心のバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりの観点からの取組みを通じて、オール大阪でハードとソフトの両面から地域での快適な生活環境の整備を図ります。
- 令和7年には「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、大阪・関西万博の開催が予定されています。万博開催に向けた機運の後押しを受け、積極的に AI（artificial intelligence 人工知能）や ICT（Information and Communication Technology 情報通信技術）等の先進技術を活用しながら、全ての障がい者へのサポートや負担軽減に向けた取組みを進めていきます。
- 先進技術の活用により、障がい者の意思疎通支援や情報保障などが充実することで、障がい者のさらなる活躍や生活の質の向上のほか、社会における障がい理解の促進が期待されます。
- 一方で、先進技術の活用・普及に伴って、情報格差が生じることのないように、情報アクセシビリティの保障も必要です。全ての障がい者が公共施設や公共交通機関等を円滑に利用できるよう、より一層のバリアフリー化や、誰にでもわかりやすい設備や表示のユニバーサルデザインの促進に取り組みます。

（６）大阪府全体の底上げ（支援の質の向上と支援を行き届かせる地域づくり）

- 大阪府は、広域的、専門的な観点から、市町村と連携し、障がい者が、いつでも、どこでも必要なサービスを利用し、自立した生活を営み、社会参加できるよう、障がい福祉施策に取り組んでいますが、今後、障がい福祉分野における課題は、外国人や高齢者、その他マイノリティとされる方々が地域で暮らす上で抱えている課題とも関連があるほか、災害対応や感染症対策については、関係部局間で連携して進めていきます。さらに、

障がい者の重度化・高齢化が進む中、障がい福祉計画や障がい児福祉計画のPDCAサイクルの運用や、地域自立支援協議会の運営状況等から市町村の状況を適切に把握し、要因分析や改善策の検討を通じて、市町村をバックアップして対応力の平準化を図るとともに、大阪府全体の底上げに取り組んでいくことが、より一層求められます。

- 障がい者の地域での希望する暮らしを実現するためには、障がい者やその家族が孤立しないように、障がい福祉サービス事業所や医療機関、学校、行政など関係機関が連携して支えていくことが不可欠です。府内ではそうしたネットワークがまだまだ脆弱であり、府が好事例等を集約し、市町村に横展開していきます。また、移動支援や情報保障等も不可欠であり、地域間格差が生じないよう、様々な生活場面において適切に確保するとともに、大阪府が先進的に取組みを進めている言語としての手話の認識の普及や習得の機会の確保に関する施策についても、より強力に推進していきます。
- また、最重点施策の一つである高次脳機能障がい者や発達障がい児者、**医療的ケアを要する重症心身障がい児者等**、難病患者などの専門性の高い分野や、強度行動障がいの状態を示す方や罪を犯した障がい者への支援の確保など、新たなニーズに対応した障がい福祉サービスの充実・確保に努めていきます。
- 障がい者の自立と社会参加の促進に向け、障がい者の暮らしを支える障がい福祉サービスを、質・量ともに安定的に確保することが重要であり、サービス事業所の職場環境改善等への支援にも努めていきます。

「我が国においては、少子高齢化が急速に進行し、社会が人口減少に直面するとともに、単身世帯の増加等家族の在り方や地域社会も変化する中で、個人や世帯の抱える課題が複雑化・多様化し、それと同時に障がいの状態像や本人の抱える困難も多様化している。そしてこのような変化と連動する形で、「障がい」はすべての人が抱え得る「多様な困難や生きづらさの一つ」であり、「グラデーションのように広がる連続的なもの」としてとらえるべきとの声が聞かれるようになった。」。これは厚生労働省が実施した令和元年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援のあり方に関する調査研究報告書」の抜粋です。

発達障がいは「非定型発達」といわれることもあり、多くの人と比べて、発達の進み方に偏りがあると考えられています。これは特性の一つであり、どちらが良い・悪いということではありませんが、自分は周りの人と違うと感じたり、人間関係がうまくいかず生きづらさを感じる人もいます。

発達障がいの一つである自閉スペクトラム症は、対人関係が苦手、こだわりが強いといった特徴がありますが、個人によってその症状は様々であり症状が重い人から目立たない人までグラデーションのように広がっており、生きづらさを抱えておられても明確な診断がなされない場合もあります。誰もが自分らしく生きていくためには、その人がどんなことができて、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人」に目を向け、能力を伸ばすために必要な支援や環境の調整を行うことが必要です。

同様に生きづらさを抱えている、性的指向・性自認についての少数派（性的マイノリティ）の人がいます。他人に知られてしまうことによって、差別・ハラスメントなどの被害や異動・退職勧奨などの不利益を被ることにつながることを恐れ、性的指向や性自認を隠すように振る舞い、性的マイノリティが抱える困難が理解されにくいことがあります。

大阪府では、令和元年度には「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を制定し、事業者に対して性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進の取組みに努める旨を明記しました。

また、労働施策総合推進法では、性的指向・性自認などの機微な個人情報をも労働者の了解を得ずに暴露することはパワハラに該当する場合があるとされている他、法務省の人権擁護機関において、人権啓発冊子で性的指向・性自認を理由とする偏見や差別の解消をめざして、啓発や相談・調査救済に取り組んでいます。

障がい者を福祉・医療等を中心とした「施策の客体」に留めるのではなく、全ての人々が「権利の主体」である社会の一員として、その責任を分担し、必要な支援を受けながら、自らの決定・選択に基づいて社会活動に参加することが重要であり、それによって、本当の意味で豊かで、多様性を尊重する真に創造的で活力ある社会の実現が可能となります。

大阪府では、障がいの有無に関わらず、生きづらさを抱えた人も含めて、あらゆる人々が社会・経済・文化活動などに参加できる機会を確保し、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに生きる社会の実現をめざしていきます。

刑務所・少年院・保護観察所等の退所者の中には、障がいがあり、退所後に障がい福祉サービスなどの支援が必要なケースがあります。

しかしながら、これまで司法関係機関と福祉関係者との間で連携や情報共有が十分ではなく、退所後の地域生活への支援が円滑かつ適切に行われず、犯罪を繰り返してしまうといった状況がありました。

そのため、平成 21 年度から地域生活定着支援センターの整備を開始し、平成 23 年度末に全都道府県での整備が完了し、平成 24 年度からは全国での広域調整が可能となりました。

地域生活定着支援センターでは、下記のような業務を実施しています。

①入所中から帰住地調整を行うコーディネート

保護観察所等からの依頼に基づき、面接による福祉ニーズの把握、援護の実施者（市町村）との調整、障がい福祉サービス事業所等のあっせん、障がい福祉サービスの利用申請

②福祉施設等への入所後も継続的に支援するフォローアップ

訪問による生活状況の確認、地域の関係機関との連携によるバックアップ体制の調整

③地域に暮らす本人に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援

本人等からの相談に応じた障がい福祉サービス等の利用に関する助言や必要な支援

併せて、再犯防止に向けた取組み、安心できる住まいの場や日中活動の場の確保なども重要です。

具体的には、丁寧にアセスメントを行うことによって犯罪行為に至った要因を分析した上で、その要因を軽減・除去し、誘発しないよう環境調整を行い、適切な治療・支援プログラムにつなげていくほか、罪を犯した障がい者に対応できる通過型の宿泊施設の整備や生活資金の確保に向けた就労支援や成年後見制度の利用促進や生活訓練の実施などが考えられます。

一方、起訴猶予、罰金、執行猶予などの処罰に留まり刑務所などに収容されなかった方が支援につながる仕組みは整っていないため、支援につながらずに動向が不明になる方が多く存在します。

大阪府では、コーディネーターを配置し、そのような方々に支援を届けるべく、司法機関と連携し地域の障がい福祉サービス等につなげるモデル事業を、法務省の委託事業により実施してきました。その結果、司法機関からの情報提供や勾留期間中の面談が可能となるなどの連携が図られ、継続的にコーディネーターが寄り添うことによって、本来支援を必要とする方の安心とあわせて地域の支援につなげることができました。

その反面、支援を受けた経験がなかったり、自分の障がいを十分理解できていないことによって、「福祉って何?」「支援は必要ない」と考える方もおり、支援につながらなかったり、関係を築いて支援を受け入れるまでに時間や工夫が必要であったりするような難しさが明らかになりました。

そのような方々も生きづらさを感じ状況を変えたいと思っているはずです。そこにある真のニーズをつかみ、それに応えるための支援の仕組みが求められています。短い勾留期間の中でより早く福祉的視点で関わるなど、司法と福祉の連携の強化を図るとともに、市町村や基幹相談支援など地域の支援者の人材育成や理解啓発の促進を図りながら、地域が主体となり、継続して対象者を支えるネットワークが形成される取組みを進めることが必要です。

さらに、罪を犯した障がい者の地域生活を確保するためには、本人支援だけでなく、罪を犯した障がい者などへの地域住民の偏見を払拭するための環境づくりに努めていくことも重要です。

障がい者支援施設については、入所により障がい者の生活を支援する役割に加え、入所者の地域移行を支援することが求められています。一方、障がい者が地域において安心して過ごすことができる生活の場や支援体制が十分に整備されていない場合も多く、入所者の高齢化や重度化が進展する中、家族からのサポートが難しくなっており、医療との連携や看取り等への対応や、障がい種別ごとの対応に限らない多種多様な特性（強度行動障がい、発達障がい等）への対応が求められています。

今後、入所施設が有する強みやノウハウを活かして障がい者の地域生活を支える機能を担っていくとともに、地域移行、地域支援を通じて地域の福祉サービス事業所との関係づくりを図っていくことが必要です。

また、長年入所施設で生活していると、社会経験や地域とのつながりが失われるため、地域移行にあたって大きな弊害となります。

障がい者への支援については個別性が高く、個別に適切な支援方法確立するためには相当の時間を要します。特に重度障がい者の場合、環境の変化に弱く、新しい環境に慣れるためには相当の時間を要します。

そのため、今後はグループホームなどの入所施設以外の生活の場の体験利用など、施設入所者に地域での暮らしのイメージを持ってもらうことが必要です。

併せて、入所施設の設備を地域住民に開放したり、入所施設のスペースを活用し、地域住民も含めたイベントを開催したり、施設入所者が地域活動に参加することも重要です。

これは施設入所者と地域住民との交流促進を通じて、施設入所者の社会参加を促進するだけでなく、風通しの良い施設運営によりサービスの質を向上させることが可能です。

さらに、地域住民による入所施設への理解が促進されることにより、グループホームの建設に地域住民が反対する施設コンフリクトといった課題の解消にも寄与するなど、副次的効果も期待されます。

社会的孤立・ひきこもり・虐待・生活困窮など障がい者等を取り巻く社会・経済情勢はますます厳しくなっています。

こうした課題に対応するため、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会において平成 27 年度に「大阪しあわせネットワーク」を立ち上げ、府内の全ての社会福祉法人が各施設の強みや特徴を活かして、一人ひとりへの支援の充実を図っています。

具体的には、社会福祉法人の拠出による基金を造成し、今日・明日食べるものがない、電気・ガスが止まってしまったなど様々な生活上の「SOS」に対応し、食材の提供などの経済的援助や地域住民・企業・関係団体等から寄付・提供していただいたリユース可能な家電・家具・日用品・食品の提供を実施するとともに、地域の中で気軽に立ち寄れる安心できる居場所づくりやボランティア活動等を通じた社会参加や生きがいつくりなどを支援しています。

また、市町村の社会福祉協議会では、地域貢献委員会（施設連絡会）が組織化され、社会福祉法人と地域（地区福祉委員会や民生委員・児童委員等）のつながりを強化して様々な地域課題の解決を図ってきました。

例えば、門真市では、事例検討を重ねることで分野を越えて連携しなければ解決できない課題が多いことを共有した上で、分野横断的な知識を習得するための研修会を開催するとともに、高齢・障がい等の施設・サービス内容を可視化したマップを作成し、地域住民に身近な相談窓口があることを周知しています。

熊取町では、ボランティア連絡会と共催で地域貢献福祉講座を開催し、災害時の移動手段、緊急時の手話や知的障がいのある方への理解などを啓発するとともに、福祉まつりにおいて車椅子体験を実施しています。

箕面市では、市内の小学校・中学校・高校での福祉教育において、高齢者施設や中途障がい者の協力による車椅子の扱い方を指導し、当事者の生活について話を聞く機会を設ける車椅子体験学習やところに病のある方が働く福祉事業所での交流授業などを実施しています。

高槻市では、障がい者施設の喫茶スペースを活用した高齢者会食事業、地元のパン屋・パティシエ・他の福祉施設などの協力によるスイーツバイキングや下校途中の子ども達も対象にした「ふるまいぜんざい」といった行事を開催しています。

3. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
(1)障がい者虐待の防止や差別の禁止(「命と尊厳を守る」地域づくり)	
○障がい者差別解消における合理的配慮の義務化等(障がい福祉企画課) 令和2年3月に障がい者差別解消協議会において「事業者による合理的配慮の提供について、法的義務化の検討を進めるべき」と提言されたことを踏まえ、条例改正について検討を行い、「事業者による合理的配慮の提供」を義務化しました。今後は、障害者差別解消法や障がい者差別解消条例の周知に加え、積み重ねた相談事例の紹介や心のバリアフリー推進事業の実施等により、障がいを理由とする差別の解消についての理解が進むよう取り組みます。	
○障がい者の住まいの場の確保(人権局、障がい福祉企画課、生活基盤推進課、居住企画課、建築振興課、住宅経営室) 「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、人権局ホームページを活用して、府民の障がい者等に対する理解の促進と意識の高揚を図ります。 また、障がい福祉施設等の指定時において、障がい福祉施設等の設置者が地域住民に理解されるよう、地域交流を積極的に進めるよう指導していきます。 また、障害者差別解消法及び条例の啓発に努めます。 さらに、障がい者を含む住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できるよう、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」に基づき、市区町村単位での居住支援協議会の設立など地域の特性に応じた居住支援体制の構築を促進します。 「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、宅地建物取引業者が、障がい者等であるという理由だけで、民間賃貸住宅の入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としています。宅地建物取引業者には研修等を通じてその周知・啓発を行うとともに、違反業者に対しては、同基準に基づく必要な指導等を行います。 大阪府及び市町村に入居拒否・入居差別に関する相談窓口を設け、幅広く相談に応じるとともに、家主・管理会社・家賃債務保証業者に対して障がい者であることを理由に入居拒否を行わないことを含め、大阪府作成のパンフレットを活用し、障がい者の方が安心して入居できるよう啓発を行います。 「Osaka あんしん住まい推進協議会」ホームページなどによる生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供を行います。また、高齢者等の相談に応じる機会の多い市町村の福祉関係窓口や地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)等において、住まいに関する相談時に「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を活用してもらうなど、住宅部門と福祉部門との連携体制の構築にも取り組みます。	目標値(令和7年度) 宅地建物取引業者が人権に資する指導基準の規制内容について認識している割合:100%
○障がい者虐待の防止(地域福祉室、障がい福祉企画課、生活基盤推進課) 障害者虐待防止法に基づき、大阪府障がい者権利擁護センターにおいて、市町村からの障がい者虐待対応に関する相談への助言・情報提供等の後方支援や、広域的な市町村間の調整等を行います。障がい者虐待の防止や虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、市町村や障がい者虐待防止センター職員の資質向上を目指した虐待防止研修の実施に努めます。 また、障がい者差別や虐待を防止し、障がい理解を進めるため、広く府民とともに、障がい理解を深める取組みを続けるとともに、行政だけではなく、障がい者団体、企業等と連携し、啓発事業を行います。	
○障がい理解の促進による障がい者差別の防止(障がい福祉企画課) 障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別や虐待を防止するため、広く府民とともに、障がい理解を深める取組みを続けます。 また、行政だけでなく、障がい者団体、企業等と連携し、啓発事業を実施し、広く府民、事業者等への啓発に努めます。	

○旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方の救済(地域保健課、障がい福祉企画課) 一時金の支給対象となりうる方に情報が広く行き渡るよう、庁内関係課及び医療・福祉等関係機関と連携・協力し、多様な広報チャネルを通じて積極的に周知を行います。 また、法施行より5年の請求期限の無期限化の法改正とともに対象者の多くが障がい者であることを踏まえ、メディアを活用した継続的な周知を全国的に展開するよう国に対して働きかけます。	
(2)関係機関による強固なネットワークの構築(「支援体制と課題解決力」の強化)	
○引きこもりや社会での孤立等への支援(地域福祉室) 大阪府ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもりの状態にある本人・家族等からの相談に応じるとともに、市町村や関係機関に対し、支援ケースに係るコンサルテーション、研修等を実施します。	
○市町村の相談支援体制の充実(地域生活支援課) 障がい児者のニーズの多様化を踏まえ、きめ細かで適切な支援のため、相談支援体制を再構築し、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けた取組みが進められるよう、市町村の実態調査等を行い、その結果や先事例紹介を情報提供するといった支援を行います。 また、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進します。	目標値(令和8年度) 全ての市町村で基幹相談支援センターを設置
○地域生活支援拠点等の整備促進(生活基盤推進課) 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、「緊急時の受け入れ・対応の体制づくり」の取組みを進め、地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村に対して地域生活支援拠点等の運営に関する必要な助言等を行います。	
○関係部局・機関との連携促進(防災企画課、福祉総務課、高等学校課、支援教育課、市町村教育室) 自宅の災害リスクを把握し、災害時に適切な避難行動がとれるよう、本府及び市町村の防災部局・福祉部局、福祉関係者等が連携し、ハザードマップ等を活用した避難行動要支援者等の避難の理解力向上や避難行動要支援者を支援する人材の育成に取り組みます。 市町村に対する防災研修や意見交換会を共同で実施するなど、関係部局が連携し、一丸となって災害対策に取り組むことができるネットワーク及び支援体制の強化を図ります。 また、府立支援学校のセンター的機能等を活用し、医療・福祉・保健等関係機関との連携を図ります。	
○自然災害における避難場所の確保・避難支援(防災企画課、災害対策課、福祉総務課) 自宅の災害リスクを把握し、災害時に適切な避難行動がとれるよう、本府及び市町村の防災部局・福祉部局、福祉関係者等が連携し、ハザードマップ等を活用した避難行動要支援者等の避難の理解力向上や避難行動要支援者を支援する人材の育成に取り組みます。 福祉避難所について、障がい者等の障がいの特性に応じた避難所がより一層確保されるよう、関係部局と連携し、市町村や事業所に対して働きかけます。 避難場所の確保や避難支援の取組みについて、関係機関等と連携した検討が図られるよう、防災研修を実施して事例紹介を行うなど、市町村に対して働きかけていきます。	
○包括的な支援体制の整備(地域福祉課) 市町村において包括的な支援体制が構築・拡充されるよう市町村訪問による助言・先進事例や最新情報の提供などを通じて、市町村を支援します。	

(3)人材の確保と育成(「担い手」の強化)	
○障がい福祉分野への参入促進による人材確保(地域福祉室、高等学校課、障がい福祉企画課、高齢介護室、雇用推進室) 大阪福祉人材支援センター運営事業(無料職業紹介・就職フェア等)において、医療ニーズや複数の障がいのある方々など、高度化・多様化する支援ニーズに対応したマッチングの実施を検討します。 また、高校生や大学生をターゲットにしたインターンシップを実施し、介護・福祉職場の雰囲気や業務内容を直接知ることで、介護職に関する先入観や思い込みを取り除き、就職後のミスマッチの防止を図ります。 福祉部と連携して、教職員対象のセミナーや高校生のための福祉インターンシップなどの周知をととして福祉・介護のしごとの魅力を発信していきます。	
○障がい福祉サービス従事者の処遇改善・就業環境整備(生活基盤推進課) 福祉サービスを安定的に提供できる体制のために人材の維持・確保は重要な課題であるため、障がい福祉サービス事業所に従事する職員の配置基準や処遇改善加算の見直しについて国に要望していきます。	
○障がい福祉サービス従業者の資質向上(福祉人材・法人指導課、地域生活支援課、高齢介護室、子ども室) 障がい特性やニーズに応じた適切な支援が行える障がい福祉サービス事業者の養成とさらなる資質の向上のため、障がい者の特性に対する理解と専門的知識・技術を習得させるための各種研修等の機会を確保します。 地域医療介護総合確保基金等を活用し、職員のキャリア形成を支援することを目的とした階層別(新任職員、主任・リーダー、管理職等)の専門的研修を実施します。	
○府立障がい者支援施設を活用した高度人材の育成(地域生活支援課) 府立障がい者支援施設において蓄積した、強度行動障がいの状態を示す方や社会関係障がい(※)の状態を示す方、高次脳機能障がい者に対する、アセスメントの手法、新たな支援方策、専門的な支援技法を蓄積します。 これらの府立障がい者支援施設において蓄積した知見や支援方策について障がい者自立相談支援センターを中心に研修の実施等により民間事業所への普及を図ります。 (※)社会関係障がい:大阪府が暫定的に使用している用語であり、概ね青年期の中軽度の知的障がい者であって、家庭・地域において生活・社会的習慣・対人関係などの習得が困難のために生じる反社会性・非社会性のある言動が顕著で地域での対応が困難な状態	
○研修・資格取得等における情報保障等(障がい福祉企画課、自立支援課、地域生活支援課) 研修や資格取得等における合理的配慮について、事業者からの相談に対応するとともに、積み重ねた事例に基づいて考え方を示す等、事業者の合理的配慮に関する理解が進むよう取り組みます。 障がいのある方が研修を受講しやすいよう適宜配慮するとともに、障がい特性に応じた研修に必要な情報保障等、障がいのある受講者への合理的配慮の実施に努めます。	
(4)障がい理解の促進と合理的配慮の浸透(「支え合う力」の強化)	
○障がい者差別の解消に向けた障がい理解の促進(障がい福祉企画課) 障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別を解消するため、広く府民とともに、障がい理解を深める取組みを続けます。 また、行政だけでなく障がい者団体や企業等と連携し、差別の解消や合理的配慮の提供など、障がい理解促進のための様々な啓発物を作成、配布し、広く府民、事業者等への啓発に努めます。	
○地域移行に向けた障がい者の理解促進(障がい福祉企画課、生活基盤推進課、地域生活支援課) 入所施設が地域の関係機関と連携し、地域における障がい者等の緊急時に備えた体験の機会の提供等により、障がい者の地域生活を支えることで障がい理解が図られるよう、働きかけていきます。 また、市町村等が地域移行先の地域資源との連携・調整や地域住民の理解促進等を総合的に取り組んでいくよう、働きかけていきます。	

○公正採用選考の推進(労働環境課) 企業等が採用選考において、障がいをはじめとした理由によって不平等な取り扱いをすることがないように、企業等に対し公正採用選考人権啓発推進員の設置を求めるとともに、推進員を対象に実施する新任・基礎研修の講座内容に、「障がい者雇用」を位置づけるほか、啓発冊子「採用と人権」に掲載して、府ホームページにて公表することにより、企業等の公正な採用選考に対する理解の促進に努めます。	目標値 公正採用選考人権啓発推進員を対象とした新任・基礎研修を毎月実施する。
○災害時における避難行動への支援(防災企画課、福祉総務課、障がい福祉企画課) 自宅の災害リスクを把握し、災害時に適切な避難行動がとれるよう、本府及び市町村の防災部局・福祉部局、福祉関係者等が連携し、ハザードマップ等を活用した避難行動要支援者等の避難の理解力向上や避難行動要支援者を支援する人材の育成に取り組みます。 関係部局と連携を図りながら、市町村防災研修や意見交換会を共同で実施するなど、市町村に対する支援を行うことで、地域における要配慮者・避難行動要支援者に対する取組み等を推進します。 「水害ハザードマップ作成の手引き」を踏まえ、あらゆる人が活用できるハザードマップとなるよう、市町村に対し、音声読み上げ対応等について働きかけていきます。	
(5)ユニバーサルデザインの推進(「だれでも暮らしやすい」地域づくり)	
○AI・ICTの活用による障がい者のサポート・負担軽減(万博協力室、スマートシティ戦略総務課、地域戦略・特区推進課、デジタル行政推進課、障がい福祉企画課) 大阪スマートシティ戦略において、自治体の窓口に出向くことなく、パソコンやスマートフォン等の携帯端末で自宅から行政手続きが行えるようにする行政手続きのオンライン化の推進や、最寄り駅から自宅までのラストワンマイル問題を解決するためのAIオンデマンド交通の導入等、障がい者の負担軽減にも繋がる各種取組みを進めていきます。 大阪・関西万博では、その会場を「People's Living Lab(未来社会の実験場)」として、新たな技術やシステムを実証する場と位置づけ、多様なプレイヤーによるイノベーションを誘発し、それらを社会実装していくためのSociety5.0実現型会場をめざします。 大阪府においては、「ユニバーサルデザイン社会・大阪」をめざし、様々な取組みを進めており、大阪・関西万博においても、AIやICT等を活用し、例えば会場には来場できない人々であっても擬似的に参加体験できるようにするなど、誰もが万博を経験し、楽しんでもらうための取組みを進めるべく、2025年日本国際博覧会協会とともに、今後も十分に検討していきます。	
○先進技術の活用による意思疎通支援の充実(障がい福祉企画課、自立支援課) 令和2年6月に運営を開始した「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター」を中核にして、意思疎通支援の必要な障がい者に対して、盲ろう者通訳・介助や手話、要約筆記、点訳・朗読などの意思疎通支援や情報保障を展開します。	
○ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進(府民文化総務課、福祉総務課、障がい福祉企画課、都市計画室、交通道路室、住宅まちづくり総務課、建築指導室、公共建築室) 大阪府ユニバーサルデザイン推進指針に基づき、心のバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりの観点から取組みを進めます。 ■バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例に基づく建築物のバリアフリー化 バリアフリー法や大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化を推進します。 ■基本構想等の作成・見直しの促進 平成31年3月作成の大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針を踏まえ、市町村が基本構想等を作成・見直しすることにより、面的・一体的なバリアフリー化を促進します。 ■鉄道駅等のバリアフリー化の促進 令和2年3月に策定した大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針に基づき、バリアフリールートの複数化や乗換えルートのバリアフリー化等更なるバリアフリー化を促進します。	

(6)大阪府全体の底上げ ○関係機関との連携促進・好事例の情報発信（地域福祉室、保健医療室、生活基盤推進課、高等学校課、支援教育課、小中学校課） 自立支援協議会が、その中核的機能である相談支援を強化し、関係機関との緊密な連携により、地域課題の解決に向けて取り組むことができるよう、地域自立支援協議会の機能強化のためのバックアップを行います。 また、地域自立支援協議会の取組事例や先行事例の紹介や顔の見える関係の構築を目的とした情報発信・情報共有の機会を設けることにより、地域自立支援協議会の運営の活性化に向けた側面的支援を行います。 難病患者・家族支援として、保健所において、訪問等の個別支援の充実、併せて関係機関を対象に研修会等開催し、難病に関する普及啓発を図り、医療・保健・介護・福祉のネットワーク構築に取り組むとともに、医療・保健・介護・福祉のネットワークを活用するなど、難病患者・家族・関係機関に対して、集約した情報の発信に努めます。 また、当事者や家族がこころの問題に関する相談をいつでも安心して受けることができるように相談支援体制の充実に努めるとともに、医療機関や市町村障がい福祉主管課担当者等に対する精神疾患に関する専門研修や関係機関との連携会議等の充実を図り、地域の支援体制の向上に向けた取組みを進めます。 さらに、保健所を拠点として、訪問指導や専門職相談、交流会を実施するとともに、関係機関連絡会議等を開催し、医療的ケア児等への支援や地域関係機関の連携強化に向けて取り組むとともに、医療的ケア児等への支援について、保健所を拠点として訪問指導や専門職相談、交流会を実施するとともに、関係機関連絡会議等を開催し、地域関係機関の連携強化に向けて取り組みます。 府立学校での各種会議やフォーラム等を通して、好事例の発信に努めるとともに、SSW連絡会における研修等を通じて、学校と関係機関が連携した支援のあり方について、好事例を紹介する等、府内への発信を行ってまいります。 政令市・中核市以外の全ての中学校区に、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置できるよう、市町村への補助を行い、障がいのある児童生徒やその保護者に対しても、関係機関等と連携した支援ネットワークの構築に取り組めます。 府立支援学校のセンター的機能については、就学前から卒業後を見据えた関係機関との連携強化を図ります。	
○障がい福祉サービスの利用による障がい者の自立生活と社会参加の促進（障がい福祉企画課、自立支援課、地域生活支援課） 障がい者施策を推進し、身近な地域で障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できる体制を整備するため、市町村とのワーキングの開催等、連携を図るとともに、市町村に対し必要な助言を行います。 移動支援事業は、障がい者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、利用希望者の心身の状況や利用についての意向等を十分に把握した上で、支給の決定を行うよう市町村に働きかけていきます。	
○聴覚障がい児への支援（自立支援課） 新生児聴覚スクリーニング検査などにより、聴覚障がいを早期発見し、その後、速やかに、府手話言語条例に基づく施策の中核支援拠点である府立福祉情報コミュニケーションセンターにおける聴覚障がい児支援につなぎます。 また、関係機関と連携した切れ目ない支援を行うとともに、手話の習得支援を行うことができる環境整備も進めます。	
○専門性の高い分野等への支援の確保（自立支援課、地域生活支援課） 医療依存度の高い重症心身障がい児者等を取り巻くさまざまな課題の解決のために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の円滑な連携システムの下、地域生活の維持・継続のための必要な地域ケアシステムの強化に取り組めます。 発達障がい児者が地域で生活していく上で生じる多様なニーズに応えられるよう、保健・医療・福祉・教育・就労等の多分野の関係機関が連携しつつ支援が実施できる体制づくりに努めます。 強度行動障がいの状態を示す方等に対し、適切な障がい特性の評価、支援計画の作成及び適切な支援ができる人材を育成します。 また、高次脳機能障がい者が障がいの特性や障がい受容等の段階に応じて、適切な支援を受けられるよう、地域の先進的な支援手法等を集めた支援事例集や発症からの経過や障がいの状態などを記録するサポートツール、啓発用リーフレットの普及と活用を促し、高次脳機能障がい者の地域生活を支援します。	

また、罪を犯した障がい者が適切な支援につながるよう、司法と福祉の連携や地域の支援体制の整備に向けた取組みを進めます。	
○障がい福祉サービス事業所の職場環境改善（障がい福祉企画課、生活基盤推進課） 障がい者施策を推進し、身近な地域で障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できる体制を整備するため、市町村とのワーキングの開催等、連携を図るとともに、市町村に対し必要な助言を行います。 また、障がいの特性に応じたサービスが提供できるよう障がい福祉サービスを支える職員の報酬改定を国に要望していきます。	

第3節 生活場面に応じた施策の推進方向

I 生活場面「地域やまちで暮らす」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

障がいのある人が地域の希望するところで快適に暮らしている

＜現状の評価と課題＞

障がい者が社会で安心して生活し、地域共生社会を実現するためには、障がい者が自らの意思・希望で住まいの場を選択することができるよう支援していくことが重要です。そのために、**意思決定支援とそのための情報保障を前提として**、入所施設・精神科病院からグループホーム等へ生活の場を移し、地域での生活づくりを支援していく地域移行に取り組んでいきます。

しかしながら、施設入所者の重度化・高齢化、「8050 問題」「親亡き後」が深刻化する中、依然として入所施設や精神科病院には障がい者が長期に入所・入院しているなど、地域移行の難しい実態が明らかになりつつあり、長期入所等の解消に向けて地域移行を推進するとともに、地域における緊急ケースに対応するなど、入所施設・精神科病院を地域に向けて開放していくことが求められています。

大阪府自立支援協議会での提言において、相談支援をはじめとした行政・地域に求められる支援機能及び障がい者支援施設に求められる今日的な役割等が議論され、「地域における障がい者等への支援体制について」の提言（令和5年3月）」が示されました。

提言では、市町村や地域の関係機関の連携による相談支援体制の充実・強化や入所施設等をはじめとする支援機関が今後備えていくべき機能等が示されたことを踏まえ、障がい者が本人の望む地域で安心して生活できるよう、具体的な取組みを進めていきます。

2. 個別分野ごとの施策の方向性

（1）入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす

- 入所施設等から地域生活への移行については、入所者が重度化・高齢化していることから、**市町村及び基幹相談支援センターが**入所施設**等**と連携し、障がい者やその家族、

施設・事業所職員等が障がい者の地域での生活をイメージするとともに、地域にあるさまざまな社会資源が有機的に連携し課題に対応していく必要があることから、地域生活への意識啓発に取り組んでいきます。また、重度化対応には個別支援の充実が重要であり、グループホームなどでの支援体制の充実を図り、地域生活を希望する者が地域で安心して生活することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備していきます。具体的には、重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する者に対しては、日中活動の支援も見据えた重度化・高齢化に対応したグループホームの拡充や重度障がい者等が安心して生活できるグループホームの整備促進、スーパーバイズによるグループホームでの支援の質の向上に取り組めます。

- 精神科病院における長期入院患者の地域生活への移行にあたっては、精神科病院等のこれまでの取組みに加え、「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」を配置し、精神科病院職員の地域移行に関する理解促進を支援します。また、病院等のケースワーカー・看護師等と連携のもと、地域移行の可能性がある患者を把握し、対象となる患者や家族等への個別支援も行いつつ、市町村につなぐ役割を担うとともに、退院後の生活を見据えた地域の体制づくりを働きかけていくことにより、精神障がい者の地域生活への移行を進めます。
- また、退院後も精神障がい者が通院や服薬等を継続しながら地域の一員として安心して暮らせるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場を大阪府・保健所圏域・市町村に設置し、三者の課題共有と連携のもと、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、退院促進に向けた要因分析や個別事例での退院後の支援策の検討などを進めていきます。
- また、障がい者の重度化・高齢化に伴い、地域移行が困難だと感じている本人・家族・入所施設等の職員も多いことから、市町村や基幹相談支援センターとの連携のもと、重度障がい者が暮らすグループホーム等の見学や地域での体験、相談支援専門員と入所施設職員との情報共有等を通じて、地域生活の継続及び地域移行へ向けた意識向上・理解促進を図っていきます。
障がい者の重度化・高齢化の他、ジェンダーやSOGI等、多様化する支援に対応するため、職員の負担軽減を図ることにより、支援の質の向上につなげていくことが必要です。
- さらに、入所施設や精神科病院への入所・入院期間が長期化すると、地域での生活がイメージしにくくなり、障がい者自身も地域移行へ消極的になる傾向が見受けられます。

早期からの地域移行を意識した支援に取り組んでいくとともに、障がい者が地域での生活をイメージできるよう、各市町村において地域生活支援拠点等の機能の一つである体験の場・機会の確保など基盤整備が進むよう働きかけていきます。

- 福祉型障がい児入所施設においては、原則として満 18 歳をもって退所する必要があることから、成人期に地域の希望するところで適切な支援が行われるよう、市町村と連携し、障がい者施策への円滑な移行に向けた取組みを進めます。
- できる限り自分たちで障がいのある子を支えたいと思う親などの家族にとっては、支援が困難になったときに入所施設の利用が第一の選択肢となるケースが多いことから、重度化しても可能な限りグループホーム等での生活が維持できるように、地域での支援体制の充実や支援者のスキルアップ、**入所施設等による事業所へのバックアップ等の環境整備等にも**取り組んでいきます。

(2) **地域における障がい者等への支援体制について**

- 国の障がい福祉計画に係る基本指針においても、施設入所者数の削減目標が掲げられる一方、障がい者を支援する親の高齢化や当事者の重度化に伴って、入所施設の利用ニーズは**一定数を維持しており、施設への入所待機者については、グループホーム等における地域生活の継続の可能性の検討や、本人・家族への施設入所後の地域移行の説明や意向確認が行われないまま、入所を待機している方もいます。**強度行動障がいや精神障がいなどを理由に、地域での生活が困難となった障がい者の短期入所の継続的使用も大きな課題となっており、**本人の意思決定支援やエビデンスに立脚したアセスメントに基づき、入所の必要性を精査するとともに、地域生活を継続できるよう地域における相談支援体制の充実・強化や生活基盤の整備を図ることが必要です。**
- さらに、強度行動障がいなどにより地域での生活が困難とされている障がい者の地域移行については、きめ細かなアセスメントにより本人の特性を理解した支援を行うとともに、特性と環境との関係の分析を行い、グループホームや自宅などの地域サイドでの環境調整を図るというアプローチが有効です。
- 「障がい者が自ら希望する暮らし」を選択するという理念の下、入所者数削減や地域移行者数増加だけでなく、交流の場としての地域住民への開放や**地域生活支援拠点等における緊急時の受入れ・対応、**職員向け研修の充実等による施設のサービスの質の向上、グループホーム等の機能強化や訪問看護などの医療・介護サービスも利用した自宅

での生活環境の整備を図りつつ、障がい者の状態像や生活環境の変化に適切に対応できる住まいの確保に努めていきます。

- 今後、地域生活の継続及び地域移行を促進していくためには、障がい者を取り巻く人や市町村をはじめとする関係機関の認識の形成と共有が重要です。地域で生活することの重要性について、市町村や基幹相談支援センターが中心となり、入所中の方への適切な意思決定支援に基づく地域生活への移行の意向確認を進めるため、相談支援体制の強化・充実を図ります。
- また、入所施設や地域の事業所等において、地域生活のイメージの普及を行い、地域生活推進の意識醸成を図るとともに、入所施設や地域の事業所等の連携ネットワークを構築し、入所が必要な方が順次入所し、一定の高度かつ集中的な支援を経て地域生活へ移行し、次の待機者が施設入所するといった循環が進むよう働きかけていくことにより、地域生活の推進の取組みを進めていきます。
- さらに、入所待機者が自ら希望する暮らしを選択するためには、入所待機者のグループホーム等における地域生活の継続の可能性の検討や、本人・家族への施設入所後の地域移行の説明や意向確認を行い、入所施設だけでなく、入所施設以外の地域での生活を選択できるよう働きかけていくことが重要です。入所前から地域生活の継続を前提とした支援を協議会等で検討し、施設入所が必要な方から順次、入所が可能となるよう地域生活の促進を図る取組みを進め、支援を必要とする人が必要なサービスにつながるよう市町村とともに取り組んでいきます。

(3) 地域で暮らし続ける

- 地域における障がい者の住まいの確保において、グループホームなどの建設に地域住民が反対する、いわゆる「施設コンフリクト」や、不動産事業者・家主等が障がいを理由に入居を拒否する事案が見受けられます。地域住民の障がい理解の促進により、知的障がい者や精神障がい者向けのグループホーム等の円滑な設置など、障がい者が安心して暮らすことができる住まいの確保に向けた取組みの充実に努めていきます。
- しかしながら、地域移行に向けた住まいの確保が難航するケースも少なくありません。そのため、行政と不動産事業者等が連携するとともに、居住支援の一環として福祉サービス事業者と家主等とが協力するなど、障がい者の住まいの確保に向けた取組み等を進

めていく必要があります。

- 施設入所者の重度化・高齢化により、地域の受け皿となるグループホームが確保できずに、地域移行に支障が生じるケースもあります。公営住宅なども有効に活用し、重度化・高齢化に対応したグループホームの整備促進に取り組んでいきます。
- 重度化・高齢化や障がい種別・特性に対応した支援など事業所のサービスの質の向上を目的とした研修等の充実、**一人ひとりの障がい特性に合わせた環境整備に加えて、障がい者の地域生活を支える家族のレスパイトを実現する観点から、必要に応じて施設等の短期利用の整備促進に向けた環境づくりなど地域にある社会資源の人的・物的なリソースの有効活用を進めていく必要があります。**
- 罪を犯した障がい者への理解は十分ではなく、地域に戻り社会参加するにも受け皿は乏しく、司法と福祉の連携も十分でない現状があるため、今後、地域生活定着支援センターとの連携を強化して、適切な環境や支援につなげ、地域で支える取組みを進めていきます。
- また、地域生活支援拠点等の整備を促進し、好事例の横展開等により機能の充実を図ります。なお、障がい者支援施設を地域生活支援拠点等として活用する際には、施設入所者の地域生活への移行を進めるとともに、地域との交流機会の確保や地域の障がい者等に対する支援などにも取り組み、地域に開かれた施設とすることが求められています。
- 自立支援協議会においては、居住支援協議会、高次脳機能障がい支援拠点等関係機関との連携のもと、障がい者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築や運営状況に対する評価、支援体制の充実・実効性の確保等を図るとともに、基盤整備や人材育成やネットワークの構築を通じて大阪府全体の支援力の底上げを図っていきます。
- さらに、地域における発達障がい者等の課題に関する情報共有を図るとともに、発達障がい児者支援体制整備検討部会において、発達障がい者支援センターの活動状況や府の支援策を評価した上で、発達障がい者地域支援マネジャーの活用などにより重層的な支援体制の構築を図るなど、診断の有無に関わらず、発達障がい児者のニーズに即した支援施策に取り組めます。
- 支援のコーディネート役として重要な役割が期待されている相談支援事業所につい

ては、業務量の増加と人員不足により、現行の報酬制度では運営を維持していくことが困難な状況が見受けられることから、相談支援事業所の運営の安定化に向けた支援に取り組めます。

- サービス等利用計画の作成にあたって、利用者の状態像や希望を勘案し、連続性や一貫性を持った障がい福祉サービス等が提供されるよう総合的な調整を行った上で、支給決定に先立ち作成する体制を確保するとともに、利用者の生活状況を定期的に確認し、必要に応じて見直さなければなりません。

そのため、相談支援専門員の質と量の確保、アセスメント・モニタリングの質を向上させるための研修の拡充に取り組むとともに、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置に関する市町村に対する働きかけ、主任相談支援専門員の計画的な養成に努めていきます。

- 相談支援体制について、「市町村の障がい者相談支援体制の充実・強化に向けた提言」（令和5年7月大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント部会）に基づき、基幹相談支援センターを全ての市町村に設置し、基幹相談支援センターが本来の役割を担える体制整備を行うとともに、相談支援専門員による計画相談が必要な障がい児者全てに行き届くよう、相談支援に従事する人材養成に取り組むなど相談支援体制の充実・強化に努めます。

- 相談支援専門員に加え、グループホームの世話人や訪問看護師、行動援護・移動支援のヘルパーなどの障がい児者の地域生活を支える重要な機能である障がい福祉サービス事業所等の人材確保に向けた取組みも重要です。職員が研修等を受講する際の事業所に対する負担軽減措置、多職種連携の推進や従業員に対する処遇改善とともに、サービス従事者の資質向上のための研修等の実施など、専門的な支援の確保を含めた地域での支援体制の整備が必要です。さらに、障がい者が研修などに参加する際の情報保障等の合理的配慮の提供も拡大していきます。

（４）まちで快適に生活できる

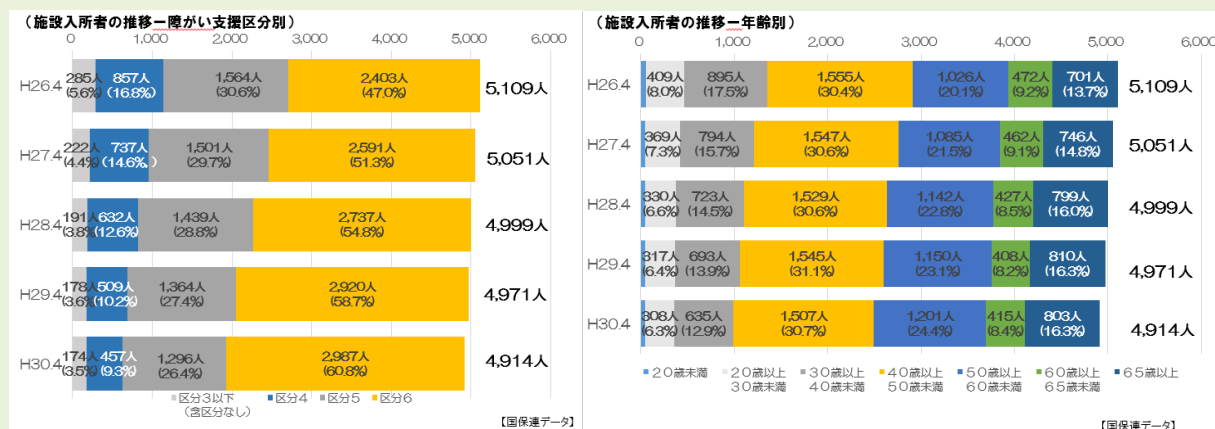
- 鉄道駅におけるホームからの転落事故は後を絶たず、ホーム柵の設置促進や無人駅への対応の他、公園や建築物におけるバリアフリー化と障がい者が利用しやすい設備の確保や情報提供など、障がい者の安全で安心な地域生活を支えるための環境整備を進めます。

- また、平成 30 年の大阪北部地震をはじめ、全国的にも課題となっている大規模災害発生時を想定した避難所の機能確保、上階の避難やバリアフリー化を推進し、災害発生時の障がい者の情報保障や安全確保のための取組みが必要であり、市町村と連携して質の向上に取り組んでいきます。

大阪府では、平成 20 年 3 月に地域移行についての基本的な考え方や支援方法を示した大阪府地域移行推進指針が策定されました。

入所施設に地域移行のためのコーディネーターを配置し、地域移行が可能な施設入所者から順次、地域移行を進めるとともに、地域移行支援センター事業や単独の加算、公営住宅の斡旋などにより、地域移行の受け皿となるグループホームの整備促進を図ってきたところです。

施設入所者の地域移行の取組みから 10 年以上が経過し、施設入所者の約 6 割が障がい支援区分 6、約 5 割が 50 歳以上と施設入所者の重度化・高齢化が進む一方、入所期間が 10 年以上の長期入所者が約 6 割となっており、地域移行者の割合も年々減少傾向にあります。



そうした状況も踏まえて、今後、施設入所者の地域移行を実現していくためには、①施設入所者本人の意思と選択に基づいたアプローチ②重度化・高齢化に対応した地域での受け皿づくり③相談支援事業所が行う地域移行支援などの施設入所者を地域につなぐための支援が重要です。

具体的には、施設入所者へのアプローチについては、市町村・相談支援事業所等と入所施設の連携を進めるとともに、圏域単位でコーディネーターを配置したり、グループホームや日中活動の場の空きスペースを活用して宿泊体験の場所を確保したり、入所施設と相談支援事業所・グループホームとの交流促進などが考えられます。

また、地域の受け皿づくりについては、重度障がい者を受け入れているグループホーム等に対して専門的助言を行うスーパーバイザーの確保や、グループホーム等のバリアフリー化や障がい特性に応じた環境整備などが考えられます。

さらに、施設入所者を地域につなぐための支援については、地域移行支援の経験のない一般相談支援事業所をスーパーバイズして支える仕組みづくりや地域移行支援に係る報酬改善などが考えられます。

その他、専門性の向上の観点から障がい種別に特化して地域移行支援に取り組んだり、施設入所者を地域の一員であることを地域の人々に認識してもらうために、入所施設を地域に開いていくことなども、併せて考えていく必要があります。

平成 28 年 10 月に「地域生活支援拠点等の整備促進に向けて一報告書」をとりまとめ、地域生活支援拠点等の整備にあたっての課題を整理して整備モデル案を市町村に提示しましたが、平成 30 年 3 月末時点では 6 市の整備に留まっていました。

そこで、平成 30 年 11 月に大阪府障がい者自立支援協議会内に基盤整備促進ワーキンググループを再度立ち上げ、まず「緊急時の受入・対応の体制づくり」に着手し、地域の実情に合わせて段階的に取り組むことを市町村に提案しました。

緊急時の支援を適切かつスムーズに行うためには、事前に障がい特性や障がい福祉サービスの利用状況等を把握しておく必要があり、そのためには、緊急対応が必要となる可能性の高い障がい者をピックアップして登録を働きかけて市町村や基幹相談支援センターで一元的に管理したり、自立支援協議会等を通じて、地域の社会資源（短期入所・グループホーム・居宅介護支援・施設入所支援）の空き情報や特色を把握することなどが考えられます。

その他にも、市町村が地域生活支援拠点等の整備にあたって、解決すべき課題があります。

具体的には、特定相談支援事業所のみに認められている地域生活支援拠点等における緊急時のコーディネートに係る報酬加算について、基幹相談支援センターにも対象拡大を図ることが考えられます。併せて、特定相談支援事業所が適切なケアマネジメントを行うための報酬も必要と考えられます。

緊急時の受入先である短期入所については、レスパイト等の定期利用で慢性的に満床状態となっている場合が多く、緊急時の利用が難しい現状があります。そのため、空床確保のための体制整備やグループホーム・特別養護老人ホームの短期入所等の地域の社会資源の空きスペースを最大限活用するなどの柔軟な受入体制の確保や日頃利用している事業所の職員の緊急時対応の仕組みなどが必要と考えられます。

さらに、緊急時の受入先や体験の場・生活の場といった受入側では、医療的ケアの必要な障がい者、行動障がいを有する重度の障がい者の支援には専門的な知識、技能を持つ職員配置が必要となるとともに、地域生活支援拠点等においてコーディネートや地域の体制づくりの中核を担う相談支援事業所においても必要なケアマネジメント能力が求められることから、相談支援、強度行動障がいの状態を示す方への支援、医療的ケア、高次脳機能障がい等の専門性を高めるための研修の充実や、スキルを有する事業所によるスーパーバイズの仕組み等が必要と考えられます。

また、緊急時には地域生活支援拠点等で対応するものの、家庭で障がい者の生活を支えてきた家族の高齢化に伴って、いずれ家族と離れて生活すること等に備えて、障がい者が早い段階からグループホームや一人暮らし等の今後の生活の場や日中活動の場を選択できるようにすることが求められることから、日中活動の場や施設の空きスペースや空き家等の活用による体験の場の確保、障がい特性に応じた環境整備等が必要と考えられます。

【高次脳機能障がいとは？】

外見上わかりづらいことから、「見えない障がい」ともいわれる高次脳機能障がいは、交通事故や脳卒中などで脳が傷つくことで、認知機能や行動面に起こる障がいのことをいいます。脳の損傷部位によって症状は様々で、記憶障がい（新しいことを覚えられない）、注意障がい（長く集中して取り組むことが難しい）、遂行機能障がい（物事を計画的に進めることが難しい）、社会的行動障がい（感情や欲求のコントロールが難しい）の症状があらわれることがあります。その他に、失語症や易疲労性、病識欠如（自身に障がいがあることに気づかない）などの症状がみられることもあります。

このような症状は、リハビリテーションや、できなくなったことを他の手段で補完すること（代償手段の獲得など）、環境調整などによって、緩やかに回復していくとされています。

また、それまでの生活（仕事、趣味、人間関係等）ができなくなって、「生きがいがなくなった」「将来に希望が持てない」などといったことを本人・家族共に感じやすい状況にあります。障がいを理解し、受け入れるには時間を要するため、安定した生活を送れるよう、長期的なサポートが求められます。

【高次脳機能障がいのある方に対する取組み】

高次脳機能障がいのある方への支援に関する事業は、平成 13 年度から全国 12 の地方拠点機関と国立身体障害者リハビリテーションセンターが参画し始まった高次脳機能障害支援モデル事業により支援の枠組みが検討され、平成 18 年度から一般事業化されました。大阪府では、障がい者医療・リハビリテーションセンターを支援拠点として、相談、訓練、普及啓発、研修等に取り組んでいます。

支援拠点の訓練部門である大阪府立障がい者自立センターでは、医療リハビリテーションを終えた方に、入所・通所による訓練を行っています。高次脳機能障がいは、症状の個別性が高く、本人のニーズも様々です。多職種でアセスメントを行い、社会リハビリテーションとして、日常生活動作や生活能力の維持・向上をめざしたプログラムを提供するとともに、家庭や地域で自分らしい生活を送れるよう、地域の支援機関との環境調整を行っています。

大阪府では、これまでに蓄積した支援技法や専門的な支援ノウハウを活かし、府全体の支援力の底上げにつながるよう、関係機関（市町村・医療機関・福祉サービス事業所等）に対する研修や事業所へのコンサルテーションにより展開を行っています。徐々にではありますが、高次脳機能障がいに対する認知と、その支援機関は増加していると思われます。一方で、診断ができる医療機関の確保や受傷後の後遺症を自覚できず支援につながっていない方の把握などの課題があり、取組みを進めているところです。

支援拠点としては、こうした取組みが結実し、高次脳機能障がいのある方が、身近な地域でリハビリテーションや相談の機会を得られること、家庭や職場、地域で会う周囲の方が、障がいの特性を理解し、本人の困りごとを聴きながら一緒に解決策を考えていく社会になることをめざしています。

3. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
(1) 入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす ①入所施設からの地域生活への移行	
○入所施設利用者の地域移行の推進(地域生活支援課、生活基盤推進課) 自立支援協議会における地域移行の取組みや、基幹相談支援センター等に配置される地域体制整備コーディネーター等による施設入所者の意向確認、地域移行支援・地域定着支援の活用等により、入所施設からの地域移行が推進されるよう、市町村に対して働きかけるとともに、効果的な取組みについて、情報共有を図ります。 施設入所者の削減については、地域移行が進んでも新たに入所を希望する者も見込まれ、施設入所者の減少を大幅に見込むことが困難であるものの、施設入所に至ることなく、地域で暮らし続けることができるよう、支援者のスキルアップなどの支援体制を充実するとともに、地域移行に向けた必要な情報提供や理解促進を行うなど市町村の地域生活支援拠点等の取組みを支援しつつ、グループホームの体験利用や人材育成等、その機能の充実のため、運用状況の検証及び検討を行います。	目標値(令和8年度) ・入所施設利用者の地域移行目標 6.1%(令和4年度末時点の施設入所者数と比較) ・入所施設利用者の減少目標 ▲3.2%(令和4年度末時点の施設入所者数と比較)
○入所施設利用者への意向調査の実施(生活基盤推進課) 入所施設から地域移行については、施設入所者の意向に基づいて地域移行の支援を実施することが重要であることから、施設入所者の暮らしに関する意向調査を定期的に行います。調査結果については、市町村に周知し、地域移行の取組みに活用するよう働きかけます。	目標値 障がい福祉計画策定前に実施 次回調査時期: 令和6年度末
(1) 入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす ②精神科病院からの地域生活への移行	
○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(生活基盤推進課) 長期入院精神障がい者に対する地域移行支援を強化するため、専任の「地域精神医療体制広域コーディネーター」を配置し、精神科病院が職員に対し実施する地域移行の理解促進のための研修や、院内茶話会や退院促進ピアサポーターとの連携など地域移行に向けた支援が必要な患者を把握するための取組みを企画・実施し、対象者を市町村が設置する精神障がい者の地域移行について協議する場(自立支援協議会専門部会等)につなぎ、「保健・医療・福祉」による関係者同士の顔の見える関係を作り、地域の課題を話し合うとともに、病院だけで退院支援を行うことが困難な事案について伴走支援を行っていきます。 また、精神科病院と市町村及び相談支援事業所等の地域の関係機関(医療と地域生活)のつながりを構築するため、市町村及び障がい保健福祉圏域(保健所圏域)ごとに設置する保健・医療・福祉関係者による協議の場の運営を支援します。都道府県の協議の場とあわせた重層的な連携により、精神障がい者が医療を継続しながら地域の一員として自分らしい暮らしができるよう支援します。	目標値(令和8年度) ①精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を325.3日以上とする ②1年以上長期入院者数を8,193人とする ③入院後3ヶ月時点の退院率は68.9%以上、入院後6ヶ月時点での退院率は84.5%以上、入院後1年時点での退院率を91.0%以上とする
(2) 地域における障がい者等への支援体制について	
○市町村の相談支援体制の充実(地域生活支援課) 障がい児者のニーズの多様化を踏まえ、きめ細かで適切な支援のため、相談支援体制を再構築し、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けた取組みが進められるよう、市町村の実態調査等を行い、その結果や先行事例紹介を情報提供するといった支援を行います。 また、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進します。	
○地域生活を支えるための基盤整備(生活基盤推進課) 障がい者が自ら希望する暮らしを選択し、安心して地域生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点等の充実・強化やグループホームの整備促進等、地域における生活基盤の整備を図るとともに、貴重な資源である入所施設が求められる機能を果たすよう基盤の整備に取り組んでいきます。	
○障がい者支援施設における施設入所支援サービスの充実等(生活基盤推進課) 実地指導や集団指導を通じ、施設がより地域に開かれた運営を行うとともに、入所者の社会生活能力を高めるよう個別支援計画に基づいて支援を行うよう助言・指導を行い、利用者サービスの向上を図ります。	

○府立障がい者支援施設の運営(地域生活支援課) 砂川厚生福祉センターにおいて、強度行動障がいの状態を示す方や社会関係障がい(※)の状態を示す方など民間事業所で対応が困難な障がい者に対して、地域移行に向けたアセスメントと専門的な支援を行うとともに、新たな支援方策の研究や研修の実施など民間事業所の支援力向上に取り組めます。 障がい者自立センターにおいては、高次脳機能障がい者に対して地域移行に向けたアセスメントと自立訓練を行うとともに、専門的な支援技法を蓄積します。 また、これらの府立障がい者支援施設において蓄積した知見や支援方策について、障がい者自立相談支援センターにおいて、研修の実施等により民間事業所への普及を図ります。 (※)社会関係障がい:大阪府が暫定的に使用している用語であり、概ね青年期の中軽度の知的障がい者であって、家庭・地域において生活・社会的習慣・対人関係などの習得が困難なために生じる反社会性・非社会性のある言動が顕著で地域での対応が困難な状態	
○府立福祉型障がい児入所施設の運営(地域生活支援課) 府立こんごう福祉センターにおいては、老朽化による建替(令和5年4月)を契機に、ユニット化によるケア単位の小規模化を行い、家庭的な養育環境の推進を図るとともに、地域生活への移行に向けた支援について検討します。また、本人の行動面の著しい障がいや要保護性の高さなどから民間施設では受入れが困難な児童の受入れを進めるなど、専門性を活かした支援等に取り組めます。	
○施設職員等に対する研修の実施(福祉人材・法人指導課) 施設職員の障がい者への理解を高めるとともに資質向上を図るため、リスクマネジメント、個人情報保護、人権研修、利用者の尊厳、感染症予防対策やセーフティネットのソーシャルインクルージョン等にかかる研修を、一般職員から法人役員や施設長などの管理者まで各階層で実施します。	目標値 委託研修受講者数 10,000人/年(障がい者施設・事業所を含む全施設・事業所の受講者数)
(3)地域で暮らし続ける ①グループホームなど住まいの確保	
○障がい者グループホームの設置促進(生活基盤推進課、居住企画課、経営管理課) 障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームの整備助成や、公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用により、住まいの場であるグループホームの量的確保に努めます。 グループホームの設置については、公営住宅の活用のほか、UR(都市再生機構)賃貸住宅や公社賃貸住宅のグループホームの活用について、関係団体と連携を図りながら実施します。	目標値(令和3年度から令和5年度) 公営住宅のグループホームとしての活用 277人分
○グループホーム世話人等の資質向上(地域生活支援課、生活基盤推進課) グループホームにおける支援の充実を図るため、他事業者の世話人同士の意見交換する機会等を提供するとともに、障がい種別ごとのさまざまな障がい特性に対応した研修を実施し、世話人等の資質向上に努めます。	
○様々な困難事例に対応し得る質の高いグループホームの整備(生活基盤推進課) 重度知的障がい者地域生活支援体制整備モデル事業の実施など、重度障がい者等が地域で安心して生活を継続できるよう、様々な困難事例に対応可能なグループホームの整備促進を図ります。	
○公営住宅の障がい者向け募集の実施(居住企画課、経営管理課) 府営住宅については、公募戸数の概ね6割を福祉世帯向けなどの特別枠で募集しており、引き続きその確保を図ります。 市町営住宅においても、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」に基づき、障がい者のいる世帯の優先入居等の促進を図ります。	

○障がい者に配慮した公的賃貸住宅の整備・改善の促進(居住企画課、経営管理課) ▼府営住宅の取組み 建替事業を行う住戸において、「手すりの設置」「段差の解消」「広い廊下幅」などに取り組み、バリアフリー化された「あいあい住宅」を建設します。 また、建替事業において、車いす常用者世帯向けの住宅「MAIハウス」を供給します。既存住戸においては、バリアフリー化されていない全ての住宅(撤去予定のものを除く。エレベーターのない3階から5階の住宅も含む。)について、住戸内の段差解消や手すり設置などを計画的に進めます。 また、エレベーターを設置していない中層住宅については、築年数や階数、集約建替等の着手時期を考慮して、エレベーター設置を計画的に進めます。 ▼市町営住宅の取組み 建替え時等における住戸内や屋外のバリアフリー化、既設住宅におけるバリアフリー化、エレベーターのない既設の中層住宅におけるエレベーターの設置や耐震化事業を促進します。 ▼公営住宅以外の公的賃貸住宅の取組み 建替え時等における住戸内や屋外のバリアフリー化、既設住宅における屋外のバリアフリー化や耐震化事業を促進します。	想定事業量 建替事業:8,000戸 住戸内バリアフリー化事業:5,000戸 中層エレベーター設置事業:1,000基 ※「大阪府営住宅ストック総合活用計画」(令和3年度～令和12年度)に基づく想定事業量 ※令和3年度策定の大阪府営住宅ストック総合活用計画より、「目標」ではなく「想定事業量」に変更している。
○民間賃貸住宅への入居促進(居住企画課・建築振興課) ▼居住支援体制の充実 障がい者を含む住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できるよう、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」に基づき、市区町村単位での居住支援協議会の設立など地域の特性に応じた居住支援体制の構築を促進します。 ▼指導監督基準の周知・啓発と適正な運用 「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、宅地建物取引業者が、障がい者等であるという理由だけで、民間賃貸住宅の入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としています。宅地建物取引業者には研修等を通じてその周知・啓発を行うとともに、違反業者に対しては、同基準に基づく必要な指導等を行います。 ▼生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供 「Osaka あんしん住まい推進協議会」ホームページなどによる生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供を行います。また、高齢者等の相談に応じる機会の多い市町村の福祉関係窓口や地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)等において、住まいに関する相談時に「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を活用してもらうなど、住宅部門と福祉部門との連携体制の構築にも取り組みます。	目標値 ・居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率50%(令和12年度) ・宅地建物取引業者が人権に関する指導監督基準の規制内容について認識している割合:100%(令和7年度)
○住宅のバリアフリー化に対する支援(居住企画課、生活基盤推進課) 「大阪の住まい活性化フォーラム」において、リフォーム事業者の技術力向上の一環として、バリアフリーに関する研修を実施する等、リフォーム工事と併せたバリアフリー化を促進します。 また、重度障がい者等が、安心して生活できるよう、住宅を障がいの程度及び状況に応じて安全かつ利便性に優れたものに改造する場合に、改造費用を助成する市町村を支援します。	
○生活福祉資金(住宅貸付)の貸付(地域福祉課) 障がい者等を含む世帯に対して、住宅の増築、改築、拡張、補修、保全に必要な経費の貸付を行います。	
(3)地域で暮らし続ける ②必要な福祉サービスの確保	
○地域生活支援拠点等の運営(生活基盤推進課) 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、緊急時の受け入れ・対応の体制づくりの取組みを進め、地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村に対して地域生活支援拠点等の運営に関する必要な助言等を行います。 また、広域的な対応が必要な機能については、府内市町村が整備する地域生活支援拠点等の状況を把握し、必要な支援策を検討します。	目標値(令和8年度) ・各市町村において地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築 ・年1回以上、支援の実績等を踏まえ

	運用状況を検証及び検討する。
○生活訓練・指導の実施（自立支援課） 障がい者の社会活動への参加と自立を支援するとともに、音声機能障がい者発声訓練事業その他身体障がい者生活訓練事業などの家庭及び社会生活の改善向上を図るための訓練指導を行います。	
○在宅難病患者一時入院事業の実施（地域保健課） 在宅で療養されている難病の方が、介護者の病気等の理由により、緊急的に介護が受けられなくなった場合に入院可能な病床の確保に努めるとともに、介護者の新型コロナウイルス感染症等の罹患を想定し、入院期間を原則 14 日以内として実施します。	
○リフト付き福祉タクシーの利用促進（自立支援課） 障がい者の社会参加を促進するため、大阪福祉タクシー運営連絡協議会と連携し、総合窓口である「大阪福祉タクシー総合配車センター」を活用した利用者の利便性の向上、また、利用者に対するリフト付き福祉タクシーの広報・啓発活動に努めます。	
○福祉有償運送の推進（地域福祉課） 社会福祉法人や NPO 法人等の非営利法人が、公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、有償で行う移送サービスである福祉有償運送について、制度周知や広域的な調整を行います。	
○身体障がい者補助犬の普及促進（自立支援課） 障がい者の自立と社会参加を一層推進するため、身体障がい者補助犬を必要とする府民の方々に対し、使用機会を提供するとともに、その普及・啓発を行い、補助犬の同伴に対する理解促進に努めます。	
○市町村との連携（障がい福祉企画課） 障がい者施策を推進し、身近な地域で障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できる体制を整備するため、市町村とのワーキングの開催など連携を図るとともに、市町村に対し必要な助言を行います。	
○指定事業者等に対する指導等（生活基盤推進課） 指定障がい福祉サービス事業者・施設等に対し、指定時の研修や毎年行う集団指導において、利用者の人権や障がい特性に配慮した助言・指導を実施します。 また、個別の事業者に対して、実地指導を行い、虐待の防止や適正な支援が実施されているかの確認・助言・指導を行い、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。	目標値 毎年、集団指導を実施
○利用者本位の障がい者福祉制度の推進（障がい福祉企画課） 障がい福祉制度が円滑に運営されるよう、ホームページや広報物により、制度内容や改正点等について利用者等への周知を図るとともに、障がい福祉サービス利用等の実態についての調査をふまえ、国に対し、新たなニーズに対応した支援の充実・確保等、制度の改善に向けた要望を実施するなど、利用者本位の障がい福祉制度の円滑な推進を図ります。	
（3）地域で暮らし続ける ③相談支援体制の強化	
○市町村の相談支援体制の充実（地域生活支援課） 障がい児者のニーズの多様化を踏まえ、きめ細かで適切な支援のため、相談支援体制を再構築し、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けた取組みが進められるよう、市町村の実態調査等を行い、その結果や先事例紹介を情報提供するといった支援を行います。 また、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進します。	目標値（令和8年度） 全ての市町村で基幹相談支援センターを設置

○ケアマネジメントの推進(地域生活支援課) 障がい児者に寄り添ったサービス等利用計画の作成や、的確かつきめ細かなアセスメント・モニタリングの実施や関係機関との連携に基づき適切な支援が行える相談支援専門員の養成とさらなる資質の向上のために、能力や経験等に応じた段階的な研修等の機会を確保し、地域での指導的な役割を担う相談支援専門員の拡充に努めるなど、地域全体でスキルアップとフォローアップを行う仕組みの構築に向け、市町村を支援します。	目標値(令和8年度) 相談支援専門員の養成・確保 3,000人
○ピアカウンセリングの普及(地域生活支援課) 市町村障がい者相談支援事業として位置づけられているピアカウンセリングの普及を図ります。	目標値(令和8年度) 市町村障がい者相談支援事業におけるピアカウンセリング実施市町村数 43(すべての市町村)
○大阪府発達障がい者支援センターの運営(地域生活支援課) 大阪府発達障がい者支援センター(アクトおおさか)において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などの発達障がいのある人及びその家族、関係機関、関係施設に対して次の事業を行うとともに、地域ごとに多様な支援ニーズに合ったきめ細かなコンサルテーションを実施していきます。 また、アクトおおさかを中心に大阪府発達支援拠点(以下「発達支援拠点」という。)との地域連携の枠組みを作っていくことを検討します。 ▼相談支援事業 ▼コンサルテーション事業 発達障がい者が利用する施設、事業所、就労支援機関等からの求めに応じて支援現場を訪問し、発達障がい者への対応や支援上の課題について、具体的なアドバイスを行います。 ▼普及啓発・研修事業 医療、福祉、教育、保健、保育、労働等の関係施設、関係機関の職員に対して発達障がいの理解と支援のための研修を行います。 ▼就労支援 アセスメント、就職活動の支援、フォローアップまで、関係機関との連携や支援サービス、制度を活用しながら就労に向けての支援を行います。	《参考》 サービス見込量 相談支援 2,750件 関係機関への助言 650件 外部機関や地域住民への研修・啓発 50件
○発達障がい児者施策の充実(地域生活支援課) 広域自治体として、発達障がい児者が身近な地域で生活できるよう市町村の取り組みを支援します。 ▼大人への支援 発達障がい者支援センターなど相談窓口の周知を図るとともに、当事者同士やその家族等のニーズに合った、お互いの悩みの相談や情報交換を行う場等の情報提供を行います。 ▼発達障がいがかがわれる人への支援 当事者の方の「困っている」という状態に着目して、ニーズに合った福祉や就労等の必要な支援につなげるとともに、周囲の人たちの理解を深めていくための啓発に取り組みます。	
○難病患者に対する相談支援機能の充実(地域保健課) 大阪難病相談支援センターにおいて、日常生活相談や患者交流会等、当事者の目線に立った療養生活支援を実施するとともに、大阪難病医療情報センターにおいて、難病患者や家族の医療等に関する相談業務の実施や保健所等が実施する難病患者に対する個別支援等に対して医療の立場から助言を行います。	

○高次脳機能障がい者に対する支援(地域生活支援課) 高次脳機能障がい者支援拠点として、先進事例について情報を収集し、障がい者自立センターにおける自立訓練を通じて、地域移行を推進するとともに、専門的な支援ノウハウを蓄積します。 また、こうした知見を活用し、大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、府内関係機関(市町村・医療機関・福祉サービス事業所等)に対する研修や事業所へのコンサルテーションを展開することにより、府全体の支援力の底上げを図ります。	
○地域生活定着支援センターの運営(地域福祉課) 地域生活定着支援センターにおいて、高齢または障がいのある矯正施設退所者に対して、保護観察所の生活環境調整への協力(コーディネート業務)や受け入れた施設等へのアフターケア(フォローアップ業務)や刑務所等を出所した方への福祉的な助言(相談支援業務)などを実施します。	
(3)地域で暮らし続ける ④自立支援協議会の機能強化	
○市町村の自立支援協議会の活性化に向けた支援(障がい福祉企画課、自立支援課) 自立支援協議会が、その中核的機能である相談支援を強化し、関係機関との緊密な連携により、地域課題の解決に向けて取り組むことができるよう、地域自立支援協議会の機能強化のためのバックアップを行います。 また、地域自立支援協議会の取組事例や先行事例の紹介や顔の見える関係の構築を目的とした情報発信・情報共有の機会を設けることにより、地域自立支援協議会の運営の活性化に向けた側面的支援を行います。	目標値(令和8年度) ・地域移行に関する専門部会等をすべての市町村において設置 ・府内全市町村が、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組みを進める。
○大阪府障がい者自立支援協議会の運営(障がい福祉企画課) 大阪府障がい者自立支援協議会を運営し、地域課題の収集・検討を行うとともに、地域移行や就労施策など主要課題の進捗状況の把握やあり方等について協議し、府域における障がい福祉施策の充実に努めます。 また、地域ごとの取組みのばらつきを適切に把握し、どの地域で暮らしていても自立生活と社会参加が実現されるよう、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援等を通じた、地域における障がい者支援のバックアップを行うことで、全体の底上げを図ります。	
(3)地域で暮らし続ける ⑤地域福祉の視点	
○地域福祉支援計画への障がい当事者ニーズの反映(地域福祉課) 地域福祉の計画に反映するため、障がい当事者のニーズの把握に努めます。	
○市町村における包括的な支援体制の構築(地域福祉課) 広域自治体として有する多様な行政資源や人材・ネットワーク等を通じて、個々の市町村や地域社会にとどまらない広域的・専門的な課題の解決に取り組むとともに、市町村における包括的な支援体制が構築・拡充されるよう、取組事例の提供や助言・サポート等を行い、市町村を支援します。 また、障がい者等支援を要する人を早期に発見し、必要なサービスにつなげていくため、地域福祉・高齢者福祉交付金による財政的支援を行うことにより、市町村における地域福祉のセーフティネットの構築を支援します。 さらに、CSW(コミュニティソーシャルワーカー)や障がい者相談支援事業所等地域の関係機関の連携が進むよう、先進事例や最新情報の提供を行います。	
○福祉基金による助成(地域福祉課) 地域福祉活動の振興や府民の福祉意識の向上に寄与する事業(障がい者や高齢者、児童などへの支援等)に助成を行い、府民の自主的な社会福祉活動を支援します。 また、今後、新型コロナウイルス感染症の影響等により、講演会開催や社会参加促進等の従来の社会福祉活動が、リモート、webの活用等へと変化していくことも想定し、創意工夫を凝らした活動がこれまで以上に実施できるよう、支援の充実に努めます。	

(3)地域で暮らし続ける ⑥障がい者に対する住民の理解	
○施設コンフリクトの解消(人権擁護課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課) 「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、障がい者等の自立を進めるための基盤となる福祉施設等の設置に際して周辺住民との間におこった施設コンフリクト解消に向けた取り組みを継続・強化します。 人権局ホームページの活用も含め、障がいに関する府民の理解と認識が深まるよう、広く啓発に取り組みます。 また、指定時等において、障がい福祉施設等の設置者が地域住民に理解されるよう、地域交流を進めるよう指導します。 なお、コンフリクトが発生した際には、施設や関係機関等と協力して、コンフリクトの解決に努めます。	
(3)地域で暮らし続ける ⑦福祉サービスを担う人材の確保	
○介護・福祉人材の「量」と「質」の確保に向けた総合的な取り組み(福祉人材・法人指導課、就業促進課、介護事業者課、障がい福祉室) 介護ロボットの導入促進、ICTを活用した業務効率化や表彰の導入など、介護事業者自らの労働環境・処遇の改善、質の向上に向けた取り組みを支援します。 福祉人材支援センターを活用したマッチング力の向上や地域全体として資質向上やキャリアパスにつながる取り組みを進めるほか、介護支援専門員や介護福祉士の資質向上に向けた取り組みなどを実施します。	
○ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の養成(福祉人材・法人指導課、地域生活支援課) 身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者等の異なる様々なニーズに対応できるホームヘルパー等の確保を図るため、養成研修事業所を指定し、養成するとともに、現在従事しているホームヘルパーに対して、障がいの理解を深め、ニーズに応じた適切なサポートができる技能を向上するための研修を実施します。 また、屋外での移動が困難な障がい者に対して外出のための移動を支援する同行援護従業者及びガイドヘルパー(全身性障がい、知的障がい及び精神障がい)を確保するため、研修事業者の適切な指定等に努めます。	目標値 介護職員初任者研修修了者(ホームヘルパー)を対象とした研修を毎年1回実施
○保育士や放課後児童クラブ指導員等に対する研修の実施(子育て支援課) 府内における保育所、認定こども園等における保育士、放課後児童クラブ指導員等を対象に、障がい児保育に係る知識や技術に関する研修を実施し、資質の向上、発達障がい児及び医療的ケア児等への理解促進を図ります。	目標値 保育士・支援員等を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回実施
○精神保健福祉関係機関職員研修の実施(地域保健課) 精神保健福祉関係機関職員を対象とした教育研修を年3回(ベーシック・ステップアップ・スキルアップ各1回)実施するとともに、自殺対策研修・依存症対策研修を各年1回以上実施します。	目標値(令和8年度) 精神保健福祉関係機関職員を対象とした教育研修を年3回(ベーシック・ステップアップ・スキルアップ各1回)実施 自殺対策研修・依存症対策研修を各年1回以上実施
○サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(地域生活支援課) 事業所や施設において、的確かつきめ細かなアセスメント・モニタリングを実施し、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成、サービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」を養成します。	目標値 サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修(2日課程)を実施
○強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修、実践研修)(地域生活支援課) 強度行動障がいの状態を示す方等に対し、適切な支援を行う職員や適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成ができる人材を養成します。	目標値 強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)を実施
(4)まちで快適に生活できる	
○福祉のまちづくりの推進(建築企画課) 大阪府福祉のまちづくり条例に基づく福祉のまちづくりの推進についての重要事項の調査審議を行うため、「大阪府福祉のまちづくり審議会」(平成24年11月設置)等を開催します。	
○府有建築物の福祉整備の推進(建築企画課、公共建築室計画課) 不特定多数の府民が利用する既存府有施設について、大阪府福祉のまちづくり条例に基づいた福祉整備を推進するとともに、施設利用者向けに、施設のバリアフリーに関する情報発信を促進します。	

○府営公園の整備（公園課） 高齢者や障がい者、幼児などありとあらゆる人々の利用に配慮した府営公園づくりを促進するために障がい者等のの人々に配慮した公園づくりのために改修を実施します。	
○バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進（建築企画課） 駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、公園等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための基本構想を作成する市町村に対し、関係部局が連携し、作成の進め方・事業手法や補助制度・進捗管理等に関して、情報提供や助言を行うことにより、地域のバリアフリー化を効果的に促進します。	目標値 令和元年度末時点の実績（32 市1町、136 地区）を踏まえ、未策定市町村での早期作成をめざす
○交通安全施設等整備事業の推進（道路環境課） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の基本方針に基づき、主要な特定道路及び生活関連経路を構成する道路について移動等円滑化を実施します。	目標値 ・「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路について、移動等円滑化を実施 ・府管理道路の特定道路指定地区数 55 地区（52. 50 km）（H20 年度指定） 50 地区（35. 39 km）（R1 年度指定）
○バリアフリー化対応型信号機の整備（府警本部交通規制課） 主要な生活関連経路において整備すべき信号機等については、道路管理者との連携を図るとともに、地元住民等の合意を得ながら、バリアフリー法の基本方針に基づき、視覚障がい者用付加装置等の整備を促進します。	目標値（令和8年度まで） 「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路に設置されている信号機等について、視覚障がい者用付加装置、高齢者等感應信号機等による移動等円滑化を実施
○鉄道駅舎の移動等円滑化の促進（建築企画課） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の基本方針や大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針を踏まえ、市町村が作成するバリアフリー基本構想に基づき、鉄道事業者が実施するエレベーターの設置や段差解消などの移動円滑化事業を促進します。	目標値 バリアフリー法の基本方針や大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進指針を踏まえ、鉄道駅等の構造等の制約条件を考慮し、可能な限り移動等円滑化を実施
○鉄道駅舎や踏切の安全確保の取組み（障がい福祉企画課、都市交通課、建築企画課） 事業者に対して、国、府、市町村、事業者などにより構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」の場等において、国からバリアフリー施策の取組み等について説明するとともに、鉄道駅のバリアフリー化や可動式ホーム柵の設置の促進、利用者の視点に立った無人駅における十分な配慮について働きかけを行います。 また、鉄道事業者が実施する既存駅の可動式ホーム柵整備事業について、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる駅を対象に国、地元市と協調して補助を行う制度を創設しており、今後とも、可動式ホーム柵整備の促進を図ります。 さらに、鉄道事業者等と連携し、駅ホームにおける安全向上のための啓発活動に取り組めます。	
○車いす使用者用駐車場の適正利用の促進（障がい福祉企画課、建築企画課） 車いす使用者用駐車区画に一般の人が駐車するなど、真に必要とする人が利用できない状況がみられるため、適正利用の促進に向けて、府民や事業者等への啓発を行うとともに、車いす使用者用駐車区画に加え、その他の配慮を必要とする人のためのスペース（ゆずりあい駐車区画）の両方を整備する「ダブルスペース」の取組みを推進します。 また、利用証を交付することにより、これらの区画に駐車できる対象者を明確にして、不適正な駐車抑制をめざす「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」の更なる普及に努めます。	
○まちのバリアフリー情報の提供（建築企画課） 鉄道駅や公共施設等におけるエレベーターや車椅子使用者用便房等のバリアフリー情報について、利用者があらかじめ入手することが重要であるため、バリアフリー情報の更なる充実に努めます。	

Ⅱ 生活場面「学ぶ」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる

＜現状の評価と課題＞

障がい児のニーズは多様化しており、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するインクルーシブ教育を基本に、障がいの有無に関係なく、地域の課題も含め、全ての児童生徒等の「学ぶ」を保障し、誰一人として取り残さない教育のさらなる推進に向けた環境整備、通学・学習保障等の課題解決を図る必要があります。

とりわけ、医療的ケアを必要とする児童生徒の通学支援をはじめとする多様な学習の機会を確保する取組みや、学校における合理的配慮の浸透に向けた教員の資質向上に向けた研修などが必要です。

また、最重点施策の一つである専門性の高い分野への支援として、発達障がいのある幼児・児童が早期に質の高い療育・教育を受けることができる環境整備や、医療依存度の高い重症心身障がい児の学習機会の確保を図っていきます。

さらには、学校卒業後の就労や地域生活までを見据え、家庭と教育と福祉、労働機関等が連携した、働く力や生活する力を身に付けることができるような教育の推進や、障がいや年齢にとらわれず、学習の機会や選択肢が限定されることなく、生涯を通じて、学びたいときに学ぶことができる環境整備が必要です。幼児期から社会に出るまで一貫して、学びの機会を得ることができる大阪の実現をめざします。

なお、大阪府では、「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」（以下「手話言語条例」という。）に基づき、関係団体との連携のもと、乳幼児期からの言語としての手話獲得・習得支援や全ての府立聴覚支援学校の教員向け手話習得支援などの先進的な施策を展開しています。引き続き手話言語条例に基づく施策を保健医療機関や学校などの関係機関との連携のもと、より一層推進します。

また、令和4年2月に策定された国の「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、令和2年6月に運営開始された府立福祉情報コミュニケーションセ

ンターを難聴児支援の中核機能拠点として、関係機関と連携し、早期支援を推進します。

2. 個別分野ごとの施策の方向性

(1) 早期療育等を受ける

- 乳幼児健康診査等の受診率向上を図り、聴覚障がいや視覚障がいを早期発見し、早期支援につなげるなど、健診後の支援の充実に努めます。
- 具体的には、令和2年6月に運営開始された府立福祉情報コミュニケーションセンターにおける聴覚障がい児や視覚障がい児への相談支援や関係機関との連携による支援、治療等に速やかにつなげるとともに、保健・医療・教育等の関係機関と連携しながら障がい児への相談支援・情報提供の充実に努めます。特に難聴児については、国の「**難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本指針**」を踏まえ、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成を進め、乳幼児期手話言語獲得ネットワーク等を活用して、福祉・保健医療・教育等の関係機関とさらなる連携を図ります。
- 国の児童発達支援ガイドラインにおいて、提供すべき児童発達支援として位置づけられている「本人支援」「移行支援」「家族支援」「地域支援」という視点は、府内全ての障がい児支援に共通する重要かつ不可欠なものです。
- 障がい児入所施設については、専門的機能の強化を図りつつ、地域との交流機会の確保や地域の障がい児に対する支援など地域に開かれたものとなることが求められています。また、福祉型障がい児入所施設入所児の障がい者福祉サービスへの円滑な移行についての協議体制の整備に努めていきます。
- 重症心身障がい児をはじめとする障がい児が身近な地域で療育や支援を受けることができるよう、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の確保と質の向上に努めます。
- さらに、在宅の障がい児の地域生活を支えるため、地域における障がい児支援の中核となる児童発達支援センターの設置並びに当該センターにおける保育所等訪問支援の実施に向けた市町村支援及び障がい児通所支援事業所等に対する機関支援を充実するなど、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ります。

- 放課後等デイサービス事業所や児童発達支援事業所等についても、療育機関としての機能を十分に発揮し、学校や障がい児相談支援事業所等の関係機関と緊密な連携を図り、就学時や卒業時などのライフステージの移行段階で支援が途絶することなく、切れ目のない一貫した支援が行われるよう体制の構築を図っていきます。
- 新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据えた個々の医療的ケア児の発達段階に応じた支援や、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多職種との協働、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた支援や事業所評価制度などの客観的な情報の活用などにより、事業所の機能確保、サービスの質の向上に努めていきます。
- また、発達障がいについては、乳幼児期等での早期発見・早期支援、個別の教育支援計画の活用促進など教育分野での支援の充実を図ります。高年齢の子ども（概ね9歳以上）が適切な支援につながらないケースもあり、質の高い支援ノウハウを蓄積している機関が不足していると言われていています。今後は、発達支援拠点において高年齢の子どもに対する支援の質の向上や支援ノウハウの蓄積を図るとともに、放課後等デイサービス事業所等への機関支援に努めていきます。
- その他、支援の引継ぎのためのサポートファイルの活用促進などのライフステージを通じた切れ目のない一貫した支援体制の充実を図ります。併せて、発達障がい児支援のための家族支援としてペアレントメンターの活用やペアレントトレーニング、ペアレントプログラムを実施する市町村を支援します。

（２）教育を受ける

- 平成 28 年度に大阪府において実施した障がい者の生活ニーズ実態調査によると、嫌な思いをしたと回答した人が多かった場所は「学校」でした。また「学習において障がいの特性に応じた配慮がない」が最多の困りごとであったことを鑑み、教員等の障がい理解の促進に一層努めるとともに、引き続き通学支援や情報保障などの合理的配慮が確保された学校環境を整備していきます。
- 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校等において、障がいのある児童生徒の状況・ニーズ等を把握して「個別の教育支援計画」等を作成し、教育の充実や教育環境の整備を図ります。

- また、医療的ケアが必要な児童生徒が安全かつ安心に学校生活が送れるよう、看護師や臨床心理士等の配置や医療機関等との連携などに努めていきます。
- さらに、小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍しながら適切な支援を受けることができる通級指導教室や府立高等学校・支援学校における知的障がいのある生徒の学習機会を確保する「自立支援推進校」「共生推進校」の充実を図ります。
- 療育、保育、教育に従事する教員等の資質向上に向け、障がいに対する理解に関する研修の充実を図るとともに、柔軟かつ適切な教員等の配置等を行います。併せて、障がい児教育等に関わる保育士や教員等が抱える悩みや課題をケアし、サポートしていきます。
- 以上のことを踏まえ、府立支援学校が地域の支援教育の充実を推進するセンターとしての役割を発揮し、地域の小・中学校における校内支援体制の構築や教職員の専門性の向上のサポートをはじめとした、校種間や医療・労働・福祉等の関係機関との連携強化を図ります。
- 就職率などの数字だけにとらわれず、個々人の障がい特性やニーズに応じた多様な進路の選択を確保し、将来の進路を主体的に選択できるよう、地域での自立生活に向けた学びの機会や職場見学等の機会を確保するなど進路指導を充実するとともに、教育、労働、福祉等の関係機関が連携し、職場定着までを見据えた支援に取り組んでいきます。
- ライフステージに応じた切れ目のない支援を確保するため、学校と障がい児通所支援事業所等とが連携し、地域での課題と学校での課題や支援方針を共有して、一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな支援を充実することにより、将来の地域での自立生活に向けた個別支援を強化させていきます。

(3) 地域で学ぶ

- 生涯学習について、聴覚障がい者や視覚障がい者が利用できるものになっていないなど、十分に環境が整っていない状況があります。障がい者が自ら選択できるよう、障がい特性に応じた配慮や情報保障を図っていきます。
- 学校在学中から自立生活に向けた職場実習の機会を拡充するとともに、将来の自立し

た生活に向けた対人関係やコミュニケーション力などを幅広く学ぶことができるよう、学校卒業後の学びの場も確保していきます。

- また、卒業後の学びの場の確保にあたっては、スポーツ・文化芸術関連施設や生涯学習センターや図書館・公民館などの社会教育施設等の活用も必要です。障がい者だけではなく、家族も一緒に様々な学びの場に参加できるようにすることによって、家族へのサポートにもつながっていくことも期待されています。

発達障がい児者の支援について

発達障がいは、主に生まれつきの脳の働き方の違いにより、対人関係や社会性、行動面や情緒面、学習面に特性がある状態です。この特性に合わせた関わりや環境がなく、周りの不適切な対応や集団環境とのミスマッチがあると、二次的な問題が生じることがあると言われています。

このため、発達障がい児者の特性を理解し、その特性に配慮した支援を行うことが重要です。

大阪府障がい者計画においては、発達障がい児者支援施策を最重点施策のひとつである「専門性の高い分野への支援の充実」に位置付け、支援の中核機関となる「大阪府発達障がい者支援センターアクトおおさか」を中心に取り組んでいます。

○大阪府障がい者計画に基づく取り組み

ライフステージに応じた取り組み		ライフステージを通じた取り組み
乳幼児期	早期気づきと早期発達支援の充実	・地域生活支援と相談支援体制の充実 ・専門的な医療機関の確保等 ・家族支援の充実
	発達支援体制の充実	
学齢期	教育分野における支援の充実	
成人期	就労支援と就労継続のための生活支援の充実	

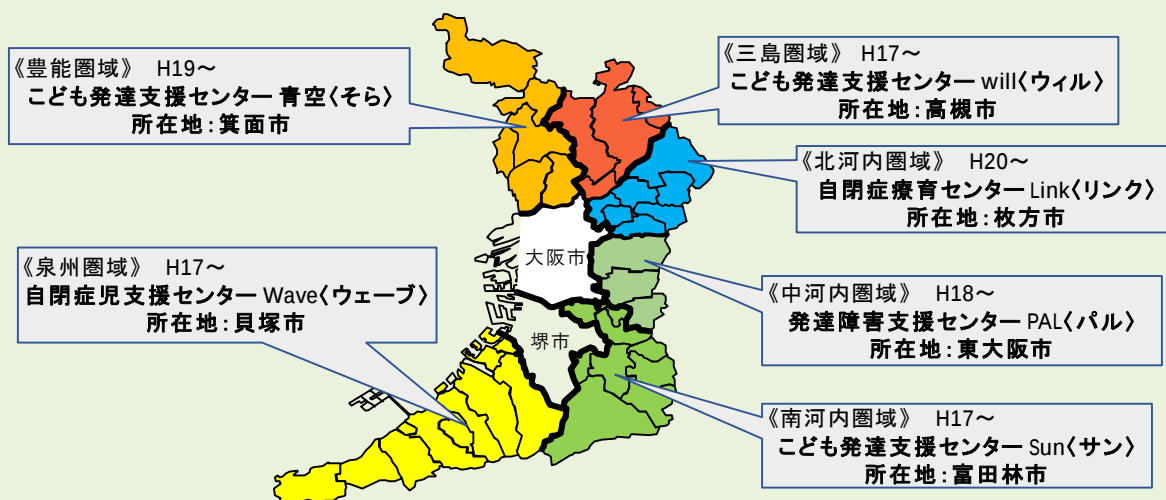
加えて、発達障がいのある方が生活における様々な場面で細やかな支援を受けるためには、身近な生活の場である市町村における支援体制の整備を推進することも重要です。このため、大阪府では市町村の体制整備が円滑に行われるよう、アクトおおさかに配置する発達障がい者地域支援マネージャーを派遣し、市町村における包括的な支援体制づくりの支援を実施しています。

また、市町村における家族支援に係る取り組みを支援するため、発達障がい児の子育て経験者（ペアレント・メンター）を各地に派遣する等の取り組みを行っています。

さらに、近年では飛躍的に増加している障がい児通所支援事業所の支援の質の向上も注目されています。

大阪府では平成 17 年度から順次府内の 6 圏域に発達支援拠点（※）を整備し、圏域内の事業所等を対象に発達障がい児支援の専門的なノウハウを提供し、支援の質の向上を図っています。

（※）大阪府が設置する発達支援拠点



3. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
(1) 早期療育を受ける ① 乳幼児健康診査の受診率向上と健診後の支援の充実	
○乳幼児健康診査等の実施(地域保健課) 新生児スクリーニング検査や市町村における健診において聴覚障がい・視覚障がい・発達障がいを早期発見し、適切な相談支援や療育機関等の関係機関との連携による支援を行っていきます。 市町村における乳幼児健康診査等母子保健事業について、母子保健関係業務報告を取りまとめ、市町村乳幼児健診の実施状況の評価に関する研修及び保健所による市町村支援に活用します。 乳幼児健康診査の従事者が、疾患や障がいの早期発見の視点を持てるように、乳幼児期の発達・低出生体重児の理解・発達障がい児の理解について、保健師等研修を実施します。	
○先天性代謝異常等検査の実施(地域保健課) 先天性代謝異常等について、早期発見し、適正な治療を行えるよう、新生児を対象としたマス・スクリーニング検査を実施していきます。	
○要支援児童の早期発見と支援の充実(家庭支援課) 市町村の後方支援や専門的診断・指導という都道府県の役割を踏まえ、市町村における乳幼児健診や障がい相談事例を活用した、子ども家庭センターの指導・助言等の必要な場合の対応や市町村への助言指導を行います。 また、府内全市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会において支援を必要とする児童について、引き続き市町村と連携します。	
○保健所における専門的母子保健事業の実施(地域保健課) 保健所を拠点として、訪問指導や専門職相談、交流会を実施するとともに、関係機関連絡会議等を開催し、医療的ケア児等への支援や地域関係機関の連携強化に向けて取り組んでいきます。	
(1) 早期療育を受ける ② 療育支援の充実	
○障がい児とその保護者に対する相談支援の充実(家庭支援課、地域生活支援課) 大阪府子ども家庭センターにおける障がい児相談支援を引き続き実施するとともに、関係機関に対して障がい福祉サービス等に関する情報提供を積極的に行い、連携強化を図ります。 また、家族に対する支援の充実・強化とともに、十分な障がい児相談支援事業所が確保されるよう、引き続き市町村に対して働きかけます。	目標値(令和8年度) 障がい児相談支援実施市町村数 43(すべての市町村)
○障がい児関係機関ネットワークの充実強化(家庭支援課、地域生活支援課) 保健、福祉、教育等障がい児に関わる関係機関が連携し、さまざまな課題に対応するため、各市町村において構築される障がい児関係機関ネットワークに対し、引き続き大阪府から情報提供や相談対応を行い、障がい児関係機関ネットワークの充実強化を図ります。	目標値(令和8年度) 障がい児関連施策地域連絡協議会設置市町村数 41(指定都市を除くすべての市町村)
○障がい児入所施設における発達支援機能等の充実(地域生活支援課) 障がい児入所施設が担う「発達支援機能」や「自立支援機能」等の向上を促進し、障がい児の状況に応じた専門性の高い支援の充実を図ります。 また、障がい児入所施設に対し、支援の充実を図るため、配置基準を上回って看護師等の配置を行った場合に経費を支援します。	
○障がい児通所支援事業の充実(地域生活支援課) 障がい児が、身近な地域でニーズに応じた療育を受けることができるよう、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所の確保と質の向上に努めるとともに、市町村と連携し保育所等訪問支援を行う事業所の拡大に努めます。 さらに、地域における障がい児支援の中核施設となる児童発達支援センターの設置と、当該センターにおける障がい児相談支援、保育所等訪問支援等の地域支援の充実を図る市町村を支援します。	目標値(令和8年度) 児童発達支援センター設置市町村数:43 保育所等訪問支援実施市町村数:43

○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(地域生活支援課) 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けることができるよう、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。	目標値(令和8年度) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保する市町村数:43 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する市町村数:43
○障がい児等療育支援事業の実施(地域生活支援課) 在宅の障がい児の地域における生活を支えるため、障がい児の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、療育指導・相談に係る助言・指導・研修等の機関支援を実施します。	
○聴覚障がい・視覚障がい乳幼児の療育指導等の充実(自立支援課) 聴覚障がい・視覚障がい乳幼児の療育指導等について、速やかに府立福祉情報コミュニケーションセンターや療育機関等につなぐとともに、関係機関と連携した切れ目ない支援を行います。	
(1)早期療育を受ける ③発達障がいのある幼児児童に対する支援	
○発達障がいの早期発見の取組み(地域生活支援課) 乳幼児健診や保育所・幼稚園等巡回支援の充実に取り組む市町村を支援します。 また、市町村の取組みと合わせて保育士・幼稚園教諭・保育教諭など、就学前の子どもに関わる気づき支援人材の育成に努めています。 各ライフステージにおいても、できるだけ早期の気づきから支援につながるよう、支援者をはじめ周囲で関係する人の発達障がいに係る特性の理解を促すとともに、身近な相談先となるキーパーソンを確保するなどの配慮が図れるよう、あらゆる機会をとらえて啓発活動を実施します。	
○発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保(地域生活支援課) 発達障がい児者の初診の待機期間を短縮するため、引き続き医師の養成を通じた専門的な医療機関の確保と医療機関ネットワークの充実を図ります。 拠点医療機関へのケースワーカー等の配置等、国の発達障害専門医療機関初診待機解消事業を活用し、発達障がい児者に係るアセスメントの円滑化を通じて、待機期間の短縮を図る新たなスキームを必要な圏域から実施することを検討します。 各圏域の登録医療機関のスキルアップを図るため、拠点医療機関の協力を得て各圏域での陪席を含めた医療機関研修や診療支援機能の充実を図ります。また、拠点医療機関の横の連携を図るため、協議の場等を設置するなど、府域における発達障がいの診断機能の向上と圏域間の均てん化を図り、拠点医療機関を中心としたネットワークが十分機能するよう取組みを推進します。	目標値(令和8年度) 登録医療機関での初診待機期間の短縮を図る
○医療的ケア児や発達障がい児に対する相談援助の実施(地域保健課、地域生活支援課) 乳幼児健康診査の従事者が、疾患や障がいの早期発見の視点を持てるように、乳幼児期の発達・低出生体重児の理解・発達障がい児の理解について保健師等研修を実施します。	
○発達支援体制の充実(地域生活支援課) 発達障がい児向けに身近な地域で個別療育を確保する市町村の取組みを引き続き支援します。 各圏域内の児童発達支援事業所や放課後等デイサービスに対する機関支援を実施することにより、サービスの質の向上を図ります。 高年齢の子ども(概ね9歳以上)は、各ライフステージにより異なる課題が存在し、支援が難しいケースが出てくるため、発達支援拠点において、支援ノウハウの蓄積を図り、支援内容を充実していきます。	目標値(令和8年度) 発達障がい児に対する専門療育の実施市町村数 43(全ての市町村)
○発達障がい児の家族支援の充実(地域生活支援課) ペアレント・メンターの協力を得て、小学生から年齢層を上げていき、メンターによる家族支援や活動の場の拡充を進めます。併せて、メンター事業については、活用促進の観点から一層の周知を図ります。 ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラムは、市町村におけるスキルの共有等を図るため、担当者間の情報交換の機会等を提供し、市町村を支援します。	目標値(令和8年度) 家族支援を実施する市町村数 43(全ての市町村) 市町村での保護者支援プログラムの受講機会の確保

○発達障がいをはじめとする障がいのある人のライフステージを通じた一貫した支援のための取組み(地域生活支援課) 先進的な事例等を参考に、次の視点をもって、サポートファイルを円滑に運用するよう市町村に働きかけていきます。 ・サポートファイルを使うことに意識を置いた住民への普及・啓発 ・サポートファイル運用担当者の人事異動等があっても継続して運用できる組織体制の構築・維持 ・親亡き後のことも念頭にサポートファイルを活用した地域での支援	目標値(令和8年度) 引継ぎの支援に役立つサポートファイルを導入する市町村の増加を図る(令和4年度時点:27市町村)
(2)教育を受ける ①幼児教育の充実	
○障がい児受入れに対する幼稚園への支援(私学課) 私立幼稚園等における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園等に対し助成します。	
○障がいのある幼児の指導(子育て支援課、支援教育課、小中学校課、私学課) 幼稚園、保育所、認定こども園等において、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施等により、障がい児や保護者への理解をさらに深め、保幼小連携を一層進めつつ、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう取り組みます。	
○幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修(子育て支援課、小中学校課、高等学校課、私学課) 幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解の下、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に引き続き取り組むとともに、障がい児教育等に関わる保育士や教員等が抱える悩みや課題をケアし、サポートしていきます。 また、幼稚園新規採用教員研修・幼稚園10年経験者研修・幼児教育アドバイザー育成研修等において、インクルーシブ教育についての内容を継続して実施します。	
(2)教育を受ける ②小・中学校教育の充実	
○就学前健診の実施(保健体育課) 就学時の健康診断は、市町村の教育委員会が就学事務の一環として、就学予定者の心身の状況を把握し、保健上必要な勧告、助言を行うとともに適切な就学を図るために実施しています。 市町村教育委員会に対して、国の動向や国から発出された文書等について周知するとともに、障がいのある子どもの就学指導にあたって本人や保護者の意向を尊重して適切に対応するよう、指導助言を行います。	
○就学相談・支援の充実(支援教育課) 義務教育段階においては、本人・保護者の意向を最大限に尊重し、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズを丁寧に把握し、就学先を決定するよう、市町村教育委員会の担当者に対する協議会等を開催し、適切な指導助言を行います。	
○福祉・医療との連携による医療的ケアへの支援(支援教育課) 地域における安全・安心な医療的ケア実施体制の構築に向け、市町村に対する支援を行います。	
○通常の学級の充実(小中学校課) 小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう努めます。	目標値 全小・中学校において、「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進するため、障がい理解教育を実施
○通級指導教室の充実(支援教育課、高等学校課) 発達障がい等の児童生徒に通級指導を行う際には、意義及び役割を踏まえた支援が行えるよう、教員の資質向上に向けた研修等の実施に努めるとともに、専門性を考慮しつつ柔軟かつ適切な教員等の配置等を行うほか、市町村と連携して小・中学校の通級指導教室の設置促進を図ります。	《参考》 <令和4年度> 小学校 302 教室(政令市 50 教室外数) 中学校 102 教室(政令市 10 教室外数)

○障がい理解教育に関する研修(小中学校課、高等学校課) 小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう、教員の資質向上に努めます。	《参考》 令和元年度実績(令和元年7月5日実施) 小中学校 105 名、高校 16 名、市町村教育委員会9名 計 130 名参加
○公立小中学校の教育環境の整備(施設財務課) 障がいのある児童・生徒が学校生活を安全かつ円滑に送ることができるよう、公立小中学校のバリアフリー対策を推進するとともに、障がいの状態や特性等を踏まえつつ、適切な指導や必要な支援を可能とする学校環境の整備を市町村に対し働きかけます。	
(2)教育を受ける ③後期中等教育の充実	
○高等学校入学者選抜における受験上の配慮(高等学校課) 受験者が普段の実力を発揮できるよう障がいの状況に応じて、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験方法の改善について工夫します。	
○高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実及び教育環境の整備(高等学校課、施設財務課) 高等学校において、入学時に生徒・保護者が記載した「高校生活支援カード」を活用して、生徒の状況や本人・保護者のニーズを把握し、入学後の生徒支援を図り、学校と相談支援機関等とが連携し、地域での課題と学校での課題、支援方針を共有して障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援を確保します。 また、このカードの内容と中学校からの「個別的教育支援計画」を基にして、「個別的教育支援計画」を作成し、高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実をめざし、校内組織のあり方、教育課程の編成、教育条件整備のあり方の検討を進め、具体化します。 さらに、高等学校施設において、障がいのある生徒の学習活動に支障がないよう、エレベーターの整備、手摺り設置、スロープ設置、トイレ改修などのバリアフリー化に努めます。	目標値(令和4年度) 障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高等学校において「個別的教育支援計画」の作成
○障がい理解教育に関する研修(小中学校課、高等学校課) 小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう、教員の資質向上に努めます。	《参考》 令和元年度実績(令和元年7月5日実施) 小中学校 105 名、高校 16 名、市町村教育委員会9名 計 130 名参加
○高校に在籍する生徒の精神保健・精神疾患への理解と配慮(高等学校課) 精神疾患を含め、個々の障がいについての理解を深めるため、教職員研修などの機会の充実に努めます。	
○障がいのある生徒の高校生活の支援(高等学校課) 高等学校に在籍する障がいのある生徒の学校生活を支援するため、エキスパート支援員として全校に配置している臨床心理士等が、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた学校生活支援を行うとともに、学校生活支援員の配置に努めます。	
○医療機関との連携による医療的ケアへの支援(高等学校課) 府立高校において、医療的ケアが必要な生徒が安全かつ安心して学校生活を送れるよう、看護師配置に努めるとともに、医療機関との連携、緊急時の対応など校内体制の充実を図ります。	目標値 府立高校に在籍する医療的ケアの必要な生徒の状況に応じて看護師を配置する
○高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ推進(支援教育課) 知的障がいのある生徒が高等学校で「ともに学び、ともに育つ」取組みの一つである自立支援推進校と共生推進校等について、これまでの成果と課題を踏まえ、高等学校における知的障がいのある生徒のさらなる受入等を推進します。	目標値 知的障がいのある生徒が高校でともに学ぶ取組みである自立支援推進校・共生推進校等の充実を図る
○高等学校における支援教育力の充実(支援教育課) 自立支援推進校等のノウハウを共有・活用することなどにより、府立高校や府内私立高校に在籍する知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導など支援教育力の一層の充実を図ります。	

○高校に在籍する障がいのある生徒の進路指導の充実(高等学校課) 障がいのある生徒が、将来の進路を主体的に選択できるよう、インターンシップや職場見学、大学見学等の機会を含め、進路指導の充実を図ります。	
(2)教育を受ける ④大阪府立支援学校の充実	
○支援学校の教育環境の充実(支援教育課) 知的障がいのある児童生徒の教育環境に関する基本方針に基づき、取組みを進めます。	
○支援学校の通学対策の充実(支援教育課) 支援学校における通学バスの長時間乗車の解消に向け、通学バスの増車や有料道路の活用を含む効率的なルート設定に努めます。	目標値(令和8年度) 片道の通学バスの乗車時間を60分以内とする
○医療的ケア児への通学支援の充実(支援教育課) 府立支援学校において、通学途上で医療的ケアが必要なために通学バスを利用できない等の理由により通学が困難な児童生徒の学習機会の保障等を図ります。	
○支援学校の教育の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進(支援教育課) 本人・保護者の意向や、幼児児童生徒の障がいの状況を十分踏まえ、入学前の保健・医療・福祉等の関係機関との連携や卒業後を見据えた長期的な指導ができるよう「個別の教育支援計画」等を活用しながら、きめ細かな教育を行います。このほか、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒の共同学習等を推進します。	目標値(令和8年度) 小中学校から支援学校への引継率 100%
○支援学校の自立活動等の充実(支援教育課) 病院併設校を除く全ての府立支援学校に福祉医療関係人材(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)を特別非常勤講師として配置し、自立活動の充実を図ります。	
(2)教育を受ける ⑤就労・自立に向けた教育の充実	
○支援学校の就労支援の充実(支援教育課) 事業連携協定を締結している企業との連携を深め、就職希望者の増加や早期からのキャリア教育に取り組み、支援学校の就労支援の充実を図ります。 他部局や企業等との連携を図り、農業などの新しい分野での雇用に取り組みます。	目標値(令和4年度) 府立知的障がい支援学校高等部卒業生就職率 35%
○就労に向けた支援学校と関係機関の連携(支援教育課) 支援学校におけるキャリア教育を推進し、就職者の職場定着を支援するため、「キャリア教育支援体制強化事業」をより一層推進します。 また、知的障がい支援学校2校をモデル校に指定して「キャリア教育支援アドバイザー(企業・大学教員等)」を定期的に派遣し、早期からのキャリア教育の充実・強化をめざし、教育課程の見直しや授業力向上のための指導助言を行います。 また、生徒の就労意欲の向上と保護者の障がい者雇用の理解啓発促進を実現するために、関係機関との情報ネットワーク構築支援を行い、キャリア教育支援体制の強化を図ります。 併せて、教育と福祉、労働機関等が連携し、就労支援に向けて技能検定や就職合同セミナーを開催するとともに、卒業後の学びの場や、就労から職場定着までを見据えた支援に取り組みます。	目標値(令和4年度) キャリア教育マトリックスを活用した授業改善サイクルの各校実施
(2)教育を受ける ⑥個別の教育支援計画等の充実	
○支援学級の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進(支援教育課) 「ともに学び・育つ」学校づくり支援事業で作成する「支援教育ハンドブック」を活用し、障がい種別に応じた自立活動の充実を図るとともに、障がい種別ごとに小・中学校に支援学級の設置を促進します。 福祉・保健・医療等と連携した「個別の教育支援計画」の効果的な活用事例を収集し、実践報告会等で広く周知することを通して「個別の教育支援計画」のより一層の活用を促進します。	
(2)教育を受ける ⑦大阪府立支援学校のセンター的役割の発揮	
○支援学校のセンター的機能の充実(支援教育課) 支援学校のセンター的機能について、地域小中学校等への相談支援等をはじめ、就学前の早期把握・早期支援から、卒業後の進路を見据えた関係機関との連携など、一層の充実を図ります。	

(2)教育を受ける ⑧高等教育の充実	
○大阪府立大学における障がいのある学生への支援等(府民文化総務課) 障がいのある学生の修学上の合理的配慮を適切に提供できるよう支援体制の整備と強化を行います。 また、障がいのある学生への支援に向けて、外部講師を招聘した教職員研修を実施するなど、障がい学生支援への理解促進や意識啓発に取り組みます。	目標値 支援申請のあった学生への支援率 100%の維持
○発達障がいの学生への支援(地域生活支援課) 支援者をはじめ周囲で関係する人の発達障がいに係る特性の理解や、身近な相談先となるキーパーソンを確保するなどの配慮が図れるよう、あらゆる機会をとらえて啓発活動を実施します。 発達障がいの特性により就職の場面でつまづくケースが見られるため、就労支援機関と大学との連携を図る場の提供を検討します。	
(2)教育を受ける ⑨インクルーシブ教育の推進	
○障がい児受入れに対する幼稚園への支援(私学課) 私立幼稚園等における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園等に対し助成します。	
○高等学校入学者選抜における受験上の配慮(高等学校課) 受験者が普段の実力を発揮できるよう障がいの状況に応じて、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験方法の改善について工夫します。	
○幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修(子育て支援課、小中学校課、高等学校課、私学課) 幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解の下、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に引き続き取り組むとともに、障がい児教育等に関わる保育士や教員等が抱える悩みや課題をケアし、サポートしていきます。 また、幼稚園新規採用教員研修・幼稚園 10 年経験者研修・幼児教育アドバイザー育成研修等において、インクルーシブ教育についての内容を継続して実施します。	
○障がい理解教育に関する研修(小中学校課、高等学校課) 小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう、教員の資質向上に努めます。	《参考》 令和元年度実績(令和元年7月5日実施) 小中学校 105 名、高校 16 名、市町村教育委員会9名 計 130 名参加
○高校に在籍する生徒の精神保健・精神疾患への理解と配慮(高等学校課) 精神疾患を含め、個々の障がいについての理解を深めるため、教職員研修などの機会の充実に努めます。	
○高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ推進(支援教育課) 知的障がいのある生徒が高等学校で「ともに学び、ともに育つ」取組みである自立支援推進校と共生推進校等について、これまでの成果と課題を踏まえ、高等学校における知的障がいのある生徒のさらなる受入れ等を推進します。	目標値 知的障がいのある生徒が高校でともに学ぶ取組みである自立支援推進校・共生推進校等の充実等を図る
○高等学校における支援教育力の充実(支援教育課) 自立支援推進校等のノウハウを共有・活用することなどにより、府内高校や府内私立高校に在籍する知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導など支援教育力の一層の充実を図ります。	
○支援学校のセンター的機能の充実(支援教育課) 支援学校のセンター的機能について、地域小中学校等への相談支援等をはじめ、就学前の早期把握・早期支援から、卒業後の進路を見据えた関係機関との連携など、一層の充実を図ります。	

○福祉・医療との連携による医療的ケアへの支援(支援教育課) 地域における安全・安心な医療的ケア実施体制の構築に向け、市町村に対する支援を行います。 府立学校において、通学途中で医療的ケアが必要なために通学バスを利用できない等の理由により通学が困難な児童生徒の学習機会の保障を図ります。 また、府立高校において、医療的ケアの必要な児童生徒が安全かつ安心して学校生活が送れるよう、看護師配置や医療機関との連携、緊急時の対応などの校内体制の充実を図ります。	目標値 府立高校に在籍する医療的ケアの必要な生徒の状況に応じて看護師を配置する
(3)地域で学ぶ	
○障がい者の学習機会の充実(地域教育振興課) 大阪府及び市町村の社会教育関係者等に対して参加体験型の研修を行い、障がい者の学習機会を充実させる企画を推進する人材の育成や、障がい者が学習しやすい環境整備を進めることの重要性の啓発に努めます。 特に、図書館や公民館等社会教育施設において障がいのある人が参加しやすい講座や障がいのある人となない人がともに学ぶ機会を充実するよう促します。 また、地域活動の核となる人材(PTAの役員等)に対し、障がい者や障がいに対する理解を促進することにより、障がい者の学習機会の充実を図ります。 ホームページ等を活用して、人権教育啓発教材などを提供するとともに、障がい者が参加しやすい講座等の学習機会が充実できるように参考となる情報の提供に努めます。	
○府立図書館や少年自然の家の実施(地域教育振興課) 府立図書館や少年自然の家において、誰もが利用しやすい施設となるよう、点字ブロックの敷設や段差の解消など施設機能の充実を図ります。 また、障がいのある子どもとその保護者がともに学べる事業、市町村図書館職員向けの障がいの理解に関する研修の実施など、障がい者や障がいに対する理解を促進する取り組みを引き続き実施します。 さらに、視覚障がい者によるピアサポートの実施、Webサイトのユニバーサルデザイン化の推進、インターネットによる情報提供、パソコンの利用相談、蔵書検索と連動した貸出申込み等のサービスの推進、障がい者にとって図書館利用に役立つICT活用相談を実施、対面朗読(遠隔コミュニケーションアプリを使用して来館困難な利用者にも対応)や墨字図書・録音図書の郵送貸出、視覚障がい者のための墨字図書新着案内(点字版・録音版)等による学習図書情報の提供、大活字本・マルチメディア DAISY の収集・提供、聴覚障がい者のための字幕及び手話入りDVD等の収集・提供やLLブックの充実など、誰もが利用しやすいという観点に立って学習情報の提供を図ります。	
○学校におけるICT教育の充実(支援教育課) 様々な学習場面でのICT機器活用や情報教育、自立活動等における指導を推進するため、障がいのある児童生徒が早い時期からICTを活用した教育を受けることができるよう情報教育に係る機器やソフトの整備を図るなど、ICT環境の充実を図ります。 また、支援学校における情報教育に関する指導技術の向上等を図るため、研究協議会や研修等の機会を充実し、児童生徒のICT活用技術の向上に取り組めます。	目標値(令和8年度) 支援学校の教員の授業でのICTの活用率 100%
○学習情報の提供及び教材の整備(地域教育振興課) 大阪府視聴覚ライブラリーに配置している字幕付き視聴覚教材について、だれもが利用しやすい学習情報の提供を図ります。	
○生涯学習関連施策一覧の作成・公表(文化課) 生涯学習事業の円滑な推進を図るため、大阪府が実施している生涯学習関連施策事業の一覧を毎年度作成し、公表します。	
○障がい者の学校卒業後の学びの場の公表(自立支援課) 障がい者の学校卒業後の選択肢の一つとして、将来の自立した生活に向けた対人関係やコミュニケーション力などを学ぶことができる、府内の障がい者福祉サービス等を活用した学びの場の周知に努める。	

Ⅲ 生活場面「働く」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

障がいのある人が希望する様々なところで働き続けている

＜現状の評価と課題＞

障がい者が、就労を通じて働くことの喜び・生きがいを感じ、収入を得ることで、より豊かで安定した生活を送ることができるようになることは、障がい者の自立と社会参加を促進するための重要な要素の一つです。また、障がい者の就労支援を通じて、雇用主と一緒に働く人々の障がい理解が促進され、当たり前前に合理的配慮が提供される環境が作られることによって、障がいの有無に関わらず全ての人々が包容される地域が育まれ、ともに生きる社会の実現に向けた環境の整備や意識の醸成につながります。

このため、大阪府では「行政の福祉化」の取組みや「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」の制定等、これまで全国的にも特筆すべき取組みを実施してきました。これらの取組みは、雇用や就労機会の創出など障がい者の自立支援に一定の成果を上げてきたものの、今後、障がい者を含めた社会全体の就労環境は大きく変化すると考えられるため、障がい者就労のさらなる拡大と就労定着に向け、全ての関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

一方で、依然として全国的にも低い水準で推移している福祉施設での工賃水準についても、施設利用者の状態やニーズに十分考慮した向上支援方策が求められています。

また、民間企業における障がい者を取り巻く雇用状況については、**障がい者雇用率が令和6年4月に2.5%に引き上げられ、さらに令和8年7月からは2.7%になることが決まっていることなどを背景に、**雇用されている障がい者数は増加傾向であり、障がい者雇用の裾野が拡大しています。このような状況を契機とし、民間企業等での障がい者理解がより浸透するための取組みや、さらなる障がい者雇用の創出や働き続けることができる職場環境づくりを進めていく必要があります。

2. 個別分野ごとの施策の方向性

(1) 実際に多くの障がい者が働いている

- 働きたいと願う障がい者が適正や個性を活かして仕事に就き、働き続けることができる「障がい者雇用日本一・大阪」の達成に向け、障がい者雇用を促進します。
- 就職に必要な技能取得のための職業訓練を実施し、ハートフル税制の活用などにより特例子会社の設置を促進し、重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の雇用機会の拡大を図ります。
- また、OSAKA しごとフィールドにおける求職者の安定就業や企業の人材確保の実現を図るとともに、府立高等職業技術専門校や大阪障害者職業能力開発校における実践的な職業訓練を実施します。
- 行政のあらゆる分野において施策の創意工夫や改善を通じて、雇用・就労機会を創出させる「行政の福祉化」の取組みを引き続き推進します。
また、総合評価一般競争入札の実施や指定管理者の選定の際に、障がい者雇用など福祉への配慮について評価することや、チャレンジ雇用などの取組みを関係団体や市町村などに引き続き働きかけます。
- 「大阪府障がい者雇用促進センター」において、ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主に対し、障害者雇入れ計画書等の提出を求め、法定雇用率の達成に向けた取組みを誘導・支援します。
- 障がい者を雇用していない企業は障がい理解が不十分な可能性があることから、職場実習機会の確保、合理的配慮の提供に向けた意識改革、障がい者雇用への理解促進など、企業等への働きかけと障がい特性やニーズに応じたきめ細かな支援に取り組んでいきます。
- トライアル雇用制度を活用する企業に、助成期間終了後も可能な限り継続的に対象者を受け入れてもらえるよう、雇用する企業をはじめ関係機関が意思疎通を図り、雇用継続に向けた環境整備を行っていきます。
- 障がい者雇用や就労支援を積極的に実施する企業及び団体等を「大阪府障がい者サポートカンパニー」として登録し、その取組みの周知や各種施策の情報提供を行い、障が

い者の雇用と就労支援を推進します。

- 職場体験実習の受入れや多様な委託訓練、トライアル雇用、ジョブコーチ支援などを活用し、障がい特性や個々の障がい者の適性・能力・適応性の理解につなげていきます。
- 難病患者については、障害者総合支援法において障がい者と位置づけられているものの、企業での求職活動において障がい者とは異なる扱いを受ける事例があることから、難病患者の雇用環境改善に取り組んでいきます。
- また、発達障がい者についても、サポートファイルの活用促進などのライフステージを通じた切れ目のない一貫した支援の充実を図るとともに、発達障がい者や企業のニーズを踏まえた職業訓練の実施などの就労支援を充実していきます。
- 福祉施設からの一般就労をはじめ、障がい者の雇用・就労の促進を図るため、引き続き、大阪府障がい者自立支援協議会の下に設置した就労支援部会等により、大阪府の関係部局における情報共有のほか、大阪府労働局や公共職業安定所等の国の機関を含めた関係機関等による連携・協力の取組みを進めます。

(2) いろいろな場で障がい者が仕事をできる

- 一般就労者の数や職場定着率などの定量的な目標だけを意識するのではなく、個々人の障がい特性やニーズに応じた支援を行います。
- 障がい者の就労訓練の機会を確保し、適切な就労支援を受けることができるよう、雇用・医療・教育・福祉の関係機関との連携を図り、訓練や就職、職場定着、離職後の再チャレンジまで一貫した支援を行っていくために、就労移行支援事業所・就労継続支援事業所のサービスの質の向上に取り組んでいきます。
- 精神障がい者や発達障がい者の特性に応じた就労・定着支援が促進されるよう、事業所に対する知識や技術の普及及び機会の創出を図ります。
- 福祉施設での工賃について、市町村とともに共同受注の取組みを強化する他、就労継続支援 B 型事業所の状況に応じた生産活動や支援力の向上などを支援し、工賃の向上を図ります。

- 官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大に取り組むとともに、市町村や企業等に対して、庁舎等を活用した販売スペースの提供や清掃業務をはじめとする委託業務の発注が促進されるよう働きかけます。
- 「大阪府 IT ステーション」において、ＩＣＴや就労支援機器等を活用した情報格差の解消や在宅や身近な場所での就労機会の確保に取り組むとともに、移動が困難な重度障がい者の就労等を支援します。また、文化芸術分野での国内外のイベントの鑑賞・創造・発表機会の確保や適正な芸術的・市場的评价等により、就労だけでなく障がい者の活躍の場の創出を支援します。

（３）障がい者が長く働き続けることができる

- 地域の就労支援の核となる「障害者就業・生活支援センター」において、地域における雇用・福祉・教育等の関係機関と連携した就労支援ネットワークを強化し、障がい者の就職から職場定着・再就職支援まで、働き続けるための支援を充実します。
- 就労定着支援事業所の支援の質の向上を図るとともに、労働施策と福祉施策が連携し、障がい種別や程度に関わらず障がい者が利用しやすい就労支援策を展開していきます。
- また、就職後に休職した場合、復帰までにはかなりの時間がかかるケースもあるため、関係機関が連携し、職場定着支援に努めていきます。
- 大阪府が認定した「障害者等の職場環境整備等支援組織」と連携し、公契約等を活用した就労支援に取り組めます。

平成 30 年 4 月、障害者雇用促進法が改正され、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加わることとなりました。これを追い風として、精神障がい・発達障がい者の福祉施設からの一般就労は増加し、今後はこれまで以上に職場定着が課題になってくることが予想されます。このため、大阪府では、障がい者の職場定着を進める新たな取組みをスタートさせました。

【「障害者等の職場環境整備等支援組織」】

大阪府では、「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」に基づき、公契約における就職困難者の就労支援を進めることを目的に、障がい者等の継続雇用のため、事業主における環境整備を支援する「障害者等の職場環境整備等支援組織」（以下「支援組織」）を認定しています。

本認定を受けた障がい分野の支援組織は現在 2 機関あり、府の公契約において、障がい者等の特性や事情等に配慮した働きやすい職場環境の整備等を行うなど、障がい者と事業主との間に立ち、双方を支援しています。

1. 大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合（愛称エル・チャレンジ）

《令和元年 7 月 26 日認定》

2. NPO 法人大阪精神障害者就労支援ネットワーク（JSN）

《令和 2 年 7 月 31 日認定》

「障害者等の職場環境整備等支援組織」（障がい分野）の詳細については、以下の大阪府ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syokubakankyouu.html>

【大阪府庁知事部局の障がい者雇用(正規雇用)における定着支援】

大阪府では、平成 15 年に知的障がい者の非常勤職員雇用のモデル実施したことを皮切りに、知的障がい者と精神障がい者を対象に、企業等への就職をめざす「大阪府版チャレンジ雇用」を実施しており、平成 23 年には知的障がい者の集中配置方式による「ハートフルオフィス」を開設し、取り組んできました。

令和元年度からは、障がい者を対象とした職員採用選考（正規雇用）の受験資格が 3 障がいに拡大されました。職場定着に向けては、これまでチャレンジ雇用で培ってきたノウハウを活かし、公務労働検討チームや、人事局・商工労働部・教育庁・福祉部からなるサポート体制検討チームにおいて取り組んでいるところです。具体的には、障がい者雇用における理解や、個々の障がい特性を理解したサポートが実施できるよう、就労パスポートの作成、配属先である各部局への研修等を実施し、関係者による役割分担と連携について確認を行い、各部局におけるナチュラルサポートの形成を図っています。今後も、障がい者を中心とした視点から検討を加え、効果的な定着支援に努めます。

3. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
(1)実際に多くの障がい者が働いている ①障がい者雇用の拡大	
○障がい者雇用の一層の促進(就業促進課) ハートフル条例(大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例)の対象となる法定雇用率未達成事業主に対し、障がい理解の促進を図るとともに、障害者雇入れ計画書等の提出や雇入れ計画の達成に向けた誘導・支援を行います。	目標値 民間企業における実雇用率:法定雇用率の達成
○特例子会社の設立促進(就業促進課) 特例子会社の設立を検討する事業主に対し、特例子会社の設立・運営に必要なアドバイスやハートフル税制(特定特例子会社、重度障がい者多数雇用法人或は障がい者多数雇用中小法人に対する軽減税率の適用)をはじめとする支援制度に関する情報提供を行い、特例子会社の設立を促進します。	《参考》 特例子会社の設立実績 ・平成28年度 1社 ・平成29年度 5社 ・平成30年度 3社 ・令和元年度 3社
○大阪ハートフル基金の活用による障がい者雇用の促進(就業促進課) 大阪ハートフル基金(障害者雇用促進基金)を活用し、大阪府障がい者雇用貢献企業(ハートフル企業)顕彰やサポートカンパニーの集いなど実施することで、障がい者雇用に取り組む事業主を支援します。	
○企業に対する障がい者雇用の促進(就業促進課) 企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業において、教育庁等と連携して、支援学校等生徒の職場実習受入れ企業の開拓や実習先マッチング及び職場実習中のサポート等を通して、民間企業等への就職及び定着を支援します。	《参考》 支援学校等卒業生の企業等への就職者数及び職場定着数実績 ・平成29年 就職者数:80人 職場定着:73人 ・平成30年 就職者数:76人 職場定着:72人 ・令和元年 就職者数:73人 職場定着:75人
○OSAKA しごとフィールドを軸とした支援(就業促進課) OSAKA しごとフィールドにおいて、障がい者をはじめとする求職者に対して、相談・カウンセリングから就職情報の提供、セミナーの実施などを通じて、就職から定着まで一貫した就職支援サービスを提供します。	
○職業能力開発の推進(人材育成課) 大阪障害者職業能力開発校や府立高等職業技術専門校の障がい者対象科目で実施する公共職業訓練の利用を促進し、就職支援に努めます。 在職者のスキルアップのため大阪障害者職業能力開発校で実施するテクノ講座について、受講者のニーズを把握して講座の充実を図り、技能向上の支援に努めます。 民間教育訓練を活用した委託訓練については、就労移行支援機関等への巡回訪問等を通じた受講促進に努めます。	目標値(令和8年度) ・大阪障害者職業能力開発校及び府立高等職業技術専門校における就職率毎年80%以上 ・民間教育訓練機関を活用した職業訓練における就職率毎年55%以上
○行政の福祉化の推進 ■庁舎等を活用した雇用の創出(総務委託物品課、行政経営課) 庁舎の清掃委託業務を発注する際の総合評価一般競争入札や公の施設の指定管理者の選定にあたり、障がい者の雇用を評価対象とした取組みを引き続き行います。 ■福祉的就労の活性化(自立支援課) 府有施設における清掃業務を活用した就労訓練等を引き続き実施します。 ■市町村等への普及啓発(福祉総務課) 府内市町村における類似事業の実施状況を把握し、総合評価一般競争入札をはじめとする大阪府の取組みについて、市町村等へ普及啓発を図ります。	目標値(令和8年度) 総合評価一般競争入札制度導入市町村数23 《参考》 平成30年度末時点20市
○公務労働における雇用創出(自立支援課、人事課) 公務労働の分野における障がい者の雇用・就労機会の創出のため、「ハートフルオフィス」の支援内容を充実しつつ、知的障がい者、精神障がい者の非常勤雇用(チャレンジ雇用)を促進します。	目標値(令和8年度) ハートフルオフィス等で働く作業員の企業等への年度別就労者数10人

○庁内職場実習の促進(自立支援課、人事課、支援教育課、庁舎管理課、地域保健課、就業促進課) 庁舎管理課守衛業務、植栽剪定業務等を通じて、支援学校、就労移行支援事業所に在籍する高校生等を対象に職業観の拡大を図り、就労への意欲向上、就労に向けた準備段階の一助となるよう、引き続き実習の受入れを行います。 また、福祉施設利用者や支援学校等の生徒を対象とした府庁での事務補助作業等を通じた職場実習を推進するとともに、難病患者を対象とした府庁での事務補助作業等を通じたモデル実習を行います。	目標値(令和8年度) 支援学校の生徒の庁内職場実習の受入れ 毎年度各支援学校で1名
○大阪府における障がい者採用の充実(人事課、教育総務企画課、教職員人事課) ひとりでも多くの障がい者に雇用機会を提供し、府全体の障がい者雇用促進に寄与するため、引き続き障がい者を対象とする常勤職員の採用や非常勤職員の採用の取組みを進め、知事部局における障がい者雇用率を令和元年度実績(令和元年度 3.63%)程度に維持することをめざします。 また、障がいのある教員、公立義務教育諸学校事務職員及び実習教員等の採用を進めるとともに、他職種においても採用選考実施について検討をすすめ、法定雇用率の達成をめざします。 その他、「教育庁ハートフルオフィス」において、支援を要する生徒の進路保障・自立支援の一環として、知的障がいのある府立学校の卒業生の就労支援を行います。	目標値(令和6年度) 知事部局において、全国トップレベルの障がい者雇用を維持できるよう採用を進める 教育庁において、法定雇用率を達成できるよう障がいのある教職員等の採用を進める
○公共工事発注における雇用・就業促進(総務委託物品課) 大阪府が発注する建設工事や設計業務を請け負う企業に対して、障がい者雇用に関する啓発を行うとともに、障がい者雇用に積極的な企業に対し入札参加資格の等級区分ポイントに加点することにより、公共工事発注における障がい者の雇用・就業の促進に努めます。 また、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)に基づき、厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業に対し、入札参加停止の措置を行うことにより、一定期間排除を行います。	
○委託・役務業務及び物品等の発注における雇用・就業促進(総務委託物品課) 請負契約業務及び物品関係の競争入札公告に際して、電子調達システムのホームページに障がい者雇用に関する資料を掲載するなど、啓発に努めます。 また、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)に基づき、厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業に対し、入札参加停止の措置を行うことにより、一定期間排除を行います。	
○「農と福祉の連携(ハートフルアグリ)」による雇用・就労促進(農政室推進課) ハートフルアグリスポートセンターによるきめ細かな相談対応を実施し、障がい者の雇用・就労による企業等の農業参入を促進するとともに、農業者と福祉施設の作業請負契約の締結支援により、障がい者の就労先の拡大に努めます。	目標値 毎年度4事業者
(1)実際に多くの障がい者が働いている ②企業等の障がい者雇用に対する理解促進	
○事業主に対するきめ細かな支援(就業促進課) 「大阪府障がい者雇用促進センター」(平成 21 年7月設置)において、ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主に対し、障害者雇入れ計画書等の提出を求め、計画の達成に向けた指導・支援を行うとともに、障がい者雇用に取り組もうとする事業主に対し、人材の紹介や民間専門家の派遣のほか、国の特定求職者雇用開発助成金や障害者雇用納付金制度に基づく助成金などの雇用支援制度に関する情報や、障がい者の雇用事例の提供など、個々の事業主のニーズや状況に応じたきめ細かな支援を行います。	
○民間と連携した雇用拡大・就労支援の推進(自立支援課、支援教育課、就業促進課) 障がい者の雇用や職場体験実習の受入れ、福祉施設への商品発注などの就労支援を積極的に実施する企業等を「大阪府障がい者サポートカンパニー」として登録し、府内の障がい者雇用の気運を高めるため、その取組みの周知や顕彰を行い、障がい者の雇用と就労支援を推進します。	目標値(令和8年度) 登録数 300 社

○職場体験実習機会の確保・拡大(就業促進課、自立支援課) 職場体験実習の受入れ企業の開拓を図り、就労準備訓練として効果的な体験実習を促進します。 ■職場体験機会の確保 障がい者をはじめとする就職困難者の就職支援を行っているOSAKAしごとフィールドにおいて、職場体験機会の確保に努めます。 ■職場実習機会の拡大 ハートフル条例に基づく法定雇用率未達成事業主に対する雇入れ計画の達成指導において、職場実習機会の確保を図ります。 また、精神・発達障がい者等の職場体験受入れのマッチングを大阪府障がい者サポートカンパニー登録企業等において行うなど、職場実習受入れ機会の拡大につなげていきます。	
(1)実際に多くの障がい者が働いている ③就労に向けた関係機関の連携	
○大阪府障がい者自立支援協議会における就労支援の推進(自立支援課) 大阪府障がい者自立支援協議会に設置した就労支援部会において、労働局をはじめとした国の関係機関や市町村と連携のもと、情報共有の仕組みづくり(ネットワーク)など、実効的な連携方策をはじめ、就労に関する課題等について協議検討し、府内における雇用・就労促進のための取組みを推進します。 また、市町村の自立支援協議会に必要な専門部会が設置され適切に運営されるよう働きかけるとともに、市町村の自立支援協議会の活動事例や先行事例等の紹介を行い、地域におけるネットワークの強化を側面的に支援します。	目標値(令和8年度) 府内全市町村が、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組みを進める。
○関係機関の情報の共有化の推進(自立支援課、就業促進課、支援教育課、地域保健課) 企業等における職場体験実習の受入れや求人情報、人材養成ニーズなどの把握に努め、企業と障がい者の就労マッチングや福祉事業所や支援学校からの一般就労に向けた就労支援の充実、職業訓練生等の就職率の向上を促進するため、府の関係部局によるWGでの情報共有や施策の連携を図るとともに、国の関係機関等との連携・協力をより一層進めていきます。 また、豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉北、泉南、大阪市の8地域において、ブロック別進路指導関係機関連絡会を各々1～3回開催し、労働基準監督署、公共職業安定所、就業・生活支援センター、市町村福祉事務所、保健所、障がい者支援施設、支援学校、自立支援推進校、共生推進校等が情報の共有を図ります。	目標値(令和8年度まで)【再掲】 ・大阪障害者職業能力開発校及び府立高等職業技術専門校における就職率毎年 80%以上 ・民間教育訓練機関を活用した職業訓練における就職率毎年 55%以上
○地域就労支援機関による就職支援(就業促進課) 市町村が実施する地域就労支援事業との連携を図り、地域就労支援事業に従事する担当職員を対象に研修を実施するなど、障がい者等への支援スキルの向上を図ります。	
(2)いろいろな場で障がい者が仕事をできる ①就労移行支援・就労継続支援事業の機能強化	
○就労移行支援事業所等の質の向上(自立支援課) 「障がい者雇用日本一」をめざし、福祉・商工労働・教育委員会の関係部局が連携して、障がい者雇用・就労の促進を図ります。 一般就労への移行促進のため、就労移行支援事業所・就労継続支援A型事業所・就労継続支援B型事業所に対し、研修等を通じて就労実績の高い事業所の事例や取組み等を普及させ、府内の就労移行支援事業所等の支援力向上を図ります。	目標値(令和8年度) ・福祉施設からの一般就労者数 3,142人(令和3年度実績の1.28倍) ・就労移行支援事業からの一般就労者数 2,204人(令和3年度実績の1.31倍) ・就労継続支援A型事業からの一般就労者数 568人(令和3年度実績の1.29倍) ・就労移行支援B型事業からの一般就労者数 347人(令和3年度実績の1.28倍) ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 6割
○就労移行支援・就労継続支援事業所の適正な運営(生活基盤推進課) 法令や国の通知等に基づき、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)に対して、それぞれの機能を踏まえて、利用者の状況に応じた個別支援計画が作成されているか等を確認し、それが適切に行われているか指導します。	

○精神障がい者の社会参加の支援(精神障がい者社会生活適応訓練事業)(自立支援課) 精神障がい者が一定期間、協力事業所に通い、就労訓練を通じて社会生活を送るための適応力を養うことにより社会的自立を促進します。 また、府民、企業、支援機関等に対して、精神障がい者の社会参加や就労への理解と協力が得られるよう精神障がい者雇用セミナー(協力事業所育成講座)等を開催します。	目標値(令和8年度) ・訓練実施人数 40 名 ・協力事業所育成講座開催数 2 回
(2)いろいろな場で障がい者が仕事をできる ②工賃水準の向上	
○福祉的就労の活性化(自立支援課) 府内福祉施設における利用者の平均工賃実績は依然厳しい状況が続いているため、従来より取り組んでいる福祉施設が策定する「工賃引上げ計画シート」に係る策定の支援や、福祉施設の経営力及び技術力等の向上を図るための各種セミナーの開催、庁内スペースを活用した福祉施設で生産された製品の販売機会や障がい者の就労訓練の場の提供の他、公民連携の企業等と福祉施設とのコーディネートを行う受発注コーディネーターを配置し、受注機会の拡大等により一層取り組みます。 また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」の規定により、毎年度策定する「大阪府障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(調達方針)」に基づき、大阪府における施設からの物品等の調達の増進を図るとともに、市町村に対しても調達方針を策定し、施設からの物品等の調達の増進を図るよう働きかけます。加えて、民間企業等に対しても、施設からの物品等の調達促進の啓発等に取り組みます。	目標値(令和8年度) 就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額 16,500 円
○既存資源の福祉的活用の促進(農政室推進課) 府内の就労継続支援 B 型事業所の製品紹介や販売活動を広報するため、「授産品フェア」の開催にあたり大阪府立花の文化園を活用します。	目標値 毎年2回(春と秋)にフェアを開催
(2)いろいろな場で障がい者が仕事をできる ③企業等への雇用だけでなく多様な障がい者の働く場の拡大	
○起業支援の充実(自立支援課) 大阪府 IT ステーションにおいて、障がい者の在宅就労等に向けたICT技術等のスキルアップ支援(eラーニング講座等)を実施し、在宅就業支援団体と連携した就労支援を展開します。	
○重度障がい者に対する就業支援の充実(自立支援課) 障がいの特性や程度により、外出や移動が困難であるために就労を諦めたり、仕事の選択肢が限定されることがないよう、通勤時や就業中において、常時介護を必要とする重度障がい者の日常生活に係る支援の拡充を図ります。	
○無資格者による三療業の防止(保健医療企画課) 視覚障がい者の重要な就労分野である三療業(あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業)において、無資格者が従事することのないよう、保健所等の関係機関と連携しながら、必要に応じた指導を行います。 施術所の開設について、保健所に届出の際に、業務に従事する施術者の資格確認を徹底します。 また、施術所において免許資格を持たない者が従事しているとの情報の提供を受けたときは、速やかに保健所職員による調査や適切な指導等を行います。ホームページや府政だよりを活用し、施術者が免許所持者か確認するよう府民への周知を図ります。 法律に基づき施術所開設届出を行っている旨が施術所の広告可能事項に追加されていることを踏まえ、平成 29 年5月から府保健所において、施術所開設者からの申請に基づく「開設届出済証」を交付しており、引き続き府民への周知を図ります。	
○大阪府 IT ステーションを障がい者雇用・就労の支援拠点とした取組み(自立支援課) 大阪府 IT ステーションにおいて、企業への就職をめざす訓練や、在宅での就労をめざす訓練などを障がい者の個々の適性に応じて行うとともに、市町村、職業訓練施設、支援機関及びハローワーク等と連携し、障がい者の就労支援を包括的に行う「障がい者の雇用・就労支援拠点」として機能します。 ・体調面や就労準備性等に課題があり、障がい福祉サービスの利用や職業訓練に通うことが困難な障がい者に対して、就労支援コーディネーターなどにより、ICTを活用した就労支援を行います。 ・移動が困難でかつ支援機器を利用することにより意思疎通が可能となる重度障がい者に対して、IT 支援機器利用等の相談や体験ほか、IT サポーターの派遣等を行い、重度障がい者の意思疎通と就労準備性の向上への IT 支援を行います。	目標値(令和8年度) ・支援件数 100 件 ・重度障がい者に対するIT支援件数 10 件

(3)障がい者が長く働き続けることができる	
○職場定着への支援(就業促進課) 障がい者の働きやすい職場づくりを促進するため、関係機関との連携を図りながら、事業主向けの雇用管理セミナーを開催します。 また、職場定着支援、障がい特性やニーズに応じた個別企業への支援の充実を図ります。 職場内でのコミュニケーションに課題のある聴覚障がい者等の職場生活の充実を図るため、手話通訳のできる相談員を配置し、就職前から就職後の労働に関する相談と職業上のトラブルの解決に対する支援を行います。 精神・発達障がい者の雇用や職場定着を促進するため、企業側が採用において実践できる研修や働く精神・発達障がい者のセルフコントロールを企業がサポートするための効果的な雇用管理手法の普及を行います。 また、精神・発達障がい者の職場体験実習機会の確保に取り組みます。	
○障害者就業・生活支援センターの充実(自立支援課) 就労定着支援事業所及び障害者就業・生活支援センターにおいて、就労移行支援事業所等の福祉施設、医療機関や企業等と連携しながら職場定着支援を行います。 就労定着支援事業においては、就労移行支援事業所等の福祉施設の職場定着支援の義務(努力義務)期間を経過した後の3年間を支援するとともに、就労移行支援事業所等の福祉施設から一般就労された障がい者による就労定着支援事業所の利用拡大及び質の向上を促す仕組みについて検討します。 就労定着支援事業の利用が出来ない場合や利用が終了した場合は、必要に応じて障害者就業・生活支援センターが支援を行うにあたり、職場適応援助者事業等とも連携を図りながら、一時休職からの復職・再就職を含めた個々のニーズや障がい特性を踏まえたきめ細かな就労・生活支援に努めます。また、精神障がい者、発達障がい者の職場定着支援については、特性を踏まえた地域医療との連携をはじめ、企業等への助言・提案による企業理解の促進を図るとともに、必要な情報を本人、職場、支援機関で共有するために作成した支援ツール(就労サポートカード)を活用するなど、効果的な定着支援に努めます。	
○就労定着支援事業所の利用拡大・質の向上(自立支援課) 就労移行支援事業所等の福祉施設から一般就労した障がい者による就労定着支援事業所の利用拡大・質の向上に向け、就労定着支援事業所に対して就労定着の実績が高い事業所の事例や取組みを普及させるなど取り組みます。 また、就労定着支援事業の利用が終了した後の関係機関との連携方法等について検討を進めます。	目標値(令和8年度) ・就労定着支援事業の利用者数 1,781人(令和3年度実績の1.41倍) ・就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合 2割5分
○関係機関と連携した就労支援策の展開(自立支援課・就業促進課・支援教育課・地域保健課) 障がい種別や程度に関わらず障がい者が利用しやすい就労支援策の展開を図るために、関係部局によるWGを開催し、障がい者雇用支援ガイドの作成、各部局が所管する施設の見学会や就労支援施策・制度勉強会などを実施し、関係部局相互の連携・協力をより一層進めます。	
○障がい者の就労定着等の促進(自立支援課) 障がい者等の継続雇用のため、事業主における環境整備を支援する職場環境整備等支援組織を活用し、公契約による就職困難者の就労支援や障がい者の職場定着を図ります。	

Ⅳ 生活場面「心や体、命を大切にする」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

障がいのある人が必要な医療や相談を、いつでも安心して受けることができる

＜現状の評価と課題＞

障がい者の重度化・高齢化に伴い、医療へのニーズは高まっています。特に医療的ケアを要する重症心身障がい児者等とその家族も含めて支援を充実させていくことが重要です。

在宅医療や退院後の生活の支援など医療と福祉の連携が進む中、医療従事者の正しい障がい理解や合理的配慮の提供は必要不可欠であり、障がい者が必要な医療を、いつでも安心して受療できる環境を構築していくことが必要です。

とりわけ、発達障がいや高次脳機能障がい、聴覚障がいや難病など、症状が理解されにくい障がいについては、障がい特性の理解促進や支援体制の確立に向け、より一層の取組みを進めていくことも必要です。

さらに、旧優生保護法による優生手術を受けた障がい者への支援については、出来る限り多くの方々に制度を活用していただけるよう、制度周知等の積極的な取組みが必要です。

2. 個別分野ごとの施策の方向性

（１）必要な健康・医療サービスを受ける

- 平成 30 年度に再構築された福祉医療費助成制度を検証し、国の医療保険制度の動向等を踏まえつつ、医療のセーフティネットや制度の持続可能性の確保の観点から、制度運用に努めていきます。
- また、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等の人数・ニーズや支援体制の現状を把握し、短期入所の役割やあり方を検討するとともに、保健・医療・福祉・教育等の関

係機関の連携のもと、医療的ケア児を含む重症心身障がい児者等の在宅生活を支える体制整備を推進し、包括的な支援体制を構築します。**令和5年4月に設置した医療的ケア児支援センターを中心に地域全体で医療的ケア児及びその家族を支える仕組みの構築をさらに進めていくことをめざします。**また、医療との連携が必要な強度行動障がいの状態を示す方や高次脳機能障がいを有する障がい児者に対する支援体制を検証し、整備を図ります。

- 発達障がいについては、医療機関での初診待機期間が長期間に及んでいます。今後、初診待機期間の短縮を図るため、専門医師の養成による発達障がいの確定診断が可能な医療機関の確保や拠点医療機関を核とした医療機関ネットワークの充実等に努めていきます。
- 障がい者の重度化・高齢化が進む中で、医療と福祉との連携が不可欠となっているものの、障がい者が受診できる医療機関が限定的であったり、診察時等の説明がわかりづらかったりするなど、障がい者への配慮が不足していると感じることがあります。
- 医療機関における障がい理解の促進に向け、医学生インターンシップなどにより、障がい者と接する機会を通じて、障がい特性等を知ってもらうことが重要であり、そのような取組みを広げていきます。また、医療機関に望まれる障がい者への配慮等を記載した「障がい者配慮ガイドブック」を周知し、障がい特性の理解促進・差別解消を図り、障がいのある方が身近な地域で安心して医療を受けることができるよう普及・啓発に努めます。
- 依存症対策については、**第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、普及啓発、相談支援体制、治療体制、切れ目のない回復支援体制の強化など**を行っていきます。

(2) (医学・社会的) リハビリテーションを受ける

- 障がい者が安心して日々の暮らしを続けていくためには、身近な地域で質の高いリハビリテーションを受けることができる環境を整備することが重要です。特に、専門性の

高い分野における障がい者へのリハビリテーションの確保等は重要であり、引き続き医療・保健・福祉などの関係機関の連携により、地域におけるリハビリテーションの向上に努めていきます。

- 特に医学的リハビリテーションと社会的リハビリテーション（生活訓練プログラム、就労移行支援プログラム）をチームアプローチで提供することが有効とされる高次脳機能障がいについては、大阪府の高次脳機能障がい支援拠点機関（大阪急性期・総合医療センターの障がい者医療・リハビリテーション医療部門、大阪府立障がい者自立センター、大阪府障がい者自立相談支援センター）において治療の当初から地域生活移行までの一貫したリハビリテーションの機会を提供するとともに、蓄積した知見について、医療機関・福祉事業所に対する研修等を通じて普及を図り、退院後も高次脳機能障がい者の生活能力等を維持・向上するよう支援します。

（３）悩みについて相談する

- 医療と福祉の両面からのサポートが必要となる障がい児者について、身近な地域での支援や地域での居場所の確保に向け、障がい特性に応じた相談体制の充実を図ります。
- 外見からは障がいがあるとは分りにくく、現れる症状の種類や程度に個人差がある高次脳機能障がいの支援においては、個別事例に係る支援ノウハウの蓄積が必要であることから、大阪府立障がい者自立センターをはじめ、地域の福祉サービス事業所等が行っている先進的な支援事例等を収集・蓄積し、市町村等と共に支援方法を検討し、普及を図ります。
- 虐待を受けた障がい児について、障がい児入所施設における心理的ケアの提供や、障がいの疑いのある段階から本人や家族に対する継続的な相談支援を実施するなど、障がい児相談支援の質の確保・向上にも取り組みます。
- 障がい者が抱える悩みや課題が複雑化・多様化する中において、相談支援事業所の役割は重要になっています。市町村の相談支援体制の充実が図られるよう、医療面からの知識をサポートするような専門研修等により、支援の充実に向けた取組みを進めるなど、障がい特性に応じた相談支援機能を充実するとともに、障がい児者のきめ細かで適切な支援につなぐ相談支援専門員の養成を図ります。

医療的ケア児者・重症心身障がい児者の支援

医療技術が進歩する中、医療的ケア児（※１）は増加傾向にありますが、日中一時支援や障がい児通所支援等において医療的ケアができる環境が整備されていなかったり、看護師等の人材が確保できないことなどにより、医療的ケア児者の受入場所が少ない状況にあります。

また、重症心身障がい児者（※２）についても、多くの方が在宅で生活しており、家族の介護負担が多くなっているため、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組む必要があります。

とりわけ医療的ケアを要する重症心身障がい児者等については、人工呼吸器管理などの高度な医療的ケアに対応できる短期入所の利用へのニーズが大きいものの、短期入所の受入体制は脆弱な状況です。

そのため、大阪府では平成 26 年度から医療機関が空きベッドの活用による障がい福祉サービスの短期入所（医療型短期入所事業（空床利用型のみ））を実施し、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者等を受け入れた場合には、その経費の一部を助成しており、令和 5 年度時点において府内 6 圏域 10 病院で医療型短期入所支援強化事業を実施しています。さらに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場を設置し、市町村の協議の場とも連携しつつ、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等への支援体制の充実につなげています。

その他、医療的ケア児については、専門的な知識や経験に基づいて、関係機関との連携（多職種連携）を図りつつ、生活を支援する医療的ケア児等コーディネーターの養成研修を実施しています。

重症心身障がい児については、重症心身障がい児を受け入れている医療型児童発達支援センターや主として重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を対象に支援技術の向上を図るとともに、新規で受入を検討している事業所等に対して、支援のノウハウを提供し、重症心身障がい児を支援する事業所等の設置促進を図っています。

（※１）医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引等の医療的ケアを受けることが不可欠である児童

（※２）重症心身障がい児者

重度の知的障がい（療育手帳 A）と重度の身体障がい（身体障がい者手帳 1・2 級）が重複している者

3. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
(1) 必要な健康・医療サービスを受ける ① 医療サービスの充実	
○ 周産期緊急医療体制の整備・充実(地域保健課) 極小未熟児など重症新生児や母胎・胎児が危険な状態にある妊産婦について、集中治療施設を有する専門医療機関に緊急搬送し、適切な医療が受けられる体制を確保するために、産科、新生児科の連携のもと、24 時間受入れ可能な病院の確保や患者の搬送体制、情報システムの充実を図ります。	
○ 医療機関や医療スタッフの理解を深めるための取組み(地域生活支援課) 医療機関に望まれる障がい者への配慮等を記載した「障がい者配慮ガイドブック」等について、様々な機会を通じて関係機関に周知し、障がい特性の理解促進・差別解消を図り、障がいのある方が身近な地域で安心して医療を受けることができるよう普及・啓発に努めます。	目標値(令和8年度) ○ 医療と福祉の連携強化のため障がい者地域医療ネットワーク推進事業実施連絡会研修会を年に1回実施。
○ 障害者総合支援法に基づく自立支援医療費に対する公費負担(地域保健課、地域生活支援課、こころの健康総合センター) 障害者総合支援法に基づき、自立支援医療の認定を受けた障がい者等の支給対象疾患の医療に要する費用に対し、公費負担を行います。 ・ 自立支援医療(育成医療) ・ 自立支援医療(更生医療) ・ 自立支援医療(精神通院医療)	《参考》 令和4年度実施状況 ＜育成医療＞ 件数 2,275 件 大阪府負担金(1/4負担) 13,879 千円 ＜更生医療＞ 件数 175,009 件 大阪府負担金(1/4負担) 4,873,870 千円 ＜精神通院医療＞ 件数 115,174 件 医療費支払額 17,516,612 千円(うち国庫負担 8,758,306 千円)
○ 重度の障がい者に対する医療費等の公費負担(地域生活支援課) 医療のセーフティネットの観点から、重度の障がい者が医療機関等の窓口で負担する医療費等の一部を助成する市町村に対し、助成額の1/2を補助します。 令和3年度から精神病床への入院へ助成を拡充するとともに、平成30年度の福祉医療費助成制度の再構築について引き続き検証します。	《参考》 令和元年度実施状況 対象者数 149,804 人 大阪府補助額(1/2補助) 9,552,931 千円
○ 小児慢性特定疾病医療費助成制度による助成(地域保健課) 小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、小児慢性特定疾病に係る医療費の自己負担分の一部を助成し、患児家庭の医療費の負担軽減を図ります。	《参考》 令和4年度実施状況 承認件数 2,738 件 助成額 914,930 千円
○ 難病患者に対する医療費助成(地域保健課) 難病の患者について医療費の負担軽減を図るため、難病に係る医療費の自己負担分の一部を助成します。	《参考》 令和4年度実施状況 指定難病分 交付件数 49,482 件 助成額 10,565,303 千円 特定疾患分 交付件数 89 件 助成額 16,830 千円
○ 強度行動障がいの状態を示す方及び高次脳機能障がい者に対する医療連携の充実(地域生活支援課) 服薬管理や医療リハビリテーション等、医療機関との連携の継続が必要な実践事例を検証・整理し、情報提供や共有化を図ります。	

○発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保(再掲)(地域生活支援課) 発達障がい児者の初診の待機期間を短縮するため、引き続き医師の養成を通じた専門的な医療機関の確保と医療機関ネットワークの充実を図ります。 拠点医療機関へのケースワーカー等の配置等、国の発達障害専門医療機関初診待機解消事業を活用し、発達障がい児者に係るアセスメントの円滑化を通じて、待機期間の短縮を図る新たなスキームを必要な圏域から実施することを検討します。 各圏域の登録医療機関のスキルアップを図るため、拠点医療機関の協力を得て各圏域での陪席を含めた医療機関研修や診療支援機能の充実を図ります。 また、拠点医療機関の横の連携を図るため、協議の場等を設置するなど、府域における発達障がいの診断機能の向上と圏域間の均てん化を図り、拠点医療機関を中心としたネットワークが十分機能するよう取組みを推進します。	目標値(令和8年度) 登録医療機関での初診待機期間の短縮を図る
○医療連携の推進(健康づくり課) 二次医療圏毎に、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病の患者にかかる医療連携の状況を、地域で診療に携わる医療従事者間で共有する会議を開催し、地域の実情に応じて、連携体制の充実を図ります。	
○精神科病院入院患者の療養環境の向上(こころの健康総合センター) 精神科病院入院患者の適正な医療や保護の確保を図るため、精神科病院実地指導や措置入院患者等の実地審査、精神医療審査会の充実に努めます。 また、精神科病院での虐待防止をはじめ人権に配慮した医療提供体制を構築すること等により療養環境の向上を図るため、精神科医療機関療養環境検討協議会において、療養環境サポーターが医療機関等を訪問し、収集した情報等を検証し、各病院における取組みや実践例についての情報提供や共有化を図ります。	
○精神疾患の早期治療の推進(地域保健課) こころの健康や依存症、認知症等の精神保健福祉に関する相談・訪問指導を実施し、医療機関への受診勧奨や日常生活を送る上での援助や社会復帰のための支援の充実を図り、当事者が早期に必要な相談、医療を安心して受けることができるようにします。 また、夜間・休日において精神科救急医療システムの充実を図り、当事者が適切な医療処置を受けることができるようにします。	《参考》 令和4年度実施状況 大阪府精神科救急医療情報センター対応件数 2,660件 夜間・休日精神科身体合併症支援システム利用件数 168件
○大阪難病医療情報センターの運営(地域保健課) 大阪難病医療情報センターにおいて、難病患者・家族や関係機関を対象に難病医療に関する電話、面接相談等の患者支援を行うとともに、難病医療提供体制を構築するための連携会議や医療従事者研修等を実施します。	目標値 地域のネットワーク強化に向けた研修(会議):年1回以上
○在宅難病患者に対する訪問指導の実施(地域保健課) 指定難病の医療費助成に係る新規・更新申請時に個別面談などを実施し、患者の状況や支援ニーズに的確に対応した、保健師による個別訪問等の支援を実施します。	目標値 新規申請患者への保健師支援において、初回支援基準票に従った訪問の実施
○保健所における難病事業の充実(地域保健課) 難病患者を取り巻く社会情勢を踏まえ、疾患に関する理解と日常生活の質の向上につながるよう難病患者や家族を対象とした難病講演会や学習会、患者交流会といった集団支援を行っていきます。 また、地域の状況に合わせた医療・保健・介護・福祉のネットワーク構築に向けて、関係機関対象の研修会等を実施し、地域の療養環境整備を図ります。	目標値 ・難病講演会の開催: 府保健所において年1回以上実施 ・関係機関を対象とした会議や研修の開催: 府保健所年1回以上
○ハンセン病回復者のニーズに応じた医療・福祉サービスの提供(地域保健課) ハンセン病回復者とその家族が地域社会で安心して生活できるよう、誤った知識に基づく差別や偏見の解消に努めるとともに、ハンセン病後遺症による身体障がいの特性を理解した上で個々のニーズに応じた福祉サービスや専門医療が受けられるよう、関係機関との連携やコーディネート機能の充実に努めます。 ハンセン病後遺症に対し、きめ細かいサービスが提供できるよう関係機関との連携強化や啓発に努めるとともに、安心して受診できる医療機関の充実に努めます。	
○障がい者(児)歯科診療の充実(健康づくり課) 障がい者(児)が、必要な歯科診療を受けられるよう、障がい者歯科診療体制の充実・確保に引き続き取り組みます。	

(1)必要な健康・医療サービスを受ける ②医療的ケアを要する重症心身障がい児者等	
○医療的ケアを要する重症心身障がい児者等の在宅生活を支える体制整備の推進(地域生活支援課) 医療的ケアを要する重症心身障がい児者等を取り巻く様々な課題の解決のために、保健・医療・福祉・教育等関係機関の円滑な連携体制の下、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの強化に取り組みます。 また、市町村における医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場の設置支援や、専門人材の育成を行うとともに、府の協議の場を運営し、市町村等と連携しながら課題解決に向けて検討を進めます。	目標値(令和8年度) 大阪府医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会の運営・充実 医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する協議の場を全ての市町村において設置。設置済の市町村の協議の場の充実
○保健所における専門的母子保健事業の実施(地域保健課) 府保健所を拠点として、身体障がい児・慢性疾患児や医療的ケアを要する重症心身障がい児者等その家族等に対して、訪問指導、専門相談、交流会等を実施し、障がい児者等への支援の充実や障がいの受容や生活の質の向上を図ります。 また、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等・家族等が地域で安心して生活し、生活の質の向上が図られるように、在宅生活を支援する医療機関・地域の関係機関等のネットワーク連携会議を開催します。	
○医療型短期入所の整備促進(地域生活支援課) 医療的ケアが必要な重症心身障がい児者等の地域生活を支え、家族のレスパイトを実現するために、医療機関の空床を活用した短期入所事業の整備促進に取り組みます。	目標値(令和8年度) 各二次医療圏域における医療型短期入所事業の実施：8圏域
○たん吸引等の業務を行うことができる介護職員等の養成(生活基盤推進課) 介護職員等に対するたん吸引等に係る制度を適切に運用し、障がい福祉分野において医療的ケアに従事する人材の養成や確保を図ります。	目標値(令和5年度) 新たに喀痰吸引等を実施する従事者：約3,000人 ※約1,000人×3年間
(1)必要な健康・医療サービスを受ける ③二次障がいへの対応	
○障がい者地域医療ネットワークの推進(地域生活支援課) 脳性まひにおける二次障がいや脊髄損傷の合併症等のある方など障がい者が身近な地域で安心して医療が受けられるよう、障がい者地域医療ネットワークを推進するとともに、医療機関従事者に対する研修会等を実施することで普及・啓発に努めます。	目標値(令和8年度) ○医療と福祉の連携強化のため障がい者地域医療ネットワーク推進事業実施連絡会研修会を年に1回実施。
(2)(医学・社会的)リハビリテーションを受ける	
○大阪府内地域リハビリテーションの推進(地域生活支援課) 身近な地域で質の高いリハビリテーションを受けることができるよう、大阪府障がい者自立相談支援センターを中心に、保健、福祉、労働などリハビリテーションに携わる関係機関で情報交換などを行い、連携強化を図るとともに地域リハビリテーションに関する情報について広報に努めます。	
○障がい者医療等の推進による自立支援(地域生活支援課) 大阪府内の障がい者医療・リハビリテーションの拠点「障がい者医療・リハビリテーションセンター」において、医療部門(大阪急性期・総合医療センター 障がい者医療・リハビリテーション医療部門)、訓練部門(大阪府立障がい者自立センター)、相談支援部門(大阪府障がい者自立相談支援センター)が連携し、障がい者医療体制の確保、医療リハビリテーションや地域生活への移行に向けた生活リハビリテーションまでのトータルなリハビリテーションを実施するとともに、市町村とも連携して障がい者の地域移行や地域生活を支援します。	

○高次脳機能障がい者への支援(地域生活支援課) 大阪急性期・総合医療センター 障がい者医療・リハビリテーション医療部門において高次脳機能障がいの診断やリハビリテーションを行います。 大阪府立障がい者自立センターにおける自立訓練を通じて、医学的リハビリテーションや地域生活への移行に向けた社会的リハビリテーションまでのトータルなリハビリテーションを実施するとともに、専門的な支援技法を蓄積します。 大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、高次脳機能障がいの特性や障がい受容等の段階に応じて、適切な時期にきめ細かな対応をすることにより、安定した地域生活が送れるよう、医療機関、障がい福祉サービス事業所、市町村職員を対象とした研修を行い、地域における生活リハビリテーションの普及を図ります。	目標値(令和8年度まで) 医療機関向けの研修会の実施 1回以上/年
(3)悩みについて相談する	
○障がい特性に応じた専門的な相談支援機能の充実(地域生活支援課) 大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、相談支援従事者研修や市町村研修・関係機関向け研修等の人材育成を通じて、市町村における相談支援の充実を図ります。 現状において、支援困難な発達障がいや知的障がい者に対し、個々の障がいや行動の特性に即したアセスメントを行い、当事者及び家族の地域での生活の安定につながるよう、市町村や支援機関等に対して具体的な助言及び支援を行います。 なお、高次脳機能障がいの支援において、個別事例に係る支援ノウハウの蓄積が必要であり、市町村等と共に支援方法を検討し、大阪府立障がい者自立センターをはじめ、地域の福祉事業所等が行っている先進的な支援事例等を収集・蓄積することにより、専門相談機関として適切な助言を行います。 また、医療や福祉の両面からのサポートが必要な精神障がい者や難病患者をはじめ障がい者が抱える悩み・課題は複雑化・多様化しており、研修の充実や相談支援体制の確保に努めていきます。	目標値(令和8年度まで) 発達障がいや知的障がい者支援のための研修会を開催 1回以上/年
○保健所における相談支援機能の充実(地域保健課) 府保健所において、当事者や家族がこころの問題に関する相談をいつでも安心して受けることができるように相談支援体制の充実に努めます。 また、地域の関係機関に対する専門研修の充実を図り、地域の支援体制の向上に向けた取り組みを進めます。 併せて、難病及び小児慢性特定疾病医療費助成申請時に面接を実施し、講演会を年1回以上開催するとともに、適切な情報発信ができるように努めます。身体障がい児・慢性疾患児や医療依存度の高い重症心身障がい児その家族等に対して、訪問指導、専門相談、交流会等を実施し、障がい児者等への支援の充実や障がいの受容や生活の質の向上を図ります。	《参考》 大阪府保健所におけるこころの健康相談支援状況 令和4年度 相談実数 2,927件 相談延べ数 20,998件 訪問実数 706件 訪問延べ数 1,739件 (大阪府9保健所)
○各種専門相談の実施(こころの健康総合センター) こころの健康総合センターにおいて、依存症、自死遺族、発達障がいの各専門相談を行うとともに、ひきこもり地域支援センターにおいて、第一次相談窓口として電話相談を行います。	
○ピアカウンセリングの普及(再掲)(地域生活支援課) 市町村障がい者相談支援事業として位置づけられているピアカウンセリングの普及を図ります。	目標値(令和8年度) 市町村障がい者相談支援事業におけるピアカウンセリング実施市町村数 43(すべての市町村)
○小児慢性特定疾病児童等ピアカウンセリングの実施(地域保健課) 小児慢性特定疾病児童とその保護者に対し、ピアカウンセリングを受ける機会を提供し、疾患に関する不安の解消、軽減を図っていきます。 また、相談を受けるピアカウンセラーの研修の機会を提供し、スキルアップを図っていきます。	
○身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者相談員活動の充実(地域生活支援課) 研修を通じて障がい者相談員の専門的な相談対応能力の一層の向上と、障がい者相談員の情報交換を図り、地域の実情に応じた活動を支援します。	目標値(令和8年度まで) 身体障がい者相談員研修 知的障がい者相談員研修 精神障がい者相談員研修 各年1回実施

○相談支援専門員の養成(地域生活支援課) 多様化する障がい児者のニーズを把握し、的確にアセスメント・モニタリングを実施してサービス等利用計画を作成することによって、きめ細かで適切な支援につなぐ役割を担う相談支援専門員の養成を図るとともに、支援に必要な知識の習得や調整能力等のスキル向上に努めます。 また、医療的ケア児の支援等障がい児者の福祉に係る新たな課題や制度の動向を踏まえ、専門人材としての相談支援専門員の養成とさらなる資質の向上を図ります。	目標値(令和8年度) 相談支援専門員の養成・確保 3,000 人
○依存症対策の推進(地域保健課) 普及啓発としては、依存症の理解を深めるため、若年層を含めた府民への正しい知識の普及と理解の促進に努めます。 相談支援体制の強化としては、依存症に悩む人を支援するための相談対応力を強化します。 医療体制の強化としては、依存症に悩む人を治療につなげるため、依存症の治療が可能な医療機関の充実を図ります。 さらに、相談・治療・回復支援を切れ目なく行うため、自助グループ・民間団体の活動への支援や、さまざまな機関と連携した支援ネットワークを強化します。	

V 生活場面「楽しむ」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

障がいのある人が、様々な場所で他の人と同じように楽しみ、豊かに暮らしている

＜現状の評価と課題＞

暮らしが多様化してくる中で、障がい者が豊かで質の高い生活を送るためには、学習や就労の機会だけではなく、様々な場所で他の人と同じように楽しめるよう、余暇を充実させるとともに、スポーツや文化芸術などを含め、生活を豊かにするための多様な選択肢を用意し、個々人の技能や感性を生かせる場を充実させていくことが大切です。

令和3年に、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、また令和7年には東京でデフリンピックが開催される予定です。これを契機に障がい者が活躍する姿に全世界の人々が注目する機会となり、パラリンピアンやデフリンピアンをめざす人や、障がい者スポーツに関わっていく人が増加することも想定されることから、引き続き「する」「みる」「ささえる」という観点から障がい者スポーツの促進を図っていくことが重要です。

また、平成30年6月に、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした「障害者文化芸術活動推進法」が施行され、今後より一層の芸術・文化活動の活性化に取り組むことが必要です。

2. 個別分野ごとの施策の方向性

（1）余暇活動や社会参加に取り組む

- 障がいのある人が、旅行、観光、娯楽など、充実したレクリエーション活動を楽しめる環境を整備するために、障がい理解を促進し、合理的配慮の提供を広く呼び掛けるとともに、移動支援の充実や交通機関の円滑な利用や身体障がい者補助犬の普及促進などの移動手段の確保に努めていきます。

- また、障がいのある児童生徒が、休日・放課後や長期休暇を充実して過ごすことができ、保護者も安心できる居場所の確保を図るため、市町村に放課後等デイサービスや日中一時支援事業の活用、障がい児の移動支援事業の促進を働きかけます。
- 障がい者が楽しむことができる余暇活動は、まだまだ限定的であり、活動できる場所までの移動手段に課題があるとともに、字幕付き邦画の上映回数が少なく、映画館や球場などにおいて不便な場所に車いす利用者専用シートが設置されている等の制約・障壁があることから、様々な場所で他の人と同じように楽しめるよう環境整備が必要です。
- そのため、宿泊施設等におけるバリアフリーに関する情報発信などのソフト面の環境整備を図るとともに、設備のバリアフリー化などのハード面の環境整備を行っていきます。
- 情報の受け手としてだけでなく発信者として、パソコンなどによる各種のIT支援機器の利用など、ICTを活用した情報発信・交流ツールを用いた社会参加と自立を支援します。

（２）スポーツ活動に取り組む

- 市町村との役割分担を踏まえ、府は広域的・専門的な立場から、府立障がい者交流促進センターや府立稲スポーツセンターの運営を通じて、障がい者のスポーツや、文化芸術・レクリエーション活動を支援することにより、障がい者の健康の維持向上等を図っていきます。
- また、大阪府障がい者スポーツ大会の開催、全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣、今後の障がい者スポーツの普及に貢献する選手の養成や障がい者スポーツを支援・振興する人材の養成・派遣を行うなど、障がい者スポーツの競技力の向上と裾野拡大を図ります。

（３）芸術・文化活動に取り組む

- 障がい者の個性・主体性を最大限に尊重しながら、文化芸術分野に誰もが参画可能な鑑賞・創造・作品の発表等の場・機会等の創出をさらに進め、障がい者が望む場合には

芸術的・市場的な評価が適正に行われる環境づくりを進めます。

- 他分野の関係機関等と連携しながら、文化芸術分野で活躍するアーティスト・パフォーマーのみならず、これら環境づくりを担う、いわば伴奏者ともいうべき人材の育成を図ります。
- より多くの方がより多くの主体によるこれらの取組みに参画しつづけられるよう、中間支援を展開し、府内で独自に活動する民間事業者やアーティストの有機的なネットワーク化を図るとともに、府の取組みと民間事業者等の取組みが仕組みとして連携できるような環境づくりを進めていきます。
- さらに、障がい者に配慮した鑑賞のサポートや発表機会の提供に積極的に取り組む団体等の表彰などを検討するとともに、障がい者の文化芸術活動の様々な取組事例を収集します。また、作品のデジタルアーカイブ化や作者の権利保護などに関する知識の普及・意識向上を図ります。
- 公立図書館等における点字・録音等資料の充実や資料の製作者の養成、障がい者向け施策の周知など、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

3. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
(1)余暇活動や社会参加に取り組む ①余暇活動の充実と活動内容の拡大	
○日中一時支援事業の充実(地域生活支援課) 障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、既存の施設を効率的・効果的に活用し、積極的に事業実施できるよう、市町村とともに取り組みます。	
○保育所・放課後児童クラブの運営の充実(子育て支援課) 保育所や放課後児童クラブにおいて障がい児の受入れがより進むよう、市町村の取組みを支援します。 また、放課後児童クラブについては、補助制度を活用し、支援学校小学部児童を含む障がい児の利用を促進します。 さらに、保育所保育指針等に基づき、障がいや発達上の課題が見られる子どもの保育の充実や保護者支援、保育所と地域の専門機関や小学校との連携が図られるよう個別指導記録の活用などを各市町村に働きかけるとともに、就学前人権教育研修等において講義や実践報告等を実施し、障がい児保育の充実を図ります。	
○長期休業期間等の活動の充実と施設開放の推進(地域教育振興課、支援教育課、地域生活支援課) 支援学校の長期休業期間等における課外活動の充実に努めます。 また、夏季休業をはじめとする長期休業期間等における取組みを地域やボランティアの支援を得ながら進めます。 さらに、放課後等デイサービスや日中一時支援事業、移動支援事業等の活用を図れるよう市町村とともに取り組みます。	
○大阪府 IT ステーションを拠点とした取組み(自立支援課) 市町村等が実施する基礎的な IT 講習会について、必要に応じて、大阪府が養成した IT サポーターを派遣し、市町村での開催を支援します。さらに、移動が困難で、かつ各種 IT 支援機器を利用することにより、意思疎通が可能となる重度の障がい児者に対して、IT サポーターを派遣し、IT 支援機器を活用した意思疎通と就労準備性(働くことについての理解・生活習慣・作業遂行能力や対人関係のスキルなど基礎的な能力)の向上を支援します。	
(1)余暇活動や社会参加に取り組む ②障がいのある人とない人の交流、主体的な社会参加	
○スポーツ・レクリエーション、芸術・文化活動の促進(自立支援課) 障がい者理解の促進を図る観点から、以下の取組みを進めます。 ・国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)と連携した幅広い障がい者の文化芸術活動の支援、大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣等 ・障がい者スポーツの支援や振興を担う人材の養成や派遣のほか、府立支援学校や、市町村、障がい者スポーツに関わる様々なスポーツ団体や地域の障がい福祉サービス事業所等との連携等 ・府立障がい者交流促進センター・府立稲スポーツセンターの運営等 ・企業やトップアスリート等と連携した障がい者スポーツの普及啓発のほか、より多くの府民が障がい者スポーツを「ささえる」仕組みづくり ・府内のスポーツ施設において障がい者の利用が進むよう設置者の理解を深める広報・啓発	
(1)余暇活動や社会参加に取り組む ③ボランティア活動を活性化する	
○ボランティア活動の振興(男女参画・府民協働課) ボランティアの養成計画や参加事業等ボランティアに関する情報を幅広く収集・提供することで、ボランティア活動により多くの府民の参加や支援が得られる環境整備を図ります。	
○福祉農園等の活用とボランティア、ボランティアリーダーの支援(環境農林水産総務課) ボランティア活動を軸とした福祉農園の環境整備と農産園芸福祉活動への支援、助言を行います。	
(1)余暇活動や社会参加に取り組む ④ピアサポートによる支援	
○発達障がい者へのピアサポートによる支援(一部再掲)(地域生活支援課) 当事者同士やその家族等のニーズに合った、お互いの悩みの相談や情報交換を行う場等の情報提供を行います。	

(2) スポーツ活動に取り組む	
○大阪府立障がい者交流促進センターの運営(自立支援課) 大阪府における障がい者スポーツ(特に競技スポーツ)の広域的中核拠点として、府立支援学校や、障がい者スポーツに関わる様々なスポーツ団体や地域の障がい福祉サービス事業所等との連携・支援の他、広域的な大会の開催・支援など、競技性の向上に資するプログラムを実施します。 障がい者スポーツの競技性や障がい者一人ひとりの競技力の向上、裾野拡大を図ることを目的としている大阪府障がい者スポーツ大会を開催するほか、大阪府障がい者スポーツ大会の成績優秀者等について、強化練習等の支援を行うとともに、全国障がい者スポーツ大会に大阪府選手団として派遣します。 また、上記大会以外の各種競技会との連携や参加者支援等を行い、障がい者スポーツの支援や振興を担う人材の育成を行います。	
○大阪府立稲スポーツセンターの運営等(自立支援課) 障がい者の社会参加の促進を図るため、障がい者のスポーツや文化芸術・レクリエーション活動を支援することを目的とした大阪府立稲スポーツセンターを運営します。大阪府立障がい者交流促進センター等の障がい者スポーツに係る府立施設等と相互連携しながら、府内の障がい者スポーツ振興を図り、府域の障がい者やこれら施設を利用する障がい者にとって、より良い環境・施設とすることをめざします。 また、障がい者文化芸術についても、国際障害者交流センターと連携強化等を図ります。	
○大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣等(再掲)(自立支援課) 障がい者スポーツの競技性や障がい者一人ひとりの競技力の向上、裾野拡大を図ることを目的としている大阪府障がい者スポーツ大会を開催するほか、大阪府障がい者スポーツ大会の成績優秀者等について、強化練習等の支援を行うとともに、全国障がい者スポーツ大会に大阪府選手団として派遣します。 また、上記大会以外の各種競技会との連携や参加者支援等を行い、障がい者スポーツの支援や振興を担う人材の育成を行います。	目標値 大阪府障がい者スポーツ大会参加者 1,000人以上
○障がい者スポーツ指導者の養成事業等(自立支援課) 障がい者スポーツの支援や振興を図るため、専門的競技を有する障がい者スポーツ指導員などの人材を養成し、府立支援学校や障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体などへ派遣します。 また、障がい者が地域でスポーツ活動により多く取り組めるよう、身近な地域における活動機会や場所の情報提供の充実に努めます。	
○スポーツに親しむ機会の提供(自立支援課) 大阪府障がい者スポーツ大会など障がい者スポーツのPRを大阪府障がい者スポーツ応援団長を活用して行うほか、企業や障がい者トップアスリート等と連携した障がい者スポーツの普及啓発やスポーツに親しむ機会の提供に努めます。	
(3) 芸術・文化活動に取り組む	
○芸術・文化活動への支援と自己実現機会の提供(自立支援課) 障がい者の個性・主体性を最大限に尊重しながら、以下の観点により施策を推進します。 ■場・機会の創出 本来、「障がい」のない世界である「文化芸術」に、誰もが参画可能な鑑賞・創造・作品の発表等の場・機会等の創出をさらに進めます。 ■市場への挑戦 「文化芸術」の分野において、アーティスト・パフォーマー及びその作品・パフォーマンスの芸術的・市場的な評価が適正に行われる環境づくりを進めます。 ■人材育成 「文化芸術」の分野で活躍するアーティスト・パフォーマーのみならず、「文化芸術」分野において障がい者が主体的に活動できる環境づくりを担う、いわば伴奏者ともいふべき人材の育成を図ります。 中間支援を展開し、府内で独自に活動する民間事業者やアーティストの有機的なネットワーク化を図るとともに、府の取組みと民間事業者等の取組みとが、「仕組み」として連携できるような環境づくりを進め、必要に応じ、国に制度改善等を求めています。	

Ⅵ 生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

障がいのある人が尊厳を持って社会に参加し、社会全体に合理的配慮が浸透している

＜現状の評価と課題＞

障がいの有無に関わらず、全ての人々がともに支え合って暮らす社会を実現するためには、地域における多様な主体が、障がい者の命と尊厳を尊重し、障がい理解の促進・合理的配慮の提供を共通認識として持つことが重要です。

平成 24 年に障害者虐待防止法が施行されたものの、相模原市での障がい者施設における殺傷事件をはじめ、平成 29 年に発覚した寝屋川市での監禁死亡事件、令和元年 6 月に発覚した大阪市平野区での監禁事件、茨木市の短期入所事業所での職員による暴行・死亡事件など、近年、障がい者の命と尊厳に関わる重篤な事件が相次いで発生しています。

また、平成 28 年に障害者差別解消法及び大阪府障がい者差別解消条例が施行され、令和 3 年 4 月には大阪府において事業者による合理的配慮の提供を義務化したことにより、合理的配慮の概念は一定浸透してきました。しかし、依然として様々な場面で差別事案が発生しています。令和 6 年 4 月からは改正障害者差別解消法が施行され、全国的にも事業者による合理的配慮の提供を義務化することを契機に、法の理念をより浸透させ、事業者と当事者との間での建設的対話の促進を図ります。

近年頻発している地震・台風・集中豪雨などの自然災害や今般の新型コロナウイルス感染症の発生の状況などを踏まえると、災害等の予防・応急・復旧対策も今後ますます重要になっていきます。

「8050 問題」など障がい者を取り巻く環境が複雑化する中で、今後、こうした状況を社会全体でしっかりと受け止め、障がい者の命が奪われるような事件や虐待事案を未然に防止する対策を講じていくことが重要であり、障がい理解が浸透し、合理的配慮が当たり前提供される社会をつくっていくことが必要です。

また、ICT を活用した IT 支援機器の利用や、より専門性の高い人材養成等により、障がいのある人が、その障がい特性に応じた言語やコミュニケーション手段を活用でき、府民がその必要性を理解している社会をめざしていきます。

2. 個別分野ごとの施策の方向性

(1) 障がいや障がい者への正しい理解を深める

- 障がい者の暮らしや社会参加を実現するためには、合理的配慮が提供される環境づくりや企業等での障がい理解の促進が必要です。障がい者への対応や受入れが困難と考える事業者に対して、合理的配慮の提供についての好事例や障がいを理由とする差別の解消に向けた取組み等を具体的に提示するなど、更なる啓発を進めていきます。
- 障がいに関する府民の理解を深めるため、市町村・障がい者団体・企業等と協働し、啓発事業を実施するとともに、教員等に対して子どもの発達段階に応じた教育の推進に向けた研修を実施します。特に高次脳機能障がい等について、その特性や必要な配慮に関し、府民の理解が得られるよう広報・啓発に取り組みます。また、発達障がいについては、世界自閉症啓発デーや発達障がい啓発週間において啓発活動を行います。
- さらに、障がい福祉サービス事業所等において、障がい者が差別や虐待を受けることなく安心してサービスを利用できる環境を確保していくため、障がい特性に応じた支援のための研修の充実等により、障がい福祉サービス従事者等の障がい理解の促進や支援力の向上に取り組みます。
- **また、障がい者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通の重要性に関する府民の関心と理解が深まるよう、障がい者による情報取得等に資する機器等の有用性、障がい者による円滑な意思疎通において意思疎通支援者が果たす役割等に関する広報活動及び啓発活動の充実などに取り組みます。**

(2) 障がい者の尊厳を保持する

- 大阪府障がい者差別解消条例に基づく広域支援相談員による相談、合議体における相談事例等の検証、市町村における相談体制の整備や障がい者差別解消支援地域協議会の設置促進を通じて、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを着実に推進します。

- 障がい者虐待の防止について、市町村における速やかな安全確認、虐待の事実確認から終結に至るまでの適切な対応、訪問等による相談支援の機会を通じた虐待の早期発見等についての相談支援事業所等への周知、関係機関で構成される虐待防止ネットワーク等の活用や虐待の増減・発生要因の分析等を通じた虐待の傾向や虐待防止の体制・取り組み等の検証など、市町村における体制整備を支援していきます。

特に、死亡事案等重篤事案について、警察・医療機関など関係機関との連携協力体制を確保し、事前に相談・通報がなくても、可能な限り事実確認を行った上で虐待の有無を判断することが重要です。発生要因の分析・事後検証などを通じて、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応や再発防止に努めるとともに、蓄積された事例等を自治体間で共有することにより、府内市町村の対応力向上をめざしていきます。さらに、状況が切迫していて直ちに対応が必要となる虐待事案が発生する可能性があることも踏まえ、相談・通報の体制づくりに努めていきます。

- 障がい者の生活を支援する一つの手段となる成年後見制度は、障がい者やその家族の高齢化によりニーズが高まっています。障がい者が経済的虐待やネグレクト等の虐待を受けるケースもある中で、後見等の業務を適正に行うことができる人材を育成し、成年後見制度の活用を促進するとともに、日常生活自立支援事業等の施策の充実を図ります。
- さらに、意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を踏まえ、サービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際に、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、障がい者の自己決定の尊重に基づいて支援に努めるとともに、成年後見の担い手を含めた関係者等に対して当該ガイドライン等の普及を図ります。

(3) 安全・安心を確保する

- 近年、台風や豪雨災害が頻発し、障がい者が避難所生活をする機会が増えてきた中で、車いす利用者等が安心して避難できるように、多様な施設の活用、高台・上階の避難場所や福祉避難所の確保が急務となっています。音過敏などの発達障がい児者が避難所に入ることができなかつたり、車いす利用者が避難所のトイレが利用できない問題も発生しているため、障がい特性を勘案しつつ、合理的配慮の浸透や避難所のバリアフリー化、障がい者用トイレの整備などを推進していきます。

- 障がい者が災害発生時に避難できなかったり、適切な支援を受けられない状況にならないように、誰にでもわかりやすい情報発信、避難行動や避難所における支援体制の確保、コミュニケーション機器の導入などの情報保障の確保を支援していきます。
- 発災時を見据えて平常時から地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じて、施設・事業所の利用者の安全確保に向けた取組みが重要です。
- 平成 30 年の大阪北部地震では、一部の自治体において避難行動要支援者名簿が十分に活用されず、発災時に障がい者の安否確認が適切に実施されなかったという問題が浮き彫りになりました。避難行動要支援者名簿の活用方法の充実や個別支援計画の策定など、福祉と防災が連携し、地域でのネットワーク作りに取り組んでいきます。
- 災害発生時における避難所での長期間の生活等では、心身の状態が不安定になり、障がい者が重度化するなどの二次被害等が懸念されます。平常時とは違う状況における障がい者個々人のニーズに応じた適切な対応ができるよう、福祉サービス事業者と地域住民とが連携した支援体制を整備するなどの取組みを進めていきます。
- **医療的ケアを要する重症心身障がい児者等**、難病患者にとって、避難所における電源や医薬品などの確保は必要不可欠なものであり、それら機能の確保に向けた取組みが必要です。
- 地域における自主防災活動への障がい者の参加はあまり進んでいません。障がいのある方の避難時の困りごとを知ってもらうためにも、行政と地域住民、福祉事業所等が協力して、障がい者も参加する地域での避難訓練等を実施するとともに、活動の先進事例を積極的に周知していきます。
- 災害対応においては、障がい福祉サービス事業所等において、発災時等を見据えて平常時から地域住民や関係機関と緊密な関係性を構築し、利用者の安全確保に向けた取組みを推進し、発災時等は福祉避難所として地域の安全提供の拠点として機能するよう防災対策に努めていきます。
- また、自然災害だけではなく、**新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた新興感染症への対応**についても視野に入れる必要があり、様々な災害等について、障がい種別に応じた情報保障、避難所等の機能確保に関係機関が連携して取り組んでいきます。

- 新型インフルエンザ等の感染症の感染拡大防止の取組みや各発生段階における大阪府が実施する対策など示した「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、日頃から国・市町村・関係団体との連携を図り、感染拡大防止策の周知啓発や感染症発生時に備えた事前準備等、必要な取組みを行っていきます。
- また、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための取組みを示した「大阪府感染症予防計画」に基づき、感染予防対策の周知等、必要な取組みを行うとともに、医療機関と医療措置協定の締結等により、新興感染症の発生及びまん延時における自宅療養者等への医療提供体制を整備します。
- 障がい福祉サービス等は利用者やその家族の生活にとって欠かせないものであり、施設・事業所内における感染予防対策の徹底やそのために必要な研修の実施、啓発動画等の研修材料の提供等など必要な対策を講じるとともに、クラスターが発生した場合には、施設・事業所等の事業継続が困難となり、障がい者の生活等にも悪影響が及ぶ可能性があることから、衛生資材の調達、事業所間連携を含む応援職員の派遣やゾーニング等の技術指導などの感染予防・拡大防止・早期収束に向けた対策に取り組んでいきます。
- 障がい福祉サービスを提供する施設・事業所への集団指導や実地指導において、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用し、感染症の予防と発生時の適切な対応が図られるよう指導を行うとともに、感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、施設・事業所職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、感染症に関する研修の充実に取り組めます。
- 一方、障がい者が安全かつ安心して地域社会で過ごせるよう、地域の防犯力の向上に取り組むとともに、犯罪発生情報のわかりやすい提供や障がい特性に応じた 110 番通報手段の広報など、障がい者の犯罪被害を防止する取組みを行います。

(4) 十分な情報・コミュニケーションを確保する

- 令和 2 年 6 月に運営を開始した「府立福祉情報コミュニケーションセンター」を中核拠点として、盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者及び失語症者などへの意思疎通支援、災害発生時における障がい者への正確でわかりやすい情報発信など障がい者への情報保障の確保や府内の公立図書館等と連携した読書バリアフリー法への対応に取り組めます。

- 先進技術の活用により、障がい者の意思疎通支援や情報保障などが充実することで、障がい者のさらなる活躍や生活の質の向上や、社会における障がい理解の促進が期待されるほか、障がい特性や年齢に対応した、利便性の高い、有効な意思疎通支援や情報保障、情報アクセシビリティの確保を充実させていきます。
- 意思疎通支援の必要な障がい者にとって、盲ろう者通訳・介助や手話、要約筆記、点訳・朗読などの意思疎通支援や情報保障は必要不可欠なものであり、**障がい者とその他の者の意思疎通の支援を行う者の確保、養成及び資質の向上など**、障がい者施策推進協議会に設置されている「意思疎通支援部会」での議論も踏まえ、意思疎通支援に関する施策のより一層の充実を図っていきます。
- また、意思疎通が困難な障がい者に対して、各種 IT 支援機器を用いた意思疎通や社会参加を支援するとともに、市町村での IT 講習会の開催支援等を通じて、障がいのある人と障がいのない人との間の情報格差の解消に取り組みます。

事業者による合理的配慮の提供を義務化

障害者差別解消法制定時に事業者による合理的配慮の提供について努力義務とされていたことなどを踏まえ、平成 28 年 4 月に施行された大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（大阪府障がい者差別解消条例）においても努力義務としたところです。

しかしながら、法・条例施行から 3 年以上が経過し、合理的配慮の概念が浸透してきたこと、障害者権利条約では義務化されていることや既に一部の都道府県において義務化されていることから、令和 3 年 4 月から大阪府において事業者による合理的配慮の提供を義務化しました。

また、国においても法改正の議論が進められ、令和 3 年 6 月に事業者による合理的配慮の提供を主な改正内容とする改正法が公布されました。なお、改正法は令和 6 年 4 月から施行とされています。

義務化により、事業者へ法の理念がより浸透し、事業者と当事者との間において建設的対話が促進されることで、差別解消の実効性が担保されることが期待されます。

	法 律		条 例
	行政機関等	事業者	行政機関等／事業者
不当な差別的取扱い	禁止 (してはいけません)	禁止 (してはいけません)	禁止 (してはいけません)
合理的配慮の提供	法的義務 (しなければなりません)	(令和 6 年 4 月以降) 法的義務 (しなければなりません)	法的義務 (しなければなりません)

(※) 不当な差別的取扱い

障がいを理由として正当な理由なくサービスの提供をしないこと

＜例＞店に入ろうとした際に車椅子を利用していることを理由に断られた。

(※) 合理的配慮

障がい者に合った必要な工夫などを行うことであり、過重な負担がないにも関わらず配慮しないことは差別となる

＜例＞窓口で視覚障がいがあることを伝えたにも関わらず、書類を渡すだけで読み上げない

リーフレットや障がい者差別解消ガイドラインの配布、府ホームページによる情報発信などを通じて、事業者に対して合理的配慮への理解促進に向けて周知し、合理的配慮に関する事例を積み重ね、事例ごとの考え方を提供するとともに、当事者団体に対しても制度の正しい理解の促進に向けた啓発に取り組んでいきます。

3. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
(1)障がいや障がい者への正しい理解を深める ①障がいや障がい者についての広報・啓発 ○障がい者週間を中心とした啓発事業の実施(障がい福祉室) 障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別や虐待の防止、障がい理解を深めるため、障がい者週間(12月3日～9日)を中心として、市町村・障がい者団体・企業等と協働し、啓発事業を実施します。 また、事業者における合理的配慮の理解が進むよう啓発に取り組む他、障がい福祉サービス従事者等を対象にした障がい特性に応じた研修の充実・強化等、主体的な障がい理解を深める取組みの促進をめざします。 ・大阪ふれあいキャンペーン 小学生を対象とした啓発物「大阪ふれあいおりがみ」「大阪ふれあいすごろく」の作成・配布 ・「心の輪を広げる障がい者理解促進事業」作文・ポスターの募集及び表彰 ・「共に生きる障がい者展」等の啓発イベント ・「ヘルプマークの普及・啓発」 ・「心のバリアフリー推進事業」	目標値 ・障がい理解を深めるための啓発物である「大阪ふれあいおりがみ」を大阪府内すべての小学校3年生に配布 ・啓発イベントや府政だより等により、年間を通じて幅広く府民への啓発を実施
○発達障がいに対する理解促進(地域生活支援課) 発達障がいの特性と特性に応じた合理的な配慮についての理解がより広く浸透し、深まっていこう、啓発冊子の作成のほか、世界自閉症啓発デー(4月2日)における府内の主要施設のブルーライトアップや発達障がい啓発週間(4月2日から8日)における発達障がいに係る講演会等府民向けへの継続的な啓発活動を進めていきます。	
○高次脳機能障がいに対する理解の普及啓発(地域生活支援課) 高次脳機能障がいの特性と特性に応じた合理的な配慮についての理解がより広く浸透し、深まっていこう、府民への継続的な啓発活動を進めていきます。	目標値(令和8年度まで) 府民向けに啓発リーフレットを配布する等の啓発イベントを実施 1回/年
○人権教育・啓発活動の推進(人権企画課) 障がい者の人権をはじめ、様々な人権問題について府民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、効果的な情報提供を行うとともに、府民及び市町村・関係団体の職員を対象に参加・体験型の学習機会の普及を図るなど、合理的配慮が実践される環境づくりに向け、人権教育・啓発を推進します。	
○大阪府職員に対する研修(人事課) 車椅子や白杖での福祉介助の体験等により、公務員として不可欠な福祉感覚を養うこと、また、点字体験、聴覚障がい疑似体験を通じて、視覚・聴覚障がい者への理解を深めることを目的に、新規採用職員等に対する研修を実施します。 また、職場研修の推進役として、人権問題への認識を深め、職場研修の指導者を養成し、さらにその向上を図ることを目的に、新任課長補佐級職員を対象とした研修を実施します。 その他、主事・技師級職員研修Ⅲ(福祉体験)や人権研修指導者養成研修(部落解放・人権大学講座派遣)、聴覚障がい者に関する理解を深める研修(手話)及び視覚障がい者に関する理解を深める研修(点字)等を実施します。	目標値 ・新規採用職員等を対象に全職種で採用時に、公務員として不可欠な福祉感覚を養い、障がい者への理解を深める研修を実施 ・新任課長補佐級職員を対象に全職種で人権問題に関する研修を実施
○大阪府警察職員に対する研修(府警本部総務課) 障害者差別解消法の理解を深める研修の実施や関係資料の配付などを通して、障がい者や障がいに対する大阪府警察職員の理解を深めていく。	

(1)障がいや障がい者への正しい理解を深める ②障がい者理解を深める教育の推進	
○障がい理解教育の推進(小中学校課、高等学校課) 人権教育基本方針・人権教育推進プランに基づき、人権尊重の観点に立ち、障がい児(者)や障がいに対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進します。 全ての小・中学校・高校の児童生徒が、障がいや障がい児(者)に対する正しい理解と認識を深めるとともに、実践する力を育成します。 総合的な学習の時間や教科学習等の教育課程において、障がい者との交流や体験学習を推進するとともに、福祉・ボランティアにかかわる活動等を充実します。	目標値 ・全小・中学校で障がい理解教育の実施 ・全小・中学校で福祉・ボランティアにかかわる活動を実施(小・中学校については、教育課程実施状況調査や市町村教育委員会へのヒアリングを通じて状況等を把握) ・全府立高等学校で障がい理解教育の実施 ・合同の研修会の実施(年1回)
○教員研修の充実(高等学校課) 大阪府教育センターにおいて、子どもの発達段階に応じて、障がい児(者)や障がいに対する正しい理解と認識をより一層深め、教育内容や指導方法の実践力を向上させるとともに、支援教育を推進するための研修を実施します。 高等学校においても課題である発達障がいに関する研修への参加を促し、実践的な対応力の向上に努めます。	目標値(令和8年度) 全府立高校が「高等学校における支援教育コーディネーター研修」を受講
○社会教育指導者研修の充実(地域教育振興課) 市町村等において、障がい者や障がいに対する正しい理解を推進する事業の企画立案をする人材や地域活動の核となる人材の資質向上を図るため、様々な教材を活用した参加体験型プログラム等による研修の充実に努めます。 ・大阪府および市町村の社会教育関係職員やPTAの役員など社会教育関係団体の指導者に対する研修の充実 ・参加体験型の学習に対応した教材を活用できるファシリテート(参加者の気づきを促し、学びを深める)スキルの向上	
(2)障がい者の尊厳を保持する ①障がい者差別の解消	
○障がいを理由とする差別の解消に向けた取組み(障がい福祉企画課) 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを推進するために、広域支援相談員による相談への対応力の向上や大阪府障がい者差別解消協議会や合議体における相談事例等の検証を通じて、その成果を公表するなどして、障がい者差別解消の取組みの充実を図ります。 また、身近な地域で障がい者差別の解消を効果的に推進するため、市町村における相談への対応力の強化が図られるように、府における検証の成果の提供や技術的な助言等による支援を行います。 さらに、市町村の相談機関職員等を対象に、障がい者差別解消支援地域協議会の意義や役割等についての研修を行い、市町村での障がい者差別解消支援地域協議会の設置促進に取り組みます。 加えて、障害者差別解消法で具体的な取組みが求められている事業者での主体的な障がい理解を深める取組みの促進を目指します。	目標値(令和8年度) 障がい者差別解消支援地域協議会未設置全市町村への働きかけ
○人権が尊重される学校体制の整備・充実と教育の推進(小中学校課) 市町村教育委員会に対して、人権侵害を許さない学校体制の確立と人権侵害事象が生じた場合の適切な対応について徹底します。 各学校におけるセクシュアル・ハラスメント相談窓口について、周知を図ります。 福祉と教育との連携促進や学校における専門家活用によるチーム支援の充実を図るとともに、市町村教育委員会を通じ、すべての教職員が、児童虐待に対する理解を深め、迅速かつ適切な対応について徹底します。	目標値 すべての公立小・中学校で体罰防止マニュアル等を活用した研修を実施

(2)障がい者の尊厳を保持する ②障がい者虐待等の防止	
○障がい者虐待の防止に向けた大阪府障がい者権利擁護センターの取組み(障がい福祉企画課、生活基盤推進課) 市町村が設置する障がい者虐待防止センターがその機能を十分に発揮できるよう、市町村の状況を把握し、障がい者虐待の未然防止及び早期発見のための後方支援や連絡調整、専門的に従事する市町村職員等の対応力向上に取り組めます。 障害者虐待防止法に基づき、関係機関や市町村、法的観点及び福祉的観点を踏まえた専門職との連携協力体制を確保します。 また、大阪府障がい者自立支援協議会虐待防止推進部会を開催し、虐待の増減・発生要因や虐待防止に関する課題等について分析・協議を行うとともに、必要に応じて虐待事案の個別ケース検討を行い、関係機関とのネットワーク整備に努めます。 さらに、市町村及び障がい者虐待防止センター職員を対象とした虐待防止研修を実施し、職員の対応力向上に努めるとともに、障がい福祉サービス事業所の管理者等を対象とした虐待防止研修を実施し、事業所における権利擁護の取組みの充実強化を図ります。 また、事業所への集団指導や新規開設する事業所に対する指定時研修においても障がい者虐待の防止について指導等を行います。	目標値(令和8年度) ・市町村に対して、障がい当事者やその家族を対象とした障がい者虐待防止研修の実施を促す ・すべての市町村の職員を対象とした障がい者虐待防止研修の実施(2回/年) ・障がい福祉サービス事業所等を対象とした障がい者虐待防止研修の実施(1回/年)
○被措置児童等虐待防止と権利擁護に向けた取組み(生活基盤推進課) 障がい児入所施設における権利擁護の取組みや虐待の防止・通報義務について集団指導や実地指導等で周知徹底します。また、被措置児童等虐待事案についても、施設指導等を通して再発防止に努めます。	
○地域における児童虐待防止ネットワークの推進(家庭支援課) 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応につなげるため、身近な地域の福祉・保健・医療・教育など子どもに関する機関が連携した取組みが必要なことから、市町村ごとに設置する要保護児童対策地域協議会の充実強化に努めます。	
(2)障がい者の尊厳を保持する ③権利擁護の充実	
○権利擁護施策の充実(地域福祉課、障がい福祉企画課、地域生活支援課) 自己の判断のみでは日常生活を営むのに支障のある障がい者の権利擁護や福祉サービスなどの利用援助、日常的な金銭管理などを支援するため、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の運営を支援します。 成年後見制度における市長申立が実施されるよう申立研修を実施するとともに、成年後見制度の利用促進に関する取組みを推進するよう、市町村への周知を図ります。 また、制度の担い手として身近な住民による「市民後見人」の養成や地域における公益的な取組みとしての社会福祉法人による法人後見の確保及びその活動を支える仕組みづくりに取り組む市町村を支援します。	
○福祉サービスに関する苦情解決制度の推進(地域福祉課) 福祉サービスの利用者が、サービス提供事業者に対する苦情等について、話し合い等で解決できない場合に、学識経験者や専門家等で構成する運営適正化委員会(社会福祉法に基づき、大阪府社会福祉協議会に設置)が相談、助言、事情調査又はあっせん等を行います。 大阪府ではこの取組みの周知と事業の実施を支援します。	
○福祉サービス第三者評価事業の推進(地域福祉課) 福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その結果を公表することにより、福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資することを目的とする福祉サービス第三者評価事業を推進します。	
○障がい者110番事業の実施(自立支援課) 障がい者の権利擁護を図り、自立と社会参加を促進するため、障がい者からの様々な相談に対し、専門機関との連携を図りながら、障がい者が主体的に問題の解決を図ることができるよう、適切な情報の提供や助言等を行います。 常設の相談窓口の設置だけでなく、FAX や留守番電話、電子メールによる受付も行い、また、事業の一層の広報に努めるなど、利用の促進を図ります。	

○消費生活情報の提供の充実(消費生活センター) 悪質商法による被害の未然防止等に向けて、大阪府・大阪市消費生活情報「くらしと」掲載記事の点字版発行、メールマガジン『大阪府消費生活センター便り』、公式ツイッターの配信等により、最近の消費生活相談の内容、悪質商法とその対策等の情報提供を行い、障がい者の消費生活を支援します。 また、消費者被害防止に向け、地域住民や地域の関係団体で構成される消費者安全確保地域協議会等の見守りネットワークの市町村における設置を支援します。	
(2)障がい者の尊厳を保持する ④発達障がい児者の司法関係における支援	
○発達障がい児者の司法関係における支援(地域生活支援課) 発達障がい児者の刑事事件等に係る司法手続の場面において、医療や福祉、行政など他の関係各機関と連携し、その人の特性や状態に応じた意思疎通の手段の確保等の配慮など適切な手続きが進められるよう、司法機関や弁護士等の関係者に実践に結びつくような研修や啓発の取組みについて関係機関等へ働きかけていきます。	
○意思決定支援の質の向上(地域生活支援課) 意思決定支援ガイドライン等を踏まえた障がい者の自己決定の尊重に基づく支援について、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて普及を図ります。	
(3)安全・安心を確保する ①防災の推進	
○福祉避難所の必要数の確保等に関する市町村への働きかけ(災害対策課) 要配慮者の避難生活を支援するため、市町村に対し、福祉避難所の必要数の確保や障がい種別に応じた施設の確保等について働きかけます。	目標値(令和8年度) 福祉避難所について必要な数と種類の検討
○災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の整備・促進(防災企画課、障がい福祉企画課) 自宅の災害リスクを把握し、災害時に適切な避難行動がとれるよう、本府及び市町村の防災部局・福祉部局、福祉関係者等が連携し、ハザードマップ等を活用して、避難行動要支援者等の避難の理解力向上に取り組めます。 また、避難行動要支援者を支援する人材の育成に取り組めます。 「水害ハザードマップ作成の手引き」を踏まえ、あらゆる人が活用できるハザードマップとなるよう、市町村に対し、音声読み上げ対応等について働きかけていきます。	
○市町村における避難所運営マニュアル策定の促進(災害対策課、障がい福祉企画課) 避難所の適切な QOL の確保に向け、府が作成した「避難所運営マニュアル作成指針」に基づき、地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」の策定と避難所開設訓練等が実施されるよう、市町村に働きかけます。 また、必要に応じ市町村担当者を交えた検討会を設置し、様々な障がい特性への対応方法等を含め、更なるマニュアルの充実に努めます。	目標値(令和8年度) すべての市町村が、平成26年度末までに避難所運営マニュアルを作成しているが、当該マニュアルに基づく避難所開設訓練とその検証の促進を行う
○市町村における福祉避難所(二次的な避難施設)の指定の促進(災害対策課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課) 福祉避難所について、障がい者等の障がい特性に応じた避難所がより一層確保されるよう、関係部局と連携して市町村や事業所に対して働きかけます。 また、民間福祉関係者等の協力も得て、福祉避難所に必要となる要配慮者の利用に配慮した設備等や介護職員等の確保を働きかけます。 さらに、福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者等の協力も得て、社会福祉施設等における緊急一時的な受け入れ態勢の整備に働きかけます。	目標値(令和8年度) 福祉避難所指定のさらなる促進を行い、量的・質的確保をめざす
○緊急放送等における配慮の要請(災害対策課、障がい福祉企画課) 緊急放送等において災害情報が確実に障がい者に伝わるよう、要配慮者に配慮した放送がなされるよう、各放送局に対する要請に取り組めます。	目標値(令和8年度) さまざまな障がい者に対し、必要な情報を伝えられるよう努めていく
○社会福祉施設における災害・避難対策の促進(福祉総務課) 社会福祉施設の集団指導等において、ガイドラインの周知・啓発を実施し、各施設間での応援協定締結を促していきます。	目標値 ガイドラインに基づいた応援協定の締結促進

○災害時における福祉専門職等の確保体制の充実・強化(地域福祉課) 災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、避難所で災害時要配慮者(高齢者や障がい者、子ども等)に対する福祉的支援を行う民間の福祉専門職で構成する大阪DWATの充実・強化を進めます。	目標値(令和5年度) 大阪DWATのメンバーを対象に知識向上を目的とした研修の実施や派遣に向けた想定訓練の実施
○新型コロナウイルス感染症における社会福祉施設等のクラスター対策の促進(社会援護課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課、介護事業者課、子育て支援課、家庭支援課) 新型コロナウイルス感染症について、障がい福祉サービスを提供する施設・事業所などの社会福祉施設等においてクラスターが発生し、事業継続が困難となった場合、衛生資材の調達、応援職員の派遣やゾーニング等の技術指導などの対策を支援していきます。	
(3)安全・安心を確保する ②防犯の推進	
○地域防犯力の向上(治安対策課) 誰もが安全かつ安心して地域社会で過ごせるよう、地域・学校・警察・行政等が連携して、地域の防犯力を高めるための活動を行う地域安全センター(府内全小学校区に設置)を中心に、合同見守り活動や防犯教室の実施などによる防犯ボランティア活動の活性化を図るなど地域防犯力のさらなる向上に取り組みます。	
○大阪府警察ホームページのユニバーサルデザイン化(府警本部広報課) ホームページの新規作成や更新等にあって、JIS規格に準拠したアクセシビリティに配慮したページ作りを実施するなど常時ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。	
○緊急時における110番通報手段の広報(府警本部広報課、府警本部通信指令室) 「広報コーナー」や「コミュニティープラザ」の施設見学者や一般来場者に対して、「ファックス110番」「メール110番」の使用方を説明の上、広報します。 また、大阪府警察ホームページの中に「聴覚や言語に障がいのある方のための110番」の項目を設け、「ファックス110番」や「メール110番」の使用方・注意点等を含め、具体的にわかりやすく広報します。	
(4)十分な情報・コミュニケーションを確保する	
○支給決定に係るコミュニケーション支援(障がい福祉企画課) コミュニケーションに支援が必要な人に対し、障がい福祉サービス等に係る支給決定の際に市町村が行う勘案事項の聞き取り等が円滑に行えるようにするため、手話通訳者等のコミュニケーション支援が行える者の確保に努めるよう、市町村に対し助言等の支援を行います。	
○府政情報の提供の充実(障がい福祉企画課・府政情報室) 府政に関する情報について、障がい特性に配慮して府民に提供するとともに、必要に応じて府政情報の点字化や音声化、テロップ、手話の導入の他、使いやすいホームページづくり、リーフレット等の作成に努めます。 災害時等においては、関係部局とも連携しながら、府ホームページやSNS等の広報媒体を活用して、正確でわかりやすい情報発信に努めます。	
○大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターの運営(自立支援課) 府立福祉情報コミュニケーションセンターを中核拠点として、盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者や失語症者などの意思疎通支援等に取り組んでいきます。	

○視聴覚障がい者等に対するコミュニケーション支援等の充実等(自立支援課、地域教育振興課) 令和2年6月に運営を開始した「府立福祉情報コミュニケーションセンター」を中核拠点として、盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者及び失語症者などの意思疎通支援等に取り組んでいます。 障がい者への情報保障機会を確保するため、視聴覚障がい者情報提供施設において、点字や映像コンテンツによる情報提供を行います。 また、府内の公立図書館等と連携した読書パリアフリー法への対応も行っています。 意思疎通支援の必要な障がい者にとって、盲ろう者通訳・介助や手話、要約筆記、点訳・朗読などの意思疎通支援や情報保障を展開します。	目標値 点訳奉仕員(中級)(人数/年) 15 人 朗読奉仕員(中級)(人数/年) 15 人 特に専門性の高い手話通訳者(※)の養成(人数/年) 20 人 特に専門性の高い手話通訳者(※)の派遣(利用件数/年) 105 件 特に専門性の高い要約筆記者(※)の養成(人数/年) 10 人 特に専門性の高い要約筆記者(※)の派遣(利用件数/年) 55 件 盲ろう者通訳・介助者(※)の養成(人数/年) 30 人 盲ろう者通訳・介助者(※)の派遣(利用登録者数) 118 人 (利用件数/年) 10,825 件 失語症者支援者(※)の養成(人数/年) 5 人 失語症者支援者(※)の派遣(失語症サロンへの派遣)(利用件数/年) 2 件 (※)障害者総合支援法第 78 条に基づく意思疎通支援者
○大阪府 IT ステーションを拠点とした取組み(自立支援課) 市町村等が実施する基礎的な IT 講習会について、必要に応じて大阪府が養成した IT サポーターを派遣し、市町村での開催を支援します。 さらに、移動が困難で、かつ各種 IT 支援機器を利用することにより、意思疎通が可能となる重度の障がい児者に対して、IT サポーターを派遣し、IT 支援機器を活用した意思疎通と就労準備性(働くことについての理解・生活習慣・作業遂行能力や対人関係のスキルなど基礎的な能力)の向上を支援します。	

第4章

「障害者による文化芸術活動 の推進に関する法律」 に基づく『大阪計画』

＜めざすべき姿＞

障がいのある人もない人も、ともにいのち輝ける共生社会の実現に向け、
文化芸術活動を推進する。

1 計画の策定について

（１）はじめに

- 文化芸術を創造し、享受することは、人々の生まれながらの権利であり、障がいの有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものです。
- 暮らしが多様化してくる中で、障がいのある人が豊かで質の高い生活を送るためには、学習や就労の機会だけではなく、文化芸術の活動においても、個々人の技能や感性を生かせる場を充実させていくことが大切です。
- 加えて、文化芸術の持つ多様な人々をつなぐ力や、障がいのある人の個性や能力を引き出し、自らを信じて主体的に活動する状態を生み出す力は、一人一人の多様な幸せであり、社会全体の幸せでもあるウェルビーイング（Well-being）の理念、障がいの有無にかかわらない魅力ある持続可能な社会の実現にも資するものであり、障がいのある人の文化芸術の推進は重要な意義を有します。
- 障がいのある人の文化芸術活動の推進は、社会参加や自立を促進するだけでなく、共生社会の実現に向け、障がいのある人への理解を深めるためにも非常に重要です。
- 大阪府がこれまで行ってきた障がいのある人の文化芸術活動の推進に向けた取組みをさらに発展させ、障がいのある人が、主体的に活動できる環境づくりを進めるため、本計画を策定します。

（２）計画策定の背景

- 平成30年6月、国において、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下、「法」という。）」が施行されました。同法は、障害者基本法及び文化芸術基本法の基本的な理念にのっとり、障がいのある人による芸術文化活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、芸術文化活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としており、11項目の基本的施策が策定されました。

- 平成 31 年 3 月には、同法に基づき、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国において、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）」が策定され、令和 5 年 3 月にその第 2 期計画が示されました。
- 第 2 期計画では、『第 1 期の基本計画期間において障害者による文化芸術活動は着実に進んでいるものの、障害者が文化芸術を創造し享受するためには、依然として活動の際に生じる制限や障壁、文化・福祉・教育等関連分野の縦割り、障害者本人に十分な支援や情報が届かない、本人の意思が尊重されない、などの様々な課題もある。』と記されています。
- とりわけ、関係者の連携協力や人材育成について、第 1 期計画に加え、『支援センターと行政の文化担当部署や福祉担当部署、中間支援団体との連携』や、『中間支援団体、企業、助成団体等とのネットワークづくり』など、他機関との連携の重要性と、『専門家の活用や連携、大学や中間支援団体等』などの人材育成の必要性について触れられています。
- また、情報へのアクセシビリティを保障するため、令和 4 年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和 4 年法律第 50 号）」が制定され、令和 3 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」の改正され、令和 6 年 4 月から、事業者に対する合理的配慮の提供を義務付けられました。
- 大阪府の本計画については、これらの法や国の基本計画等の趣旨を踏まえ、総合的、複合的に施策を推進していきます。

（３）計画策定の趣旨・位置づけ

- 法において、国と地方公共団体が講ずるべき施策が策定され、地方公共団体においては、基本的施策 11 項目のうち 10 項目について実施すること、また、同法第 8 条第 1 項において、国が策定した基本計画を勘案し、当該都道府県における障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する計画策定に努めることとされました。
- そして、地方公共団体の計画策定にあたっては、法の基本理念にのっとり、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することが定められています。

- また、大阪府障がい者施策推進協議会文化芸術部会においては、前述した障がい福祉と文化芸術の双方の連携と、多様な立場からの対話や熟議の必要性が意見として挙げられています。
- これらにより、大阪府においては、障がいのある人の文化芸術活動の推進における現行の取組みや今後の取組みについて、障がいのある人の個性と能力の発揮及び主体的に活動できる環境づくりの推進を目的とし、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第5次大阪府障がい者計画において、法第8条第1項の規定に基づき、本計画を地方自治体が策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」として位置付けることとしました。
- なお、第5次大阪府障がい者計画の策定の背景、基本理念などは、本計画においても共通するものであることから、本計画においてもそれらを踏襲することとします。
- また、第5次大阪府障がい者計画では、「生活場面」ごとに各分野の施策の方向性を記載しておりますが、文化芸術活動については、本計画において、「文化芸術活動推進」に焦点を当ててまとめております。

(4) 計画の性格

- 前述のとおり、法は、障害者基本法及び文化芸術基本法の基本的な理念にのっとり、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として制定されました。国は、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策、その他必要な事項を基本計画として定めています。
- 障害者基本法に基づく国の「障害者基本計画（第5次）」では、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めています。
- 一方、文化芸術基本法では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく」文化芸術の機会を享受することが基本理念としてうたわれており、国の文化芸術推進基本計画（第1期）では、全ての国民があらゆる地域で

容易に文化芸術活動に触れられ、表現活動が活発に行われるような環境を整備することが方針として示されました。

- 本計画は、障害者基本計画及び文化芸術基本計画における基本理念や方針を踏まえ作成するものです。また、本計画の実現に向けた取組みを進めることは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の趣旨にも適うものである必要があります。

(5) 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

- 昨今の様々な技術革新等により、迅速かつ短期的に社会状況は変化しています。また、新しい文化が次々と創出され、障がいのある人による文化芸術活動に対する関心も高まっています。このような状況は、今後もより加速していくことが考えられ、障がい福祉分野への影響も、2025年大阪・関西万博の開催などを契機に、より大きくなっていくと考えられます。
- そのような状況を勘案し、計画期間については、社会状況の変化に柔軟な対応ができ、一定期間の取組みの成果の検証ができるような期間が望ましいと考えています。なお、第5次障がい者計画については、このような状況を鑑み、令和8年度までの期間で策定されています。併せて、本計画の上位計画である国の「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の計画期間（令和5年度から5年間）や文化芸術基本法、大阪府文化芸術振興条例に基づく「文化振興計画」（令和2年度から5年間）との整合性を図ることも必要です。
- 以上のことから、本計画の計画期間については、令和6年度から令和8年度までの3年間とし、第5次大阪府障がい者計画の計画期間終期に合わせるとともに、関係計画との整合性を図りつつ、今後の社会状況の変化に柔軟に対応できる計画とします。なお、計画期間内であっても、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本計画の内容を見直します。

(6) 計画の推進体制

- 本計画は、第5次大阪府障がい者計画に編綴するとともに、大阪府のホームページに掲載し、市町村をはじめ、様々な関係者に周知等を図ります。
- 大阪府においては、関係部局が連携しながら、本計画を推進し、障がいのある人の文化芸術活動推進施策の充実を図ります。

- また、本計画の進捗状況等について、毎年度、大阪府障がい者施策推進協議会文化芸術部会に報告し、点検、助言等を受けるなど、障がい当事者を中心に関係者の意見を大切にしながら本計画の推進を図っていきます。

2 大阪府における障がい者文化芸術活動について

- 平成 13 年度から国の障がい者文化芸術拠点であるビッグ・アイ等との連携の下、文化芸術分野における障がいのある人の活動支援に取り組み、当該支援に関する幅広いネットワークの構築や様々なノウハウの蓄積を図ってきました。
- 令和 3 年（2021 年）には、東京オリンピック・パラリンピック 2020 が開催され、パラリンピック開閉会式では、多くの障がいのあるダンサーなどがそれぞれのパフォーマンスを披露されました。パラリンピアンをめざす人や、障がい者スポーツに関わっている人のみならず、ダンス等を披露し活躍した障がいのあるパフォーマーにも全世界の人々が注目する機会となりました。これを好機とし、共生社会の構築を図るため、大阪府においても、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした文化プログラム（beyond2020）や、日本博 2.0 との連携を展開してきました。
- また、令和 7 年（2025 年）には、「いのち輝く未来社会のデザイン」がメインテーマである 2025 年大阪・関西万博が開催されます。開催地である大阪府として、当万博は、障がいのある人自らが、舞台上では表現者としてのみならず、ときに指導者になることも含め、様々な立ち位置で、障がいのない人と共に参画することを通じて、とりわけ文化芸術分野においては障がいがある人もない人も共にいのち輝けることを、府民のみならず世界に向け発信していく好機となります。
- 今後も切れ目なく 2025 年大阪・関西万博とその後のさらなる発展につなげられるよう、障がいのある人の文化芸術活動を推進していくことが重要です。東京オリンピック・パラリンピック 2020 におけるレガシーを、文化芸術活動においても継承し、2025 年大阪・関西万博でも発揮するなど、共生社会の実現を図っていきます。
- そのためにも、国の第 2 期基本計画でも触れられているように、関係機関との連携や人材育成において、支援センターとのさらなる連携が重要となります。大阪府においては、大阪府の支援センターであるビッグ・アイとの連携について、地域での取り組みがさらに進められるよう、大阪府と培ってきたノウハウを活用しながら有機的なネットワークを構築し、事業を推進するなどの充実を図ります。

3 計画の基本方針

- 計画を推進するためには、障がいのある人の主体性を最大限に尊重しながら、「文化芸術」に関する表現活動の場や創作・発表の機会等に誰もが参画することができ、障がいのある人が望む場合には市場への挑戦も可能となる環境づくりを進める必要があります。
- また、これら施策を展開する上では、関係所管課や他機関と連携するとともに、参画した人がつながり続けられるよう、中間支援の役割も求められます。そして、表現者のみならず、これら環境づくりを担う人材育成を進めていくことも必要です。
- このような観点から、以下の4つの基本方針を示します。

(1) すそのをひろげる（場・機会等の創出）

本来、「障がい」のない世界である「文化芸術」に、誰もが参画可能な場・機会等の創出をさらに進めます。

(2) たかみをめざす（市場への挑戦）

「文化芸術」の分野において、アーティスト・パフォーマー及びその作品・パフォーマンスの芸術的・市場的な評価が適正に行われる環境づくりを進めます。

(3) 他分野他機関連携、中間支援充実

より多くの人により多くの主体（文化芸術団体や文化施設、福祉団体や福祉施設、教育機関、企業等の民間事業者、非営利団体、行政等）による「場・機会の創出」「市場への挑戦」などの取組みに参画するため、関係所管課や他機関と連携しネットワーク化を図るとともに、中間支援を展開します。

(4) 人材育成

「文化芸術」の分野で活躍するアーティスト・パフォーマーのみならず、「文化芸術」分野において障がいのある人が主体的に活動できる環境づくりを担う、いわば伴奏者ともいべき人材の育成を図ります。

障がい者による文化芸術活動については、近年、障がい福祉分野と文化芸術分野双方から機運が高まっており、平成 30（2018）年に、障害者文化芸術推進法が成立しました。

国における障がい者施策は、国際連合が定めた「国際障害者年（昭和 56（1981）年）」を契機に、大きく推進され始め、平成 7（1995）年に策定された「障害者プラン」においては、障害者の生活の質の向上を目指し、芸術・文化活動の振興も施策の一つとして掲げられ、その後の「障害者基本計画」においても文化芸術活動の振興が施策の一つとして位置づけられてきました。平成 13（2001）年には「国連・障害者の十年（昭和 58（1983）年～平成 4（1992）年）」を記念し、国は、国連の精神である障害者の完全参加と平等の実現を図り、障害者の国際交流や芸術・文化活動の場、また、広く国民の参加する交流の場として「国際障害者交流センター」を大阪府に設置し、同センターを会場として「第 1 回全国障害者芸術・文化祭」が開催されました。その後、厚生労働省は平成 24（2012）年に、全国障害者芸術・文化祭を、原則として「国民文化祭」と同一都道府県で開催することと定め、平成 29（2017）年度の奈良大会からは、両文化祭の会期も同一となり一体的に開催されています。

文化芸術施策においても、平成 13（2001）年に成立した「文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号）」で、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることが規定され、同法を受けて平成 23（2011）年に制定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 3 次基本方針）」では、文化芸術は子ども・若者や、高齢者、障害者、失業者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会的基盤となり得るものであり社会包摂の機能を持つということが明示されました。

その後、平成 29（2017）年に文化芸術振興基本法を改正して制定された「文化芸術基本法」においては、年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、文化芸術の機会を享受することができるような環境の整備を図ることが基本理念として示され、これを受けて平成 30（2018）年に制定された「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」においても、文化芸術による社会包摂の推進や障害者による文化芸術活動の推進環境の整備等が重要な施策として位置づけられたところです。

国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）は、「国連・障害者の十年（1983～1992年）」を記念して、2001年（平成13年）に厚生労働省（当時は厚生省）が、障がい者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボリックな施設として設置しました。

当該施設は、大阪府において、障がい者や高齢者などあらゆる人々にとって利用しやすいまちづくりのモデルとして周辺地区と一体的に整備されました。

ノーマライゼーションの理念にのっとり、障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会をめざし、障がい者が自ら行う国際交流活動や芸術・文化活動の場として、また、障がい者のみならず、広く国民の参加する交流の場として整備され、それらの活動を通じ、障がい者の自立と社会参加を促進しています。

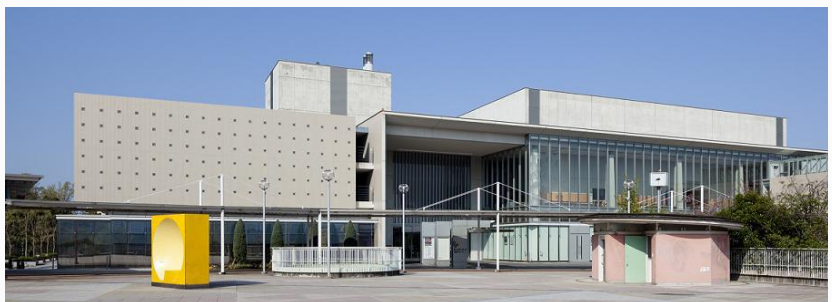
ビッグ・アイの基本理念は3つあります。一つめは、「障がい者が主役」であるということ。障がい者が、サービスを受ける側に立つだけではなく、事業企画や事業運営などあらゆる場面で主役となる施設をめざします。二つめは、「芸術・文化活動や国際交流を通して障害者の社会参加を促進する」こと。世界各国・地域の障がい者や関係機関との国際交流を促進します。また、障がい者自らが、芸術・文化活動を実践することを通して、社会参加を促進します。三つめは、「多くの人に親しまれる施設」であること。共生社会のモデルとなるよう、障がい者のみならず広く障がいのない人の利用も促進し、交流と相互理解の場とするとともに、共生社会の理念の普及啓発や社会教育についても充実していきます。

ビッグ・アイでは施設の理念に基づいた事業として、「国際交流・国際協力」「障がい者の芸術・文化の発信」「全ての障がい者の交流」「大規模災害時の後方支援」の4つのカテゴリーの事業を展開しています。

愛称「ビッグ・アイ（Big-i）」は、「大きな「i」を示しており、「大きな私（I）」「大きな自立（Independence）」「大きな情報（Information）」「大きな交流

（Intercommunication）」「大きな国際的（International）」の5つの意味を込めて名付けられました。

施設は、宿泊設備、多目的ホール（最大1,500名（車いす利用の場合は、通常席約1,000席・車いす席最大300席）収容可能な大ホール）、研修室、宿泊設備、レストラン（点字メニュー、持ちやすい形状のスプーン、きざみ食対応等）などを備え、宿泊施設やレストランは、障がい者の就労支援の場としても活用されています。大阪府は、障がい者文化芸術活動について、同センターに事業委託し、府内の障がい者文化芸術活動の舞台芸術、アート活動の推進について連携実施しています。



4. 個別の施策の推進方向

(1) 文化芸術の鑑賞・創造・作品等の発表の機会の拡大

- 大阪府における文化芸術の鑑賞、創造、発表など多様な機会の創出については、障がいのある人の個性・主体性を最大限に尊重しながら、本来、「障がい」のない世界である「文化芸術」に、誰もが参画可能な場・機会等の創出をさらに進め、障がいのある人が望む場合には芸術的・市場的な評価が適正に行われる環境づくりを進めます。
- そして、障がいはもちろん、文化・言語・国籍・老若男女といった差異に関わらず、誰もがストレスなく快適に施設を利用したり、製品を使用したり、安全かつ自由に移動し、求める情報にアクセスできる環境が整備されることで、個々の能力を活かして、自らの描くライフスタイルどおりに活躍できる社会をめざします。
- 具体的には、「大阪府ユニバーサルデザイン推進指針」に基づく施策の充実等により、ユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、文化芸術の鑑賞・創造・作品等の発表の機会の拡大といった面においても、心のバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりの観点からの取組みを通じて、オール大阪でハードとソフトの両面から地域での快適な環境の整備を図ります。
- とりわけ、ソフト面の充実については、障がいのある人が主体的に参加し、学ぶことができる体験型プログラム等の様々な取組みや、関係機関等と連携したアウトリーチ活動などそれぞれの機関が主体的に取り組む文化芸術活動等を通じて、創造活動、発表機会、学びの促進等の環境整備を図ります。
- また、全ての障がいのある人が公共施設や公共交通機関等を円滑に利用できるよう、より一層のバリアフリー化や、誰にでもわかりやすい設備や表示のユニバーサルデザインの促進に取り組むとともに、障がいのある人が利用しやすい設備の確保や情報提供など、障がいのある人の安全で安心な地域生活を支えるための環境整備を進めます。
- 意思疎通支援の中核拠点である「府立福祉情報コミュニケーションセンター」においても、盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者及び失語症者などへの意思疎通支援や情報保障の充実に取り組むことにより、障がいのある人の文化芸術を通じた社会参加促進を図ります。
- さらに、障がいのある人に配慮した鑑賞のサポートや発表機会の提供等を積極的に実施する団体・文化施設・企業・芸術家・学校・社会福祉施設・NPO 等についてホームページへの掲載等を検討します。

- 加えて、障がいのある人の文化芸術活動において、新しい価値の創出につながる取り組み事例、障がい特性に応じた課題解決の在り方等を国が調査する際は、調査へ協力するとともに、大阪府においても、障がいのある人の文化芸術活動の様々な取り組み事例の調査等を実施します。
- また、同時に、各地域の美術館、博物館、劇場、音楽堂等の文化施設や公民館等の社会教育施設について、障がいのある人が創造活動を行う際に、円滑に利用しやすい運営を促進することも必要です。
- 障がいのあるなしに関わらず、2025 年大阪・関西万博及びその後のさらなる発展をめざし、障がいのある人が主体的に活躍できるための鑑賞、創造、発表の機会を創出する具体的な施策を展開してまいります。

(2) 作品における芸術的・市場的に適正な評価、販売に係る支援等

- 大阪府では、文化芸術分野での国内外のイベント等において、鑑賞・創造・発表の機会の確保や人材の育成・交流促進を通じた理解増進に加え、芸術的・市場的评价の向上を図ることを検討するなど、適正な芸術的・市場的评价等により、就労だけでなく障がいのある人の活躍の場の創出を支援します。そして、障がいのある人の文化芸術作品の販売等に関する相談支援・人材育成・ネットワーク化を図ります。
- また、芸術的・市場的に適正に評価された障がいのある人の作品等について適切に記録及び保存が行われるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずることも大切です。美術、実演芸術等の作品のアーカイブは、新たな文化や価値を創造していくための社会的基盤となるものです。障がいのあるアーティストの作品についても、将来にわたって保存・継承を図ることが重要であることを踏まえ、大阪府においては、障がいのある人の作品の収集、保存や、デジタルアーカイブ化等を情報保障等に配慮して促進することを検討します。
- さらに、国が、地方公共団体等と連携し、地域における障がいのある人の作品や障がいのある芸術家等に関する情報を収集・発信するとともに、それらの情報が有効に利活用されるよう全国的なネットワーク等と連携するなどの環境整備の促進を図る際は、国と連携し、他府県等とのネットワーク化を図ります。

(3) 権利保護の推進

- 作品のデジタルアーカイブ化や権利保護の推進においては、作者の権利保護などに関する知識の普及・意識向上を図ります。

- また、障がいのある人の文化芸術活動においては、文化庁ホームページなどを利用し、作者の権利行使や権利保護に関する知識及び関連する制度や手続き等の普及と意識の向上を図ります。

(4) 文化芸術活動を通じた交流の促進

- 障がいのある人による文化芸術活動を通じた交流等を促進することは、府民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与することから、障がいのある人が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組みを支援するといったような、障がいのある人による文化芸術活動を通じた交流促進を講じることが大切です。
また、教育機関や福祉施設等と連携しつつ、障がいのある人による文化芸術活動にかかる教育及び研究等を促進することも必要です。
- 大阪府においては、支援学校等における文化芸術の鑑賞、体験、交流等の機会を充実させることにより、障がいのある人の文化芸術の鑑賞、創造、作品の発表の機会等について、参画機会の拡大を図ります。
- また、スポーツ・文化芸術関連施設や生涯学習センターや図書館・公民館などの社会教育施設等の活用も必要です。学校から社会への移行期や生涯の各ライフステージにおける文化芸術活動を含む様々な学びについて、障がいのある人だけではなく、家族も一緒に様々な学びの場に参加できるようにすることによって、家族へのサポートにもつながっていくことも期待されます。

(5) 相談体制の整備、人材育成、関係者の連携協力

- 大阪府は広域自治体として、地域での取り組みがさらに進められるよう、大阪府と支援センターであるビッグ・アイが培ってきたノウハウを活用しながら有機的なネットワークを構築し、人材育成を図っていくことが大切です。
- そして、障がいのあるアーティスト、パフォーマーの人材育成が望まれるとともに、障がいのある人による文化芸術活動を理解し、鑑賞や創造、評価など様々な場面で、適切に支援ができる人材や、地域におけるコーディネーターや、教育機関等との連携による教育や研究の充実を促進する専門的人材など、多様な人材の育成が求められています。大阪府においては、他分野の関係機関等と連携しながら、「文化・芸術」の分野で活躍するアーティスト・パフォーマーのみならず、これら環境づくりを担う、いわば伴奏者ともいえるべき人材の育成を図ります。
- 前述の全ての施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障がいのある人による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制が必要です。大阪府においては、

文化分野をはじめとした他分野の関係機関と連携することが重要であると考え、庁内関係所属や、市町村などの自治体や教育機関、企業を含めた各関係機関と連携します。

- そして、これらの推進により、より多くの人により多くの主体によるこれらの取組みに参画しつづけられるよう、中間支援を展開し、府内で独自に活動する民間事業者やアーティストの有機的なネットワーク化を図るとともに、大阪府の取組みと民間事業者等の取組みとが、「仕組み」として連携できるような環境づくりを進めていきます。
- とりわけ、2025年大阪・関西万博及びその後のさらなる発展において、障がいのある人が主体的に参画できるよう、大阪府と培ってきたノウハウを有効に活用し、支援センターと連携のうえ、関係機関が一丸となり、取り組んでまいります。
- 加えて、文化芸術活動を支える関係機関などで構成される意見交換の場を設置し、障がいのある人の文化芸術を取り巻く状況や文化芸術振興に向けた課題の共有等を図ります。

(6) まとめ

- 大阪府においては、これらの取組みを多角的に推進することにより、本来、「障がい」のない世界である「文化芸術」に、誰もが参画可能な鑑賞・創造・作品の発表等の創出をさらに進めます。そして、「文化芸術」を通じて障がいのある人が主体的に活動できる環境づくりを進めるとともに、障がいのあるなしに関わらない社会づくりを進めていきます。

障害者による文化芸術活動の推進に当たっての意義と課題

文化芸術は、新たな価値を社会に生み出すとともに、多様性を尊重し他者との相互理解を進める力を持っている。

障害者が生み出す文化芸術活動には、作品や成果物にとどまらず、表現や創造の過程に魅力があるもの、既存の文化芸術に対して新たな価値観を投げかけるものも多く存在する。また、視覚障害者による美術鑑賞など、従来の参加方法や既存の芸術理解を揺さぶる多様な在り方を示唆するものもある。

障害者による文化芸術活動は、それまで見えづらかった障害者の個性と能力に気づかせるだけでなく、障害者を新たな価値提案をする主役として位置づけ、障害の有無にかかわらない対等な関係を築く機会を提供する。また、障害者のアイデンティティ形成、自己肯定感の向上や、自己表現及びコミュニケーション能力の拡大に大きな成果をもたらすと同時に、障害者を取り巻く家族や支援者の考え方を前向きにするなど、障害者本人だけでなく、周りの人々の人生や生活を幸福にするとともに、地域における多様な人々をつなぐことにより、共生社会の実現に寄与するといった報告もされている（注１）。

一方で、障害者による文化芸術活動においては、活動の際に生じる制限や障壁、文化・福祉・教育等関連分野の縦割り、障害者本人に十分な支援や情報が届かない、本人の意思が尊重されない、などの様々な課題もある。

現状では、このような実態について全国的に把握し、課題や改善策を明らかにするための基礎調査も十分であるとはいえない。また、障害者による文化芸術活動を推進することは、ともすれば「障害者の文化芸術」という分類・枠組みがあるという印象を強め、その他の文化芸術活動との分断を生じさせるのではないかと懸念があることにも留意する必要がある。

本来、文化芸術活動においては、障害の有無に関わりなく、誰もが対等に享受・創造する権利をもっている。しかし、現状では障壁や制限、それによる負担も生じているため、これらを解消するための具体的な対応が必要となっている。障害者による文化芸術活動の推進は、現在生じている文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するためのものであり、文化芸術活動全般の推進や向上に貢献し、我が国に新しい価値の提案をもたらすと同時に、共生社会の実現に寄与するものである。

（注１）平成２９年度障害者芸術文化活動普及支援事業報告書

5. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み

○スポーツ・レクリエーション、芸術・文化活動の促進（自立支援課）

障がい者理解の促進を図る観点から、以下の取組みを進めます。

- ・国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）と連携した幅広い障がい者の文化芸術活動の支援、大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣等
- ・障がい者スポーツの支援や振興を担う人材の養成や派遣のほか、府立支援学校や、市町村、障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体や地域の障がい福祉サービス事業所等との連携等
- ・府立障がい者交流促進センター・府立稲スポーツセンターの運営等
- ・企業やトップアスリート等と連携した障がい者スポーツの普及啓発のほか、より多くの府民が障がい者スポーツを「ささえる」仕組みづくり
- ・府内のスポーツ施設において障がい者の利用が進むよう設置者の理解を深める広報・啓発

○芸術・文化活動への支援と自己実現機会の提供（自立支援課）

障がい者の個性・主体性を最大限に尊重し、他分野の関係機関等と連携しながら、以下の観点により施策を推進します。

・場・機会の創出

本来、「障がい」のない世界である「文化芸術」に、誰もが参画可能な場・機会（鑑賞機会、表現活動や創作の場、発表機会）等の創出をさらに進めます。

とりわけ、ソフト面の充実については、障がいのある人が主体的に参加し、学ぶことができる体験型プログラム等の様々な取組みや、関係機関等と連携したアウトリーチ活動などそれぞれの機関が主体的に取り組む文化芸術活動等を通じて、創造活動、発表機会、学びの促進等の環境整備を図ります。

・市場への挑戦

「文化芸術」の分野において、アーティスト・パフォーマー及びその作品・パフォーマンスの芸術的・市場的な評価が適正に行われる環境づくりを進めます。

・人材育成

広域自治体として、他分野の関係機関等と連携しながら、「文化芸術」の分野で活躍するアーティスト・パフォーマーのみならず、「文化芸術」分野において障がい者が主体的に活動できる環境づくりを担う、いわば伴奏者ともいうべき人材の育成を図ります。

・中間支援の展開

府内で独自に活動する民間事業者やアーティストの有機的なネットワーク化を図るとともに、府の取組みと民間事業者等の取組みとが、「仕組み」として連携できるような環境づくりを進め、必要に応じ、国に制度改善等を求めています。

○2025 年大阪・関西万博に向けた取組み（自立支援課）

2025 年大阪・関西万博及びその後のさらなる発展をめざし、障がいのある人が主体的に活躍できるための鑑賞、創造、発表の機会を創出する具体的な施策を展開します。

障がいのある人が主体的に参画できるよう、支援センターと連携のうえ、関係機関が一丸となり、取り組みます。

○表彰や公表の機会の検討（自立支援課）

障がいのある人に配慮した鑑賞のサポートや発表機会の提供等を積極的に実施する団体・文化施設・企業・芸術家・学校・社会福祉施設・NPO 等についてホームページへの掲載等を検討します。

○取り組み事例の調査等の協力（自立支援課）

障がいのある人の文化芸術活動において、新しい価値の創出につながる取り組み事例、障がい特性に応じた課題解決の在り方等を国が調査する際は、調査へ協力するとともに、大阪府においても、障がいのある人の文化芸術活動の様々な取り組み事例の調査等を実施します。

具体的な取組み

- 意見交換の場の設置等（自立支援課）
文化芸術活動を支える関係機関などで構成される意見交換の場を設置し、障がいのある人の文化芸術を取り巻く状況や文化芸術振興に向けた課題の共有等を図ります。
- 第5次文化振興計画の推進（文化課）
子ども、高齢者、障がい者、外国人など、あらゆる人々が文化芸術を鑑賞、参加、創造できるような機会のさらなる充実に取り組みます。
- 文化財保存活用大綱の実現（文化財保護課）
地域をはじめ様々な人の関わりを得ながら、文化財を守り、伝え、活かす取組を行い、あらゆる人が地域の歴史を身近に感じ、親しむことができる大阪を実現します。
- 先進技術の活用による意思疎通支援の充実（障がい福祉企画課、自立支援課）
■ 先進技術の活用による意思疎通支援の充実した「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター」を中核にして、意思疎通支援の必要な障がい者に対して、盲ろう者通訳・介助や手話、要約筆記、点訳・朗読などの意思疎通支援や情報保障を展開します。
- ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進（府民文化総務課、福祉総務課、障がい福祉企画課、道路室道路環境課、交通戦略室交通計画課、公園課、都市整備（建築）総務課、建築指導室建築企画課、公共建築室計画課）
大阪府ユニバーサルデザイン推進指針に基づき、心のバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりの観点から取組みを進めます。
■ バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例に基づく建築物のバリアフリー化
バリアフリー法や大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化を推進します。
- まちのバリアフリー情報の提供（建築企画課）
鉄道駅や公共施設等におけるエレベーターや車椅子使用者用便房等のバリアフリー情報について、利用者があらかじめ入手することが重要であるため、バリアフリー情報の更なる充実に努めます。
- 文化芸術活動に関する情報提供の充実（自立支援課）
関係機関等と連携し、文化芸術活動に関する情報提供の充実に図ります。
- 障がい者の学習機会の充実（地域教育振興課）
図書館や公民館等社会教育施設において障がいのある人が参加しやすい講座や障がいのある人となない人がともに学ぶ機会を充実するよう促します。
- 障がい者の学校卒業後の学びの場の公表（自立支援課）
障がい者の学校卒業後の選択肢の一つとして、将来の自立した生活に向けた対人関係やコミュニケーション力などを学ぶことができる、府内の障がい者福祉サービス等を活用した学びの場の周知に努める。
- 支援学校の社会参加の促進（支援教育課）
支援学校等における、文化芸術の鑑賞、体験、交流等の機会を充実させることにより、障がいのある人の文化芸術の鑑賞、創造、作品の発表の機会等について、参画機会の拡大をはかります。
- 適正な評価や販売等に係る支援（自立支援課）
「文化芸術」の分野において、国内外を問わず、アーティスト・パフォーマー及びその作品・パフォーマンスの芸術的・市場的な評価が適正に行われる環境づくりを進めます。
障害のある方の文化芸術分野におけるアーティストの作品販売、指導できる立場等に係る支援（アーティストが通う事業所等への支援を含む）を行います。
- 視聴覚障がい者等に対するコミュニケーション支援等の充実等（自立支援課）
令和2年6月に運営を開始した「府立福祉情報コミュニケーションセンター」を中核拠点として、盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者及び失語症者などの意思疎通支援等に取り組んでいきます。
意思疎通支援の必要な障がい者にとって、盲ろう者通訳・介助や手話、要約筆記、点訳・朗読などの意思疎通支援や情報保障を展開します。

第5章

第7期大阪府障がい福祉計画

第3期大阪府障がい児福祉計画

数値目標及び見込量について

* 数値目標及び見込量等については、各市町村の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に記載されていない場合があります。

1. 成果目標等

＜第7期大阪府障がい福祉計画＞

（1）施設入所者の地域生活への移行

項 目	数 値
令和4年度末の入所者数(A)	4,635人
令和8年度末の入所者数(B)	4,487人
【目標値】 施設入所者削減数(A－B)	148人 (3.2%)
【目標値】 地域生活移行者数	281人 (6.1%)

国の基本指針においては、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することとするとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本として成果目標を設定しています。

大阪府の目標値は、府内市町村のこれまでの実績等を踏まえ、令和4年度末時点から令和8年度末までに「地域移行者数6%以上」「施設入所者削減数1.7%以上」とすることを基本とし、各市町村が入所施設利用者のニーズ等を把握して設定した目標値を積み上げて設定します。

なお、地域移行者数及び施設入所者削減数に係る目標値やサービス見込量（施設入所支援、生活介護及び就労継続支援B型に限る。）については、18歳以上の障がい児施設入所者は除きます。

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数

項 目	数 値
【目標値】 令和8年度末の精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	325.3日

国の基本指針においては、令和8年度末における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とし、成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を325.3日以上とすることを目標として設定します。

②精神病床における1年以上長期入院患者数

項 目	数 値
令和3年6月末の長期入院患者数(A)	9,062人
【目標値】 令和8年6月末の長期入院患者数(B)	8,193人
減少数(A-B)	869人

国の基本指針においては、国が提示する推計式を用いて、令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を成果目標として設定することとされています。

大阪府としては、直近の入院患者の推移や長期入院患者の割合を踏まえ、令和8年6月末時点での1年以上長期入院患者の数を8,193人とすることを目標として設定します。

③精神病床における早期退院率

項 目	数 値	項 目	数 値
【目標値】 令和8年度 入院後3ヶ月時点の退院率	68.9%	【目標値】 令和8年度 入院後1年時点の退院率	91.0%
【目標値】 令和8年度 入院後6ヶ月時点の退院率	84.5%		

国の基本指針においては、入院中の精神障がい者の退院に関する成果目標として、令和8年度における入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点の退院率を以下のように設定しています。

- ① 入院後3ヶ月時点の退院率 68.9%以上
- ② 入院後6ヶ月時点の退院率 84.5%以上
- ③ 入院後1年時点の退院率 91.0%以上

大阪府としては、国の基本指針の趣旨を踏まえた目標設定とし、令和8年度末までに①については68.9%以上、②については84.5%以上、③については91.0%以上とすることを目標として設定します。

(3) 地域生活支援の充実

項 目	内 容	項 目	内 容
【目標】 地域生活支援拠点等の機能の充実	令和8年度末までに、各市町村において効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築、年1回以上運用状況を検証・検討	【目標】 強度行動障がい者を有する障がい者の支援体制の充実	令和8年度末までに各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施、各圏域において、大阪府強度行動障がい地域連携モデルを参考とした取組を実施

国の基本指針においては、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本としています。大阪府においては、国の基本指針の趣旨を踏まえた目標設定とし、令和8年度末までの間、各市町村（複数市町村による共同整備も含む）において地域生活支援拠点の充実のため、コーディネーターの配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証・検討することを目標として設定します。

また、令和8年度末までに強度行動障がい者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、以下のとおり成果目標を設定します。

- ・各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施
- ・各圏域において、大阪府強度行動障がい地域連携モデル（令和4年3月）を参考とした取組を実施

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数

項 目	数 値	項 目	数 値
【目標値】 令和8年度中の就労移行支援等を通じた一般就労移行者数	2,609人	【目標値】 令和8年度中の就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数	509人
【目標値】 令和8年度中の就労移行支援等を通じた一般就労移行者数	1,788人	【目標値】 令和8年度中の就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数	299人
【目標値】 令和8年度 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	6割以上		

国の基本指針においては、令和8年度中の就労移行支援等（就労移行支援、就労継続支援A型・B型、生活介護、自立訓練）を通じた一般就労への移行者数について、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本として、成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針を踏まえた目標設定とし、令和8年度中の就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数について令和3年度実績の1.28倍以上、就労移行支援を通じた一般就労への移行者数について令和3年度実績の1.31倍以上、就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数について令和元年度実績の1.29倍以上、就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数について令和3年度実績の1.28倍以上とすることを目標として設定します。

また、国の基本指針においては、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本としてしています。

大阪府としては、府の実情を踏まえ、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とすることを目標として設定します。

②就労定着支援の利用者数

項 目	数 値
【目標値】 令和8年度末の就労定着支援利用者数	1,710人
【目標値】 令和8年度の就労定着支援の就労定着率	就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる 就労定着支援事業所の割合が2割5分以上

国の基本指針においては、令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とし、就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本として、成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針を踏まえた目標設定とし、令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とし、就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを目標として設定します。

③就労継続支援B型事業所における工賃の平均額

項 目	数 値
【目標値】 令和8年度の就労継続支援B型事業所における工賃の平均額	16,500円

大阪府は全国と比べて工賃実績が低く、市町村によって水準に差が見られる状況にあります。また、国の基本指針においては、就労継続支援B型の利用者数及び見込量の設定にあたっては、工賃の平均額についての目標水準を設定することが望ましいとされています。

このため大阪府では、工賃の平均額について成果目標を設定することとし、就労継続支援B型事業所が設定した目標額を踏まえ、令和8年度における目標値を設定します。

(5) 相談支援体制の充実・機能強化等

項 目	数 値 等
【目標値等】 基幹相談支援センターの設置	令和8年度末までに 全市町村で設置するとともに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を確保する
【目標】 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保	令和8年度末までに全ての市町村の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する

国の基本指針においては、令和8年度末までに各市町村において基幹相談支援センターの設置(複数市町村による共同設置可)するとともに地域の相談支援の強化を図る体制を確保することを基本として成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに全市町村に基幹相談支援センターを設置し、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を確保することを目標として設定します。

また、国の基本指針においては、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本としています。

大阪府としては、全ての市町村の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを目標として設定します。

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築

項 目	内 容
【目標】 障がい福祉サービス等の質の向上	令和8年度末までに 集団指導の場で注意喚起 市町村との連携体制の構築 協議の場の設置

国の基本指針においては、令和8年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制を構築することを基本として成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに報酬請求に係るエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、以下のとおり成果目標を設定します。

- ・障害者自立支援審査支払システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行います。
- ・「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、審査事務を担っている市町村と不正請求等の発見・防止策について検討します。
- ・指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、「指定・指導業務に関する調整会議」において、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議します。

<第3期大阪府障がい児福祉計画>

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

①児童発達支援センターの設置

項 目	数 値	(参考) 整備予定箇所数
【目標値】 令和8年度末 市町村等数	43	58

国の基本指針においては、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本として、成果目標を設定しています（市町村単独での設置が困難な場合には圏域による共同設置も可）。

大阪府としては、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本として成果目標を設定します（市町村単独での設置が困難な場合には複数市町村が共同で利用体制を構築す

②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

項 目	数 値
【目標値】 令和8年度末 市町村等数	43

国の基本指針においては、令和8年度末までに全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本として成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針を踏まえた目標設定とし、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和8年度末までに全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めることとして成果目標を設定します。

(2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

項 目
【目標】 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保や新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築の推進

国の基本指針においては、令和8年度末までに難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本として成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針を踏まえた目標設定とし、福祉情報コミュニケーションセンターを中核支援拠点として、保健医療・福祉・教育等の関係機関との連携によりきこえない・きこえにくい子どもの相談支援など、難聴児に係る切れ目ない支援を推進することとします。

また、難聴児に関する関係機関の協議の場として大阪府障がい者施策推進協議会手話言語条例評価部会において、難聴児支援担当部局をはじめ、保健医療・福祉・教育等の関係機関が日常的な連携や情報交換を行うことや部会の他、難聴児支援担当部局の連携の場である「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」関連施策連携会議や、新生児聴覚検査関係機関連携会議などを活用し、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制を構築することを目標とします。

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項 目	数 値	(参考) 整備予定箇所数
【目標値】 令和8年度末 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保(市町村等数)	43	146
【目標値】 令和8年度 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保(市町村等数)	43	163

国の基本指針においては、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本として成果目標を設定しています(市町村単独での確保が困難な場合には圏域での確保も可)。

大阪府としては、国の基本指針に沿った目標設定とし、令和8年度末までに各市町村において主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が確保されることを基本として目標を設定します。

(4) 医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

①医療的ケア児支援センターの設置

項 目	数 値
【目標値】 医療的ケア児支援センターの設置	1
【目標値】 医療的ケア児等コーディネーターの配置	1

国の基本指針においては、令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合的調整するコーディネーターを配置することを基本として成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府医療的ケア児支援センターを設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを1名以上配置し、医療的ケア児等の支援の総合調整を行うことを目標とします。(府の協議の場にも、市町村支援につながるよう、少なくとも1名を参画させる。)

②医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

項 目	数 値	項 目	数 値
【目標値】 令和8年度末 医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場(大阪府)	1	【目標値】 令和8年度末 医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場(市町村)	43
【目標値】 令和8年度末 医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場(保健所圏域)	18	【目標値】 令和8年度末 医療的ケア児等コーディネーターの配置(市町村)	福祉関係1名 医療関係1名

国の基本指針においては、令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本として成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針を踏まえた目標設定とし、令和8年度末までに、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場を各市町村で設置し、医療的ケア児等コーディネーターについて、少なくとも福祉関係1名、医療関係1名を基本に、地域の実情に応じて市町村に配置することを基本として目標を設定します（府の協議の場にも少なくとも1名を配置）。

（5）障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

項 目
【目標】 障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人へふさわしい環境へ円滑に移行できるように、移行調整に係る協議の場を設置する

国の基本指針においては、令和8年度末までに、障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように移行調整に係る協議の場をせっちすることを基本として成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針を踏まえた目標設定とし、令和8年度末までに、子ども家庭センターが移行調整に責任主体となり、当該児童が15歳に到達した時、遅延なく、市町村、障がい児入所施設等の関係者と連携し、移行調整を協議する「協議の場」を設け、円滑な移行調整を進めます。

■成果目標

障がい福祉福祉 圏域名	市町村名	第7期障がい福祉計画																			福祉支援体制の充実・強化等						障がい福祉サービス事業の提供に支障をきたすおそれのある こととなる等の状況
		施設入所者の地域生活への移行				地域生活支援の充実										福祉施設から一般就労への移行等					福祉支援体制の充実・強化等						
		施設入所者の 削減数(率)	地域移行者数 (率)	精神病床に おける1年以上 長期入院患者数	効果的な支援 体制及び 緊急時の連絡 体制の構築	適応状況の 検証・検討	強度行動障 がい者の属性や 求むる支援 サービス等に 関する調査の 実施	施設移行助障 がい者の属性や 求むる支援 サービス等に 関する調査の 実施	一般就労への移行者数	令和8年度					就労移行支援事業 所のうち、就労移行支 援事業所利用7割以 上を占める一般就労へ移 行した者の割合が5割 以上の事業所の割合	就労定着支援事業 所の利用者数	就労定着支援事業の 一定期間における就労定着 率が7割以上となる就 労定着支援事業所の 割合	就労支援部会 の設置	就労継続支援(B型) 事業所における工賃 の平均額	基幹福祉支援 センターの設置							
										令和8年度										令和8年度末 (設置の有無)	設置 (予定) 時期	運営形態	地域の福祉支援体制 の充実・強化を図る 体制の構築 ※ブルダウン	協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基 盤の構築・改善等を行う取組み の実施及び取組みを行 うための必要な協議会の体制確保 ※ブルダウン			
										令和4年度末から 令和8年度末まで (実績)	令和4年度末から 令和8年度末まで (延べ数)	令和8年6月末日	令和8年度末 (構築の有無)	令和8年度末 (実施の有無)											就労移行支援	就労継続 支援A型	
大阪市	大 阪 市	64 人以上	76 人以上	1,559 人以下	有	有	1,048 人以上	721 人以上	209 人以上	118 人以上	0 人以上	0 人以上	6 割以上	505 人	2.5 割	有	16,700 円	有	年度	委託	有	有	有	不正請求の未然防止の観点からの報酬の 算定体制の強化等の取組み、指定継続を 有する者との協力連携、適正な報酬算定等 の取組み等の具体的取組			
豊能北	池 田 市	1 人以上	5 人以上	48 人以下	有	有	31 人以上	24 人以上	6 人以上	1 人以上	0 人以上	0 人以上	6 割以上	17 人	2.5 割	有	15,500 円	有	年度	委託	有	有	有	・報酬請求にかかるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			
	箕 面 市	1 人以上	4 人以上	117 人以下	有	有	54 人以上	38 人以上	8 人以上	8 人以上	0 人以上	0 人以上	6 割以上	33 人	2.5 割	無	15,860 円	有	年度	直営	有	有	有	・障害者自立支援事業支援システム等による業務 効率化を図る内閣府福祉サービス事業所等と 共有する体制を構築 ・指定事業者が提供する指定福祉サービス事業 所による業務効率化を図るについて、協議会 及び関係機関との連携を図る			
	豊 能 町	2 人以上	2 人以上	16 人以下	有	有	7 人以上	4 人以上	0 人以上	3 人以上	0 人以上	0 人以上	割以上	3 人	割	無	円	有	年度	直営	有	有	有	・指定事業者が提供する指定福祉サービス事業 所による業務効率化を図るについて、協議会 及び関係機関との連携を図る			
豊能豊中	能 勢 町	2 人以上	1 人以上	10 人以下	有	有	5 人以上	1 人以上	2 人以上	1 人以上	1 人以上	0 人以上	6 割以上	5 人	2.5 割	無	16,840 円	有	平成29年度	委託	有	有	有	・指定事業者が提供する指定福祉サービス事業 所による業務効率化を図るについて、協議会 及び関係機関との連携を図る			
	豊 中 市	4 人以上	4 人以上	214 人以下	有	有	151 人以上	127 人以上	20 人以上	214 人以上	0 人以上	0 人以上	6 割以上	86 人	2.5 割	有	10,000 円	有	平成26年度	委託	有	有	有	・指定事業者が提供する指定福祉サービス事業 所による業務効率化を図るについて、協議会 及び関係機関との連携を図る			
豊能吹田	吹 田 市	3 人以上	11 人以上	232 人以下	有	有	134 人以上	108 人以上	17 人以上	3 人以上	6 人以上	0 人以上	6 割以上	137 人	2.5 割	有	17,219 円	有	年度	直営	有	有	有	・協議会におけるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			
三島	茨 木 市	3 人以上	8 人以上	315 人以下	有	有	77 人以上	57 人以上	13 人以上	7 人以上	0 人以上	0 人以上	6 割以上	67 人	2.5 割	有	13,681 円	有	年度	直営	有	有	有	・協議会におけるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			
	摂 津 市	2 人以上	4 人以上	53 人以下	有	有	29 人以上	27 人以上	2 人以上	0 人以上	0 人以上	0 人以上	6 割以上	47 人	2.5 割	有	16,500 円	有	平成25年度	委託	有	有	有	・協議会におけるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			
三島高槻	島 本 町	2 人以上	1 人以上	16 人以下	無	有	7 人以上	4 人以上	3 人以上	0 人以上	0 人以上	0 人以上	- 割以上	7 人	- 割	有	円	有	平成27年度	直営	有	有	有	・協議会におけるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			
	高 槻 市	4 人以上	13 人以上	272 人以下	有	有	99 人以上	75 人以上	17 人以上	5 人以上	2 人以上	0 人以上	6 割以上	110 人	2.5 割	有	14,650 円	有	設置済	直営	有	有	有	・協議会におけるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			
北河内枚方	枚 方 市	6 人以上	11 人以上	213 人以下	有	有	109 人以上	76 人以上	24 人以上	9 人以上	0 人以上	0 人以上	6 割以上	85 人	2.5 割	有	15,000 円	有	年度	委託	有	有	有	・協議会におけるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			
北河内寝屋川	寝 屋 川 市	2 人以上	7 人以上	130 人以下	有	有	99 人以上	83 人以上	10 人以上	6 人以上	0 人以上	0 人以上	6 割以上	84 人	2.5 割	有	10,575 円	有	年度	直営	有	有	有	・協議会におけるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			
北河内西	守 口 市	1 人以上	4 人以上	102 人以下	有	有	66 人以上	41 人以上	15 人以上	10 人以上	0 人以上	0 人以上	6 割以上	34 人	割	有	14,995 円	有	年度	委託	有	有	有	・協議会におけるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			
	門 真 市	2 人以上	5 人以上	80 人以下	有	有	22 人以上	11 人以上	7 人以上	4 人以上	0 人以上	0 人以上	60 割以上	29 人	2.5 割	有	13,000 円	有	年度	委託	有	有	有	・協議会におけるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			
北河内東	大 東 市	2 人以上	4 人以上	39 人以下	無	有	42 人以上	29 人以上	10 人以上	3 人以上	0 人以上	0 人以上	6 割以上	27 人	割	無	19,600 円	有	年度	委託	有	有	有	・協議会におけるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			
	西 條 町	1 人以上	2 人以上	55 人以下	有	有	35 人以上	17 人以上	12 人以上	4 人以上	2 人以上	0 人以上	6 割以上	16 人	2.5 割	無	13,306 円	有	年度	委託	有	有	有	・協議会におけるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			
	交 野 市	1 人以上	2 人以上	30 人以下	有	有	24 人以上	17 人以上	2 人以上	5 人以上	0 人以上	0 人以上	6 割以上	19 人	2.5 割	有	12,119 円	有	年度	直営	有	有	有	・協議会におけるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			
中河内八尾	八 尾 市	3 人以上	9 人以上	158 人以下	有	有	99 人以上	52 人以上	40 人以上	7 人以上	0 人以上	0 人以上	6 割以上	68 人	2.5 割	有	14,391 円	有	年度	直営	有	有	有	・協議会におけるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			
中河内東大阪	東 大 阪 市	4 人以上	14 人以上	342 人以下	有	有	141 人以上	96 人以上	26 人以上	19 人以上	人以上	人以上	6 割以上	12 人	2.5 割	有	13,286 円	有	年度	委託	有	有	有	・協議会におけるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			
南河内北	松 原 市	2 人以上	5 人以上	125 人以下	有	有	25 人以上	17 人以上	4 人以上	4 人以上	0 人以上	0 人以上	0 割以上	26 人	0.0 割	有	10,233 円	有	年度	委託	有	有	有	・協議会におけるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			
	柏 原 市	1 人以上	3 人以上	45 人以下	有	有	13 人以上	4 人以上	6 人以上	3 人以上	0 人以上	0 人以上	6 割以上	5 人	2.5 割	有	16,700 円	有	年度	委託	有	有	有	・協議会におけるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			
	羽 曳 野 市	2 人以上	4 人以上	94 人以下	有	有	32 人以上	19 人以上	7 人以上	6 人以上	0 人以上	0 人以上	6 割以上	17 人	2.5 割	有	12,443 円	有	年度	委託	有	有	有	・協議会におけるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			
南河内南	藤 井 寺 市	1 人以上	4 人以上	29 人以下	有	有	25 人以上	15 人以上	4 人以上	6 人以上	0 人以上	0 人以上	6 割以上	12 人	2.5 割	有	10,500 円	有	年度	未定	有	有	有	・協議会におけるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			
	富 田 林 市	2 人以上	7 人以上	113 人以下	有	有	30 人以上	16 人以上	7 人以上	7 人以上	0 人以上	0 人以上	6 割以上	20 人	2.5 割	有	21,773 円	有	年度	委託	有	有	有	・協議会におけるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			
	河 内 長 野 市	2 人以上	6 人以上	92 人以下	有	有	27 人以上	18 人以上	3 人以上	6 人以上	0 人以上	0 人以上	6 割以上	20 人	2.5 割	有	26,157 円	有	年度	委託	有	有	有	・協議会におけるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			
	大 阪 狭 山市	1 人以上	2 人以上	60 人以下	有	有	17 人以上	12 人以上	2 人以上	3 人以上	0 人以上	0 人以上	6 割以上	6 人	2.5 割	有	19,365 円	有	年度	委託	有	有	有	・協議会におけるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			
	太 子 町	1 人以上	1 人以上	6 人以下	有	有	4 人以上	2 人以上	1 人以上	1 人以上	0 人以上	0 人以上	7 割以上	2 人	7.0 割	無	10,000 円	有	年度	委託	有	有	有	・協議会におけるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			
	河 南 町	1 人以上	1 人以上	8 人以下	有	有	7 人以上	5 人以上	1 人以上	1 人以上	0 人以上	0 人以上	6 割以上	3 人	2.5 割	無	13,848 円	有	年度	委託	有	有	有	・協議会におけるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			
	千 早 赤 阪 村	1 人以上	1 人以上	5 人以下	有	有	1 人以上	1 人以上	0 人以上	0 人以上	0 人以上	0 人以上	0 割以上	0 人	0.0 割	有	0 円	有	年度	委託	有	有	有	・協議会におけるワークシート項目について、正確 に記入すること、協議会において、個別事例の 検討を通じて地域サービス基盤の構築・改善等 を行う取組みの実施及び取組みを行うための 必要な協議会の体制確保			

障がい保健福祉圏域名		市町村名	第7階層がい福祉計画																				福祉支援体制の充実・強化等				障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に必要となる体制の構築
			福祉施設から一般就労への移行等																								
			施設入所者の地域生活への移行		精神障がい者に対する地域生活支援		地域生活支援の充実													基幹相談支援センターの設置							
			施設入所者の削減数(率)	地域移行者数(率)	精神障がいにおける1年以上長期入院患者数	効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	運用状況の検証・検討	強度行動障がい者の実情や求める支援サービス等に関する調査の実施	一般就労への移行者数						就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業を利用した者に占める一般就労へ移行した者の割合から算出した事業所の割合	就労定着支援事業の利用者数	就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	就労支援部会の設置	就労継続支援(Ⅱ型)事業所における工賃の平均額	就労継続支援センターの設置							
令和8年度													令和8年度	令和8年度	令和8年度	令和8年度末(設置の有無) ※ブルダウ	令和8年度	令和8年度末(設置の有無) ※ブルダウ	協議会において、個別事例の検討を通じて地域サービス品種の開発・改善等を行う取組の実施及び取組を行うために必要な協議会の体制確保 ※ブルダウ	※自由記述							
令和4年度末から令和8年度末まで(削減数)	令和4年度末から令和8年度末まで(転入数)	令和8年6月末日	令和8年度末(構築の有無)	令和8年度末	令和8年度末(実施の有無)	就労移行支援	就労継続支援Ⅱ型	就労継続支援Ⅲ型	生活介護・自立訓練	他府県での実働決定分	令和8年度	令和8年度	令和8年度	令和8年度末(設置の有無)	令和8年度	設置(予定)時期	運営形態	地域の福祉支援体制の充実・強化を図る体制の確保 ※ブルダウ									
堺市	堺市	8人以上	26人以上	804人以下	有	年1回以上	有	283人以上	人以上	人以上	人以上	人以上	6割以上	122人	2.5割	有	14,600円	有	年度	委託	有	有	有				
泉州北	泉大津市	1人以上	2人以上	99人以下	有	年1回以上	有	26人以上	16人以上	3人以上	7人以上	0人以上	0人以上	5割以上	10人	2.5割	有	15,000円	有	年度	委託	有	有	サービスの質の向上に向けて、支援及び関係機関等と連携の強化・活用を行う体制構築に努めます。			
	和泉市	2人以上	0人以上	219人以下	有	年1回以上	有	40人以上	18人以上	10人以上	11人以上	1人以上	0人以上	6割以上	24人	2.5割	有	16,613円	有	年度	委託	有	有	無関係の専門関係者等を通じて客観的意見等について、事業等に対して、注意喚起を行うとともに、障がい者福祉推進委員会等において、取組について情報共有を行います。			
	高石市	1人以上	3人以上	182人以下	有	年1回以上	有	13人以上	6人以上	3人以上	4人以上	0人以上	0人以上	6割以上	6人	2.5割	有	18,473円	有	年度	委託	有	有	不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等について、関係機関と連携し、効果的な方法で取り組む。			
	忠岡町	1人以上	1人以上	29人以下	有	年1回以上	有	8人以上	4人以上	2人以上	2人以上	0人以上	0人以上	6割以上	6人	2.5割	有	12,630円	有	年度	委託	有	有	有			
泉州中	岸和田市	3人以上	9人以上	427人以下	有	年3回以上	有	40人以上	25人以上	7人以上	8人以上	0人以上	0人以上	5割以上	28人	3.0割	有	17,031円	有	年度	直営	有	有	有			
	貝塚市	1人以上	4人以上	404人以下	有	年1回以上	有	23人以上	17人以上	2人以上	3人以上	1人以上	0人以上	6割以上	5人	2.5割	有	17,169円	有	年度	委託	有	有	有			
泉州南	泉佐野市	2人以上	5人以上	202人以下	有	年1回以上	有	18人以上	10人以上	4人以上	4人以上	0人以上	0人以上	6割以上	13人	2.5割	有	16,500円	有	年度	委託	有	有	令和8年度末までに、協議会等関係機関との必要な連携等を行うことが出来る体制構築する。			
	泉南市	1人以上	3人以上	179人以下	有	年1回以上	有	18人以上	6人以上	3人以上	9人以上	0人以上	0人以上	6割以上	9人	2.5割	有	20,000円	有	年度		有	有	有			
	阪南市	1人以上	3人以上	84人以下	有	年1回以上	有	18人以上	5人以上	9人以上	4人以上	0人以上	0人以上	6割以上	13人	2.5割	有	20,271円	有	年度	直営	有	有	有			
	熊取町	1人以上	2人以上	86人以下	有	年2回以上	有	8人以上	3人以上	2人以上	3人以上	0人以上	0人以上	一割以上	5人	一割	有	円	有	年度		有	有	有			
	田尻町	1人以上	1人以上	14人以下	有	年1回以上	無	0人以上	0人以上	0人以上	0人以上	0人以上	0人以上	0割以上	1人	0.0割	有	17,500円	有	年度	委託	有	有	有			
	岬町	2人以上	1人以上	20人以下	有	年1回以上	無	3人以上	2人以上	1人以上	0人以上	0人以上	0人以上	割以上	人		有	15,500円	有	年度	委託	無	有	有			
合計		149人以上	281人以上	7,327人以下	41		36	2,675人以上	1,829人以上	524人以上	309人以上	13人以上	0人以上		1,744人				43			42		42			

■成果目標

障がい保 健福祉圏 域	市町村名	児童発達支援センターの設置		児童発達支援センター等を活用した障 がい児の地域社会への参加・包容(イン クルージョン)を推進する体制の構築		主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所の確保		主に重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保		医療的ケア児支援のための関係機関の協議の 場		医療的ケア児等に関するコーディネーター				移行調整の協 議の場の設置
		令和8年度末	市町村名 ※圏域設置の場合 自由記述	令和8年度末 (構築の有無)	市町村名 ※圏域設置の場合 自由記述	令和8年度末	市町村名 ※圏域設置の場合 自由記述	令和8年度末	市町村名 ※圏域設置の場合 自由記述	令和8年度末 (設置の有無) ※ブルダウン	市町村名 ※圏域設置の場合 自由記述	令和8年度末 (設置の有無) ※ブルダウン	コーディネーターの人数		市町村名 ※圏域設置の場合 自由記述	令和8年度末 (設置の有無)
													福祉関係	医療関係		
大阪市	大 阪 市	11 箇所		有		40 箇所		45 箇所		有		有	199 人	人		有
	池 田 市	1 箇所		有		4 箇所		4 箇所		有		有	1 人	2 人		
	箕 面 市	1 箇所		有		5 箇所		5 箇所		有		有	1 人	4 人		
	豊 能 町	1 箇所	圏域設置もしくは中核 的な支援機能と同等の 機能を有する体制を整 備	有	圏域設置もしくは中核 的な支援機能と同等の 機能を有する体制によ り実施	1 箇所	圏域もしくは豊能町	1 箇所	圏域もしくは豊能町	有		有	1 人	人		
	能 勢 町	0 箇所		無		0 箇所		0 箇所		有	能勢町・豊能町	無	0 人	0 人		
	豊 中 市	1 箇所		有		4 箇所		6 箇所		有		有	5 人	3 人		
	吹 田 市	※ 箇所	【※設置済】と記載	有		3 箇所		6 箇所		有		有	1 人	1 人		
	茨 木 市	2 箇所		有		6 箇所		8 箇所		有		有	1 人	1 人		
	摂 津 市	1 箇所		有		2 箇所		3 箇所		有		有	1 人	1 人		
	島 本 町	1 箇所		有		5 箇所	茨木市・摂津市	8 箇所	茨木市・摂津市	有		有	2 人	0 人		
三島	高 槻 市	2 箇所		有		1 箇所		3 箇所		有		有	1 人	1 人		
	枚 方 市	1 箇所		有		12 箇所		15 箇所		有		有	1 人	0 人		
	寝 屋 川 市	2 箇所		有		2 箇所		3 箇所		有		有	1 人	1 人		
	守 口 市	1 箇所		有		5 箇所		6 箇所		有		有	1 人	1 人		
	門 真 市	1 箇所		有		1 箇所		2 箇所		有		有	1 人	1 人		
	大 東 市	1 箇所		有		2 箇所		2 箇所		有		有	2 人	0 人		
	四 條 巖 市	1 箇所		有		1 箇所		1 箇所		有		有	2 人	2 人		
	交 野 市	1 箇所		有		1 箇所		1 箇所		有		有	1 人	一 人		
	八 尾 市	2 箇所		有		5 箇所		5 箇所		有		有	1 人	1 人		
	東 大 阪 市	1 箇所		有		2 箇所		4 箇所		有		無	1 人	0 人		
中河内	松 原 市	1 箇所		有		2 箇所		2 箇所		有		有	1 人	1 人		
	柏 原 市	1 箇所		有		2 箇所		2 箇所		有		有	1 人	1 人		
	羽 曳 野 市	1 箇所		有		1 箇所		1 箇所		有		有	5 人	0 人		
	藤 井 寺 市	1 箇所	羽曳野市、松原市ととも に圏域で設置	有	羽曳野市、松原市ととも に、児童発達支援セン ターを圏域で設置して おり、保育所等訪問支 援事業もすでに実施し ているため、引き続き提 供体制の維持を図りま す。	1 箇所	藤井寺市	1 箇所	藤井寺市	有	令和8年度末までに、近隣市及 び大阪府藤井寺保健所と連携 し、医療・障害福祉等の関係機 関が連携を図るための協議の 場を設置するとともに、医療的ケア 児等コーディネーターの配置を 目指します。	有	1 人	1 人	令和8年度末までに、近隣市及 び大阪府藤井寺保健所と連携 し、医療・障害福祉等の関係機 関が連携を図るための協議の場 を設置するとともに、医療的ケア 児等コーディネーターの配置を 目指します。	
	富 田 林 市	2 箇所	南河内南	有		2 箇所		2 箇所		有		有	6 人	2 人		
	河 内 長 野 市	1 箇所	河内長野市	有		0 箇所		2 箇所		有		有	1 人	1 人		
	大 阪 狭 山 市	2 箇所	大阪狭山市・富田林市・ 河内長野市・太子町・ 河南町・千早赤阪村	有		2 箇所		2 箇所		有		有	2 人	1 人		
	太 子 町	1 箇所	南河内圏域で設置	無		2 箇所	圏域で一箇所 ・町内 一箇所	2 箇所	圏域で一箇所 ・町内 一箇所	有	町村の自立支援協議会での設 置	有	1 人	1 人	福祉関係のみ基幹系事業所の 相談員が担当	
	河 南 町	1 箇所	圏域で1ヶ所設置済み。	無		1 箇所	圏域での確保	1 箇所	圏域での確保	有	2町1村自立支援協議会におい て協議	有	1 人	人	福祉関係のみ基幹系事業所の 相談員が担当	
	千早赤阪村	1 箇所	富田林市、河内長野 市、大阪狭山市、河南 町、太子町	有	富田林市、河内長野 市、大阪狭山市、河南 町、太子町	1 箇所	富田林市、河内長野 市、大阪狭山市、河南 町、太子町	1 箇所	富田林市、河内長野 市、大阪狭山市、河南 町、太子町	有	河南町、太子町	有	1 人	1 人	河南町、太子町	
堺市	堺 大 津 市	4 箇所		有		10 箇所		箇所		有		有	88 人	人		無
	和 泉 市	1 箇所		有		1 箇所		1 箇所		有	高石市、忠岡町	有	1 人	0 人		
	高 石 市	1 箇所		有		5 箇所		6 箇所		有		有	1 人	1 人		
	忠 岡 町	1 箇所	貝塚市	有		4 箇所		4 箇所		有	高石市、泉大津市、忠岡町で共 同設置	有	3 人	3 人		
	岸 和 田 市	1 箇所		有		1 箇所		1 箇所		有	高石市、泉大津市	有	1 人	1 人	高石市、泉大津市	
	貝 塚 市	1 箇所		有		5 箇所		5 箇所		有	岸和田市・貝塚市	有	1 人	2 人		
	泉 佐 野 市	1 箇所		有		2 箇所		2 箇所		有	岸和田市	有	1 人	1 人		
	泉 南 市	1 箇所		有		2 箇所		1 箇所		有		有	2 人	3 人		
	阪 南 市	1 箇所				1 箇所		1 箇所		有	阪南市、泉南市、熊取町、岬 町、田尻町	有	2 人	1 人		
	熊 取 町	0 箇所	貝塚市にある事業所を 利用	無		1 箇所		1 箇所		有		有	人	人		
泉州	田 尻 町	1 箇所		0		1 箇所		1 箇所		有	泉佐野保健所管内	有	1 人	1 人		
	岬 町	1 箇所		有		1 箇所		1 箇所		有		有	0 人	1 人		
										有	泉佐野保健所管内小児在宅医 療ケア連絡会	有	1 人	0 人		
	合 計	59 箇所		37		151 箇所		169 箇所		43		41	346 人	42 人		1

2. 区域設定

＜第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画＞

サービス種別	区 域
療養介護 施設入所支援 障がい児入所支援	大阪府域
日中活動系サービス 生活介護 自立訓練 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 ※療養介護、短期入所を除く	大阪市(大阪市) 豊能北(池田市、箕面市、豊能町、能勢町) 豊能豊中(豊中市) 豊能吹田(吹田市) 三島(茨木市、摂津市、島本町) 三島高槻(高槻市) 北河内枚方(枚方市) 北河内寝屋川(寝屋川市) 北河内西(守口市、門真市) 北河内東(大東市、四條畷市、交野市) 中河内八尾(八尾市) 中河内東大阪(東大阪市) 南河内北(松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市) 南河内南(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村) 堺市(堺市) 泉州北(泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町) 泉州中(岸和田市、貝塚市) 泉州南(泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町)
障がい児通所支援 児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援	各障がい保健福祉圏域
障がい児相談支援	
訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援) 短期入所 自立生活援助、共同生活援助(グループホーム) 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援	各市町村域

障害者総合支援法及び児童福祉法では、都道府県が定める区域ごとに、サービス等の見込量を定め、その確保を図っていくこととされています。

この区域設定については、利用者に最も身近でサービス提供の実施主体となっている市町村を基本的な単位としつつも、利用者の状況やサービス供給基盤の整備状況、需給バランス等を踏まえて、上記のとおり設定します。

3. 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）
（大阪府域）

＊月当たりの見込量を示しています。

障がい福祉サービス		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
訪問系サービス	居宅介護	36,642 733,819	人時間／月 人／月	38,716 753,856	人時間／月 人／月	40,917 786,492	人時間／月 人／月
	重度訪問介護	2,842 474,647	人時間／月 人／月	2,869 488,939	人時間／月 人／月	2,894 503,537	人時間／月 人／月
	同行援護	3,585 90,316	人時間／月 人／月	3,670 92,971	人時間／月 人／月	3,752 95,684	人時間／月 人／月
	行動援護	1,772 45,236	人時間／月 人／月	1,987 50,630	人時間／月 人／月	2,225 56,484	人時間／月 人／月
	重度障がい者等包括支援	2,708 12	人時間／月 人／月	2,768 12	人時間／月 人／月	2,828 12	人時間／月 人／月
	合計	1,346,726 44,853	人時間／月 人／月	1,389,164 47,254	人時間／月 人／月	1,445,025 49,800	人時間／月 人／月
日中活動系サービス	短期入所	41,223 6,587	人日／月 人／月	43,425 6,957	人日／月 人／月	45,910 7,526	人日／月 人／月
	生活介護	449,717 24,364	人日／月 人／月	460,308 24,977	人日／月 人／月	471,425 25,625	人日／月 人／月
	自立訓練(機能訓練)	3,650 328	人日／月 人／月	4,296 381	人日／月 人／月	5,024 444	人日／月 人／月
	自立訓練(生活訓練)	22,751 1,634	人日／月 人／月	24,300 1,742	人日／月 人／月	26,000 1,860	人日／月 人／月
	就労選択支援	—	人／月	1,086	人／月	1,528	人／月
	就労移行支援	73,007 5,021	人日／月 人／月	76,763 5,277	人日／月 人／月	80,860 5,555	人日／月 人／月
	就労継続支援(A型)	171,146 9,653	人日／月 人／月	184,286 10,914	人日／月 人／月	200,018 11,257	人日／月 人／月
	就労継続支援(B型)	538,244 32,491	人日／月 人／月	606,236 36,584	人日／月 人／月	684,051 41,241	人日／月 人／月
	就労定着支援	1,954	人／月	2,207	人／月	2,491	人／月
	療養介護	1,060	人／月	1,076	人／月	1,088	人／月
	地域生活支援拠点等の設置	54箇所		55箇所		59箇所	
	地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置	54人		56人		65人	
	地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施	59回／年		58回／年		60回／年	
居住系サービス	自立生活援助	101	人／月	109	人／月	117	人／月
	共同生活援助(グループホーム)	15,095	人／月	16,420	人／月	17,835	人／月
	施設入所支援	4,606	人／月	4,572	人／月	4,523	人／月
相談支援	計画相談支援	30,746	人／月	33,027	人／月	35,388	人／月
	地域移行支援	123	人／月	134	人／月	144	人／月
	地域定着支援	1,158	人／月	1,214	人／月	1,273	人／月

障がい児支援		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
障がい児通所支援	児童発達支援	159,971 16,542	人日／月 人／月	181,749 18,440	人日／月 人／月	207,133 20,522	人日／月 人／月
	放課後等デイサービス	399,096 36,601	人日／月 人／月	441,833 40,346	人日／月 人／月	488,725 44,472	人日／月 人／月
	保育所等訪問支援	4,163 2,824	回／月 人／月	5,303 3,573	回／月 人／月	6,789 4,535	回／月 人／月
	居宅訪問型児童発達支援	139 37	回／月 人／月	155 42	回／月 人／月	165 46	回／月 人／月
障がい児相談支援	障がい児相談支援	10,373	人／月	11,835	人／月	13,531	人／月
障がい児入所支援	福祉型障がい児入所支援	517	人／月	517	人／月	517	人／月
	医療型障がい児入所支援	215	人／月	215	人／月	215	人／月

福祉施設から一般就労への移行等	令和8年度
障がい者に対する職業訓練の受講者数	496人
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	3,927人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	306人
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数	3,142人

障がい児通所支援、障がい児入所支援、障がい児相談支援等	令和6年度	令和7年度	令和8年度
大阪府医療的ケア児支援センターにおける医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	2人	2人	2人

発達障がい者等に対する支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障がい者支援地域協議会の開催回数	4回	4回	4回
発達障がい者支援センターによる相談支援件数	2,200件	2,200件	2,200件
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	500件	500件	500件
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	25件	25件	25件
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	1,648人	1,669人	1,689人
実施者数(支援者)	96人	104人	116人
ペアレントメンターの人数	70人	75人	75人
ピアサポート活動への参加人数	201人	207人	208人

※指定都市を含む

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神病床における退院患者の退院後の行き先 ※1年以上入院患者の退院先について、R3年6月のデータから推計	在宅 242人	在宅 247人	在宅 252人
	障がい者施設 204人	障がい者施設 208人	障がい者施設 212人
	介護施設 382人	介護施設 390人	介護施設 397人
	その他(救護施設等) 13人	その他(救護施設等) 13人	その他(救護施設等) 13人

障がい福祉サービスの質を向上させるための取組	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援専門員研修(初任者)の修了者数	500人	650人	650人
相談支援専門員研修(現任)の修了者数	450人	450人	450人
相談支援専門員研修(主任)の修了者数	50人	50人	50人
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修(基礎)の修了者数	2,600人	3,000人	3,000人
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修(実践)の修了者数	1,200人	2,000人	2,000人
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修(更新)の修了者数	1,000人	1,500人	1,500人
相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数	11回	11回	11回
	5,750人	7,600人	7,600人
指導監査結果を関係市町村と共有する体制の有無及び共有回数	体制 有	体制 有	体制 有
	2回	2回	2回

(障がい保健福祉圏域別)

圏域	生活介護						自立訓練(機能訓練)					
	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
大阪市	7,152	130,666	7,288	133,154	7,427	135,696	186	1,956	224	2,368	271	2,863
豊能北	680	12,295	708	12,802	749	13,558	7	83	8	98	8	98
豊能豊中	1,144	22,140	1,162	22,483	1,180	22,826	7	71	8	81	9	92
豊能吹田	1,156	20,672	1,181	21,104	1,206	21,538	8	112	9	123	11	152
三島	960	17,057	981	17,487	1,004	17,929	5	51	5	53	6	55
三島高槻	1,083	19,963	1,098	20,265	1,115	20,573	7	67	7	67	7	67
北河内枚方	1,025	19,424	1,043	19,902	1,062	20,392	8	109	8	109	8	109
北河内寝屋川	756	14,291	766	14,444	776	14,597	4	50	5	63	6	76
北河内西	710	13,519	717	13,680	724	13,841	7	101	9	137	10	155
北河内東	782	13,877	795	14,123	811	14,416	4	80	4	80	4	80
中河内八尾	776	13,566	830	14,327	898	15,258	2	14	2	14	2	14
中河内東大阪	1,686	29,698	1,763	30,938	1,840	32,179	21	160	21	160	21	160
南河内北	995	19,537	1,009	19,806	1,023	20,073	5	72	7	104	7	104
南河内南	802	15,347	818	15,643	836	15,979	6	78	6	78	6	78
堺市	2,406	45,733	2,500	46,981	2,598	48,262	41	469	48	584	57	726
泉州北	730	14,087	754	14,572	779	15,109	4	59	4	59	4	59
泉州中	840	14,573	864	14,948	887	15,309	5	98	5	98	6	116
泉州南	681	13,272	700	13,649	710	13,890	1	20	1	20	1	20
合計	24,364	449,717	24,977	460,308	25,625	471,425	328	3,650	381	4,296	444	5,024

圏域	自立訓練(生活訓練)						就労選択支援		
	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人／月	人／月
大阪市	514	8,317	570	9,179	632	10,142		240	240
豊能北	29	502	32	550	34	579		31	36
豊能豊中	55	807	62	909	68	995		-	-
豊能吹田	176	2,156	193	2,337	210	2,518		57	61
三島	39	531	42	576	47	632		159	302
三島高槻	59	732	61	758	63	784		75	79
北河内枚方	25	386	25	386	25	386		50	50
北河内寝屋川	62	728	66	781	70	834		77	162
北河内西	48	866	50	901	52	936		1	1
北河内東	40	559	45	625	47	656		9	10
中河内八尾	92	1,043	103	1,162	114	1,294		33	50
中河内東大阪	215	1,950	215	1,950	215	1,950		5	10
南河内北	43	704	47	766	51	827		50	64
南河内南	20	409	19	391	19	391		33	38
堺市	94	1,137	82	985	72	854		0	0
泉州北	20	362	21	378	23	410		118	253
泉州中	54	735	58	801	64	897		138	161
泉州南	49	827	51	865	54	915		10	11
合計	1,634	22,751	1,742	24,300	1,860	26,000		1,086	1,528

圏域	就労移行支援						就労継続支援(A型)					
	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
大阪市	1,508	24,627	1,522	24,856	1,536	25,087	4,416	79,907	4,889	88,464	5,412	97,938
豊能北	128	2,027	144	2,260	160	2,472	175	3,387	188	3,641	203	3,937
豊能豊中	244	3,753	261	4,016	278	4,280	325	6,160	348	6,594	371	7,027
豊能吹田	403	4,271	425	4,533	448	4,807	353	5,587	379	6,014	405	6,442
三島	206	2,755	218	2,897	231	3,080	323	5,364	347	5,770	374	6,268
三島高槻	289	2,651	309	2,873	333	3,074	318	4,373	337	4,651	358	4,950
北河内枚方	199	3,198	211	3,438	224	3,696	224	3,740	228	3,743	233	3,747
北河内寝屋川	148	2,579	155	2,702	162	2,823	182	3,333	190	3,479	198	3,626
北河内西	160	2,564	166	2,674	172	2,798	356	6,628	370	6,683	382	6,901
北河内東	112	1,817	116	1,805	121	1,877	249	4,551	258	4,725	267	4,903
中河内八尾	250	2,255	306	2,770	376	3,406	468	6,551	528	7,345	600	8,285
中河内東大阪	400	3,500	400	3,500	400	3,500	565	9,163	572	9,270	578	9,361
南河内北	136	2,076	141	2,152	148	2,253	357	6,451	368	6,642	378	6,834
南河内南	102	1,638	114	1,830	123	1,974	233	4,174	251	4,500	269	4,820
堺市	316	5,430	319	5,507	322	5,584	475	10,061	480	10,644	486	11,260
泉州北	170	3,274	191	3,844	218	4,605	217	3,868	230	4,091	250	4,428
泉州中	145	2,646	162	2,952	176	3,206	207	3,822	227	4,198	246	4,552
泉州南	105	1,946	117	2,154	127	2,338	210	4,026	724	3,832	247	4,739
合計	5,021	73,007	5,277	76,763	5,555	80,860	9,653	171,146	10,914	184,286	11,257	200,018

圏域	就労継続支援(B型)						就労定着支援		
	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人／月	人／月
大阪市	13,797	234,693	16,460	279,997	19,637	334,047	598	705	832
豊能北	927	14,694	1,000	15,825	1,076	17,009	59	64	70
豊能豊中	759	11,759	821	12,671	883	13,581	78	85	91
豊能吹田	643	8,912	688	9,531	733	10,149	168	193	220
三島	790	12,306	840	13,019	895	13,828	90	95	100
三島高槻	733	9,818	765	10,641	798	11,538	148	165	185
北河内枚方	876	14,747	936	15,475	1,002	16,255	71	78	85
北河内寝屋川	595	9,627	618	10,001	621	10,376	84	90	96
北河内西	448	7,430	455	7,572	461	7,696	52	55	57
北河内東	595	9,667	621	10,079	647	10,491	46	49	52
中河内八尾	1,030	14,631	1,107	15,688	1,189	16,825	104	131	158
中河内東大阪	1,898	29,593	2,006	31,225	2,112	32,824	130	130	130
南河内北	956	16,233	1,011	17,172	1,066	18,109	44	48	52
南河内南	1,082	18,671	1,175	20,276	1,267	21,862	40	45	53
堺市	3,511	58,682	3,910	64,681	4,354	71,294	131	146	161
泉州北	1,460	25,853	1,623	28,856	1,801	32,187	57	67	82
泉州中	1,187	19,416	1,284	20,938	1,378	22,412	28	31	34
泉州南	1,204	21,512	1,264	22,589	1,321	23,568	26	30	33
合計	32,491	538,244	36,584	606,236	41,241	684,051	1,954	2,207	2,491

圏域	児童発達支援						放課後等デイサービス					
	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
大阪市	6,132	77,537	7,036	90,976	8,074	106,745	11,646	151,764	13,272	173,328	15,125	197,956
豊能北	516	4,574	563	4,989	605	5,348	1,130	11,699	1,278	13,121	1,422	14,442
豊能豊中	1,136	6,149	1,244	6,626	1,362	7,142	2,511	16,316	2,875	18,506	3,293	20,990
豊能吹田	751	7,394	858	9,118	973	11,116	1,568	19,175	1,772	22,051	2,003	25,359
三島	977	5,049	1,046	5,392	1,115	5,755	2,285	12,710	2,540	13,765	2,825	14,910
三島高槻	805	5,300	817	5,801	830	6,352	1,349	11,444	1,435	13,046	1,527	14,872
北河内枚方	390	3,300	468	3,630	561	3,993	1,290	16,050	1,420	17,655	1,562	19,420
北河内寝屋川	232	2,014	236	2,047	240	2,081	610	7,473	630	7,718	650	7,963
北河内西	543	5,557	644	6,948	751	8,578	884	9,917	963	10,801	1,049	11,764
北河内東	392	3,014	418	3,139	445	3,260	1,000	12,083	1,061	12,760	1,124	13,459
中河内八尾	559	5,034	666	5,990	792	7,128	771	9,248	840	10,080	916	10,987
中河内東大阪	475	4,892	512	5,274	549	5,656	1,355	17,302	1,465	18,706	1,575	20,111
南河内北	445	4,965	483	5,361	524	5,807	1,330	15,898	1,422	16,967	1,511	18,129
南河内南	603	4,598	649	4,916	690	5,217	1,539	15,734	1,650	16,851	1,756	17,958
堺市	1,661	10,939	1,861	11,718	2,061	12,978	3,900	30,691	4,100	32,365	4,300	33,839
泉州北	354	3,917	364	4,054	373	4,195	1,296	15,478	1,373	16,342	1,455	17,255
泉州中	223	2,354	222	2,338	220	2,313	1,005	14,020	1,062	14,799	1,118	15,565
泉州南	348	3,384	353	3,432	357	3,469	1,132	12,094	1,188	12,972	1,261	13,746
合計	16,542	159,971	18,440	181,749	20,522	207,133	36,601	399,096	40,346	441,833	44,472	488,725

圏域	保育所等訪問支援						居宅訪問型児童発達支援						障がい児相談支援		
	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	回／月	人／月	回／月	人／月	回／月	人／月	人／月	人／月
大阪市	1,427	2,149	1,921	2,910	2,587	3,941	5	13	5	13	5	13	3,932	4,761	5,764
豊能北	35	37	38	40	41	43	5	24	5	24	5	24	108	135	168
豊能豊中	88	157	128	236	188	356	1	6	2	12	2	12	96	100	105
豊能吹田	79	115	89	132	101	152	4	20	4	20	4	20	569	637	714
三島	93	101	114	123	140	150	4	15	5	20	6	25	186	203	221
三島高槻	102	150	124	173	150	200	1	1	1	1	1	1	160	162	164
北河内枚方	235	380	282	456	338	550	0	0	0	0	0	0	110	132	158
北河内寝屋川	34	46	36	47	38	51	2	3	3	4	4	5	78	83	88
北河内西	22	21	25	24	28	28	4	17	5	21	6	25	613	639	664
北河内東	35	45	38	51	39	55	0	0	0	0	0	0	192	210	230
中河内八尾	49	45	53	49	57	53	1	1	1	1	1	1	142	221	345
中河内東大阪	35	50	43	62	51	74	2	7	2	7	2	7	2,103	2,266	2,429
南河内北	25	33	28	37	31	41	1	5	1	5	1	5	166	176	186
南河内南	179	261	201	290	225	321	1	3	1	3	1	3	504	557	604
堺市	197	309	237	371	277	434	1	2	1	2	1	2	873	984	1,094
泉州北	60	70	72	82	86	96	2	10	2	10	2	10	205	213	223
泉州中	50	85	56	96	62	106	1	10	1	10	1	10	134	143	151
泉州南	79	109	88	124	96	138	2	2	3	2	4	2	202	213	223
合計	2,824	4,163	3,573	5,303	4,535	6,789	37	139	42	155	46	165	10,373	11,835	13,531

(市町村別)

(1) 訪問系サービス

① 訪問系サービス合計 (訪問系サービス合計、居宅介護、重度訪問介護)

市町村	訪問系サービス合計						居宅介護						重度訪問介護					
	6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度	
	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月
大阪市	20,829	676,679	22,019	685,734	23,291	706,725	16,908	350,504	17,990	352,515	19,142	366,096	1,897	277,766	1,897	282,488	1,897	287,290
池田市	287	9,535	306	10,129	325	10,925	242	5,229	258	5,515	273	5,766	10	3,433	11	3,670	13	4,144
箕面市	358	15,780	380	17,116	404	18,492	297	5,588	314	5,802	333	6,057	20	9,044	22	10,093	24	11,142
豊能町	35	1,225	38	1,260	40	1,290	27	1,060	29	1,090	31	1,120	1	120	1	120	1	120
能勢町	27	396	27	396	27	396	24	332	24	332	24	332	1	30	1	30	1	30
豊中市	1,707	71,209	1,755	73,193	1,803	75,179	1,479	40,272	1,519	41,169	1,559	42,067	67	25,901	69	26,738	71	27,575
吹田市	1,703	38,946	1,783	41,011	1,863	43,074	1,258	23,409	1,302	23,993	1,346	24,575	24	5,109	27	5,781	30	6,453
茨木市	703	23,036	735	24,129	768	25,309	605	12,149	635	13,123	666	14,183	25	8,878	26	8,960	26	9,042
摂津市	255	6,608	267	7,513	275	7,726	200	3,504	207	3,615	212	3,690	6	2,311	8	3,036	8	3,097
島本町	87	1,298	91	1,360	98	1,607	79	1,063	83	1,125	87	1,187	1	168	1	168	2	336
高槻市	1,031	18,622	1,042	18,842	1,055	19,078	871	10,623	884	10,749	897	10,877	17	5,481	17	5,593	17	5,708
枚方市	1,065	45,875	1,113	48,797	1,166	51,940	915	32,093	947	33,633	982	35,248	27	10,548	27	11,739	27	13,066
寝屋川市	850	23,943	873	24,706	896	25,470	685	14,774	700	15,074	715	15,375	46	5,028	49	5,338	52	5,647
守口市	590	15,705	605	16,516	622	17,408	419	7,475	426	7,579	433	7,683	28	5,047	28	5,563	28	6,134
門真市	467	9,893	476	10,196	484	10,485	366	5,573	372	5,666	378	5,759	13	2,234	14	2,406	15	2,578
大東市	373	8,356	396	8,776	420	9,193	287	4,793	304	4,955	323	5,151	14	1,274	15	1,358	15	1,447
四條畷市	200	7,434	201	7,454	202	7,474	165	3,767	165	3,767	165	3,767	8	2,904	8	2,904	8	2,904
交野市	253	5,765	267	6,020	282	6,377	223	4,544	234	4,723	246	4,914	4	314	5	338	5	363
八尾市	1,554	37,663	1,835	44,478	2,170	52,674	1,361	26,951	1,620	31,938	1,930	37,888	31	7,038	37	8,503	46	10,319
東大阪市	2,507	72,939	2,618	74,937	2,728	76,930	2,027	33,603	2,122	35,153	2,217	36,704	131	28,382	131	28,382	131	28,382
松原市	401	8,967	407	9,100	414	9,259	315	5,355	317	5,389	319	5,423	7	1,659	7	1,659	7	1,659
柏原市	171	2,691	172	2,747	173	2,802	124	1,542	124	1,562	124	1,582	1	161	1	173	1	184
羽曳野市	290	6,789	293	6,816	296	6,842	240	4,722	243	4,731	246	4,740	5	516	5	516	5	516
藤井寺市	215	4,686	225	4,921	235	5,178	172	2,813	179	2,936	186	3,081	15	1,200	15	1,200	15	1,200
富田林市	274	8,187	286	8,570	295	8,734	220	3,206	229	3,324	236	3,410	25	4,253	27	4,484	28	4,528
河内長野市	336	8,080	335	8,040	332	7,954	232	4,498	228	4,421	224	4,343	27	1,967	27	1,967	27	1,967
大阪狭山市	185	3,594	195	3,798	208	4,041	143	2,017	151	2,130	162	2,281	10	568	11	630	12	693
太子町	46	1,900	49	1,950	52	2,000	38	1,160	41	1,210	44	1,260	3	540	3	540	3	540
河南町	62	2,610	62	2,730	63	2,860	55	1,600	55	1,670	56	1,750	3	900	3	950	3	1,000
千早赤阪村	14	828	16	995	15	983	13	772	15	937	14	924	0	0	0	0	0	0
堺市	4,072	118,951	4,240	123,684	4,415	128,741	3,370	63,851	3,511	65,848	3,657	67,908	236	41,578	233	42,548	230	43,541
泉大津市	337	10,930	357	11,304	373	11,817	274	5,150	291	5,459	305	5,733	23	4,949	23	4,949	24	5,167
和泉市	597	17,771	632	18,603	673	19,557	502	12,602	525	13,214	550	13,900	14	2,546	14	2,546	14	2,546
高石市	254	4,908	270	5,295	288	5,738	219	3,039	235	3,196	253	3,359	4	1,046	4	1,276	4	1,556
忠岡町	82	1,611	87	1,687	91	1,731	74	1,381	79	1,457	83	1,501	0	0	0	0	0	0
岸和田市	1,269	23,551	1,397	25,527	1,520	27,277	1,090	15,249	1,207	16,940	1,322	18,599	55	5,539	56	5,601	55	5,492
貝塚市	243	5,832	255	6,104	267	6,422	190	2,875	199	2,979	208	3,082	10	1,448	11	1,592	12	1,737
泉佐野市	458	9,681	468	10,066	478	10,451	411	7,037	419	7,174	427	7,311	9	1,981	10	2,213	11	2,445
泉南市	250	5,174	260	5,315	266	5,376	203	2,946	211	3,029	217	3,090	9	995	9	995	9	995
阪南市	205	3,908	208	4,039	211	4,079	152	2,070	153	2,091	154	2,112	3	151	3	152	3	154
熊取町	103	2,570	107	2,710	109	2,820	80	1,075	82	1,090	83	1,100	10	1,160	11	1,260	12	1,360
田尻町	37	815	37	815	38	826	32	628	32	628	33	639	0	0	0	0	0	0
岬町	71	1,785	69	1,785	69	1,785	55	925	55	925	55	925	2	480	2	480	2	480
合計	44,853	1,346,726	47,254	1,389,164	49,800	1,445,025	36,642	733,819	38,716	753,856	40,917	786,492	2,842	474,647	2,869	488,939	2,894	503,537

(1) 訪問系サービス

① 訪問系サービス合計 (同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援)

市町村	同 行 援 護						行 動 援 護						重度障がい者等包括支援					
	6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度	
	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月
大阪市	1,369	34,584	1,383	34,929	1,397	35,278	655	13,825	749	15,802	855	18,061	0	0	0	0	0	0
池田市	33	785	34	812	35	839	2	88	3	132	4	176	0	0	0	0	0	0
豊能町	34	819	37	892	40	964	7	329	7	329	7	329	0	0	0	0	0	0
能勢町	5	25	6	30	6	30	2	20	2	20	2	20	0	0	0	0	0	0
箕面市	2	34	2	34	2	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊中市	139	3,513	143	3,614	147	3,716	22	1,523	24	1,672	26	1,821	0	0	0	0	0	0
吹田市	110	2,122	114	2,200	118	2,278	309	7,826	338	8,557	367	9,288	2	480	2	480	2	480
茨木市	69	1,835	70	1,865	71	1,895	4	174	4	181	5	189	0	0	0	0	0	0
摂津市	39	514	41	541	42	565	10	279	11	321	13	374	0	0	0	0	0	0
島本町	5	55	5	55	6	66	2	12	2	12	3	18	0	0	0	0	0	0
高槻市	130	2,224	127	2,181	125	2,139	13	294	14	319	16	354	0	0	0	0	0	0
枚方市	107	2,580	119	2,709	132	2,844	16	654	20	716	25	782	0	0	0	0	0	0
寝屋川市	73	1,785	74	1,809	75	1,834	40	908	44	977	48	1,046	6	1,448	6	1,508	6	1,568
守口市	77	1,685	77	1,685	77	1,685	66	1,498	74	1,689	84	1,906	0	0	0	0	0	0
門真市	61	1,453	61	1,453	61	1,453	27	633	29	671	30	695	0	0	0	0	0	0
大東市	63	1,475	68	1,649	73	1,781	5	34	5	34	5	34	4	780	4	780	4	780
四條畷市	17	487	17	487	17	487	10	276	11	296	12	316	0	0	0	0	0	0
交野市	21	542	23	594	25	646	5	365	5	365	6	454	0	0	0	0	0	0
八尾市	129	2,833	136	2,974	142	3,122	33	841	42	1,063	52	1,345	0	0	0	0	0	0
柏原市	212	7,017	212	7,017	212	7,017	137	3,937	153	4,385	168	4,827	0	0	0	0	0	0
東大阪市	45	1,103	46	1,127	47	1,152	34	850	37	925	41	1,025	0	0	0	0	0	0
松原市	21	380	21	380	21	380	25	608	26	632	27	656	0	0	0	0	0	0
羽曳野市	20	481	19	457	18	433	25	1,070	26	1,112	27	1,153	0	0	0	0	0	0
藤井寺市	15	245	16	263	17	280	13	428	15	522	17	617	0	0	0	0	0	0
富田林市	18	362	18	362	18	362	11	366	12	400	13	434	0	0	0	0	0	0
河内長野市	33	913	32	886	30	830	44	702	48	766	51	814	0	0	0	0	0	0
大阪狭山市	27	780	28	809	29	838	5	229	5	229	5	229	0	0	0	0	0	0
河南町	2	20	2	20	2	20	3	180	3	180	3	180	0	0	0	0	0	0
太子町	2	40	2	40	2	40	2	70	2	70	2	70	0	0	0	0	0	0
千早赤阪村	1	56	1	58	1	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	336	9,844	350	10,978	364	12,242	130	3,678	146	4,310	164	5,050	0	0	0	0	0	0
泉大津市	32	636	34	677	35	698	8	195	9	219	9	219	0	0	0	0	0	0
和泉市	42	1,605	42	1,605	42	1,605	39	1,018	51	1,238	67	1,506	0	0	0	0	0	0
高石市	26	673	26	673	26	673	5	150	5	150	5	150	0	0	0	0	0	0
忠岡町	7	210	7	210	7	210	1	20	1	20	1	20	0	0	0	0	0	0
岸和田市	122	2,715	132	2,938	141	3,138	2	48	2	48	2	48	0	0	0	0	0	0
貝塚市	42	1,504	44	1,528	46	1,598	1	5	1	5	1	5	0	0	0	0	0	0
泉佐野市	33	509	34	525	35	541	5	154	5	154	5	154	0	0	0	0	0	0
泉南市	18	536	18	536	18	536	20	697	22	755	22	755	0	0	0	0	0	0
阪南市	26	675	26	682	27	689	24	1,012	26	1,114	27	1,124	0	0	0	0	0	0
熊取町	11	275	12	300	12	300	2	60	2	60	2	60	0	0	0	0	0	0
田尻町	5	187	5	187	5	187	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岬町	6	200	6	200	6	200	8	180	6	180	6	180	0	0	0	0	0	0
合計	3,585	90,316	3,670	92,971	3,752	95,684	1,772	45,236	1,987	50,630	2,225	56,484	12	2,708	12	2,768	12	2,828

(1) 訪問系サービス
 ② 居宅介護（障がい種別）

市町村	居 宅 介 護																							
	身体障がい者						知的障がい者						障がい児						精神障がい者					
	6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度	
	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月
大阪市	5,744	140,047	6,112	143,128	6,503	146,276	3,420	67,020	3,639	68,495	3,872	70,002	505	9,325	537	3,830	572	9,740	7,239	134,112	7,702	137,062	8,195	140,078
池田市	71	2,559	74	2,668	76	2,740	41	986	42	1,010	43	1,034	13	263	14	283	15	304	117	1,421	128	1,554	139	1,688
箕面市	113	3,469	114	3,500	116	3,561	95	1,086	105	1,200	116	1,326	18	305	19	322	20	339	71	728	76	780	81	831
豊能町	8	540	9	560	10	580	7	300	7	300	7	300	1	110	1	110	1	110	11	110	12	120	13	130
能勢町	11	228	11	228	11	228	5	39	5	39	5	39	0	0	0	0	0	0	8	65	8	65	8	65
豊中市	402	16,800	405	16,925	408	17,051	265	6,947	270	7,078	275	7,209	80	1,969	81	1,994	82	2,018	732	14,556	763	15,172	794	15,789
吹田市	324	11,008	325	11,042	326	11,076	309	4,569	311	4,599	313	4,628	102	1,637	110	1,766	118	1,894	523	6,195	556	6,586	589	6,977
茨木市	194	7,328	204	8,061	214	8,867	114	1,140	119	1,197	125	1,257	32	440	34	462	35	485	265	3,241	278	3,403	292	3,574
摂津市	80	1,823	82	1,869	83	1,891	40	448	41	459	42	471	7	249	7	249	7	249	73	984	77	1,038	80	1,079
島本町	11	308	12	336	13	364	23	276	24	288	25	300	2	6	2	6	2	6	43	473	45	495	47	517
高槻市	236	5,419	238	5,466	240	5,513	278	1,916	287	1,978	296	2,042	28	531	29	535	29	540	329	2,757	330	2,770	332	2,782
枚方市	334	17,995	346	18,859	358	19,764	174	6,964	180	7,298	187	7,649	39	830	40	870	42	912	368	6,304	381	6,606	395	6,923
寝屋川市	171	5,797	173	5,865	175	5,933	146	3,270	150	3,360	154	3,450	19	402	20	423	21	444	349	5,305	357	5,426	365	5,548
守口市	125	3,316	125	3,316	125	3,316	112	1,544	112	1,544	112	1,544	8	90	8	92	8	95	174	2,525	181	2,627	188	2,728
門真市	111	2,859	113	2,910	115	2,962	110	1,237	112	1,260	114	1,282	10	190	10	190	10	190	135	1,287	137	1,306	139	1,325
大東市	103	2,497	105	2,441	108	2,403	58	579	63	627	69	685	8	134	8	136	8	138	118	1,583	128	1,751	138	1,925
四條畷市	50	1,827	50	1,827	50	1,827	39	773	39	773	39	773	5	55	5	55	5	55	71	1,112	71	1,112	71	1,112
交野市	79	2,705	81	2,774	83	2,842	39	312	42	336	45	359	2	47	2	47	2	47	103	1,480	109	1,566	116	1,666
八尾市	297	8,604	341	9,895	392	11,379	386	7,338	475	9,026	584	11,102	19	461	19	465	20	470	659	10,548	785	12,552	934	14,937
東大阪市	468	10,773	488	11,233	508	11,694	530	6,915	559	7,293	588	7,672	39	647	41	680	43	713	990	15,268	1,034	15,947	1,078	16,625
松原市	95	1,615	95	1,615	96	1,632	68	1,156	69	1,173	69	1,173	5	85	5	85	5	85	147	2,499	148	2,516	149	2,533
柏原市	30	510	30	520	30	530	24	340	24	350	24	360	3	22	3	22	3	22	67	670	67	670	67	670
羽曳野市	103	3,313	102	3,281	101	3,249	39	273	40	280	41	287	8	123	8	123	8	123	90	1,013	93	1,047	96	1,081
藤井寺市	81	1,839	85	1,930	89	2,043	25	212	26	221	27	229	2	14	2	14	2	14	64	748	66	771	68	795
富田林市	62	1,143	63	1,162	63	1,162	50	602	52	626	53	638	7	207	7	207	7	207	101	1,254	107	1,329	113	1,403
河内長野市	67	1,902	66	1,869	64	1,835	64	972	63	955	62	939	15	367	15	361	15	355	86	1,257	84	1,236	83	1,214
大阪狭山市	24	480	25	500	26	520	29	324	30	335	32	357	3	24	3	24	3	24	87	1,189	93	1,271	101	1,380
太子町	16	750	18	780	20	810	10	60	11	80	12	100	1	70	1	70	1	70	11	280	11	280	11	280
河南町	16	690	16	720	16	750	9	220	9	230	10	250	16	360	16	375	16	390	14	330	14	345	14	360
千早赤阪村	5	375	6	479	6	509	4	219	5	273	5	271	0	0	0	0	0	0	4	178	4	185	3	144
堺市	909	23,394	938	24,125	968	24,881	760	12,986	800	13,392	842	13,811	88	1,262	87	1,302	85	1,342	1,613	26,209	1,686	27,029	1,762	27,874
泉大津市	87	2,178	91	2,278	94	2,353	52	540	55	572	57	592	4	80	5	95	5	113	131	2,352	140	2,514	149	2,675
和泉市	177	7,165	177	7,165	177	7,165	91	1,735	94	1,912	97	2,107	20	330	20	330	20	330	214	3,372	234	3,807	256	4,298
高石市	43	947	44	994	45	1,042	58	724	62	734	66	743	7	87	8	89	9	91	111	1,281	121	1,379	133	1,483
忠岡町	21	714	22	748	22	748	14	163	15	174	16	186	4	14	5	17	6	21	35	490	37	518	39	546
岸和田市	393	6,847	445	7,753	497	8,659	172	1,852	189	2,039	205	2,208	20	260	19	247	17	221	505	6,290	554	6,901	603	7,511
貝塚市	66	1,694	67	1,720	68	1,746	37	445	40	481	43	517	3	38	3	38	3	38	84	698	89	740	94	781
泉佐野市	150	3,764	153	3,839	156	3,914	110	1,255	112	1,278	114	1,301	9	156	9	156	9	156	142	1,862	145	1,901	148	1,940
泉南市	49	1,377	51	1,406	52	1,435	73	685	75	704	77	714	4	41	4	41	4	41	77	843	81	878	84	900
阪南市	49	1,069	49	1,080	49	1,091	44	370	44	374	45	378	2	34	2	34	2	34	57	597	58	603	58	609
熊取町	20	460	20	460	20	460	23	210	24	220	25	230	1	5	2	10	2	10	36	400	36	400	36	400
田尻町	13	368	13	368	13	368	8	64	8	64	8	64	2	96	2	96	2	96	9	100	9	100	10	111
岬町	25	510	25	510	25	510	12	210	12	210	12	210	2	15	2	15	2	15	16	190	16	190	16	190
合計	11,433	309,006	12,009	318,205	12,611	327,679	7,967	139,276	8,441	144,837	8,953	150,789	1,163	21,381	1,215	16,266	1,266	22,547	16,079	264,156	17,051	274,548	18,087	285,477

(1) 訪問系サービス

③ 重度訪問介護（障がい種別）

市町村	重 度 訪 問 介 護																	
	身体障がい者						知的障がい者						精神障がい者					
	6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度	
	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月
大阪市	1,754	260,766	1,754	265,199	1,754	269,707	88	11,110	88	11,299	88	11,491	55	5,890	55	5,990	55	6,092
池田市	10	3,433	11	3,670	13	4,144	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
箕面市	15	6,149	16	6,559	17	6,969	4	2,555	5	3,194	6	3,833	1	340	1	340	1	340
豊能町	1	120	1	120	1	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
能勢町	1	30	1	30	1	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊中市	48	17,293	49	17,653	50	18,014	18	8,576	19	9,053	20	9,529	1	32	1	32	1	32
吹田市	22	4,928	25	5,600	28	6,272	2	181	2	181	2	181	0	0	0	0	0	0
茨木市	21	7,814	22	7,892	22	7,971	3	996	3	996	3	996	1	68	1	72	1	75
摂津市	5	1,983	6	2,380	6	2,428	1	328	2	656	2	669	0	0	0	0	0	0
島本町	1	168	1	168	2	336	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高槻市	16	5,159	16	5,264	16	5,372	1	322	1	329	1	336	0	0	0	0	0	0
枚方市	24	10,010	24	11,141	24	12,400	3	538	3	598	3	666	0	0	0	0	0	0
寝屋川市	37	4,042	38	4,152	39	4,261	5	928	6	1,113	7	1,299	4	58	5	73	6	87
守口市	27	4,884	27	5,400	27	5,971	0	0	0	0	0	0	1	163	1	163	1	163
門真市	13	2,234	14	2,406	15	2,578	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大東市	14	1,274	15	1,358	15	1,447	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四條畷市	8	2,904	8	2,904	8	2,904	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交野市	4	314	5	338	5	363	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八尾市	29	6,103	35	7,568	44	9,384	1	712	1	712	1	712	1	223	1	223	1	223
東大阪市	123	25,696	123	25,696	123	25,696	8	2,686	8	2,686	8	2,686	0	0	0	0	0	0
松原市	6	1,550	6	1,550	6	1,550	1	109	1	109	1	109	0	0	0	0	0	0
柏原市	1	161	1	173	1	184	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽曳野市	4	375	4	375	4	375	1	141	1	141	1	141	0	0	0	0	0	0
藤井寺市	15	1,200	15	1,200	15	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富田林市	22	4,121	23	4,308	23	4,308	3	132	4	176	5	220	0	0	0	0	0	0
河内長野市	25	1,899	25	1,899	25	1,899	1	64	1	64	1	64	1	4	1	4	1	4
大阪狭山市	9	564	10	626	11	689	1	4	1	4	1	4	0	0	0	0	0	0
太子町	1	500	1	500	1	500	2	40	2	40	2	40	0	0	0	0	0	0
河南町	3	900	3	950	3	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千早赤阪村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	218	39,601	214	40,525	211	41,471	14	1,637	15	1,675	15	1,714	4	340	4	348	4	356
泉大津市	19	4,142	19	4,142	20	4,360	3	668	3	668	3	668	1	139	1	139	1	139
和泉市	12	2,070	12	2,070	12	2,070	1	238	1	238	1	238	1	238	1	238	1	238
高石市	4	1,046	4	1,276	4	1,556	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
忠岡町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岸和田市	47	5,108	47	5,108	46	4,999	2	60	2	60	2	60	6	371	7	433	7	433
貝塚市	10	1,448	11	1,592	12	1,737	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉佐野市	8	1,856	9	2,088	10	2,320	1	125	1	125	1	125	0	0	0	0	0	0
泉南市	9	995	9	995	9	995	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阪南市	3	151	3	152	3	154	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊取町	7	700	8	800	9	900	1	350	1	350	1	350	2	110	2	110	2	110
田尻町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岬町	2	480	2	480	2	480	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,598	434,171	2,617	446,307	2,637	459,114	165	32,500	171	34,467	175	36,131	79	7,976	81	8,165	82	8,292

(1) 訪問系サービス
④ 同行援護（障がい種別）

市町村	同行援護											
	身体障がい者						障がい児					
	6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度	
	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月
大阪市	1,362	34,449	1,376	34,793	1,390	35,141	7	135	7	136	7	137
池田市	32	770	33	797	34	824	1	15	1	15	1	15
箕面市	33	795	36	868	39	940	1	24	1	24	1	24
豊能町	4	20	5	25	5	25	1	5	1	5	1	5
能勢町	2	34	2	34	2	34	0	0	0	0	0	0
豊中市	137	3,478	141	3,579	145	3,681	2	35	2	35	2	35
吹田市	109	2,121	113	2,199	117	2,277	1	1	1	1	1	1
茨木市	68	1,802	69	1,830	70	1,859	1	33	1	35	1	36
摂津市	39	514	41	541	42	565	0	0	0	0	0	0
島本町	5	55	5	55	6	66	0	0	0	0	0	0
高槻市	126	2,174	123	2,129	120	2,085	4	50	4	52	5	54
枚方市	107	2,580	119	2,709	132	2,844	0	0	0	0	0	0
寝屋川市	73	1,785	74	1,809	75	1,834	0	0	0	0	0	0
守口市	76	1,681	76	1,681	76	1,681	1	4	1	4	1	4
門真市	61	1,453	61	1,453	61	1,453	0	0	0	0	0	0
大東市	63	1,475	68	1,649	73	1,781	0	0	0	0	0	0
四條畷市	17	487	17	487	17	487	0	0	0	0	0	0
交野市	21	542	23	594	25	646	0	0	0	0	0	0
八尾市	128	2,818	135	2,959	141	3,107	1	15	1	15	1	15
東大阪市	211	6,987	211	6,987	211	6,987	1	30	1	30	1	30
松原市	45	1,103	46	1,127	47	1,152	0	0	0	0	0	0
柏原市	20	360	20	360	20	360	1	20	1	20	1	20
羽曳野市	20	481	19	457	18	433	0	0	0	0	0	0
藤井寺市	14	242	15	260	16	277	1	3	1	3	1	3
富田林市	18	362	18	362	18	362	0	0	0	0	0	0
河内長野市	33	913	32	886	30	830	0	0	0	0	0	0
大阪狭山市	26	755	27	784	28	813	1	25	1	25	1	25
太子町	2	20	2	20	2	20	0	0	0	0	0	0
河南町	2	40	2	40	2	40	0	0	0	0	0	0
千早赤阪村	1	56	1	58	1	59	0	0	0	0	0	0
堺市	336	9,844	350	10,978	364	12,242	0	0	0	0	0	0
泉大津市	31	634	33	675	34	696	1	2	1	2	1	2
和泉市	42	1,605	42	1,605	42	1,605	0	0	0	0	0	0
高石市	26	673	26	673	26	673	0	0	0	0	0	0
忠岡町	7	210	7	210	7	210	0	0	0	0	0	0
岸和田市	122	2,715	132	2,938	141	3,138	0	0	0	0	0	0
貝塚市	41	1,472	43	1,496	45	1,566	1	32	1	32	1	32
泉佐野市	32	501	33	517	34	533	1	8	1	8	1	8
泉南市	18	536	18	536	18	536	0	0	0	0	0	0
阪南市	26	675	26	682	27	689	0	0	0	0	0	0
熊取町	11	275	12	300	12	300	0	0	0	0	0	0
田尻町	5	187	5	187	5	187	0	0	0	0	0	0
岬町	6	200	6	200	6	200	0	0	0	0	0	0
合計	3,558	89,879	3,643	92,529	3,724	95,238	27	437	27	442	28	446

(1) 訪問系サービス

⑤ 行動援護（障がい種別）

市町村	行 動 援 護																	
	知的障がい者						障がい児						精神障がい者					
	6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度	
	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月
大阪市	574	12,494	656	14,280	749	16,322	63	763	72	872	82	997	18	568	21	650	24	742
池田市	2	88	3	132	4	176	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
箕面市	5	245	5	245	5	245	1	42	1	42	1	42	1	42	1	42	1	42
豊能町	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	0	0	0	0	0	0
能勢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊中市	20	1,488	22	1,637	24	1,786	2	35	2	35	2	35	0	0	0	0	0	0
吹田市	285	7,162	312	7,841	339	8,519	21	550	23	602	25	655	3	114	3	114	3	114
茨木市	3	143	3	150	4	158	0	0	0	0	0	0	1	31	1	31	1	31
摂津市	9	237	10	277	11	290	0	0	0	0	0	0	1	42	1	44	2	84
島本町	2	12	2	12	3	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高槻市	11	273	12	298	13	323	2	21	2	21	3	31	0	0	0	0	0	0
枚方市	14	626	17	681	21	740	2	28	3	35	4	42	0	0	0	0	0	0
寝屋川市	34	842	36	891	38	941	4	55	5	69	6	83	2	11	3	17	4	22
守口市	64	1,470	72	1,661	82	1,878	1	5	1	5	1	5	1	23	1	23	1	23
門真市	26	619	27	643	28	667	1	14	2	28	2	28	0	0	0	0	0	0
大東市	3	14	3	14	3	14	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10
四條畷市	9	271	10	291	11	311	1	5	1	5	1	5	0	0	0	0	0	0
交野市	4	354	4	354	5	443	0	0	0	0	0	0	1	11	1	11	1	11
八尾市	30	823	39	1,045	49	1,327	2	10	2	10	2	10	1	8	1	8	1	8
東大阪市	126	3,713	141	4,155	156	4,597	10	218	10	218	10	218	1	6	2	12	2	12
松原市	34	850	37	925	41	1,025	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏原市	23	567	24	591	25	615	2	41	2	41	2	41	0	0	0	0	0	0
羽曳野市	22	915	23	957	24	998	3	155	3	155	3	155	0	0	0	0	0	0
藤井寺市	8	279	9	314	10	349	5	149	6	208	7	268	0	0	0	0	0	0
富田林市	10	342	11	376	12	410	1	24	1	24	1	24	0	0	0	0	0	0
河内長野市	38	648	42	707	44	752	6	54	6	59	7	62	0	0	0	0	0	0
大阪狭山市	5	229	5	229	5	229	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
太子町	2	160	2	160	2	160	1	20	1	20	1	20	0	0	0	0	0	0
河南町	1	50	1	50	1	50	1	20	1	20	1	20	0	0	0	0	0	0
千早赤阪村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	124	3,554	141	4,164	160	4,879	5	72	4	85	3	99	1	52	1	61	1	72
泉大津市	8	195	9	219	9	219	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和泉市	37	998	49	1,218	65	1,486	2	20	2	20	2	20	0	0	0	0	0	0
高石市	4	130	4	130	4	130	1	20	1	20	1	20	0	0	0	0	0	0
忠岡町	0	0	0	0	0	0	1	20	1	20	1	20	0	0	0	0	0	0
岸和田市	2	48	2	48	2	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貝塚市	1	5	1	5	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉佐野市	5	154	5	154	5	154	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉南市	17	636	18	673	18	673	3	61	4	82	4	82	0	0	0	0	0	0
阪南市	21	884	23	973	23	982	3	128	3	141	4	142	0	0	0	0	0	0
熊取町	2	60	2	60	2	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田尻町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岬町	8	180	6	180	6	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,594	41,768	1,789	46,750	2,005	52,169	146	2,550	161	2,857	178	3,144	32	918	37	1,023	42	1,171

⑥ 重度障がい者等包括支援（障がい種別）

146

(2) 短期入所（合計・障がい種別）

市町村	合 計												身体障がい者						知的障がい者						障がい児						精神障がい者											
	6年度				7年度				8年度				6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度							
	入／月	重度障がい者数の把握 有／無	35、障害行 動がいそを する者の数	35、障害行 動がいそを する者の数	入／月	重度障がい者数の把握 有／無	35、障害行 動がいそを する者の数	35、障害行 動がいそを する者の数	入／月	重度障がい者数の把握 有／無	35、障害行 動がいそを する者の数	35、障害行 動がいそを する者の数	入／月	重度障がい者数の把握 有／無	35、障害行 動がいそを する者の数	35、障害行 動がいそを する者の数	入／月	重度障がい者数の把握 有／無	35、障害行 動がいそを する者の数	35、障害行 動がいそを する者の数	入／月	重度障がい者数の把握 有／無	35、障害行 動がいそを する者の数	35、障害行 動がいそを する者の数	入／月	重度障がい者数の把握 有／無	35、障害行 動がいそを する者の数	35、障害行 動がいそを する者の数	入／月	重度障がい者数の把握 有／無	35、障害行 動がいそを する者の数	35、障害行 動がいそを する者の数	入／月	重度障がい者数の把握 有／無	35、障害行 動がいそを する者の数	35、障害行 動がいそを する者の数						
	入／月	重度障がい者数の把握 有／無	35、障害行 動がいそを する者の数	35、障害行 動がいそを する者の数	入／月	重度障がい者数の把握 有／無	35、障害行 動がいそを する者の数	35、障害行 動がいそを する者の数	入／月	重度障がい者数の把握 有／無	35、障害行 動がいそを する者の数	35、障害行 動がいそを する者の数	入／月	重度障がい者数の把握 有／無	35、障害行 動がいそを する者の数	35、障害行 動がいそを する者の数	入／月	重度障がい者数の把握 有／無	35、障害行 動がいそを する者の数	35、障害行 動がいそを する者の数	入／月	重度障がい者数の把握 有／無	35、障害行 動がいそを する者の数	35、障害行 動がいそを する者の数	入／月	重度障がい者数の把握 有／無	35、障害行 動がいそを する者の数	35、障害行 動がいそを する者の数	入／月	重度障がい者数の把握 有／無	35、障害行 動がいそを する者の数	35、障害行 動がいそを する者の数	入／月	重度障がい者数の把握 有／無	35、障害行 動がいそを する者の数	35、障害行 動がいそを する者の数						
大阪市	1,321	無	0	0	10,573	1,379	無	0	0	11,043	1,440	無	0	0	0	11,534	391	3,102	408	3,240	426	3,384	626	4,760	654	4,971	683	5,192	277	2,449	289	2,558	302	2,672	27	262	28	274	29	286		
池田市	56	無	0	0	387	65	無	0	0	449	74	無	0	0	0	511	8	56	9	63	10	71	40	291	46	335	52	378	5	18	6	22	7	26	3	22	4	29	5	36		
箕面市	123	有	0	0	800	135	有	0	0	878	145	有	0	0	0	945	29	173	30	179	31	185	70	486	77	534	85	590	21	125	25	149	26	154	3	16	3	16	3	16		
豊能町	6	有	0	0	1	20	6	有	0	1	20	6	有	0	0	1	20	1	10	1	10	1	10	1	3	1	3	1	3	2	3	2	3	2	3	2	4	2	4			
能勢町	7	有	0	0	1	54	7	有	0	1	54	7	有	0	0	1	54	3	25	3	25	3	25	3	28	3	28	3	28	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1		
豊中市	354				2,670	386				2,897	416					3,107	89	719	99	800	108	873	206	1,620	219	1,722	231	1,816	47	224	56	268	65	311	12	107	12	107	12	107		
吹田市	453	無	0	0	1,998	457	無	0	0	2,014	461	有	39	0	32	2,030	102	429	105	442	108	455	229	1,121	229	1,121	229	1,121	106	290	107	293	108	296	16	158	16	158	16	158		
茨木市	203	無	0	0	919	213	無	0	0	964	223	無	0	0	0	1,013	43	234	45	245	47	258	117	528	123	555	129	582	36	127	38	133	40	140	7	30	7	31	7	33		
摂津市	60	無	0	0	294	62	無	0	0	303	64	無	0	0	0	312	14	62	15	66	16	70	27	136	28	141	29	146	15	70	15	70	15	70	4	26	4	26	4	26		
島本町	22	無	0	0	188	23	無	0	0	197	27	無	0	0	0	219	1	5	1	5	2	10	20	180	21	189	22	198	1	3	1	3	2	6	0	0	0	1	5			
高槻市	376	無	0	0	1,625	387	無	0	0	1,674	398	無	0	0	0	1,726	55	244	53	236	51	229	260	1,199	270	1,245	280	1,293	51	126	52	129	53	131	10	56	12	64	14	73		
枚方市	287				1,438	363				1,772	645					2,383	63	330	80	407	100	501	180	925	227	1,140	287	1,404	43	169	54	208	256	457	1	14	2	17	2	21		
寝屋川市	240	無	0	0	1,487	250	無	0	0	1,544	260	無	0	0	0	1,602	56	356	57	362	58	368	149	969	154	1,001	159	1,034	28	133	31	147	34	162	7	29	8	34	9	38		
守口市	97	無	0	0	502	97	無	0	0	502	97	無	0	0	0	502	28	147	28	147	28	147	50	265	50	265	50	265	16	71	16	71	16	71	3	19	3	19	3	19		
門真市	151	無	0	0	687	151	無	0	0	687	151	無	0	0	0	687	6	15	6	15	6	15	120	594	120	594	120	594	18	64	18	64	18	64	7	14	7	14	7	14		
大東市	121	無	0	0	597	128	無	0	0	625	136	無	0	0	0	650	24	162	24	165	24	167	76	363	80	378	84	393	17	47	19	51	21	55	4	25	5	31	7	35		
西條町	63	無	0	0	352	63	無	0	0	352	63	無	0	0	0	352	18	130	18	130	18	130	34	175	34	175	34	175	7	22	7	22	7	22	4	25	4	25	4	25		
文野市	65	有	9	0	392	70	有	9	0	421	75	有	9	0	0	450	21	153	23	167	25	182	33	202	35	214	37	226	9	23	10	26	11	28	2	14	2	14	2	14		
八尾市	303	無	0	0	1,496	356	無	0	0	1,752	409	無	0	0	0	2,008	37	222	43	258	49	294	215	1,075	248	1,240	281	1,405	46	184	59	236	72	288	5	15	6	18	7	21		
東大阪市	594	無	0	0	3,127	623	無	0	0	3,278	652	無	0	0	0	3,429	80	532	83	552	86	572	385	2,073	404	2,175	423	2,277	114	474	121	503	128	532	15	48	15	48	15	48		
松原市	77	無	0	0	539	82	無	0	0	574	87	無	0	0	0	609	16	112	17	119	18	126	44	308	46	322	48	336	12	84	13	91	14	98	5	35	6	42	7	49		
柏原市	45	無	0	0	247	46	無	0	0	251	47	無	0	0	0	255	10	64	10	64	10	64	29	153	30	157	31	161	4	16	4	16	4	16	2	14	2	14	2	14		
羽曳野市	73	無	0	0	466	70	無	0	0	446	67	無	0	0	0	426	22	159	21	152	20	145	42	272	40	259	38	246	9	35	9	35	9	35	0	0	0	0	0			
藤井寺市	48	有	6	6	19	243	51	有	6	6	20	260	55	有	7	22	279	7	39	8	45	9	50	34	180	36	191	38	201	5	16	5	16	5	16	2	8	2	8	3	12	
富田林市	65	無	0	0	496	71	無	0	0	537	75	無	0	0	0	572	24	195	26	211	27	219	28	233	30	250	31	258	11	45	13	53	15	62	2	23	2	23	2	23		
河内長野市	24	無	0	0	128	20	無	0	0	107	17	無	0	0	0	91	3	17	2	14	2	12	17	95	14	80	12	68	4	16	4	13	3	11	0	0	0	0	0			
大阪狭山市	25	有	17	0	2	186	26	有	17	0	2	193	28	有	18	0	2	202	4	50	4	50	4	50	18	125	19	132	20	139	2	9	2	9	2	9	1	2	1	2	2	4
太子町	15	有	0	0	64	15	有	0	0	64	15	有	0	0	0	64	3	12	3	12	3	12	10	50	10	50	10	50	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0		
河南町	15	有	0	0	1	90	15	有	0	1	90	15	有	0	0	1	90	6	24	6	24	6	24	5	50	5	50	5	50	3	12	3	12	3	12	1	4	1	4	1	4	
千早赤阪村	3	無	0	0	0	49	3	無	0	0	53	3	無	0	0	56	1	22	1	24	1	25	2	27	2	29	2	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
堺市	856	無	0	0	5,938	858	無	0	0	5,982	860	無	0	0	0	5,996	209	1,410	209	1,419	210	1,424	500	3,637	501	3,665	502	3,673	136	781	136	787	136	788	11	110	12	111	12	111		
泉大津市	45	無	0	0	291	48	無	0	0	314	50	無	0	0	0	324	8	79	9	89	9	89	26	168	28	181	29	187	10	37	10	37	11	41	1	7	1	7	1	7		
和泉市	99	無	0	0	649	101	無	0	0	713	103	無	0	0	0	821	23	121	23	121	23	121	54	354	54	354	54	354	16	80	16	80	16	80	6	94	8	158	10	266		
高石市	42	無	0	0	216	42	無	0	0	216	43	無	0	0	0	216	4	12	4	12	4	12	29	140	29	140	29	140	5	50	5	50	5	50	4	14	4	14	4	14		
志田町	6	無	0	0	19	6	無	0	0	19	7	無	0	0	0	22	1	4	1	4	1	4	4	12	4	12	5	15	1	3	1	3	1	3	0	0	0	0	0	0		
岸和田市	88	有	0	0	738	116	有	0	0	871	131	有	0	0	0	981	26	215	44	263	51	305	52	438	60	506	67	565	3	21	4											

(3) 日中活動系サービス

① 生活介護（合計・障がい種別）

市町村	合 計																身体障がい者						知的障がい者						精神障がい者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	6年度								7年度								8年度						6年度						7年度						8年度						6年度						7年度						8年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	人／月				人日／月				人／月				人日／月				人／月				人日／月				人／月				人日／月				人／月				人日／月				人／月				人日／月				人／月				人日／月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合	うち、強度行動のある者の割合	うち、高次障害のある者の割合	うち、重複的ケアを必要とする者の割合	人日／月	重度障がい者の割合

(3) 日中活動系サービス

② 自立訓練（機能訓練）（合計・障がい種別）

市町村	合 計						身体障がい者						知的障がい者						精神障がい者					
	6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
大阪市	186	1,956	224	2,368	271	2,863	130	1,235	157	1,495	190	1,808	6	61	7	74	8	89	50	660	60	799	73	966
池田市	2	31	3	46	3	46	2	31	3	46	3	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
箕面市	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊能町	2	25	2	25	2	25	2	25	2	25	2	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
能勢町	2	17	2	17	2	17	1	15	1	15	1	15	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2	1	2
豊中市	7	71	8	81	9	92	7	71	8	81	9	92	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吹田市	8	112	9	123	11	152	4	72	4	72	5	90	1	7	1	7	1	7	3	33	4	44	5	55
茨木市	5	51	5	53	6	55	5	51	5	53	6	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
摂津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高槻市	7	67	7	67	7	67	7	67	7	67	7	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
枚方市	8	109	8	109	8	109	7	96	7	96	7	96	0	0	0	0	0	0	1	13	1	13	1	13
寝屋川市	4	50	5	63	6	76	1	11	1	11	1	11	0	0	0	0	0	0	3	39	4	52	5	65
守口市	3	29	3	29	3	29	3	29	3	29	3	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
門真市	4	72	6	108	7	126	4	72	6	108	7	126	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大東市	2	46	2	46	2	46	1	12	1	12	1	12	0	0	0	0	0	0	1	34	1	34	1	34
四條畷市	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交野市	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八尾市	2	14	2	14	2	14	2	14	2	14	2	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東大阪市	21	160	21	160	21	160	15	100	15	100	15	100	1	10	1	10	1	10	5	50	5	50	5	50
松原市	1	17	1	17	1	17	1	17	1	17	1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏原市	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽曳野市	3	35	3	35	3	35	1	5	1	5	1	5	0	0	0	0	0	0	2	30	2	30	2	30
藤井寺市	0	0	2	32	2	32	0	0	1	21	1	21	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	1	11
富田林市	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河内長野市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪狭山市	1	23	1	23	1	23	1	23	1	23	1	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
太子町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河南町	3	36	3	36	3	36	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12
千早赤阪村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	41	469	48	584	57	726	26	309	28	385	31	479	0	0	0	0	0	0	15	160	20	199	26	247
泉大津市	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和泉市	0	0	0	0	0	0																		
高石市	3	49	3	49	3	49	1	21	1	21	1	21	1	12	1	12	1	12	1	16	1	16	1	16
忠岡町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岸和田市	3	54	3	54	4	72	3	54	3	54	4	72	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貝塚市	2	44	2	44	2	44	2	44	2	44	2	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉佐野市	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉南市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阪南市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊取町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田尻町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	328	3,650	381	4,296	444	5,024	235	2,499	269	2,919	310	3,393	10	102	11	115	12	130	83	1,049	101	1,262	122	1,501

(3) 日中活動系サービス

③ 自立訓練（生活訓練）（合計・障がい種別）

市町村	合 計						身体障がい者						知的障がい者						精神障がい者					
	6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
大阪市	514	8,317	570	9,179	632	10,142	100	949	111	1,047	123	1,157	155	2,944	172	3,249	191	3,590	259	4,424	287	4,883	318	5,395
池田市	12	240	13	258	13	258	0	0	0	0	0	0	5	100	5	100	5	100	7	140	8	158	8	158
箕面市	16	247	18	277	20	306	2	30	2	30	2	30	8	154	9	173	10	192	6	63	7	74	8	84
豊能町	1	15	1	15	1	15	0	0	0	0	0	0	1	15	1	15	1	15	0	0	0	0	0	0
能勢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊中市	55	807	62	909	68	995	0	0	0	0	0	0	23	410	26	463	28	499	32	397	36	446	40	496
吹田市	176	2,156	193	2,337	210	2,518	2	36	2	36	2	36	40	695	40	695	40	695	134	1,425	151	1,606	168	1,787
茨木市	25	375	27	408	29	443	0	0	0	0	0	0	19	321	21	353	23	388	6	54	6	55	6	55
摂津市	4	51	4	51	4	51	0	0	0	0	0	0	3	45	3	45	3	45	1	6	1	6	1	6
島本町	10	105	11	117	14	138	1	3	1	3	2	6	1	6	1	6	2	12	8	96	9	108	10	120
高槻市	59	732	61	758	63	784	2	25	2	25	2	25	23	435	23	451	24	467	34	272	36	282	37	292
枚方市	25	386	25	386	25	386	0	0	0	0	0	0	13	253	13	253	13	253	12	133	12	133	12	133
寝屋川市	62	728	66	781	70	834	3	54	3	54	3	54	21	300	24	343	27	386	38	374	39	384	40	394
守口市	27	465	29	500	31	535	0	0	0	0	0	0	16	281	18	316	20	351	11	184	11	184	11	184
門真市	21	401	21	401	21	401	0	0	0	0	0	0	9	167	9	167	9	167	12	234	12	234	12	234
大東市	18	230	21	266	21	268	3	37	4	51	4	52	8	102	9	108	9	108	7	91	8	107	8	108
四條畷市	12	178	13	193	14	208	0	0	0	0	0	0	8	134	9	149	10	164	4	44	4	44	4	44
交野市	10	151	11	166	12	180	1	12	1	12	1	12	3	53	3	53	3	53	6	86	7	101	8	115
八尾市	92	1,043	103	1,162	114	1,294	0	0	0	0	0	0	29	348	34	404	39	468	63	695	69	758	75	826
東大阪府	215	1,950	215	1,950	215	1,950	15	150	15	150	15	150	60	800	60	800	60	800	140	1,000	140	1,000	140	1,000
松原市	14	238	15	255	16	272	1	17	1	17	1	17	10	170	11	187	12	204	3	51	3	51	3	51
柏原市	8	158	8	158	8	158	0	0	0	0	0	0	6	124	6	124	6	124	2	34	2	34	2	34
羽曳野市	12	176	13	191	14	206	1	5	1	5	1	5	4	64	4	64	4	64	7	107	8	122	9	137
藤井寺市	9	132	11	162	13	191	0	0	0	0	0	0	6	86	7	101	8	115	3	46	4	61	5	76
富田林市	10	243	10	243	10	243	0	0	0	0	0	0	3	74	3	74	3	74	7	169	7	169	7	169
河内長野市	3	53	2	35	2	35	0	0	0	0	0	0	1	23	1	15	1	15	2	30	1	20	1	20
大阪狭山市	2	46	2	46	2	46	0	0	0	0	0	0	1	23	1	23	1	23	1	23	1	23	1	23
太子町	2	31	2	31	2	31	0	0	0	0	0	0	1	9	1	9	1	9	1	22	1	22	1	22
河南町	3	36	3	36	3	36	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12
千早赤阪村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	94	1,137	82	985	72	854	5	74	4	64	3	55	30	556	26	482	21	418	59	507	52	439	48	381
泉大津市	12	195	13	211	15	243	0	0	0	0	0	0	5	86	5	86	6	103	7	109	8	125	9	140
和泉市	0	0	0	0	0	0																		
高石市	2	35	2	35	2	35	0	0	0	0	0	0	1	16	1	16	1	16	1	19	1	19	1	19
忠岡町	6	132	6	132	6	132	4	88	4	88	4	88	0	0	0	0	0	0	2	44	2	44	2	44
岸和田市	33	380	33	380	35	409	0	0	0	0	0	0	8	168	8	168	9	189	25	212	25	212	26	220
貝塚市	21	355	25	421	29	488	0	0	0	0	0	0	7	140	8	160	9	180	14	215	17	261	20	308
泉佐野市	22	391	24	427	26	462	0	0	0	0	0	0	12	220	13	239	14	257	10	171	11	188	12	205
泉南市	7	129	7	129	8	142	2	41	2	41	2	41	3	61	3	61	3	61	2	27	2	27	3	40
阪南市	12	169	12	171	12	173	0	0	0	0	0	0	1	19	1	19	1	19	11	150	11	152	11	154
熊取町	3	60	3	60	3	60	1	25	1	25	1	25	1	20	1	20	1	20	1	15	1	15	1	15
田尻町	1	23	1	23	1	23	0	0	0	0	0	0	1	23	1	23	1	23	0	0	0	0	0	0
岬町	4	55	4	55	4	55	0	0	0	0	0	0	2	25	2	25	2	25	2	30	2	30	2	30
合計	1,634	22,751	1,742	24,300	1,860	26,000	144	1,558	155	1,660	167	1,765	549	9,482	584	10,051	622	10,704	941	11,711	1,003	12,589	1,071	13,531

(3) 日中活動系サービス

④ 就労選択支援

市町村	6年度	7年度	8年度
	人／月	人／月	人／月
大阪市		240	240
池田市		1	1
箕面市		26	30
豊能町		1	2
能勢町		3	3
豊中市		調整中	調整中
吹田市		57	61
茨木市		139	277
摂津市		15	20
島本町		5	5
高槻市		75	79
枚方市		50	50
寝屋川市		77	162
守口市		1	1
門真市		調整中	調整中
大東市		4	4
四條畷市		5	5
交野市		0	1
八尾市		33	50
東大阪市		5	10
松原市		14	28
柏原市		30	30
羽曳野市		3	3
藤井寺市		3	3
富田林市		3	6
河内長野市		1	1
大阪狭山市		1	1
太子町		16	18
河南町		12	12
千早赤阪村		0	0
堺市		0	0
泉大津市		10	11
和泉市		108	242
高石市		0	0
忠岡町		0	0
岸和田市		133	146
貝塚市		5	15
泉佐野市		0	1
泉南市		0	0
阪南市		10	10
熊取町		調整中	調整中
田尻町		0	0
岬町		0	0
合計		1,086	1,528

(3) 日中活動系サービス

⑤ 就労移行支援（合計・障がい種別）

市町村	合 計						身体障がい者						知的障がい者						精神障がい者					
	6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
大阪市	1,508	24,627	1,522	24,856	1,536	25,087	116	2,349	117	2,371	118	2,393	306	5,425	309	5,475	312	5,526	1,086	16,853	1,096	17,010	1,106	17,168
池田市	57	899	63	996	68	1,070	8	114	10	142	12	171	10	183	11	206	12	220	39	602	42	648	44	679
箕面市	60	978	66	1,074	72	1,171	6	93	7	108	8	123	14	249	15	267	16	285	40	636	44	699	48	763
豊能町	5	60	7	80	9	100	0	0	0	0	0	0	2	20	3	30	4	40	3	40	4	50	5	60
能勢町	6	90	8	110	11	131	2	20	2	20	2	20	3	60	5	80	8	101	1	10	1	10	1	10
豊中市	244	3,753	261	4,016	278	4,280	8	133	8	133	8	133	39	671	43	740	47	809	197	2,949	210	3,143	223	3,338
吹田市	403	4,271	425	4,533	448	4,807	39	709	46	837	53	964	61	710	58	675	56	652	303	2,852	321	3,021	339	3,191
茨木市	120	2,010	127	2,108	132	2,210	7	126	7	132	7	139	25	410	27	428	28	446	88	1,474	93	1,548	97	1,625
摂津市	76	580	81	624	86	667	11	90	12	98	13	106	18	205	20	228	22	251	47	285	49	298	51	310
島本町	10	165	10	165	13	203	0	0	0	0	1	5	5	85	5	85	6	102	5	80	5	80	6	96
高槻市	289	2,651	309	2,873	333	3,074	11	88	12	95	13	102	60	529	64	569	71	574	218	2,034	233	2,209	249	2,398
枚方市	199	3,198	211	3,438	224	3,696	17	304	18	327	20	352	48	826	49	888	50	954	134	2,068	144	2,223	154	2,390
寝屋川市	148	2,579	155	2,702	162	2,823	16	277	19	329	22	381	38	657	39	675	40	692	94	1,645	97	1,698	100	1,750
守口市	75	1,369	81	1,479	87	1,603	6	144	6	162	6	180	19	365	21	399	23	437	50	860	54	918	58	986
門真市	85	1,195	85	1,195	85	1,195	3	39	3	39	3	39	29	424	29	424	29	424	53	732	53	732	53	732
大東市	60	940	62	980	65	1,021	6	82	6	82	6	82	12	198	12	206	13	214	42	660	44	692	46	725
四條畷市	21	382	21	298	21	298	2	32	2	32	2	32	6	175	6	91	6	91	13	175	13	175	13	175
交野市	31	495	33	527	35	558	3	43	3	43	3	43	5	90	5	90	5	90	23	362	25	394	27	425
八尾市	250	2,255	306	2,770	376	3,406	13	127	16	161	20	205	54	484	69	619	88	793	183	1,644	221	1,990	268	2,408
東大阪市	400	3,500	400	3,500	400	3,500	30	200	30	200	30	200	100	1,100	100	1,100	100	1,100	270	2,200	270	2,200	270	2,200
松原市	40	720	41	738	42	756	3	54	3	54	3	54	16	288	16	288	16	288	21	378	22	396	23	414
柏原市	22	344	22	344	22	344	3	20	3	20	3	20	5	100	5	100	5	100	14	224	14	224	14	224
羽曳野市	46	559	47	567	50	599	4	47	5	58	7	82	13	186	12	171	11	157	29	326	30	338	32	360
藤井寺市	28	453	31	503	34	554	6	111	7	130	8	148	7	121	8	138	9	156	15	221	16	235	17	250
富田林市	39	641	45	742	49	810	7	126	9	162	11	198	6	102	7	119	7	119	26	413	29	461	31	493
河内長野市	32	504	35	551	38	599	1	19	1	21	1	23	8	154	9	168	10	183	23	331	25	362	27	393
大阪狭山市	18	302	20	337	21	355	1	2	1	2	1	2	4	72	5	90	5	90	13	228	14	245	15	263
太子町	3	40	4	50	5	60	0	0	0	0	0	0	1	20	1	20	1	20	2	20	3	30	4	40
河南町	8	144	8	144	8	144	1	18	1	18	1	18	5	90	5	90	5	90	2	36	2	36	2	36
千早赤阪村	2	7	2	6	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7	2	6	2	6
堺市	316	5,430	319	5,507	322	5,584	19	332	18	337	18	342	65	1,552	57	1,574	50	1,596	232	3,546	244	3,596	254	3,646
泉大津市	29	514	31	549	33	583	1	27	1	27	1	27	9	165	10	183	10	183	19	322	20	339	22	373
和泉市	104	2,243	122	2,768	143	3,428	6	78	7	96	8	118	22	595	23	661	24	735	76	1,570	92	2,011	111	2,575
高石市	29	368	30	378	31	388	4	48	4	48	4	48	9	120	9	120	9	120	16	200	17	210	18	220
忠岡町	8	149	8	149	11	206	5	95	5	95	7	134	0	0	0	0	0	0	3	54	3	54	4	72
岸和田市	119	2,156	133	2,408	146	2,643	7	118	8	135	9	152	28	527	30	565	32	603	84	1,511	95	1,708	105	1,888
貝塚市	26	490	29	544	30	563	4	60	5	75	5	75	11	209	12	228	13	247	11	221	12	241	12	241
泉佐野市	32	591	34	628	36	665	2	38	2	38	2	38	14	271	15	291	16	310	16	282	17	299	18	317
泉南市	31	555	37	663	42	755	1	12	1	12	1	12	21	391	25	465	29	540	9	152	11	186	12	203
阪南市	16	300	17	301	17	304	1	14	1	14	1	14	3	60	3	59	3	60	12	226	13	228	13	230
熊取町	13	290	15	340	17	380	1	20	1	20	1	20	7	170	8	200	9	220	5	100	6	120	7	140
田尻町	6	85	7	97	8	109	0	0	0	0	0	0	1	23	1	23	1	23	5	62	6	74	7	86
岬町	7	125	7	125	7	125	2	25	2	25	2	25	2	25	2	25	2	25	3	75	3	75	3	75
合計	5,021	73,007	5,277	76,763	5,555	80,860	383	6,234	409	6,698	441	7,220	1,111	18,107	1,153	18,853	1,203	19,666	3,527	48,666	3,715	51,212	3,911	53,974

(3) 日中活動系サービス

⑥ 就労継続支援A型（合計・障がい種別）

市町村	合 計						身体障がい者						知的障がい者						精神障がい者					
	6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
大阪市	4,416	79,907	4,889	88,464	5,412	97,938	1,131	20,799	1,252	23,026	1,386	25,492	1,122	21,309	1,242	23,591	1,375	26,117	2,163	37,799	2,395	41,847	2,651	46,329
池田市	90	1,803	98	1,963	107	2,144	14	277	15	297	16	317	24	495	26	536	28	578	52	1,031	57	1,130	63	1,249
箕面市	61	1,157	66	1,251	71	1,346	11	210	12	229	13	248	20	385	22	423	24	462	30	562	32	599	34	636
豊能町	12	230	12	230	13	250	2	40	2	40	2	40	5	90	5	90	5	90	5	100	5	100	6	120
能勢町	12	197	12	197	12	197	0	0	0	0	0	0	6	108	6	108	6	108	6	89	6	89	6	89
豊中市	325	6,160	348	6,594	371	7,027	41	813	44	873	47	932	95	1,879	100	1,978	105	2,077	189	3,468	204	3,743	219	4,018
吹田市	353	5,587	379	6,014	405	6,442	77	1,463	87	1,653	97	1,843	67	1,088	70	1,136	73	1,185	209	3,036	222	3,225	235	3,414
茨木市	201	3,680	215	3,962	228	4,267	33	680	35	748	36	823	69	1,268	76	1,395	83	1,534	99	1,732	104	1,819	109	1,910
摂津市	98	1,235	108	1,359	119	1,499	14	190	15	203	16	217	31	445	34	488	38	546	53	600	59	668	65	736
島本町	24	449	24	449	27	502	3	45	3	45	4	60	8	144	8	144	9	162	13	260	13	260	14	280
高槻市	318	4,373	337	4,651	358	4,950	37	622	39	667	42	715	90	1,455	99	1,587	108	1,732	191	2,296	199	2,397	208	2,503
枚方市	224	3,740	228	3,743	233	3,747	39	749	38	750	37	751	56	1,102	56	1,103	56	1,104	129	1,889	134	1,890	140	1,892
寝屋川市	182	3,333	190	3,479	198	3,626	32	630	34	670	36	709	50	938	51	956	52	975	100	1,765	105	1,853	110	1,942
守口市	171	3,368	180	3,334	187	3,463	35	860	38	717	40	755	47	890	47	890	47	890	89	1,618	95	1,727	100	1,818
門真市	185	3,260	190	3,349	195	3,438	32	599	33	617	34	636	62	1,150	64	1,187	66	1,224	91	1,511	93	1,545	95	1,578
大東市	149	2,731	154	2,829	159	2,931	19	289	18	260	17	232	54	1,039	56	1,073	58	1,108	76	1,403	80	1,496	84	1,591
四條畷市	49	849	49	849	49	849	9	164	9	164	9	164	16	279	16	279	16	279	24	406	24	406	24	406
交野市	51	971	55	1,047	59	1,123	8	154	9	173	10	192	14	265	15	284	16	303	29	552	31	590	33	628
八尾市	468	6,551	528	7,345	600	8,285	73	1,175	73	1,175	73	1,175	84	1,338	85	1,365	87	1,392	311	4,038	370	4,805	440	5,718
東大阪市	565	9,163	572	9,270	578	9,361	110	1,880	110	1,880	110	1,880	122	2,207	122	2,207	122	2,207	333	5,076	340	5,183	346	5,274
松原市	117	2,223	118	2,242	119	2,261	26	494	26	494	26	494	32	608	32	608	32	608	59	1,121	60	1,140	61	1,159
柏原市	119	2,040	122	2,087	124	2,135	27	529	29	560	30	592	31	525	31	525	31	525	61	986	62	1,002	63	1,018
羽曳野市	71	1,250	75	1,320	79	1,389	10	198	11	218	12	237	20	372	20	372	20	372	41	680	44	730	47	780
藤井寺市	50	938	53	993	56	1,049	7	130	8	148	9	167	8	143	9	161	10	179	35	665	36	684	37	703
富田林市	95	1,764	103	1,912	111	2,059	11	214	11	214	11	214	26	488	27	507	28	526	58	1,062	65	1,191	72	1,319
河内長野市	65	1,198	69	1,272	74	1,364	13	235	13	249	14	267	14	247	15	263	16	282	38	716	41	760	44	815
大阪狭山市	39	686	41	720	44	771	7	139	7	139	7	139	6	98	6	98	7	114	26	449	28	483	30	518
太子町	16	185	17	195	18	205	4	25	4	25	4	25	5	80	6	90	7	100	7	80	7	80	7	80
河南町	17	340	20	400	21	420	3	60	3	60	3	60	7	140	9	180	10	200	7	140	8	160	8	160
千早赤阪村	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
堺市	475	10,061	480	10,644	486	11,260	87	1,959	83	2,073	78	2,192	94	2,721	84	2,879	75	3,046	294	5,381	313	5,692	333	6,022
泉大津市	46	821	49	873	52	926	4	67	4	67	4	67	20	382	21	401	22	420	22	372	24	405	26	439
和泉市	118	2,143	127	2,303	137	2,479	20	344	21	358	22	372	28	542	28	545	28	548	70	1,257	78	1,400	87	1,559
高石市	40	649	41	660	43	671	6	99	6	99	6	99	12	200	12	201	13	202	22	350	23	360	24	370
忠岡町	13	255	13	255	18	352	9	179	9	179	12	238	1	19	1	19	2	38	3	57	3	57	4	76
岸和田市	144	2,577	157	2,814	170	3,050	16	276	16	276	16	276	66	1,228	75	1,395	84	1,562	62	1,073	66	1,143	70	1,212
貝塚市	63	1,245	70	1,384	76	1,502	15	289	17	328	18	347	29	591	32	652	35	713	19	365	21	404	23	442
泉佐野市	64	1,125	67	1,178	70	1,231	9	159	9	159	9	159	17	326	18	345	19	364	38	640	40	674	42	708
泉南市	61	1,233	70	1,415	79	1,596	6	124	6	124	6	124	28	578	32	661	36	744	27	531	32	630	37	728
阪南市	53	1,017	554	568	64	1,221	9	175	9	183	10	195	17	340	18	357	21	414	27	502	527	28	33	612
熊取町	18	360	19	380	20	400	2	40	2	40	2	40	7	140	8	160	8	160	9	180	9	180	10	200
田尻町	2	26	2	26	2	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	26	2	26	2	26
岬町	12	265	12	265	12	265	3	60	3	60	3	60	6	150	6	150	6	150	3	55	3	55	3	55
合計	9,653	171,146	10,914	184,286	11,257	200,018	2,014	37,434	2,163	40,240	2,327	43,545	2,516	47,792	2,690	51,389	2,884	55,340	5,123	85,920	6,061	92,657	6,046	101,133

(3) 日中活動系サービス

⑦ 就労継続支援B型（合計・障がい種別）

市町村	合 計						身体障がい者						知的障がい者						精神障がい者					
	6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
大阪市	13,797	234,693	16,460	279,997	19,637	334,047	2,353	39,844	2,807	47,535	3,349	56,711	4,472	78,235	5,335	93,337	6,365	111,355	6,972	116,614	8,318	139,125	9,923	165,981
池田市	207	3,133	223	3,360	238	3,570	15	254	17	288	19	322	92	1,665	96	1,737	99	1,792	100	1,214	110	1,335	120	1,456
箕面市	233	3,862	248	4,112	267	4,431	41	574	44	616	47	658	114	2,148	122	2,298	132	2,487	78	1,140	82	1,198	88	1,286
豊能町	31	500	33	540	35	580	3	40	3	40	3	40	17	320	18	340	19	360	11	140	12	160	13	180
能勢町	456	7,199	496	7,813	536	8,428	49	723	59	871	69	1,019	229	4,031	243	4,277	257	4,524	178	2,445	194	2,665	210	2,885
豊中市	759	11,759	821	12,671	883	13,581	70	1,082	74	1,144	78	1,205	270	4,772	279	4,931	288	5,090	419	5,905	468	6,596	517	7,286
吹田市	643	8,912	688	9,531	733	10,149	105	1,366	115	1,496	125	1,626	284	4,540	302	4,828	320	5,115	254	3,006	271	3,207	288	3,408
茨木市	578	9,361	620	9,977	663	10,642	86	1,410	95	1,551	104	1,706	303	5,380	317	5,598	331	5,825	189	2,571	208	2,828	228	3,111
摂津市	158	2,134	164	2,202	173	2,306	11	119	12	130	14	152	84	1,395	85	1,412	87	1,445	63	620	67	660	72	709
島本町	54	811	56	840	59	880	2	22	2	22	3	33	31	558	32	576	33	594	21	231	22	242	23	253
高槻市	733	9,818	765	10,641	798	11,538	58	732	62	782	66	835	297	4,788	309	5,076	321	5,380	378	4,298	394	4,783	411	5,323
枚方市	876	14,747	936	15,475	1,002	16,255	115	2,048	123	2,191	132	2,345	445	8,297	475	8,878	508	9,499	316	4,402	338	4,406	362	4,411
寝屋川市	595	9,627	618	10,001	621	10,376	46	750	49	799	52	848	265	5,128	275	5,321	265	5,515	284	3,749	294	3,881	304	4,013
守口市	448	7,430	455	7,572	461	7,696	50	915	52	962	53	992	208	3,934	213	4,029	218	4,123	190	2,581	190	2,581	190	2,581
門真市	0	0	0	0	0	0																		
大東市	259	4,325	275	4,592	290	4,844	54	836	57	875	59	898	127	2,337	134	2,453	141	2,567	78	1,152	84	1,264	90	1,379
四條畷市	134	2,211	139	2,281	145	2,365	12	207	12	207	12	207	62	1,098	62	1,098	62	1,098	60	906	65	976	71	1,060
交野市	202	3,131	207	3,206	212	3,282	34	548	35	564	36	580	97	1,744	99	1,780	101	1,816	71	839	73	862	75	886
八尾市	1,030	14,631	1,107	15,688	1,189	16,825	98	1,368	108	1,518	120	1,685	429	7,727	455	8,191	482	8,683	503	5,536	544	5,979	587	6,457
東大阪市	1,898	29,593	2,006	31,225	2,112	32,824	273	4,229	308	4,771	343	5,313	653	11,765	670	12,071	686	12,359	972	13,599	1,028	14,383	1,083	15,152
松原市	375	6,750	406	7,308	437	7,866	21	378	23	414	26	468	194	3,492	200	3,600	206	3,708	160	2,880	183	3,294	205	3,690
柏原市	178	2,695	184	2,768	190	2,841	30	460	32	480	34	500	61	1,104	60	1,092	59	1,080	87	1,131	92	1,196	97	1,261
羽曳野市	247	4,191	260	4,414	273	4,635	35	655	36	674	37	692	112	2,153	119	2,288	126	2,422	100	1,383	105	1,452	110	1,521
藤井寺市	156	2,597	161	2,682	166	2,767	16	261	17	277	18	293	87	1,557	90	1,611	93	1,665	53	779	54	794	55	809
富田林市	421	7,491	465	8,264	507	8,999	54	919	60	1,021	65	1,106	174	3,420	189	3,715	203	3,990	193	3,152	216	3,528	239	3,903
河内長野市	378	6,442	408	6,953	441	7,516	43	692	47	746	50	807	188	3,488	202	3,766	219	4,070	147	2,262	159	2,441	172	2,639
大阪狭山市	181	3,067	190	3,216	200	3,381	22	391	22	391	22	391	85	1,530	89	1,602	93	1,674	74	1,146	79	1,223	85	1,316
太子町	34	505	37	552	39	581	5	100	6	120	7	140	16	288	17	306	17	306	13	117	14	126	15	135
河南町	52	990	58	1,105	63	1,200	10	150	11	165	12	180	16	320	16	320	16	320	26	520	31	620	35	700
千早赤阪村	16	176	17	186	17	185	0	0	0	0	0	0	9	100	10	109	10	107	7	76	7	77	7	78
堺市	3,511	58,682	3,910	64,681	4,354	71,294	502	8,492	546	9,360	594	10,317	1,236	24,227	1,321	26,704	1,409	31,543	1,773	25,963	2,043	28,617	2,351	29,434
泉大津市	304	5,434	320	5,715	337	6,015	35	582	37	615	38	631	130	2,530	135	2,627	141	2,744	139	2,322	148	2,473	158	2,640
和泉市	778	13,917	881	15,870	1,000	18,146	109	1,927	121	2,176	134	2,457	343	6,600	371	7,158	401	7,763	326	5,390	389	6,536	465	7,926
高石市	244	4,020	268	4,428	293	4,876	22	397	24	443	26	489	98	1,732	108	1,852	118	1,980	124	1,891	136	2,133	149	2,407
忠岡町	134	2,482	154	2,843	171	3,150	86	1,543	100	1,787	112	1,996	9	183	10	203	11	224	39	756	44	853	48	930
岸和田市	922	14,710	1,010	16,065	1,095	17,372	126	2,010	145	2,313	163	2,600	364	6,716	385	7,103	405	7,472	432	5,984	480	6,649	527	7,300
貝塚市	265	4,706	274	4,873	283	5,040	41	715	43	750	45	785	122	2,520	127	2,623	132	2,726	102	1,471	104	1,500	106	1,529
泉佐野市	415	7,345	436	7,717	457	8,088	42	752	44	788	46	823	193	3,762	203	3,956	213	4,151	180	2,831	189	2,973	198	3,114
泉南市	281	5,002	298	5,297	315	5,592	34	582	37	633	40	685	157	3,023	164	3,158	171	3,293	90	1,397	97	1,506	104	1,614
阪南市	234	4,192	243	4,360	252	4,533	27	476	28	495	29	514	126	2,413	131	2,510	136	2,610	81	1,303	84	1,355	87	1,409
熊取町	167	2,880	177	3,070	187	3,210	19	280	21	310	23	340	75	1,500	78	1,560	81	1,620	73	1,100	78	1,200	83	1,250
田尻町	29	523	32	575	32	575	5	81	6	97	6	97	13	271	14	292	14	292	11	171	12	186	12	186
岬町	78	1,570	78	1,570	78	1,570	5	120	5	120	5	120	50	1,100	50	1,100	50	1,100	23	350	23	350	23	350
合計	32,491	538,244	36,584	606,236	41,241	684,051	4,764	79,030	5,445	90,537	6,216	103,606	12,337	223,891	13,610	247,486	15,039	276,487	15,390	235,323	17,529	268,213	19,986	303,958

(3) 日中活動系サービス

⑧ 就労定着支援

市町村	6年度	7年度	8年度
	人／月	人／月	人／月
大阪市	598	705	832
池田市	25	28	31
箕面市	28	30	33
豊能町	3	3	3
能勢町	3	3	3
豊中市	78	85	91
吹田市	168	193	220
茨木市	57	59	61
摂津市	28	30	32
島本町	5	6	7
高槻市	148	165	185
枚方市	71	78	85
寝屋川市	84	90	96
守口市	29	32	34
門真市	23	23	23
大東市	25	26	27
四條畷市	12	14	16
交野市	9	9	9
八尾市	104	131	158
東大阪市	130	130	130
松原市	16	17	18
柏原市	5	5	5
羽曳野市	13	15	17
藤井寺市	10	11	12
富田林市	17	19	22
河内長野市	13	16	20
大阪狭山市	6	6	6
太子町	2	2	2
河南町	2	2	3
千早赤阪村	0	0	0
堺市	131	146	161
泉大津市	9	10	10
和泉市	35	44	56
高石市	8	8	8
忠岡町	5	5	8
岸和田市	23	25	28
貝塚市	5	6	6
泉佐野市	9	10	11
泉南市	5	7	9
阪南市	7	7	7
熊取町	3	4	4
田尻町	0	0	0
岬町	2	2	2
合計	1,954	2,207	2,491

(3) 日中活動系サービス

⑨ 療養介護

市町村	6年度	7年度	8年度
	人／月	人／月	人／月
大阪市	325	328	331
池田市	11	12	12
箕面市	7	8	9
豊能町	1	1	1
能勢町	1	1	1
豊中市	45	45	45
吹田市	43	44	45
茨木市	25	27	28
摂津市	12	12	13
島本町	4	4	4
高槻市	65	68	71
枚方市	53	53	53
寝屋川市	25	25	25
守口市	15	15	15
門真市	19	19	19
大東市	12	13	13
四條畷市	4	4	4
交野市	10	10	10
八尾市	28	27	27
東大阪市	55	56	57
松原市	18	18	18
柏原市	2	2	2
羽曳野市	16	16	16
藤井寺市	5	5	5
富田林市	24	24	24
河内長野市	8	8	8
大阪狭山市	4	4	4
太子町	1	1	2
河南町	2	2	2
千早赤阪村	0	0	0
堺市	128	128	128
泉大津市	8	9	9
和泉市	9	9	9
高石市	9	10	10
忠岡町	1	1	1
岸和田市	26	27	27
貝塚市	14	14	14
泉佐野市	15	15	15
泉南市	5	6	6
阪南市	1	1	1
熊取町	2	2	2
田尻町	1	1	1
岬町	1	1	1
合計	1,060	1,076	1,088

(4) 自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援・地域生活支援拠点等

① 自立生活援助（合計・障がい種別）

市町村	合 計			身体障がい者			知的障がい者			精神障がい者		
	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度
	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
大阪市	12	13	13	4	4	4	5	5	5	3	4	4
池田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
箕面市	4	4	4	1	1	1	2	2	2	1	1	1
豊能町	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
能勢町	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
豊中市	8	10	12	0	0	0	0	0	0	8	10	12
吹田市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
茨木市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
摂津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高槻市	1	2	3	0	0	1	0	1	1	1	1	1
枚方市	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
寝屋川市	10	14	18	1	2	3	3	5	7	6	7	8
守口市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
門真市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
大東市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
四條畷市	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
交野市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
八尾市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東大阪市	14	14	14	0	0	0	3	3	3	11	11	11
松原市	5	5	5	0	0	0	5	5	5	0	0	0
柏原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽曳野市	2	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	2
藤井寺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富田林市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
河内長野市	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
大阪狭山市	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
太子町	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
河南町	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千早赤阪村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	3	3	3	0	0	0	2	2	2	1	1	1
泉大津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和泉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高石市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
忠岡町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岸和田市	4	4	4	1	1	1	1	1	1	2	2	2
貝塚市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
泉佐野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉南市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阪南市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊取町	1	1	2	0	0	0	0	0	1	1	1	1
田尻町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	101	109	117	14	15	17	34	37	40	53	57	60

② 共同生活援助（グループホーム）（合計・障がい種別）

158

(4) 自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援・地域生活支援拠点等

③ 施設入所支援（合計・障がい種別）

市町村	合 計			身体障がい者			知的障がい者			精神障がい者		
	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度
	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
大阪市	1,229	1,213	1,197	541	534	527	667	658	650	21	21	20
池田市	68	68	67	22	22	22	44	44	43	2	2	2
箕面市	55	54	52	25	25	24	30	29	28	0	0	0
豊能町	22	22	21	11	11	10	11	11	11	0	0	0
能勢町	11	11	11	5	5	5	6	6	6	0	0	0
豊中市	224	224	223	66	66	65	148	148	148	10	10	10
吹田市	164	163	162	45	44	43	117	117	117	2	2	2
茨木市	135	137	139	32	32	32	99	100	102	4	5	5
摂津市	64	64	63	10	10	10	54	54	53	0	0	0
島本町	17	17	16	2	2	2	15	15	14	0	0	0
高槻市	213	212	211	80	80	80	132	131	130	1	1	1
枚方市	174	172	170	58	57	56	116	115	114	0	0	0
寝屋川市	111	111	111	25	25	25	86	86	86	0	0	0
守口市	66	66	66	24	23	22	42	43	44	0	0	0
門真市	69	69	68	13	12	11	54	55	55	2	2	2
大東市	64	64	63	18	17	15	43	43	44	3	4	4
四條畷市	31	31	30	12	12	12	18	18	17	1	1	1
交野市	32	31	30	16	16	15	15	14	14	1	1	1
八尾市	151	150	148	49	48	47	101	101	100	1	1	1
東大阪市	226	224	222	63	62	62	159	159	157	4	3	3
松原市	72	70	69	18	17	16	52	52	52	2	1	1
柏原市	34	34	34	10	10	10	24	24	24	0	0	0
羽曳野市	65	64	64	25	25	25	38	37	37	2	2	2
藤井寺市	58	58	57	11	11	10	47	47	47	0	0	0
富田林市	102	101	100	34	33	32	67	67	67	1	1	1
河内長野市	99	99	99	21	21	21	78	78	78	0	0	0
大阪狭山市	27	27	26	11	11	11	16	16	15	0	0	0
太子町	7	8	8	0	0	0	7	8	8	0	0	0
河南町	14	14	13	4	4	4	10	10	9	0	0	0
千早赤阪村	6	6	5	3	3	3	3	3	2	0	0	0
堺市	428	426	424	115	114	114	308	307	305	5	5	5
泉大津市	43	42	41	18	17	17	25	25	24	0	0	0
和泉市	86	86	86	30	30	30	53	53	53	3	3	3
高石市	39	38	37	8	8	7	30	30	30	1	0	0
忠岡町	11	11	11	2	2	2	9	9	9	0	0	0
岸和田市	139	137	136	43	42	41	95	94	94	1	1	1
貝塚市	56	56	55	23	23	22	33	33	33	0	0	0
泉佐野市	66	65	64	19	19	19	47	46	45	0	0	0
泉南市	35	35	34	7	7	6	28	28	28	0	0	0
阪南市	37	37	37	17	17	17	19	19	19	1	1	1
熊取町	33	33	32	8	8	7	25	25	25	0	0	0
田尻町	8	8	7	2	2	2	6	6	5	0	0	0
岬町	15	14	14	2	2	2	13	12	12	0	0	0
合計	4,606	4,572	4,523	1,548	1,529	1,503	2,990	2,976	2,954	68	67	66

(4) 自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援・地域生活支援拠点等

④ 地域生活支援拠点等

市町村	地域生活支援拠点等の設置			地域生活支援拠点等の コーディネーターの配置			地域生活支援拠点等の 検証及び検討の実施		
	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度
	箇所	箇所	箇所	人	人	人	回／年	回／年	回／年
大阪市	1	1	1	24	24	24	1	1	1
池田市	1	1	1	1	1	1	1	1	1
箕面市	1	1	1	0	0	1	2	2	2
豊能町	1	1	1	0	1	1	1	1	1
能勢町	1	1	1	0	0	1	1	1	1
豊中市	1	1	1	1	1	1	1	1	1
吹田市	1	1	3	0	0	0	1	1	1
茨木市	1	1	1	5	5	5	2	2	2
摂津市	11	12	13	1	1	1	1	1	1
島本町	1	1	1	2	2	2	1	1	1
高槻市	1	1	1	0	0	0	1	1	1
枚方市	1	1	1	0	0	1	1	1	1
寝屋川市	1	1	1	1	1	1	6	6	6
守口市	3	3	3	1	1	1	1	1	1
門真市	1	1	1	1	1	2	1	1	1
大東市	1	1	1	1	1	1	1	1	1
四條畷市	1	1	1	1	1	1	1	1	1
交野市	1	1	1	1	1	1	1	1	1
八尾市	面的整備	面的整備	面的整備	0	0	1	1	1	1
東大阪市	1	1	1	1	2	3	1	1	1
松原市	1	1	1	1	1	1	2	2	2
柏原市	1	1	1	1	1	1	1	1	1
羽曳野市	1	1	1	1	1	1	1	1	1
藤井寺市	1	1	1	0	0	1	0	0	1
富田林市	1	1	1	1	1	1	1	1	1
河内長野市	1	1	1	1	1	1	3	3	3
大阪狭山市	1	1	1	1	1	1	2	2	2
太子町	1	1	1	1	1	1	4	4	4
河南町	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千早赤阪村	1	1	1	1	1	1	1	1	1
堺市	面的整備	面的整備	面的整備	0	0	0	1	1	1
泉大津市	1	1	1	0	0	1	1	1	1
和泉市	1	1	1	1	1	1	2	2	2
高石市	1	1	1	1	1	1	1	1	1
忠岡町	0	0	1	0	0	1	0	0	1
岸和田市	3	4	4	0	0	0	3	3	3
貝塚市	1	0	0	1	0	0	1	0	0
泉佐野市	1	1	1	0	0	0	1	1	1
泉南市	1	1	1	0	1	1	2	2	2
阪南市	1	1	1	0	0	0	1	1	1
熊取町	1	1	1	0	0	0	1	1	1
田尻町	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岬町	1	1	1	0	0	0	1	1	1
合計	54	55	59	54	56	65	59	58	60

(5) 相談支援

① 計画相談支援（合計・障がい種別）

市町村	合計			身体障がい者			知的障がい者			障がい児			精神障がい者		
	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度
	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
大阪市	12,174	13,095	14,016	3,083	3,249	3,415	3,295	3,528	3,761	14	14	14	5,782	6,304	6,826
池田市	166	213	263	17	19	20	60	66	71	25	50	80	64	78	92
箕面市	307	311	315	83	84	85	141	143	145	1	1	1	82	83	84
豊能町	25	28	31	6	7	8	10	11	12	1	1	1	8	9	10
能勢町	18	18	18	4	4	4	8	8	8	2	2	2	4	4	4
豊中市	485	505	525	75	75	75	221	229	237	4	5	6	185	196	207
吹田市	1,811	1,887	1,963	330	331	332	821	854	887	644	681	718	16	21	26
茨木市	890	932	976	190	199	208	462	485	509	2	2	2	236	246	257
摂津市	849	875	899	183	190	196	329	333	337	72	77	82	265	275	284
島本町	16	18	22	3	3	4	10	11	12	0	0	1	3	4	5
高槻市	430	470	514	81	87	93	223	244	268	1	1	1	125	138	152
枚方市	184	221	264	35	42	50	80	96	115	0	0	0	69	83	99
寝屋川市	545	586	627	84	94	104	240	260	280	4	5	6	217	227	237
守口市	328	342	357	69	72	75	121	126	131	1	1	1	137	143	150
門真市	1,341	1,388	1,436	168	170	172	689	709	729	31	36	42	453	473	493
大東市	302	320	338	61	62	63	117	122	128	1	1	1	123	135	146
四條畷市	104	112	121	22	23	25	45	49	53	0	0	0	37	40	43
交野市	198	214	230	50	55	60	80	85	90	0	0	0	68	74	80
八尾市	748	830	925	88	97	108	301	340	384	1	0	0	358	393	433
東大阪市	2,414	2,642	2,870	426	479	532	972	1,052	1,132	1	1	1	1,015	1,110	1,205
松原市	241	248	256	44	44	45	117	122	127	0	0	0	80	82	84
柏原市	136	136	136	18	18	18	61	61	61	0	0	0	57	57	57
羽曳野市	221	231	242	52	54	56	107	112	118	1	1	1	61	64	67
藤井寺市	116	122	128	22	23	24	58	61	64	0	0	0	36	38	40
富田林市	206	220	232	27	28	28	103	111	119	0	0	0	76	81	85
河内長野市	248	274	300	27	28	29	97	102	107	2	2	2	122	142	162
大阪狭山市	157	166	175	19	19	19	61	64	67	1	1	1	76	82	88
太子町	56	58	60	6	7	8	39	40	41	10	10	10	1	1	1
河南町	17	21	25	5	5	5	7	10	13	1	1	1	4	5	6
千早赤阪村	26	28	29	9	9	10	10	11	11	0	0	0	7	8	8
堺市	3,942	4,346	4,791	718	793	874	1,506	1,660	1,830	8	8	9	1,710	1,885	2,078
泉大津市	215	227	238	37	39	40	76	79	82	1	1	1	101	108	115
和泉市	393	433	479	62	63	64	162	173	185	1	1	1	168	196	229
高石市	151	176	204	21	25	29	71	82	94	1	1	1	58	68	80
忠岡町	33	36	38	2	2	2	18	20	22	0	0	0	13	14	14
岸和田市	486	510	534	103	108	113	187	195	202	1	1	2	195	206	217
貝塚市	139	146	152	37	39	41	57	60	62	0	0	0	45	47	49
泉佐野市	243	248	253	42	43	44	111	113	115	0	0	0	90	92	94
泉南市	102	107	112	13	14	15	59	61	63	0	0	0	30	32	34
阪南市	134	134	137	27	27	28	54	54	55	1	1	1	52	52	53
熊取町	83	87	91	20	21	22	35	36	37	1	2	3	27	28	29
田尻町	18	18	18	6	6	6	6	6	6	0	0	0	6	6	6
岬町	48	48	48	5	5	5	25	25	25	6	6	6	12	12	12
合計	30,746	33,027	35,388	6,380	6,762	7,154	11,252	12,009	12,795	840	914	998	12,274	13,342	14,441

(5) 相談支援

② 地域移行支援（合計・障がい種別）

市町村	合計			身体障がい者			知的障がい者			精神障がい者		
	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度
	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
大阪市	35	35	35	5	5	5	3	3	3	27	27	27
池田市	2	3	4	0	0	1	0	1	1	2	2	2
箕面市	4	4	4	1	1	1	1	1	1	2	2	2
豊能町	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
能勢町	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
豊中市	2	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	2
吹田市	5	8	11	3	4	5	1	2	3	1	2	3
茨木市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
摂津市	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
島本町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
高槻市	4	4	4	1	1	1	1	1	1	2	2	2
枚方市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
寝屋川市	8	11	14	2	3	4	3	4	5	3	4	5
守口市	2	3	3	0	1	1	1	1	1	1	1	1
門真市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大東市	4	5	5	1	1	1	1	1	1	2	3	3
四條畷市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
交野市	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
八尾市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東大阪市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
松原市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
柏原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽曳野市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
藤井寺市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
富田林市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
河内長野市	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
大阪狭山市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
太子町	2	2	4	0	0	0	1	1	2	1	1	2
河南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千早赤阪村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	7	7	7	0	0	0	1	1	1	6	6	6
泉大津市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和泉市	2	2	2	0	0	0	2	2	2	0	0	0
高石市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
忠岡町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岸和田市	2	2	2	1	1	1	0	0	1	1	1	0
貝塚市	2	3	3	0	0	0	0	0	0	2	3	3
泉佐野市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
泉南市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
阪南市	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
熊取町	2	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	2
田尻町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岬町	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
合計	123	134	144	22	25	28	27	31	35	74	78	81

(5) 相談支援

③ 地域定着支援（合計・障がい種別）

市町村	合計			身体障がい者			知的障がい者			精神障がい者		
	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度
	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
大阪市	823	862	901	264	278	292	221	235	249	338	349	360
池田市	2	3	4	0	0	1	0	1	1	2	2	2
箕面市	4	4	4	1	1	1	1	1	1	2	2	2
豊能町	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
能勢町	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
豊中市	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
吹田市	4	5	6	0	0	0	3	4	5	1	1	1
茨木市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
摂津市	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
島本町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
高槻市	4	4	4	1	1	1	1	1	1	2	2	2
枚方市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
寝屋川市	12	18	24	4	6	8	4	6	8	4	6	8
守口市	24	27	31	2	2	3	3	3	3	19	22	25
門真市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大東市	10	11	13	1	1	1	8	8	9	1	2	3
四條畷市	0	3	3	0	1	1	0	1	1	0	1	1
交野市	17	19	21	7	8	9	1	1	1	9	10	11
八尾市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東大阪市	10	10	10	1	1	1	4	4	4	5	5	5
松原市	3	3	3	0	0	0	2	2	2	1	1	1
柏原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽曳野市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
藤井寺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富田林市	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
河内長野市	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
大阪狭山市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
太子町	2	2	4	0	0	0	1	1	2	1	1	2
河南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千早赤阪村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	206	206	206	39	39	39	118	118	118	49	49	49
泉大津市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和泉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高石市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
忠岡町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岸和田市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
貝塚市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
泉佐野市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
泉南市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
阪南市	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
熊取町	1	1	2	0	0	0	1	1	1	0	0	1
田尻町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岬町	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
合計	1,158	1,214	1,273	326	344	363	379	398	417	453	472	493

(6) 障がい児通所支援・障がい児相談支援

市町村	児童発達支援						放課後等デイサービス						保育所等訪問支援						居宅訪問型児童発達支援						障がい児相談支援			医療的ケア児等コーディネーター配置人数 (福祉関係)			医療的ケア児等コーディネーター配置人数 (医療関係)			
	6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	
	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	回/月	人/月	回/月	人/月	回/月	人/月	回/月	人/月	回/月	人/月	回/月	人/月	人/月	人/月	人	人	人	人	人	人	
大阪市	6,132	77,537	7,036	90,976	8,074	106,745	11,646	151,764	13,272	173,328	15,125	197,956	1,427	2,149	1,921	2,910	2,587	3,941	5	13	5	13	5	13	3,932	4,761	5,764	131	165	199	0	0	0	
池田市	188	1,422	207	1,565	228	1,721	443	4,070	531	4,884	638	5,861	10	10	13	13	16	16	1	6	1	6	1	6	25	50	80	1	1	1	2	2	2	
箕面市	309	3,056	336	3,323	356	3,521	643	7,233	702	7,831	738	8,165	24	26	24	26	24	26	3	17	3	17	3	17	67	68	70	1	1	1	4	4	4	
豊能町	11	61	12	66	13	71	34	320	35	330	36	340	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14	15	16	0	0	1	0	0	1	
能勢町	8	35	8	35	8	35	10	76	10	76	10	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	1	1	1	1	1	1	
豊中市	1,136	6,149	1,244	6,626	1,362	7,142	2,511	16,316	2,875	18,506	3,293	20,990	88	157	128	236	188	356	1	6	2	12	2	12	96	100	105	4	4	5	2	3	3	
吹田市	751	7,394	858	9,118	973	11,116	1,568	19,175	1,772	22,051	2,003	25,359	79	115	89	132	101	152	4	20	4	20	4	20	569	637	714	0	0	1	1	1	1	
茨木市	730	3,650	790	3,940	850	4,250	1,910	9,070	2,150	9,980	2,420	10,980	49	49	64	64	84	84	2	5	2	5	2	5	108	117	127	1	1	1	1	1	1	
摂津市	165	825	170	850	175	875	265	2,650	275	2,750	285	2,850	40	48	45	54	50	60	2	10	3	15	4	20	70	75	80	1	1	1	0	1	1	
島本町	82	574	86	602	90	630	110	990	115	1,035	120	1,080	4	4	5	5	6	6	0	0	0	0	0	0	8	11	14	1	1	1	0	0	0	
高槻市	805	5,300	817	5,801	830	6,352	1,349	11,444	1,435	13,046	1,527	14,872	102	150	124	173	150	200	1	1	1	1	1	1	160	162	164	2	2	2	2	2	2	
枚方市	390	3,300	468	3,630	561	3,993	1,290	16,050	1,420	17,655	1,562	19,420	235	380	282	456	338	550	0	0	0	0	0	0	110	132	158	1	1	1	0	0	0	
寝屋川市	232	2,014	236	2,047	240	2,081	610	7,473	630	7,718	650	7,963	34	46	36	47	38	51	2	3	3	4	4	5	78	83	88	1	1	1	1	1	1	
守口市	321	3,349	394	4,461	474	5,823	507	5,660	567	6,330	634	7,078	10	15	12	18	14	21	1	5	1	5	1	5	140	153	166	1	1	1	1	1	1	
門真市	222	2,208	250	2,487	277	2,755	377	4,257	396	4,471	415	4,686	12	6	13	6	14	7	3	12	4	16	5	20	473	486	498	0	0	1	1	1	1	
大東市	189	1,327	203	1,357	218	1,384	502	6,097	536	6,499	571	6,911	19	29	20	33	20	35	0	0	0	0	0	0	129	137	145	2	2	2	0	0	0	
四條畷市	86	854	91	899	96	944	264	3,547	277	3,677	290	3,807	9	6	10	7	11	8	0	0	0	0	0	0	0	38	43	49	1	2	2	1	1	2
交野市	117	833	124	883	131	932	234	2,439	248	2,584	263	2,741	7	10	8	11	8	12	0	0	0	0	0	0	25	30	36	1	1	1	0	0	0	
八尾市	559	5,034	666	5,990	792	7,128	771	9,248	840	10,080	916	10,987	49	45	53	49	57	53	1	1	1	1	1	1	142	221	345	1	1	1	1	1	1	
東大阪市	475	4,892	512	5,274	549	5,656	1,355	17,302	1,465	18,706	1,575	20,111	35	50	43	62	51	74	2	7	2	7	2	7	2,103	2,266	2,429	1	1	1	0	0	0	
松原市	190	2,090	216	2,376	245	2,695	424	5,512	471	6,123	524	6,812	4	8	5	10	6	12	1	5	1	5	1	5	24	26	28	1	1	1	1	1	1	
柏原市	52	428	57	445	61	463	213	2,343	218	2,398	213	2,453	2	3	2	3	2	3	0	0	0	0	0	0	71	75	79	2	2	2	0	0	0	
羽曳野市	106	1,613	111	1,689	117	1,780	340	5,042	350	5,190	361	5,353	11	13	12	14	14	16	0	0	0	0	0	0	53	56	59	5	5	5	0	0	0	
藤井寺市	97	834	99	851	101	869	353	3,001	383	3,256	413	3,511	8	9	9	10	9	10	0	0	0	0	0	0	18	19	20	0	0	1	0	0	1	
富田林市	192	1,670	201	1,748	210	1,827	414	5,386	451	5,867	487	6,336	45	58	54	70	63	82	0	0	0	0	0	0	106	125	144	6	6	6	2	2	2	
河内長野市	247	1,359	277	1,524	300	1,650	738	5,904	788	6,304	838	6,704	53	64	60	72	68	81	0	0	0	0	0	0	180	205	225	1	1	1	1	1	1	
大阪狭山市	94	889	98	927	102	965	231	2,751	241	2,871	250	2,978	44	68	46	71	48	74	0	0	0	0	0	0	129	134	140	2	2	2	0	1	1	
太子町	40	320	42	336	44	352	64	768	68	816	72	864	16	16	19	19	23	23	1	3	1	3	1	3	38	40	42	1	1	1	1	1	1	
河南町	21	270	22	285	24	310	55	715	61	790	68	880	10	30	11	33	12	36	0	0	0	0	0	0	6	7	7	0	0	0	0	0	0	
千早赤阪村	9	90	9	96	10	113	37	210	41	203	41	196	11	25	11	25	11	25	0	0	0	0	0	0	45	46	46	1	1	1	1	1	1	
堺市	1,661	10,939	1,861	11,718	2,061	12,978	3,900	30,691	4,100	32,365	4,300	33,839	197	309	237	371	277	434	1	2	1	2	1	2	873	984	1,094	138	163	188	0	0	0	
泉大津市	116	1,344	118	1,367	120	1,391	397	3,867	404	3,935	410	3,994	3	9	3	9	3	9	0	0	0	0	0	0	69	70	71	1	1	1	0	0	0	
和泉市	157	1,652	160	1,720	163	1,791	673	8,511	737	9,221	807	9,990	52	52	63	63	77	77	1	9	1	9	1	9	91	95	99	1	1	1	1	1	1	
高石市	61	672	63	680	64	689	149	2,032	151	2,062	153	2,092	4	8	4	8	4	8	1	1	1	1	1	1	34	37	41	3	3	3	1	2	3	
忠岡町	20	249	23	287	26	324	77	1,068	81	1,124	85	1,179	1	1	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	11	11	12	0	0	1	0	0	1	
岸和田市	163	1,783	162	1,767	160	1,742	717	9,797	774	10,576	830	11,342	45	76	51	87	57	97	1	10	1	10	1	10	102	111	119	1	1	1	2	2	2	
貝塚市	60	571	60	571	60	571	288	4,223	288	4,223	288	4,223	5	9	5	9	5	9	0	0	0	0	0	0	0	32	32	32	1	1	1	1	1	1
泉佐野市	121	1,222	123	1,242	125	1,263	375	3,382	383	3,454	391	3,526	16	20	17	21	18	23	1	2	1	2	1	2	50	52	54	2	2	2	3	3	3	
泉南市	86	935	87	946	87	946	299	4,229	323	4,569	346	4,894	26	34	30	40	33	44	0	0	0	0	0	0	87	94	100	2	2	2	1	1	1	
阪南市	72	449	72	449	72	449	254	1,564	267	1,869	298	2,086	18	36	22	44	26	52	0	0	0	0	0	0	21	21	21	1	1	1	1	1	1	
熊取町	30	420	30	420	30	420	140	2,100	150	2,250	160	2,400	4	4	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0	31	32	33	1	1	1	1	1	1	
田尻町	30	250	32	267	34	283	34	353	35	364	36	374	12	12	12	12	12	12	1	0	2	0	3	0	7	8	9	0	0	0	1	1	1	
岬町	9	108	9	108	9	108	30	466	30	466	30	466	3	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	6	6	6	1	1	1	0	0	0	
合計	16,542	159,971	18,440	181,749	20,522	207,133	36,601	399,096	40,346	441,833	44,472	488,725	2,824	4,163	3,573	5,303	4,535	6,789	37	139	42	155	46	165	10,373	11,835	13,531	323	383	448				

(7) 発達障がい者等に対する支援

市町村	発達障がい者支援地域協議会の開催			発達障がい者支援センターによる相談支援			発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言			発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修			発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への啓発		
	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度
	回/年	回/年	回/年	件/年	件/年	件/年	件/年	件/年	件/年	件/年	件/年	件/年	件/年	件/年	件/年
大阪市	2	2	2	2,800	2,800	2,800	530	530	530	248	248	248	3	3	3
堺市	1	1	1	3,000	3,000	3,000	5	5	5	24	24	24	1	1	1

(7) 発達障がい者等に対する支援

市町村	ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等の受講者数(保 護者)			ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等の実施者数(支 援者)			ペアレントメンターの人数			ピアサポート活動への参加人数		
	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度
	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人	人	人	人／年	人／年	人／年
大阪市	740	740	740	0	0	0	0	0	0	0	0	0
池田市	10	10	10	1	1	1	1	1	1	3	3	3
箕面市	55	55	55	5	5	5	0	0	0	0	0	0
豊能町	12	12	12	1	1	1	0	0	0	0	0	0
能勢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊中市	200	200	200	35	40	45	0	0	0	12	12	12
吹田市	65	69	73	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨木市	16	24	32	5	5	10	0	0	0	2	2	2
摂津市	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1
島本町	6	6	6	1	1	1	0	0	0	0	0	0
高槻市	30	30	30	3	3	3	3	3	3	15	15	15
枚方市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寝屋川市	8	8	8	1	1	1	1	1	1	12	12	12
守口市	60	60	60	60	60	60	0	0	0	0	0	0
門真市	8	8	8	2	2	2	0	0	0	0	0	0
大東市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四條畷市	30	36	42	5	6	7	0	0	0	0	0	0
交野市	200	200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八尾市	20	20	20	1	1	1	1	1	2	50	50	50
東大阪市	12	12	12	0	0	0	0	0	0	2	2	2
松原市	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏原市	10	10	10	1	1	1	0	0	0	0	0	0
羽曳野市	30	30	30	2	2	2	0	0	0	0	0	0
藤井寺市	10	10	10	2	2	2	0	0	0	19	19	19
富田林市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河内長野市	8	8	8	1	1	1	1	1	1	25	25	25
大阪狭山市	6	6	6	2	2	2	1	1	1	15	15	15
太子町	5	5	5	1	1	1	0	0	0	0	1	1
河南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千早赤阪村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	15	15	15	5	5	5	0	0	0	0	0	0
泉大津市	16	16	16	3	3	3	0	0	0	0	0	0
和泉市	10	10	10	2	2	2	0	0	0	0	0	0
高石市	30	30	30	0	0	0	0	0	0	40	40	40
忠岡町	27	27	28	1	1	1	0	0	0	0	0	0
岸和田市	2	5	5	3	5	5	0	5	5	0	5	5
貝塚市	6	6	6	2	2	2	6	6	6	6	6	6
泉佐野市	10	10	10	5	5	5	0	0	0	0	0	0
泉南市	40	40	40	5	5	5	0	0	0	0	0	0
阪南市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊取町	5	5	5	1	1	1	0	0	0	0	0	0
田尻町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,708	1,729	1,749	156	164	176	14	19	21	201	207	208

(8) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

市町村	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数			保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数																				保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数				
	6年度 回／年	7年度 回／年	8年度 回／年	6年度							7年度							8年度							目標 ※自由記述	評価の実施回数		
				保健	医療	福祉	介護	当事者	家族	その他	保健	医療	福祉	介護	当事者	家族	その他	保健	医療	福祉	介護	当事者	家族	その他		6年度	7年度	8年度
				人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年		人／年	回／年	回／年
大阪市	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	今後、協議の場において目標設定を行う。	1	1	1
池田市	4	4	4	2	5	5	0	0	0	2	2	5	5	0	0	0	2	2	5	5	0	0	0	2	医療、福祉等の連携による地域生活への移行推進	1	1	1
箕面市	3	3	3	1	4	3	0	0	0	7	1	4	3	0	0	0	7	1	4	3	0	0	0	7	・包括的かつ継続的な支援体制の確保 ・協議の場を通じた圏域内の医療機関、一般相談支援事業所、他自治体担当部局等の関係者間と顔の見える関係を構築と地域の課題の共有	1	1	1
豊能町	2	2	2	3	0	11	0	0	1	0	3	0	11	0	0	1	0	3	0	11	0	0	1	0	地域の連携体制の構築	1	1	1
能勢町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1
豊中市	3	3	3	4	11	16	1	2	2	1	4	11	16	1	2	2	1	4	11	16	1	2	2	1		2	2	2
吹田市	2	2	2	6	15	25	2	1	1	10	6	15	25	2	1	1	10	6	15	25	2	1	1	10		1	1	1
茨木市	3	3	3	3	6	21	0	0	0	0	3	6	21	0	0	0	0	3	6	21	0	0	0	0	関係機関と連携し、支援体制の構築を図る。	3	3	3
摂津市	2	2	2	2	4	16	0	0	0	0	2	4	16	0	0	0	0	2	4	16	0	0	0	0	なし	1	1	1
島本町	0	0	1	1	1	9	1	1	1	1	1	1	9	1	1	1	1	1	1	9	1	1	1	1	精神病棟における長期入院患者の地域生活への移行促進を図る	1	1	1
高槻市	2	2	2	0	0	0	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0	40	現状分析と地域の課題を共有	1	1	1
枚方市	6	6	6	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	16		1	1	1
寝屋川市	1	1	1	4	6	11	0	0	0	0	4	6	11	0	0	0	0	4	6	11	0	0	0	0		1	1	1
守口市	6	6	6	1	5	8	0	0	0	2	1	5	8	0	0	0	2	1	5	8	0	0	0	2	理解促進の取組、地域課題の抽出	1	1	1
門真市	1	1	1	2	0	16	3	3	2	0	2	0	16	3	3	2	0	2	0	16	3	3	2	0		1	1	1
大東市	6	6	6	6	12	30	0	0	0	0	6	12	30	0	0	0	0	6	12	30	0	0	0	0	大東市地域移行・定着ネットワーク会議及び事例検討会を今後も開催し、会議構成メンバーによる関係機関との情報共有や連携、病院訪問、退院の可能性のある方への支援等について引き続き実施していきます。また、活動の中で把握した課題を整理した上で、圏域の課題は四條畷保健所圏域の協議の場で、地域課題については大東市地域移行・定着ネットワーク会議及び事例検討会などで議論し、改善に向けて取り組んでいきます。	1	1	1
四條畷市	6	6	6	6	6	18	0	6	0	12	6	6	18	0	6	0	12	6	6	18	0	6	0	12	年に1回、四條畷市障がい者自立支援協議会にて、報告をし評価を行う。	1	1	1
交野市	6	6	6	1	2	9	0	0	0	0	1	2	9	0	0	0	0	1	2	9	0	0	0	0		1	1	1
八尾市	1	1	1	1	4	6	1	1	1	0	1	4	6	1	1	1	0	1	4	6	1	1	1	0	地域移行を進めるため、自立に向けた暮らしの場と体験の機会の確保の取り組みを進めます。	1	1	1
東大阪市	3	3	3	10	10	10	10	10	10	0	10	10	10	10	10	10	0	10	10	10	10	10	10	0		1	1	1
松原市	2	2	2	4	6	8	0	0	0	2	4	6	8	0	0	0	2	4	6	8	0	0	0	2	精神障害者が安心して生活していくための社会資源の確認及び連携体制の構築	2	2	2
柏原市	2	2	2	2	2	10	2	0	0	4	2	2	10	2	0	0	4	2	2	10	2	0	0	4	関係機関の連携・地域課題の抽出	1	1	1
羽曳野市	4	4	4	2	7	8	0	0	0	0	2	7	8	0	0	0	0	2	7	8	0	0	0	0		4	4	4
藤井寺市	1	1	1	2	0	8	0	0	0	0	3	0	16	0	0	0	0	2	0	24	0	0	0	0	藤井寺市障害者支援会議を活用して令和3年度より開催しており、引き続き開催を予定しております。	1	1	1
富田林市	2	2	2	1	1	4	0	0	0	0	1	1	4	0	0	0	0	1	1	4	0	0	0	0	保健、医療及び福祉関係者による協議の実施 協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
河内長野市	6	6	6	1	2	3	2	0	0	2	1	2	3	2	0	0	2	1	2	3	2	0	0	2	自立支援協議会で毎年度目標を立てて実施し、その評価を行う。	1	1	1
大阪狭山市	6	6	6	16	18	24	0	12	0	2	16	18	24	0	12	0	2	16	18	24	0	12	0	2	専門部会において、年1回目標設定・評価を実施	1	1	1
太子町	1	1	1	3	2	15	0	0	1	0	3	2	15	0	0	1	0	3	2	15	0	0	1	0		1	1	1

市町村	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数			保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数																				保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数				
	6年度	7年度	8年度	6年度							7年度							8年度							目標 ※自由記述	評価の実施回数		
				保健	医療	福祉	介護	当事者	家族	その他	保健	医療	福祉	介護	当事者	家族	その他	保健	医療	福祉	介護	当事者	家族	その他		6年度	7年度	8年度
				回／年	回／年	回／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年		人／年	回／年	回／年
河南町	1	1	1	2	2	7	0	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0		1	1	1
千早赤阪村	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	河南町、太子町	1	1	1
堺市	3	3	3	0	0	0	0	0	0	56	0	0	0	0	0	0	56	0	0	0	0	0	0	56		1	1	1
泉大津市	1	1	1	1	2	5	0	0	0	0	1	2	5	0	0	0	0	1	2	5	0	0	0	0	保健・医療・福祉による連携を深め、地域の課題解決に向け、協議を行う。	1	1	1
和泉市	2	2	2	2	2	2	0	0	0	1	2	2	2	0	0	0	1	2	2	2	0	0	0	1	精神障がいのある人が、地域において自分らしい生活をおくることができるよう、計画的に基盤を整備するとともに、保健・医療・福祉関係者による協議の場である自立支援協議会地域移行部会において精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む。	1	1	1
高石市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、精神保健医療福祉体制の基盤整備を推進します。	1	1	1
忠岡町	2	2	2	1	2	5	0	0	0	0	1	2	5	0	0	0	0	1	2	5	0	0	0	0	地域移行というニーズに沿った社会資源の発掘	1	1	1
岸和田市	12	12	12	16	36	81	12	0	9	0	16	36	81	12	0	9	0	16	36	81	12	0	9	0		12	12	12
貝塚市	1	1	1	2	4	4	2	1	1	4	2	4	4	2	1	1	4	2	4	4	2	1	1	4		1	1	1
泉佐野市	3	3	3	3	3	3	1	0	0	0	3	3	3	1	0	0	0	3	3	3	1	0	0	0	精神障害者の地域生活を包括的に支援するための体制について検討します。	1	1	1
泉南市	4	4	4	8	8	4	2	4	2	4	8	8	4	2	4	2	4	8	8	4	2	4	2	4		1	1	1
阪南市	2	2	2	2	2	6	0	0	0	4	2	2	6	0	0	0	4	2	2	6	0	0	0	4		1	1	1
熊取町	1	1	1	1	1	3	0	0	0	0	1	1	3	0	0	0	0	1	1	3	1	0	1	0		1	1	1
田尻町	1	1	1	2	3	2	0	0	0	1	2	3	2	0	0	0	1	2	3	2	0	0	0	1		1	1	1
岬町	2	2	2	1	1	3	1	0	0	0	1	1	3	1	0	0	0	1	1	3	1	0	0	0		1	1	1
合計	121	121	122	130	200	424	44	44	34	174	131	200	432	44	44	34	174	130	200	440	45	44	35	174		61	61	61

(8) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

市町村	精神障がい者の地域移行支援			精神障がい者の地域定着支援			精神障がい者の共同生活援助			精神障がい者の自立生活援助			精神障がい者の自立訓練(生活訓練)		
	6年度 人/月	7年度 人/月	8年度 人/月	6年度 人/月	7年度 人/月	8年度 人/月	6年度 人/月	7年度 人/月	8年度 人/月	6年度 人/月	7年度 人/月	8年度 人/月	6年度 人/月	7年度 人/月	8年度 人/月
大阪市	27	27	27	338	349	360	1,306	1,462	1,637	3	4	4	259	287	318
池田市	2	2	2	2	2	2	35	40	45	0	0	0	7	8	8
箕面市	2	2	2	2	2	2	43	46	49	1	1	1	6	7	8
豊能町	1	1	1	1	1	1	4	4	5	1	1	1	0	0	0
能勢町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
豊中市	1	1	1	1	1	1	129	141	153	8	10	12	32	36	40
吹田市	1	2	3	1	1	1	89	93	98	1	1	1	134	151	168
茨木市	0	0	0	0	0	0	68	75	82	0	0	0	54	55	55
摂津市	1	1	1	1	1	1	30	31	32	0	0	0	1	1	1
島本町	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
高槻市	2	2	2	2	2	2	99	109	120	1	1	1	34	36	37
枚方市	1	1	1	1	1	1	104	114	125	0	0	0	20	22	24
寝屋川市	3	4	5	4	6	8	88	93	98	6	7	8	38	39	40
守口市	1	1	1	19	22	25	57	67	78	1	1	1	11	11	11
門真市	1	1	1	2	2	3	61	68	74	1	1	1	12	12	12
大東市	2	3	3	1	2	3	56	64	72	1	1	1	7	8	8
四條畷市	1	1	1	0	1	1	27	29	31	1	1	1	4	4	4
交野市	1	1	1	9	10	11	30	33	36	1	1	1	6	7	8
八尾市	1	1	1	1	1	1	116	139	162	1	1	1	63	69	75
東大阪市	1	1	1	5	5	5	263	288	313	11	11	11	125	125	125
松原市	1	1	1	1	1	1	59	67	75	0	0	0	0	0	0
柏原市	0	0	0	0	0	0	40	42	44	0	0	0	2	2	2
羽曳野市	1	1	1	1	1	1	37	38	39	2	2	2	7	8	9
藤井寺市	1	1	1	0	0	0	17	19	21	0	0	0	3	4	5
富田林市	1	1	1	1	1	1	31	34	36	1	1	1	7	7	7
河内長野市	1	1	1	1	1	1	10	10	10	1	1	1	5	5	5
大阪狭山市	1	1	1	1	1	1	16	17	19	1	1	1	1	1	1
太子町	1	2	2	1	2	2	3	3	4	0	0	1	1	1	1
河南町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千早赤阪村	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	6	6	6	49	49	49	242	263	284	1	1	1	56	48	43
泉大津市	1	1	1	1	1	1	34	36	39	0	0	0	7	8	9
和泉市	0	0	0	0	0	0	93	113	137	0	0	0	21	22	23
高石市	1	1	1	1	1	1	45	63	87	1	1	1	1	1	1
忠岡町	0	0	1	0	0	1	9	10	11	0	0	0	2	2	2
岸和田市	1	1	0	1	1	1	98	110	122	2	2	2	25	25	26
貝塚市	2	3	3	1	1	1	24	25	26	1	1	1	4	4	4
泉佐野市															
泉南市	1	1	1	1	1	1	23	26	29	0	0	0	2	2	3
阪南市	1	1	1	1	1	1	27	30	31	0	0	0	11	11	11
熊取町	2	2	2	0	0	0	17	18	19	1	1	1	1	1	1
田尻町	0	0	0	0	0	0	5	5	6	0	0	0	0	0	0
岬町	0	0	0	1	1	1	8	8	8	0	0	0	1	1	1
合計	74	79	82	454	474	495	3,445	3,835	4,260	51	55	59	972	1,033	1,098

(9) 相談支援体制の充実・強化のための取組

市町村	基幹相談支援センター			基幹相談支援センターによる 地域の相談支援事業者に対する 訪問等による専門的な指導・助言			地域の相談支援事業者の 人材育成の支援			地域の相談機関との 連携強化の取組			個別事例の支援内容の検証			基幹相談支援センターにおける 主任相談支援専門員の配置			協議会における相談支援事業所の 参画による事例検討の実施						協議会の専門部会の設置						
	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	
	有無	有無	有無	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	回／年	回／年	回／年	回／年	回／年	回／年	人	人	人	回／年	社／年	回／年	社／年	回／年	社／年	設置数	回／年	設置数	回／年	設置数	回／年	
大田市	有	有	有	1,101	1,156	1,211	327	346	365	1,325	1,346	1,367	10	10	10	24	24	24	48	240	96	480	144	720	24	228	24	228	24	228	
池田市	有	有	有	25	25	25	10	10	10	4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	5	1	5	1	5	4	12	4	12	4	12	
箕面市	有	有	有	12	12	12	2	2	2	10	10	10	12	12	12	0	0	0	1	12	1	12	1	12	3	10	3	10	3	10	
豊能町	有	有	有	0	1	2	1	1	1	6	8	12	0	0	1	0	0	1	1	13	1	13	1	13	1	2	1	2	1	2	
能勢町	有	有	有	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	2	3	2	3	2	1	2	1	2	1	
豊中市	有	有	有	24	24	24	20	20	20	14	14	14	12	12	12	13	14	15	24	10	24	10	24	10	4	32	4	32	4	32	
吹田市	有	有	有	25	25	25	25	25	25	25	25	25	1	1	1	0	0	1	10	100	10	100	10	100	2	3	2	3	2	3	
茨木市	有	有	有	10	10	10	2	2	2	48	48	48	1	1	1	2	2	2	1	10	1	10	1	10	5	20	5	20	5	20	
摂津市	有	有	有	12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	6	2	2	2	6	4	6	4	6	4	3	14	3	14	3	14	
島本町	有	有	有	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
高槻市	有	有	有	3	3	3	1	1	1	2	2	2	2	2	2	0	0	0	2	17	2	17	2	17	1	2	1	2	1	2	
枚方市	有	有	有	6	6	6	5	5	5	13	13	13	12	12	12	4	5	5	12	7	12	7	12	7	5	22	5	22	5	22	
寝屋川市	有	有	有	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	1	16	1	16	1	16	1	1	1	1	1	1	
守口市	有	有	有	105	110	110	21	21	21	70	75	80	1	1	1	2	2	2	1	5	1	5	1	5	5	20	5	20	5	20	
門真市	有	有	有	21	22	22	73	75	75	73	75	75	120	120	120	2	2	2	1	20	1	35	1	35	7	64	7	64	7	64	
大東市	有	有	有	200	200	200	16	16	16	80	80	80	6	6	6	1	1	1	6	18	6	18	6	18	4	12	4	12	4	12	
四條畷市	有	有	有	48	48	48	48	48	48	33	33	33	10	10	10	1	1	1	10	11	10	11	10	11	7	30	7	30	7	30	
交野市	有	有	有	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	8	1	8	1	8	4	33	4	33	4	33	
八尾市	有	有	有	8	8	8	10	12	14	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	8	1	8	1	8	4	10	4	10	4	10	
東大阪市	有	有	有	300	300	300	25	25	25	160	160	160	12	12	12	4	4	4	48	36	48	36	48	36	2	12	2	12	2	12	
松原市	有	有	有	144	144	144	2	2	2	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	8	2	8	2	8	3	9	3	9	3	9	
柏原市	有	有	有	12	12	12	1	1	1	12	12	12	1	1	1	1	1	1	12	6	12	6	12	6	4	26	4	26	4	26	
羽曳野市	有	有	有	4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	4	1	4	1	1	1	1	1	1	
藤井寺市	無	無	有	0	0	1	0	0	1	3	3	3	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	3	11	0	0	0	0	1	3	
富田林市	有	有	有	40	40	40	15	15	15	500	500	500	1	1	1	4	5	6	3	45	3	45	3	45	6	16	6	16	6	16	
河内長野市	有	有	有	12	12	12	10	10	10	10	10	10	3	3	3	1	1	1	3	3	3	3	3	3	0	3	0	3	0	3	
大塚狭山市	有	有	有	40	42	44	65	65	65	6	6	6	1	1	1	1	1	1	13	1	13	1	13	6	34	6	34	6	34		
太子町	有	有	有	10	10	10	5	5	5	10	10	10	18	18	18	1	1	1	4	14	4	14	4	14	1	2	1	2	1	2	
河南町	有	有	有	1	1	1	1	1	1	4	4	4	12	12	12	1	1	1	4	14	4	14	4	14	1	2	1	2	1	2	
千早赤阪村	有	有	有	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	4	4	
堺市	有	有	有	510	520	530	15	15	15	25	25	25	0	0	0	12	13	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	24
泉大津市	有	有	有	12	12	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	2	1	2	1	3	4	1	4	1	4	1	
和泉市	有	有	有	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6	6	6	6	6	
高石市	有	有	有	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	2	5	2	5	2	
忠岡町	無	無	有	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	1	
岸和田市	有	有	有	2,733	2,810	2,888	4	4	4	10	10	10	10	10	10	1	1	1	10	40	10	40	10	40	5	45	5	45	5	45	
貝塚市	有	有	有	25	25	25	30	30	30	4	4	4	1	1	1	1	1	2	1	25	1	25	1	25	5	20	5	20	5	20	
泉佐野市	有	有	有	55	60	65	1	1	1	4	4	4	1	1	1	2	2	2	1	10	1	10	1	10	3	10	3	10	3	10	
泉南市	無	有	有	0	6	6	0	6	6	0	6	6	0	6	6	0	0	0	4	15	4	15	4	15	3	14	3	14	3	14	
阪南市	有	有	有	5	5	5	10	10	10	12	12	12	30	30	30	1	1	1	5	50	5	50	5	50	1	12	1	12	1	12	
熊取町	無	無	有	0	0	3	12	12	12	12	12	12	12	12	12	0	0	2	12	15	12	16	12	17	3	14	3	15	4	16	
田尻町	有	有	有	1	1	1	1	1	1	4	4	4	1	1	1	2	2	2	1	10	1	10	1	10	3	10	3	10	3	10	
網町	無	無	有	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	4	10	4	10	4	10	
合計	38	39	43	5,530	5,692	5,849	799	828	851	2,520	2,556	2,587	319	325	328	96	102	115	247	822	295	1,078	347	1,332	160	767	160	768	167	797	

(10) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

市町村	障がい福祉サービス等に係る 各種研修			障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有						※障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有					
	6年度	7年度	8年度	6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度	
	人／年	人／年	人／年	有無	回／年	有無	回／年	有無	回／年	有無	回／年	有無	回／年	有無	回／年
大阪市	49	49	49	有	1	有	1	有	1	有	1	有	1	有	1
池田市	5	5	5	有	1	有	1	有	1	有	1	有	1	有	1
箕面市	7	7	7	有	1	有	1	有	1	有	1	有	1	有	1
豊能町	2	2	2	有	12	有	12	有	12						
能勢町	1	1	1	無	0	無	0	無	0	無	0	無	0	無	0
豊中市	32	32	32	有	2	有	2	有	2	有	1	有	1	有	1
吹田市	15	15	15	有	1	有	1	有	1	有	2	有	2	有	2
茨木市	51	51	51	有	13	有	13	有	13	有	2	有	2	有	2
摂津市	1	1	1	有	1	有	1	有	1						
島本町	5	5	5	無	0	無	0	無	0						
高槻市	10	10	10	有	2	有	2	有	2	有	1	有	1	有	1
枚方市	10	10	10	有	14	有	14	有	14	有	2	有	2	有	2
寝屋川市	2	2	2	有	1	有	1	有	1	有	1	有	1	有	1
守口市	5	5	5	有	1	有	1	有	1						
門真市	5	5	5	有	1	有	1	有	1						
大東市	20	20	20	有	12	有	12	有	12						
四條畷市	6	6	6	有	12	有	12	有	12						
交野市	45	45	45	有	1	有	1	有	1						
八尾市	10	10	10	有	2	有	2	有	2	有	24	有	24	有	24
東大阪市	8	8	8	有	1	有	1	有	1	有	2	有	2	有	2
松原市	5	5	5	有	12	有	12	有	12	有	12	有	12	有	12
柏原市	50	50	50	有	1	有	1	有	1	有	1	有	1	有	1
羽曳野市	1	1	1	有	1	有	1	有	1						
藤井寺市	9	9	9	無	0	無	0	有	1						
富田林市	4	4	4	有	1	有	1	有	1	有	10	有	10	有	10
河内長野市	5	5	5	有	1	有	1	有	1	有	3	有	3	有	3
大阪狭山市	8	8	8	有	1	有	1	有	1	有	5	有	5	有	5
太子町	3	3	3	無	0	無	0	無	0	有	1	有	1	有	1
河南町	1	1	1	有	12	有	12	有	12	有	1	有	1	有	1
千早赤阪村	1	1	1	無	0	無	0	無	0	有	1	有	1	有	1
堺市	0	0	40	有	0	有	0	有	0	有	0	有	0	有	0
泉大津市	20	20	20	有	12	有	12	有	12	有	2	有	2	有	2
和泉市	1	1	1	有	1	有	1	有	1	有	1	有	1	有	1
高石市	6	6	6	有	12	有	12	有	12	有	3	有	3	有	3
忠岡町	1	1	1	無	0	無	0	有	1	無	0	無	0	有	1
岸和田市	33	33	33	有	1	有	1	有	1	有	11	有	11	有	11
貝塚市	25	25	25	有	1	有	1	有	1	有	1	有	1	有	1
泉佐野市	4	4	4	無	0	無	0	有	1	有	1	有	1	有	1
泉南市	1	1	1	有	1	有	1	有	1	有	1	有	1	有	1
阪南市	5	5	5	有	12	有	12	有	12	有	3	有	3	有	3
熊取町	8	8	8	無	0	無	0	無	0	有	5	有	6	有	7
田尻町	1	1	1	有	1	有	1	有	1	有	1	有	1	有	1
岬町	0	0	0	有	1	有	1	有	1	有	1	有	1	有	1
合計	481	481	521	35	150	35	150	38	153	31	102	31	103	32	105

※「障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有」は指定都市・中核市・指定権限を有する市町村で実施。

(11) 市町村地域生活支援事業

市 町 村	理解促進研修・啓発事業			自発的活動支援事業			相談支援事業													成年後見制度 利用支援事業			成年後見制度 法人後見支援制度		
							障がい者相談支援事業			基幹相談支援センター			基幹相談支援センター等 機能強化事業			住宅入居等支援事業 （居住サポート事業）									
	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	
	有無	有無	有無	有無	有無	有無	箇所	箇所	箇所	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	人／年	人／年	人／年	有無	有無	有無
大阪市	有	有	有	有	有	有	24	24	24	有	有	有	有	有	有	有	有	有	285	298	311	有	有	有	
池田市	有	有	有	有	有	有	7	8	9	有	有	有	有	有	有	有	無	無	無	5	6	7	無	無	無
箕面市	有	有	有	有	有	有	4	4	4	有	有	有	有	有	有	有	有	有	18	20	22	有	有	有	
豊能町	有	有	有	有	有	有	2	2	2	有	有	有	無	有	有	無	無	無	2	2	2	無	無	無	
能勢町	無	無	無	無	無	無	2	2	2	有	有	有	有	有	有	無	無	無	1	1	1	無	無	無	
豊中市	有	有	有	有	有	有	7	7	7	有	有	有	有	有	有	無	無	無	40	40	40	無	無	無	
吹田市	有	有	有	有	有	有	6	6	6	有	有	有	有	有	有	無	無	有	43	46	49	無	有	有	
茨木市	有	有	有	有	有	有	10	10	10	有	有	有	有	有	有	無	無	無	12	11	11	無	無	無	
摂津市	有	有	有	有	有	有	3	3	3	有	有	有	有	有	有	無	無	無	1	1	1	有	有	有	
島本町	有	有	有	有	有	有	2	2	2	有	有	有	有	有	有	無	無	無	2	2	2	無	無	無	
高槻市	有	有	有	有	有	有	8	8	8	有	有	有	有	有	有	有	有	有	27	29	31	有	有	有	
枚方市	有	有	有	有	有	有	7	7	7	有	有	有	有	有	有	有	有	有	31	33	35	有	有	有	
寝屋川市	有	有	有	有	有	有	4	4	4	有	有	有	有	有	有	無	無	無	7	7	7	無	無	無	
守口市	有	有	有	有	有	有	4	4	4	有	有	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	無	無	無	
門真市	有	有	有	有	有	有	2	2	2	有	有	有	有	有	有	無	無	有	9	10	11	無	無	無	
大東市	有	有	有	有	有	有	4	4	4	有	有	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	有	有	有	
四條畷市	有	有	有	有	有	有	4	4	4	有	有	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	無	無	有	
交野市	有	有	有	有	有	有	3	3	3	有	有	有	有	有	有	有	有	有	3	3	3	有	有	有	
八尾市	有	有	有	有	有	有	4	4	4	有	有	有	有	有	有	有	有	有	3	4	5	有	有	有	
東大阪市	有	有	有	有	有	有	11	11	11	有	有	有	有	有	有	有	有	有	30	40	50	有	有	有	
松原市	有	有	有	有	有	有	5	5	5	有	有	有	有	有	有	有	有	有	6	6	6	有	有	有	
柏原市	有	有	有	有	有	有	4	4	4	有	有	有	有	有	有	無	無	無	5	5	5	有	有	有	
羽曳野市	有	有	有	有	有	有	4	4	4	有	有	有	有	有	有	有	有	有	3	3	3	有	有	有	
藤井寺市	有	有	有	有	有	有	3	3	3	無	無	有	有	有	有	無	無	無	1	1	1	有	有	有	
富田林市	有	有	有	有	有	有	5	5	5	有	有	有	有	有	有	有	有	有	3	3	3	有	有	有	
河内長野市	有	有	有	有	有	有	4	4	4	有	有	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	無	無	無	
大阪狭山市	有	有	有	有	有	有	3	3	3	有	有	有	有	有	有	有	有	有	6	6	7	無	無	無	
太子町	無	無	無	無	無	無	4	4	4	有	有	有	有	有	有	無	無	無	2	2	3	無	無	無	
河南町	無	無	無	無	無	無	5	5	5	有	有	有	有	有	有	無	無	無	1	1	1	無	無	無	
千早赤阪村	無	無	無	無	無	無	3	3	3	有	有	有	有	有	有	無	無	無	0	0	0	無	無	無	
堺市	有	有	有	無	無	無	8	8	8	有	有	有	有	有	有	有	有	有	75	80	86	無	無	無	
泉大津市	有	有	有	無	無	無	1	1	1	有	有	有	有	有	有	無	無	無	4	4	4	無	無	無	
和泉市	有	有	有	有	有	有	4	4	4	有	有	有	有	有	有	無	無	無	2	2	2	無	無	無	
高石市	有	有	有	無	無	無	1	1	1	有	有	有	有	有	有	無	無	無	3	3	3	無	無	無	
忠岡町	有	有	有	有	有	有	1	1	1	無	無	有	無	無	無	無	無	無	1	1	1	無	無	無	
岸和田市	有	有	有	有	有	有	6	6	6	有	有	有	有	有	有	有	有	有	5	6	7	無	無	無	
貝塚市	有	有	有	無	無	無	3	3	3	有	有	有	有	有	有	無	無	有	4	5	5	無	無	有	
泉佐野市	有	有	有	有	有	有	5	5	5	有	有	有	有	有	有	無	無	無	4	4	5	有	有	有	
泉南市	有	有	有	有	有	有	3	3	3	無	有	有	無	有	有	無	無	無	1	1	1	無	無	無	
阪南市	有	有	有	有	有	有	1	1	1	有	有	有	有	有	有	有	有	有	2	2	2	有	有	有	
熊取町	有	有	有	有	有	有	3	3	3	無	無	有	無	無	無	有	有	有	1	1	1	有	有	有	
田尻町	有	有	有	無	無	無	1	1	1	有	有	有	有	有	有	無	無	無	1	0	0	有	有	有	
岬町	有	有	有	有	有	有	1	1	1	無	無	有	無	無	無	無	無	無	2	2	2	無	無	無	
合計	39	39	39	34	34	34	196	197	198	38	39	43	38	40	40	19	19	22	655	695	740	18	19	21	

(11) 市町村地域生活支援事業

市町村	意思疎通支援事業														
	手話通訳者派遣事業						要約筆記者派遣事業						手話通訳者設置事業		
	6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度	7年度	8年度
	件／年	時間／年	件／年	時間／年	件／年	時間／年	件／年	時間／年	件／年	時間／年	件／年	時間／年	人／年	人／年	人／年
大阪市	4,627	5,632	4,675	5,680	4,723	5,729	221	744	221	744	221	744	6	6	6
池田市	100	190	105	220	110	240	85	180	90	200	95	230	1	1	1
箕面市	202	290	202	290	202	290	19	36	19	36	19	36	2	2	2
豊能町	16	30	17	32	18	34	2	4	2	4	2	4	1	1	1
能勢町	16	16	16	16	16	16	1	1	1	1	1	1	0	0	0
豊中市	490	686	500	700	510	714	10	27	10	27	10	27	2	2	2
吹田市	525	778	525	778	525	778	2	7	2	7	2	7	2	2	2
茨木市	2,457	1,624	2,566	1,695	2,679	1,769	21	236	23	259	25	281	5	5	5
摂津市	40	60	40	60	40	60	0	0	0	0	0	0	1	1	1
島本町	7	14	7	14	7	14	1	6	1	6	1	6	2	2	2
高槻市	781	862	805	888	830	915	21	48	22	50	23	52	3	3	3
枚方市	1,444	2,154	1,499	2,160	1,556	2,166	17	81	18	72	19	64	2	2	2
寝屋川市	460	920	480	960	500	1,000	10	20	11	22	12	24	2	2	2
守口市	209	425	209	425	209	425	14	34	14	34	14	34	2	2	3
門真市	421	954	426	966	431	977	32	112	32	112	32	112	15	15	15
大東市	428	689	428	689	428	689	2	20	2	20	2	20	3	3	3
四條畷市	160	256	160	256	160	256	4	50	4	50	4	50	4	4	4
交野市	214	280	220	286	227	295	8	16	10	20	12	24	1	1	1
八尾市	500	660	500	660	500	660	155	130	155	130	155	130	1	1	1
東大阪市	846	1,131	886	1,184	925	1,236	3	6	3	6	3	6	6	6	6
松原市	686	1,458	692	1,471	698	1,483	15	30	15	30	15	30	2	2	2
柏原市	340	680	350	700	360	720	93	203	93	203	93	203	2	2	2
羽曳野市	300	750	300	750	300	750	10	20	10	20	10	20	2	2	2
藤井寺市	136	204	138	207	140	210	2	2	2	2	2	6	3	3	3
富田林市	537	806	565	848	593	890	14	90	14	90	14	90	2	2	2
河内長野市	320	430	320	430	320	430	23	55	23	55	23	55	2	2	2
大阪狭山市	80	95	80	95	80	95	55	87	57	90	58	92	1	1	1
太子町	14	46	16	52	16	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河南町	20	50	20	50	20	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千早赤阪村	1	2	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	2,610	3,797	2,741	3,987	2,878	4,186	257	880	270	924	284	970	8	8	8
泉大津市	73	284	76	296	80	311	1	4	1	4	1	4	1	1	1
和泉市	35	1,160	35	1,160	35	1,160	4	130	4	130	4	130	2	2	2
高石市	20	40	20	40	20	40	1	1	1	1	1	1	1	1	1
忠岡町	6	12	6	12	7	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岸和田市	237	568	257	617	277	665	26	260	33	330	40	400	3	3	3
貝塚市	150	330	150	330	150	330	30	90	30	90	30	90	1	1	1
泉佐野市	280	786	280	786	280	786	3	19	3	19	3	19	1	1	1
泉南市	205	292	210	299	215	306	1	5	2	10	2	10	1	1	1
阪南市	172	350	172	350	172	350	0	0	0	0	0	0	1	1	1
熊取町	55	70	55	70	55	70	1	2	1	2	1	2	1	1	1
田尻町	18	50	18	50	18	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岬町	50	110	55	115	60	120	0	0	0	0	0	0	1	1	1
合計	20,288	30,021	20,823	30,676	21,371	31,333	1,164	3,636	1,199	3,800	1,233	3,974	96	96	97

※手話通訳者・要約筆記者の派遣事業は「実利用見込件数」と「時間」、手話通訳者設置事業は「通訳者見込者数」、手話奉仕員養成研修事業は「養成講習修了見込者数」

※指定都市・中核市における手話通訳者・要約筆記者の派遣事業の見込値には、「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」の数値も含まれています

(11) 市町村地域生活支援事業

市町村	日常生活用具給付等事業																	
	介護・訓練支援用具			自立生活支援用具			在宅療養等支援用具			情報・意思疎通支援用具			排泄管理支援用具			居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		
	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度
	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年
大阪市	274	274	274	824	824	824	560	560	560	2,736	2,736	2,736	63,313	64,345	65,377	51	51	51
池田市	8	8	8	17	18	19	30	35	40	20	23	26	2,000	2,050	2,100	2	3	4
箕面市	18	18	18	16	16	16	34	34	34	68	68	68	3,389	3,486	3,583	4	4	4
豊能町	2	2	2	2	2	2	4	4	4	2	2	2	460	470	480	1	1	1
能勢町	1	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3	3	376	376	376	2	2	2
豊中市	20	20	20	80	80	80	75	75	75	70	70	70	9,500	9,500	9,500	4	4	4
吹田市	37	37	37	90	90	90	72	72	72	290	290	290	8,020	8,020	8,020	6	6	6
茨木市	24	25	26	74	78	81	48	48	48	61	64	67	7,834	8,226	8,637	8	8	9
摂津市	6	6	6	20	20	20	20	20	20	12	12	12	2,000	2,000	2,000	2	2	2
島本町	6	6	6	10	11	12	11	12	13	5	5	5	655	660	665	1	1	1
高槻市	29	29	29	79	79	78	91	91	91	64	63	63	7,762	8,057	8,365	5	5	5
枚方市	66	79	94	93	102	112	94	97	100	81	83	85	9,406	9,555	9,707	11	12	13
寝屋川市	15	16	17	50	55	60	55	55	55	50	52	54	6,600	6,700	6,800	2	2	2
守口市	9	9	9	52	52	52	20	20	20	43	43	43	4,301	4,301	4,301	1	1	1
門真市	7	7	7	25	25	25	29	29	29	28	28	28	3,194	3,194	3,194	2	2	2
大東市	12	12	12	36	36	36	33	33	33	29	29	29	2,842	2,842	2,842	2	2	2
四條畷市	6	6	6	4	4	4	4	4	4	5	5	5	1,251	1,251	1,251	2	2	2
交野市	18	18	18	12	12	12	18	19	20	16	16	16	2,500	2,550	2,600	2	2	2
東大阪市	34	23	12	117	115	112	91	89	87	104	97	90	12,232	12,052	11,872	8	7	6
松原市	9	9	9	38	38	38	28	28	28	37	37	37	3,373	3,373	3,373	4	4	4
柏原市	3	3	3	8	8	8	9	9	9	10	10	10	1,606	1,606	1,606	1	1	1
八尾市	19	21	23	45	48	52	47	48	49	71	78	85	7,594	7,852	8,118	4	4	4
羽曳野市	24	24	24	36	36	36	34	34	34	12	12	12	3,840	3,840	3,840	6	6	6
藤井寺市	7	8	9	16	17	18	3	3	3	9	9	9	1,606	1,616	1,626	1	1	1
富田林市	8	8	8	16	16	16	21	21	21	18	18	18	2,805	2,805	2,805	2	2	2
河内長野市	10	10	10	22	22	22	20	22	24	35	35	35	2,850	2,860	2,870	2	2	2
大阪狭山市	1	1	1	10	10	10	14	14	14	49	50	52	1,626	1,665	1,707	2	2	2
太子町	3	3	3	3	3	3	7	7	7	2	2	2	420	420	420	1	1	1
河南町	2	2	2	6	6	6	4	4	4	2	2	2	430	430	430	1	1	1
千早赤阪村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	155	160	164	1	1	1
堺市	70	70	70	216	216	216	143	143	143	508	508	508	25,579	26,165	26,765	26	26	26
泉大津市	13	14	15	23	24	25	12	13	13	21	22	22	1,266	1,316	1,366	1	1	1
和泉市	14	14	14	36	36	36	38	38	38	32	32	32	7,042	7,042	7,042	6	6	6
高石市	4	4	4	7	6	6	5	4	3	7	8	10	642	663	685	2	2	2
忠岡町	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	366	366	366	0	0	0
岸和田市	16	17	18	25	30	35	51	54	57	62	67	72	5,598	5,970	6,342	38	40	42
貝塚市	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	2,200	2,200	2,200	2	2	2
泉佐野市	9	9	9	30	30	30	20	20	20	34	34	34	2,396	2,396	2,396	3	3	3
泉南市	5	5	5	18	18	18	8	8	8	9	9	9	1,555	1,555	1,555	1	1	1
阪南市	5	5	5	8	8	8	7	7	7	11	11	11	1,431	1,431	1,431	2	2	2
熊取町	3	3	3	10	10	10	10	10	10	6	6	6	1,000	1,000	1,000	2	2	2
田尻町	2	2	2	2	2	2	4	4	4	3	3	3	270	270	270	0	0	0
岬町	3	3	3	1	1	1	2	2	2	60	60	60	350	350	350	1	1	1
合計	845	854	865	2,201	2,228	2,255	1,802	1,816	1,829	4,707	4,724	4,743	223,635	226,986	230,397	225	228	232

※排泄管理支援用具(ストーマ装具及び紙おむつ等、継続的に給付する用具)については、1ヶ月分を1件とカウントする。

(1 1) 市町村地域生活支援事業

市町村	手話奉仕員養成研修事業		
	6年度	7年度	8年度
	人／年	人／年	人／年
大阪市	699	699	699
池田市	13	14	15
箕面市	15	15	15
豊能町	0	0	0
能勢町	0	0	0
豊中市	40	40	40
吹田市	120	120	120
茨木市	60	60	60
摂津市	1	1	1
島本町	0	0	0
高槻市	37	38	38
枚方市	34	36	38
寝屋川市	30	30	30
守口市	11	11	12
門真市	15	15	15
大東市	30	30	30
四條畷市	8	8	8
交野市	33	33	33
八尾市	15	15	15
東大阪市	40	40	40
松原市	40	40	40
柏原市	25	23	21
羽曳野市	40	40	40
藤井寺市	31	32	33
富田林市	25	25	25
河内長野市	12	12	12
大阪狭山市	15	15	15
太子町	3	3	3
河南町	7	7	7
千早赤阪村	0	0	0
堺市	20	20	20
泉大津市	14	15	15
和泉市	50	50	50
高石市	11	14	18
忠岡町	0	0	0
岸和田市	30	30	30
貝塚市	30	30	30
泉佐野市	20	20	20
泉南市	7	7	7
阪南市	10	10	10
熊取町	10	10	10
田尻町	3	3	3
岬町	5	5	5
合計	1,609	1,616	1,623

(11) 市町村地域生活支援事業

市町村	移動支援																													
	合計						身体障がい者						知的障がい者						障がい児						精神障がい者					
	6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度	
	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年
大阪市	6,117	139,661	6,200	141,582	6,287	143,553	292	6,178	293	6,178	294	6,178	3,633	87,174	3,654	87,697	3,676	88,223	407	5,197	408	5,197	409	5,197	1,785	41,112	1,845	42,510	1,908	43,955
池田市	306	71,973	329	77,032	349	81,450	54	12,209	59	13,340	64	14,470	170	43,322	180	45,871	188	47,910	51	12,423	54	13,153	57	13,884	31	4,019	36	4,668	40	5,186
箕面市	359	53,583	374	55,674	389	57,858	110	20,757	113	21,261	115	21,778	182	27,253	190	28,463	199	29,726	37	3,860	40	4,180	43	4,527	30	1,713	31	1,770	32	1,827
豊能町	13	450	15	530	17	610	5	160	6	190	7	220	6	270	7	320	8	370	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10
能勢町	9	274	9	274	9	274	5	93	5	93	5	93	3	168	3	168	3	168	0	0	0	0	0	0	1	13	1	13	1	13
豊中市	1,491	240,220	1,550	248,838	1,609	257,457	234	37,870	234	37,870	234	37,870	679	128,997	697	132,417	715	135,837	138	14,953	148	16,036	158	17,120	440	58,400	471	62,515	502	66,630
吹田市	1,077	157,800	1,129	164,782	1,181	171,764	234	39,659	252	42,710	270	45,760	586	92,722	597	94,462	608	96,203	78	6,581	89	7,509	100	8,437	179	18,838	191	20,101	203	21,364
茨木市	558	94,866	614	99,609	676	104,590	91	17,111	100	17,966	110	18,865	328	58,266	361	61,179	397	64,238	48	5,257	53	5,520	59	5,796	91	14,232	100	14,944	110	15,691
摂津市	151	16,230	161	16,595	171	16,878	49	6,853	52	6,981	55	7,076	86	7,973	91	8,099	96	8,188	8	924	9	997	10	1,062	8	480	9	518	10	552
島本町	90	7,573	95	8,081	100	8,589	11	1,089	12	1,188	13	1,287	47	4,230	49	4,410	51	4,590	6	1,110	7	1,295	8	1,480	26	1,144	27	1,188	28	1,232
高槻市	966	147,325	984	149,944	1,004	152,634	188	34,027	187	33,849	186	33,672	570	99,839	584	102,288	598	104,797	77	4,892	79	5,030	82	5,172	131	8,567	134	8,777	138	8,993
枚方市	1,075	221,423	1,183	243,566	1,302	267,822	400	75,572	440	83,129	484	91,442	464	112,559	511	123,815	562	136,196	26	2,743	29	3,018	32	3,220	185	30,549	203	33,604	224	36,964
寝屋川市	364	97,080	376	100,032	388	102,960	84	18,948	87	19,632	90	20,304	209	67,212	214	68,820	219	70,428	27	3,024	28	3,144	29	3,252	44	7,896	47	8,436	50	8,976
守口市	465	66,896	465	66,896	465	66,896	168	23,444	168	23,444	168	23,444	220	37,080	220	37,080	220	37,080	27	1,338	27	1,338	27	1,338	50	5,034	50	5,034	50	5,034
門真市	313	40,510	313	40,510	313	40,510	128	15,865	128	15,865	128	15,865	142	20,486	142	20,486	142	20,486	30	2,023	30	2,023	30	2,023	13	2,136	13	2,136	13	2,136
大東市	304	43,160	317	46,879	330	48,786	89	14,215	92	16,239	95	16,769	157	20,922	164	21,888	171	22,856	20	2,601	21	2,708	22	2,814	38	5,422	40	6,044	42	6,347
四條畷市	141	19,684	141	19,684	141	19,684	33	3,210	33	3,210	33	3,210	83	13,943	83	13,943	83	13,943	8	814	8	814	8	814	17	1,717	17	1,717	17	1,717
交野市	1,526	24,727	1,631	26,295	1,743	27,965	638	8,230	694	8,953	755	9,740	688	13,966	722	14,657	758	15,387	24	120	30	150	36	180	176	2,411	185	2,535	194	2,658
八尾市	827	123,174	908	134,361	1,003	147,846	214	39,891	206	38,295	197	36,763	415	61,936	494	73,704	588	87,707	18	3,087	18	3,087	18	3,087	180	18,260	190	19,275	200	20,289
東大阪市	1,882	23,607	1,852	23,283	1,825	22,988	500	7,047	468	6,596	437	6,159	817	11,565	837	11,848	857	12,131	115	883	110	845	106	814	450	4,112	437	3,994	425	3,884
松原市	286	44,330	330	51,150	374	57,970	52	8,060	60	9,300	68	10,540	170	26,350	185	28,675	200	31,000	19	2,945	25	3,875	31	4,805	45	6,975	60	9,300	75	11,625
柏原市	111	10,449	118	11,147	115	11,845	22	1,778	23	1,832	15	1,886	60	6,500	65	7,119	70	7,737	6	416	7	441	7	467	23	1,755	23	1,755	23	1,755
羽曳野市	213	38,761	209	37,972	205	37,183	30	6,000	30	6,000	30	6,000	156	30,770	152	29,981	148	29,192	2	321	2	321	2	321	25	1,670	25	1,670	25	1,670
藤井寺市	172	36,846	181	38,599	190	40,351	42	9,097	45	9,747	48	10,397	105	24,717	108	25,423	111	26,129	3	498	4	664	5	830	22	2,534	24	2,765	26	2,995
富田林市	238	35,957	248	37,517	255	38,621	21	3,402	26	4,212	30	4,860	148	23,976	151	24,462	153	24,786	23	2,507	23	2,507	23	2,507	46	6,072	48	6,336	49	6,468
河内長野市	212	38,300	215	38,600	218	38,900	56	12,900	57	13,000	58	13,100	90	17,100	91	17,200	92	17,300	19	1,500	19	1,500	19	1,500	47	6,800	48	6,900	49	7,000
大阪狭山市	145	22,475	153	23,609	160	24,581	19	3,385	19	3,385	19	3,385	78	14,257	82	14,988	86	15,720	12	1,956	13	2,119	13	2,119	36	2,877	39	3,117	42	3,357
太子町	36	4,935	39	5,020	44	5,111	6	900	6	900	6	900	16	1,600	16	1,600	16	1,600	4	1,000	4	1,000	4	1,000	10	1,435	13	1,520	18	1,611
河南町	67	4,610	69	4,740	72	4,970	16	800	16	800	16	800	29	2,030	30	2,100	31	2,170	10	580	11	640	12	700	12	1,200	12	1,200	13	1,300
千早赤阪村	9	1,580	9	1,580	9	1,580	2	20	2	20	2	20	5	1,250	5	1,250	5	1,250	1	60	1	60	1	60	1	250	1	250	1	250
堺市	3,431	453,018	3,484	474,439	3,537	495,860	527	83,315	535	87,255	543	91,194	1,703	231,338	1,725	242,277	1,747	253,216	185	13,008	192	13,623	199	14,238	1,016	125,357	1,032	131,284	1,048	137,212
泉大津市	198	27,082	207	28,385	217	29,771	27	4,431	28	4,596	29	4,760	113	13,613	118	14,216	123	14,818	14	1,201	14	1,201	15	1,287	44	7,837	47	8,372	50	8,906
和泉市	604	86,103	624	90,293	643	94,939	190	29,351	196	30,129	202	30,927	240	31,086	242	31,241	243	31,397	37	3,453	38	3,637	38	3,831	137	22,213	148	25,286	160	28,784
高石市	181	28,045	181	28,045	181	28,045	20	2,919	20	2,919	20	2,919	87	11,102	87	11,102	87	11,102	37	7,012	37	7,012	37	7,012	37	7,012	37	7,012	37	7,012
忠岡町	30	5,550	30	5,550	30	5,550	11	2,500	11	2,500	11	2,500	14	2,050	14	2,050	14	2,050	2	200	2	200	2	200	3	800	3	800	3	800
岸和田市	793	125,392	820	129,474	847	133,556	247	44,460	253	45,540	259	46,620	262	37,204	279	39,618	296	42,032	26	2,964	27	3,078	28	3,192	258	40,764	261	41,238	264	41,712
貝塚市	196	19,448	201	19,885	206	20,321	53	5,794	54	5,904	55	6,013	86	8,847	88	9,053	90	9,259	8	219	9	246	10	273	49	4,588	50	4,682	51	4,776
泉佐野市	347	38,802	362	40,741	378	42,776	78	8,185	81	8,594	85	9,023	170	23,047	178	24,199	186	25,408	11	862	11	905	11	950	88	6,708	92	7,043	96	7,395
泉南市	175	17,744	178	18,058	181	18,372	25	1,707	25	1,707	25	1,707	103	12,987	105	13,239	107	13,491	8	636	8	636	8	636	39	2,414	40	2,476	41	2,538
阪南市	129	12,158	129	12,158	129	12,158	45	3,453	45	3,453	45	3,453	52	6,774	52	6,774	52	6,774	11	892	11	892	11	892	21	1,039	21	1,039	21	1,039

(11) 市町村地域生活支援事業

市 町 村	地域活動支援センター						※発達障がい者支援センター運営事業						※障がい児等療育支援事業		
	6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度	7年度	8年度
	箇所	人／年	箇所	人／年	箇所	人／年	箇所	人／年	箇所	人／年	箇所	人／年	箇所	箇所	箇所
大阪市	45	776	45	776	45	776	1	846	1	846	1	846	14	14	14
池田市	1	300	1	300	1	300									
箕面市	2	30	2	30	2	30									
豊能町	1	20	1	21	1	22									
能勢町	2	1	2	1	2	1									
豊中市	2	350	2	350	2	350							1	1	1
吹田市	2	6,588	2	7,222	3	7,856							1	1	1
茨木市	3	203	3	208	3	215									
摂津市	1	287	1	292	1	297									
島本町	1	5	1	5	1	5									
高槻市	8	357	8	361	8	364							2	2	2
枚方市	9	944	9	944	9	944							1	1	1
寝屋川市	3	200	3	200	3	200							1	1	1
守口市	1	100	1	110	1	120									
門真市	2	110	2	110	2	110									
大東市	2	144	2	145	2	146									
四條畷市	1	480	1	480	1	480									
交野市	1	62	1	62	1	62									
八尾市	6	131	6	131	6	131							1	1	1
東大阪市	15	285	16	293	17	301									
松原市	2	205	2	205	2	205									
柏原市	1	30	1	30	1	30									
羽曳野市	2	60	2	60	2	60									
藤井寺市	3	71	3	72	3	73									
富田林市	2	48	2	53	2	58									
河内長野市	1	20	1	20	1	20									
大阪狭山市	2	60	2	60	2	60									
太子町	1	3	1	3	1	3									
河南町	1	5	1	5	1	5									
千早赤阪村	1	2	1	2	1	2									
堺市	15	750	15	750	15	750	1	2,100	1	2,100	1	2,100	7	7	7
泉大津市	2	24	2	25	2	26									
和泉市	1	55	1	55	1	55									
高石市	1	235	1	265	1	300									
忠岡町	1	4	1	4	1	4									
岸和田市	2	332	2	342	2	352									
貝塚市	1	110	1	110	1	110									
泉佐野市	1	120	1	120	1	120									
泉南市	1	45	1	45	1	45									
阪南市	1	35	1	57	1	59									
熊取町	1	20	1	22	1	24									
田尻町	1	13	1	14	1	15									
岬町	1	5	1	5	1	5									
合計	153	13,625	154	14,365	156	15,091	2	2,946	2	2,946	2	2,946	28	28	28

※「発達障がい者支援センター運営事業」は指定都市、「障がい児等療育支援事業」は指定都市・中核市で実施

(1 1) 市町村地域生活支援事業

市町村	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業																	
	手話通訳者養成研修事業						要約筆記者養成研修事業						盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業			失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業		
	登録試験合格者数			実養成講習修了見込者数			登録試験合格者数			実養成講習修了見込者数			登録者数			登録者数		
	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度
	人/年	人/年	人/年	人/年	人/年	人/年	人/年	人/年	人/年	人/年	人/年	人/年	人/年	人/年	人/年	人/年	人/年	人/年
大阪市	20※	20※	20※	40※	40※	40※	14	18	20	40	40	40	30※	30※	30※	5※	5※	5※
堺市	4	4	4	9	9	9	4	4	4	20	20	20	30※	30※	30※	5※	5※	5※
豊中市	20※	20※	20※	40※	40※	40※	10※	10※	10※	20※	20※	20※	30※	30※	30※	5※	5※	5※
吹田市	20※	20※	20※	40※	40※	40※	10※	10※	10※	20※	20※	20※	30※	30※	30※	5※	5※	5※
高槻市	20※	20※	20※	40※	40※	40※	10※	10※	10※	20※	20※	20※	30※	30※	30※	5※	5※	5※
枚方市	20※	20※	20※	40※	40※	40※	10※	10※	10※	20※	20※	20※	30※	30※	30※	5※	5※	5※
寝屋川市	20※	20※	20※	40※	40※	40※	10※	10※	10※	20※	20※	20※	30※	30※	30※	5※	5※	5※
東大阪市	20※	20※	20※	40※	40※	40※	10※	10※	10※	20※	20※	20※	30※	30※	30※	5※	5※	5※
八尾市	20※	20※	20※	40※	40※	40※	10※	10※	10※	20※	20※	20※	30※	30※	30※	5※	5※	5※

※事業全体数(各共同実施市についてはそれぞれ内数) 大阪府全体での数値のため、見込値は内数である旨記載いただければ結構です。

(11) 市町村地域生活支援事業

市町村	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業																							
	手話通訳者派遣事業						要約筆記者派遣事業						盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業						失語症者向け意思疎通支援者派遣事業(失語症サロンへの派遣)					
	6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度		6年度		7年度		8年度	
	件／年	時間／年	件／年	時間／年	件／年	時間／年	件／年	時間／年	件／年	時間／年	件／年	時間／年	件／年	時間／年	件／年	時間／年	件／年	時間／年	件／年	時間／年	件／年	時間／年	件／年	時間／年
大阪市	4,627	5,632	4,675	5,680	4,723	5,729	221	744	221	744	221	744	10,825※	43,300※	10,825※	43,300※	10,825※	43,300※	2※	6※	2※	6※	2※	6※
堺市	2,610	3,797	2,741	3,987	2,878	4,186	257	880	270	924	284	970	10,825※	43,300※	10,825※	43,300※	10,825※	43,300※	2※	6※	2※	6※	2※	6※
豊中市													10,825※	43,300※	10,825※	43,300※	10,825※	43,300※	2※	6※	2※	6※	2※	6※
吹田市	10	15	10	15	10	15	0	0	0	0	0	0	10,825※	43,300※	10,825※	43,300※	10,825※	43,300※	2※	6※	2※	6※	2※	6※
高槻市	781	862	805	888	830	915	21	48	22	50	23	52	10,825※	43,300※	10,825※	43,300※	10,825※	43,300※	2※	6※	2※	6※	2※	6※
枚方市	1,444	2,154	1,499	2,160	1,556	2,166	17	81	18	72	19	64	10,825※	43,300※	10,825※	43,300※	10,825※	43,300※	2※	6※	2※	6※	2※	6※
寝屋川市	460	920	480	960	500	1,000	10	20	11	22	12	24	10,825※	43,300※	10,825※	43,300※	10,825※	43,300※	2※	6※	2※	6※	2※	6※
東大阪市	846	1,131	886	1,184	925	1,236	3	6	3	6	3	6	10,825※	43,300※	10,825※	43,300※	10,825※	43,300※	2※	6※	2※	6※	2※	6※
八尾市	500	660	500	660	500	660	155	130	155	130	155	130	10,825※	43,300※	10,825※	43,300※	10,825※	43,300※	2※	6※	2※	6※	2※	6※

※事業全体数(各共同実施市についてはそれぞれ内数)

(11) 市町村地域生活支援事業

市 町 村	広域的な支援事業											
	精神障がい者地域生活支援広域調整等事業									発達障がい者支援地域協議会		
	地域生活支援広域調整会議等事業※1			地域移行・地域生活支援事業※2			災害時心のケア体制整備事業※2			による体制整備事業※2		
	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度
	回／年	回／年	回／年	人／年	人／年	人／年	有無	有無	有無	回／年	回／年	回／年
大阪市	2	2	2	35	35	35	有	有	有	2	2	2
池田市												
箕面市												
豊能町												
能勢町												
豊中市	0	0	0									
吹田市	0	0	1									
茨木市												
摂津市												
島本町												
高槻市	2	2	2									
枚方市	6	6	6									
寝屋川市	1	1	1									
守口市												
門真市												
大東市												
四條畷市												
交野市												
八尾市	1	1	1									
東大阪市	1	1	1									
松原市												
柏原市												
羽曳野市												
藤井寺市												
富田林市												
河内長野市												
大阪狭山市												
太子町												
河南町												
千早赤阪村												
堺市	0	0	0	0	0	0	無	無	無	0	0	0
泉大津市												
和泉市												
高石市												
忠岡町												
岸和田市												
貝塚市												
泉佐野市												
泉南市												
阪南市												
熊取町												
田尻町												
岬町												
合計	13	13	14	35	35	35	1	1	1	2	2	2

※1 「地域生活支援広域調整会議等事業」については、指定都市、保健所設置市で実施。

※2 「地域移行・地域生活支援事業」「災害時心のケア体制整備事業」「発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業」については指定都市で実施。